

# 中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会(第11回)の配布資料を掲載しました

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/055/giji\\_list/1422801\\_00026.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/055/giji_list/1422801_00026.html)

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

大学分科会

>

質向上・質保証システム部会

> 質向上・質保証システム部会（第11回）配布資料

質向上・質保証システム部会（第11回）配布資料

1．日時

令和8年8月25日（火曜日）15時00分～17時00分

2．場所

WEB会議

3．議題

「新たな評価」を踏まえた質保証の在り方について

新たなデータプラットフォームにおける情報公表について

教学マネジメント指針について

その他

4．配付資料

議事次第 (PDF:96KB)

【資料1】「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について (PDF:925KB)

【資料2】新たなデータプラットフォームにおける情報公表について (PDF:3.1MB)

【資料3】教学マネジメント指針について (PDF:657KB)

【参考資料1】質向上・質保証システム部会（第10回）の主なご意見 (PDF:217KB)

【参考資料2】教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（概要） (PDF:631KB)

【参考資料3】教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ (PDF:692KB)

【参考資料4】参考資料集(1) (PDF:5.7MB)

【参考資料4】参考資料集(2) (PDF:5.3MB)

お問合せ先

高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（高等教育局高等教育企画課）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会大学分科会  
質向上・質保証システム部会（第11回）議事次第

1. 日 時            令和8年8月25日（火） 15:00～17:00

2. 場 所            WEB会議

3. 議 題

- （1）「新たな評価」を踏まえた質保証の在り方について
- （2）新たなデータプラットフォームにおける情報公表について
- （3）教学マネジメント指針について
- （4）その他

4. 配付資料

- |       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 資料1   | 「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について                  |
| 資料2   | 新たなデータプラットフォームにおける情報公表について                 |
| 資料3   | 教学マネジメント指針について                             |
| 参考資料1 | 質向上・質保証システム部会（第10回）の主なご意見                  |
| 参考資料2 | 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ（概要） |
| 参考資料3 | 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ 議論のまとめ     |
| 参考資料4 | 参考資料集                                      |

# 「新たな評価」を通じた質保証システムの担保について

## 第10回 質向上・質保証システム部会での主な意見

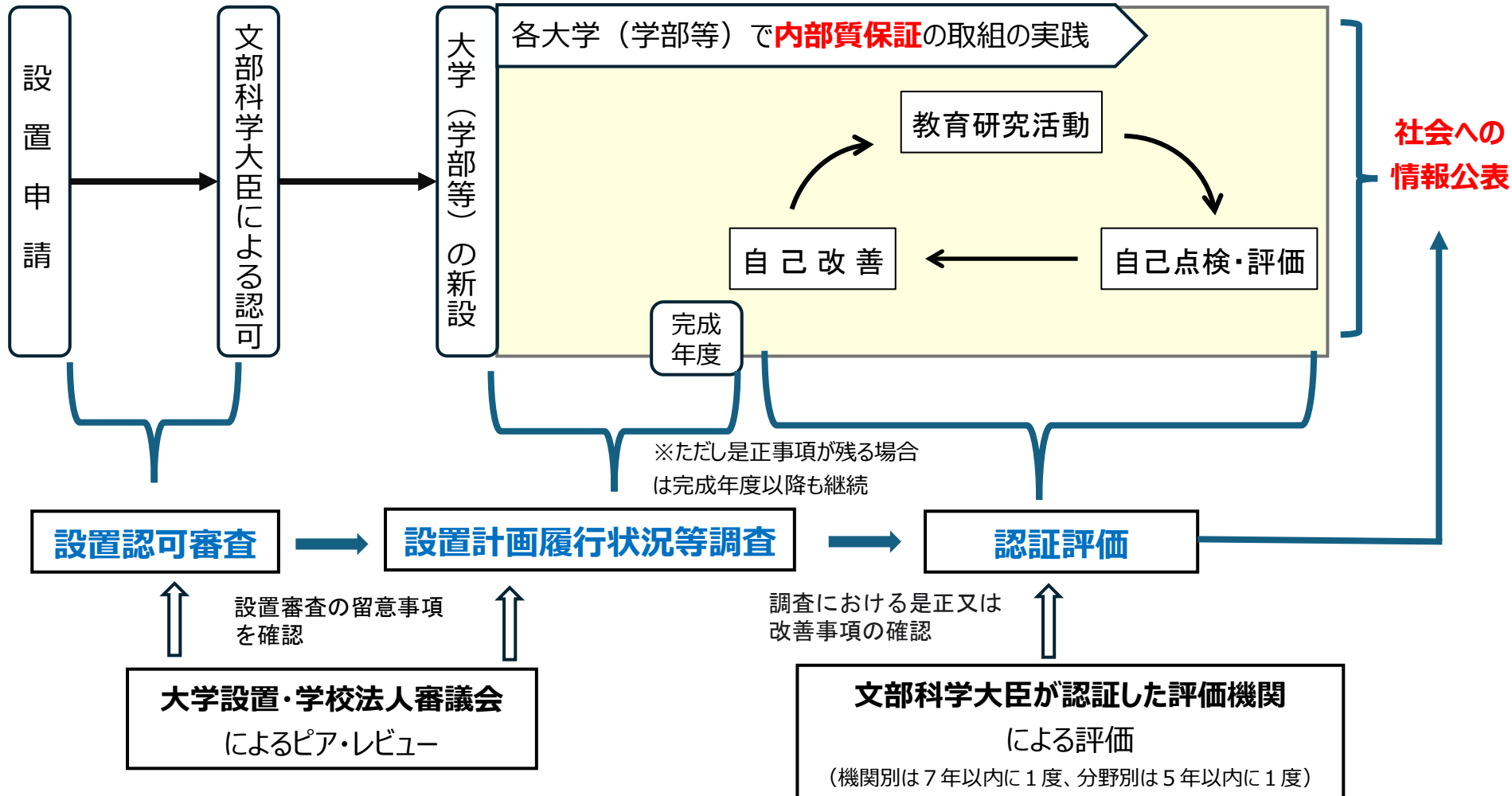
- 再評価を何回受けられるのか、報告・資料提出は具体的にどのようなものなのかなどプロセスをシンプルかつはっきりとさせてほしい。
- 「新たな評価」は、設置認可審査に比べて簡素なものになっている。そのため、例えば、2年以内に再受審して適合が得られない場合は再度設置審査と同等の審査を行い深い視点で質保証を確認するといった役割分担はどうか。そうすれば、いつまでも再評価を受け続け、改善が見られない状況は避けられるのではないか。
- 定性的な判断を含む法令違反の有無を文部科学省においてどのように判断し、判断の結果、学校教育法第15条に対応を行うものとそうでないものをどのように仕分けするのか。
- 質保証システム全体として見た際に、入口である設置認可審査を経て認可された大学が事後チェックである第三者評価で「要是正」状態となった場合には、文部科学省において再度設置審査認可審査と同等の審査を行うなど、循環するかたちがあってもよいのではないか。
- 認証評価と設置認可は切り離せない関係にあり、一体として考えていく必要があるのではないか。例えば、設置認可審査における学生確保の見通しに関するエビデンスについてより厳しく精査するなど、入口段階の質保証の在り方も考えていく必要がある。
- 「新たな評価」は設置認可審査時の審査に比べると簡素なものであり、第三者評価を通じてアラートに近いものが出るイメージをもっている。それに対して、例えば設置認可審査時と同等の審査を行っていくなど国としてより詳細の確認をしていく必要があるのではないか。



# 現在の高等教育の質保証システム

我が国の質保証に係る制度は、大学設置・学校法人審議会の審査を経た設置認可を皮切りに、設置計画計画履行状況等調査、文部科学大臣が認証した評価機関による評価を通じて質保証を図っている。

設置後は、大学（学部等）自身も内部質保証の取組を行うとともに、社会への教育研究活動等に関する情報公表を行いアカウンタビリティを果たしている。



※教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの大学設置基準等に規定した水準を満たしているかを担保

※法令違反が認められる場合には、勧告、変更命令及び廃止命令により是正

# 評価を通じた高等教育の質保証システムを担保するために講じたこれまでの対応

## ■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月 中央教育審議会)【抄】

### 教育の質保証システムの確立

(中略)

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料を提出することを求めることとする。

### 学校教育法改正(令和2年4月1日施行)

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする  
(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう大学等における教育研究水準の向上に努めることとする  
(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるものとする  
(学校教育法第109条第7項)

### (参考) 平成31年4月3日文部科学委員会 政府参考人答弁

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

# 現在の機関別認証評価の受審結果の状況

- 第3サイクルで不適合を受けた大学は16校（令和2年学校教育法改正後に不適合を受けた大学は15校）うち再（追）評価を受審し適合の評価を受けたのは4校である。
- 不適合が継続している大学に対しては、高等教育の質保証を徹底するため、速やかに指摘事項の改善を行い、再（追）評価を受審し、適合を受けるようことを促すために、これまで以上に厳格な措置を図ることが必要。
- さらに、改善を促しても改善をしない大学（併せて法令に違反している大学）に対しては、対応手順のフローを明確にし、厳格に対処していくことにより、高等教育の質保証の実効性を確保する必要がある。

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

| 実施年度           |     | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7 | 合計    |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 実施数（※1）        |     | 34  | 83  | 136 | 205 | 177 | 232 | 270 | 57  | 97  | 150 | 220 | 210 | 228 | 204 | 56  | 106 | 152 | 227 | 213 | 200 | 189 | 74 | 3,520 |
| 評価結果           | 適 合 | 32  | 83  | 135 | 200 | 167 | 224 | 242 | 54  | 93  | 145 | 217 | 200 | 219 | 194 | 53  | 105 | 150 | 224 | 212 | 196 | 184 | 71 | 3,400 |
|                | 保 留 | 2   | 0   | 1   | 5   | 10  | 8   | 25  | 3   | 2   | 2   | 1   | 9   | 6   | 5   | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 82    |
|                | 不適合 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 3   | 0   | 1   | 3   | 2   | 1   | 3   | 5   | 0   | 1   | 2   | 3   | 1   | 4   | 5   | 3  | 37    |
| 再（追）評価<br>（※2） | 適 合 | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 1   | 8   | 11  | 6   | 10  | 4   | 4   | 4   | 5   | 6   | 4   | 9   | 1   | 1   | 0   | 0   | 3  | 78    |
|                | 不適合 | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 2   | 4   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 3   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0  | 14    |

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## (2) 評価結果の活用の在り方

### <具体的な対応方策>

#### 資源配分への活用の検討

「要是正」機関への私学助成の減額・不交付等の資源配分への反映

○ 現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、**「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。**

(中略)

○ 「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において（「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても、前述したように「要是正」機関は可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。「要是正」機関については、高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことから、**学位授与機関の正当性としての疑義があることを意味し、文部科学省は当該機関に学部の新設等は認めない制度的措置を講じるべきである。**

改善が図られるまでの申請処分資格停止・保留

さらに、**文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、当該機関が実効性ある改善を行うよう担保するためにも、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しが無い場合は、法令違反に係る学校教育法第15条の規定の措置も含め厳しい是正措置を講じていく。**加えて、「新たな評価」の結果については、**データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める。**

改善実施状況のモニタリング・社会への開示の強化

○ なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

国からの是正指導等

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、**現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じることが必要である。**

# 「要是正」機関への文部科学省における対応について（案）

認証評価機関から文部科学省に対し評価結果を通知

## 大学からの報告聴取・文部科学省におけるモニタリング

□ 「要是正」機関に対しての状況について報告・資料の提出を求め、状況・改善計画を確認（学校教育法第109条第7項）

□ 大学から提出された資料やデータ等をもとに書面調査、必要に応じて面接調査や実地調査

✓ 原則、調査結果を大学設置・学校法人審議会に付議し、設置基準等の法令適合性について意見を伺う。

※ 明確にCに該当すると判断できる場合等は付議をせずに対応を進めることとする。

**A** 法令違反ではないが是正を要する事項が認められる場合

**B** 法令違反があり、早期の是正が見込まれる場合

**C** 法令違反があり、特に  
✓ 重大な法令違反等即時に是正が必要な場合  
✓ 法令違反状態が放置され、是正の見込みがない場合

## 改善指導・モニタリングの継続

□ 早期に改善を行い、再（追）評価を受審するよう指導

※ 年度を指定して受審するよう指導することを検討

□ 「要是正」状態から脱却するまで毎年度文部科学省におけるモニタリングを実施

指定年度以内に受審しない場合

## 改善指導への対応状況の公表

□ 再（追）評価の受審を求めているにもかかわらず、正当な理由なく受審しない場合には、その旨を社会に公表することも検討

## 学校教育法第15条による対応

文部科学大臣が以下の行政処分を行うことを大学設置・学校法人審議会へ諮問・審議

- 学校教育法第15条第1項に基づく「**勧告**」
- 「勧告」後、なお改善がみられない場合は、同条第2項に基づく「**変更命令**」
- 「変更命令」によっても改善されない場合は、同条第3項に基づく「**廃止命令**」



文部科学省

資料2

# 新たなデータプラットフォームにおける 情報公表について



### (1)新たなデータプラットフォームにおける情報公表の位置づけ

- 高校生向けサービスと大学改革支援とでは目的が異なり、情報公表は、高等教育の質向上・質保証を促進する仕組みとして位置付ける必要がある。
- 大学ポートレートの課題を検証した上で、新しい評価制度とともにやるという新しさを主張する必要がある。教育統計全体の中での位置づけも重要である。

### (2)情報公表の項目

- 学生調査結果や学生の成長実感などの学生視点の情報は利用者にとって有益である。
- 競争的資金や特色ある事業の採択状況も表示してはどうか。

### (3)情報公表の形式・活用方法

- 公的情報基盤は重要であるが、実際の利用場面を想定して設計すべきである。高校生・保護者は進学先比較に利用し、AIを用いた比較・評価も行われる可能性があるため、その影響も考慮する必要がある。
- AIを活用した検索・比較機能やチャット形式のインターフェースを導入してはどうか。
- 公開データはAPI等を通じて利用できるようにし、利用者が自由に活用できる環境整備が必要である。
- 研究・IR活動のためデータを分析可能な形で提供することが望ましい。API 公開による民間活用を促進するとともに、大学に対する各種調査のワンストップ化を図るべきである。
- 高校生の利用実態を踏まえ、チャットボットの内製化や利用者参加型の設計を検討してはどうか。
- 各大学のホームページからアクセスできるようにすることにより活用が増えるのではないか。
- 高校生や保護者が大学比較をしやすい検索・表示機能が必要である。

# 新たな評価制度を契機とした教育の質向上につながる情報公表

## 基本的な考え方

全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革に向け、各高等教育機関による「教育の質」の向上に向けた取組を促進するため、各高等教育機関における「教育の質」向上につなげていくための優れた取組や成果を積極的に公表していくことに加え、共通の仕組みで評価結果や学部等に関する基本的な情報を公表する。

## 新たな評価を契機とした教育の質向上につながる情報公表

### ①各高等教育機関による情報公表

- ・教育研究活動等の状況について適切に情報公表を行うとともに、質向上のための取組や成果を積極的に公表
- ➡ 年次報告書などを通じ、それぞれの機関の強みや特徴、それらを活かした教育研究活動の実施状況や成果・効果についての情報発信

### ②新データプラットフォームにおける情報公表

- ・新たな評価制度における評価結果や学部等に関する基本的な情報を、共通の仕組みで公表
- ➡ 新たな評価制度のために構築するデータプラットフォームにおける情報公表を通じ、高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報を可視化

主要なステークホルダー  
に情報発信



- ・主要なステークホルダーによる情報の活用
- ・情報が活用されることを通じた各機関の教育の質向上に向けた取組改善促進

## ステークホルダー

それぞれの関心に応じて、共通の仕組みで公表する情報や、各高等教育機関の公表する情報を活用し、進学先の決定等に活用

想定される情報発信の相手（例）

- ・進学希望者
- ・保護者
- ・進路指導担当者
- ・所属大学等の学生・教職員
- ・企業関係者
- ・教育関係研究者 等



# 新たなデータプラットフォーム公表イメージ（案）

設置者横断で比較可能なページ

大学学部個別詳細ページ

〇〇大学〇〇学部

〇〇県〇〇市

国立

4年制

学生:〇〇人

ST比:〇

評価結果  
(RO年度)

★ ★

入学者選抜方法

一般

総合型

学校推薦型

その他

初年度費用

〇〇万円(入学金+授業料)

経済的支援

修学支援新制度

独自奨学金

学部の詳細情報はこちら

赤字は前回資料(6/29部会)から追記等した箇所

●●大学〇〇学部

●●県●●市

私立

4年制

学生:▲▲人

ST比:■

⋮

## 【搭載予定の機能】

- ・情報公表するデータをそれぞれのステークホルダーのニーズに応じ活用しやすくするため、APIを提供。
- ・公教育データ・プラットフォーム（国立教育政策研究所）にUniv-mapへのリンクを掲載し、教育分野の調査・統計に関するデータ集約化を推進。

〇〇大学〇〇学部

〇〇県〇〇市

【〇〇学科、△△学科、××学科】

□ 基本情報

- ・学生数:〇〇人 教員数:〇〇人(うち博士号取得者数:〇〇人) ST比:〇
- ・ディプロマポリシー

□ 学修成果や教育成果に関する情報  
(新たな評価に関する情報)

- ・評価結果 ☆☆ (評価機関〇〇、RO年度)
- ・評価の具体的な内容(〇〇〇〇…)

(学修成果等に関するデータ)

全国学生調査から各大学がデータを選択して公表

□ 入学者選抜に関する情報

- ・一般選抜、総合型選抜  
(募集要項へのリンク)

□ 学生に関する情報

- ・入学者数推移(右図)
- ・収容定員:〇〇人
- ・定員充足率:〇〇%
- ・外国人留学生数:〇〇人

□ 卒業後の状況

- ・進路状況  
(詳細へのリンク)

□ 取得可能な資格

- ・〇〇〇

□ 学費・経済的支援等に関する情報

- ・初年度費用(授業料〇〇万円、入学金〇〇万円、2年目以降の年間費用〇〇万円)
- ・独自奨学金等の経済的支援に関するサイトへのリンク
- ・社会人学生や障害のある学生等への支援に関するサイトへのリンク

□ 採択されている機関対象の補助事業

- ・〇〇〇

入学者推移

|      | RO-2 | RO-1 | RO |
|------|------|------|----|
| 定員数  | 〇〇   | 〇〇   | 〇〇 |
| 入学者計 | 〇〇   | 〇〇   | 〇〇 |
| 男    | 〇〇   | 〇〇   | 〇〇 |
| 女    | 〇〇   | 〇〇   | 〇〇 |

進路状況

主な業種

〇〇大学の情報公表サイトはこちら

## I 公表項目について

共通の仕組みによる情報公表については、

- ✓ 公的な機関による信頼性のある情報の提供を行う観点
- ✓ 多様なステークホルダーがその関心に応じて情報を取得できるようにする観点
- ✓ 主要なステークホルダーに分かりやすく情報を提供する観点

も踏まえ、新たな評価に関する情報や、大学ポートレートにおける公表項目からも一定程度精選した上で、以下の項目を提供する。

### ◆ 情報提供項目（案）

#### 1. 学修成果や教育成果に関する情報

##### ①「新たな評価」に関する情報

- ・評価結果（要是正, ★, ★★, ★★★）
- ・評価の具体的内容（ポイント等）

##### ②学修成果等に関するデータ

- ・全国学生調査から各大学がデータを選択して公表（最低1項目は選択されることを想定）



教育の質向上に直接関係するデータとして学修成果や教育成果に関する情報を掲載。

新たな評価制度による評価結果（評価結果及びポイント等の具体的内容）に加え、**各大学において養成する人材像や、各大学の特色ある教育活動を踏まえた学修成果等に関するデータを公表する観点から、入学時からの学生の「伸び」に関するデータや、学生本人に聞かなければ把握が困難なデータ等について、全国学生調査から各大学がデータを選択して公表。**

大学ポートレートの検証結果（「学修成果（アウトカム）など大学教育の成果を示す情報が十分に可視化されていない」）より、学修成果や教育成果に関する情報の公表が求められている

# 新たな評価制度を契機とした教育の質向上につながる情報公表

## I 公表項目について

※今後、社会情勢や高等教育を取り巻く状況の変化等により、対象項目の加除・変更等是有り得る

### ◆ 情報提供項目（案）

#### 2. 基本データ

##### ① 学部等の基本データ

- ・学生数、教員数（うち博士号取得者数）、ST比
- ・入学者数推移
- ・収容定員、収容定員充足率
- ・外国人留学生数

##### ② ディプロマポリシー

##### ③ 入学者選抜に関する情報

- ・入試方法（一般選抜、総合型選抜等）

##### ④ 卒業後の状況

- ・進路状況

##### ⑤ 取得可能な資格

##### ⑥ 学費・経済的支援等に関する情報

- ・初年度費用（授業料、入学金）、2年目以降の年間費用
- ・高等教育の修学支援制度、独自奨学金等の経済的支援
- ・社会人学生や障害のある学生等への支援

##### ⑦ 採択されている機関対象の補助事業

※個人ではなく機関に対して支援を行っている文部科学省の補助事業で、当該年度に事業期間が継続しているもの



ステークホルダーが活用することで各機関の教育の質向上に向けた取組改善につなげるための情報を掲載。

- ✓ 記述式の項目については簡潔な記載を基本としつつ、詳細確認のため各大学等のウェブサイトへのリンク先を掲載可とする。
- ✓ 推移等の複数年度にわたる項目については、3か年度程度の記載を想定。
- ✓ 必要に応じ情報の時点や最終更新日を明記。

### 入力にあたっての考え方

- 当該情報の取扱い元による入力を基本とする。

（例）評価結果→各評価機関、各大学に関する情報→各大学

※全国学生調査については、各大学が選択して公表できるよう、全体のデータについて文科省がデータベースに入力

- 入力頻度については、評価結果は6年以内ごと、全国学生調査データや各大学のデータは毎年度（評価受審に限らず）を想定。入力項目に齟齬や不足情報、不確実な情報等がある場合には、アラートを表示する機能を設ける。チェックに際しては、AIも活用。

## Ⅱ 公表・活用方法について

公的な機関による信頼性のある情報を多様なステークホルダーがその関心に応じて情報を取得できるようにする観点や主要なステークホルダーに分かりやすく情報を提供する観点を踏まえ、公表するデータについては、利用者がデータとして取得し、活用できるようにするとともに、公表形式についてはステークホルダーへの分かりやすさに配慮した形とする。

### ◆ 公表・活用方法（案）

- ・新たなデータプラットフォームは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置予定。同プラットフォームにおいて評価結果等のデータ公表機能としてUniv-mapを実装。

※情報公表に関するプラットフォームの開発費及びその後の運営費については、国が必要な公表項目を決定し、高等教育機関間の多様な比較を可能とする取組の趣旨を踏まえ検討。

※大学ポートレートとの役割の重複等を踏まえ、発展的解消も視野に今後の在り方を検討。（発展的に解消を進める場合は）大学ポートレートに参画している大学の負担軽減等のため、円滑な移行方法や大学ポートレート参画大学の情報の先行公表等についても検討を進める。

- ・新たな評価制度の評価結果を示すためにも、公表の単位は、学部等を基本。

- ・ステークホルダーが活用することで各機関の教育の質向上に向けた取組改善につなげるために、以下のような公表方法を実施。

- 情報公表するデータをそれぞれのステークホルダーのニーズに応じ活用しやすくするため、APIを提供し、外部システムとの連携やデータの利活用を可能とする。導入に際して、対象項目を公表項目のみに限定することやセキュリティ対策など、必要な対応を講じる。
- 一方で、Univ-mapにおいても一定程度利便性に配慮し、横断的・比較分析が可能な形で各機関の情報が閲覧され、利用者が必要な情報に到達しやすくするために、AI等の技術を活用した情報整理・分類機能と、多様な条件による検索機能を備え、スマートフォンでの閲覧を可能とするなどの取組を実施。

- ・多様な特徴や強みに関する情報へのアクセスを確保する観点から、各大学の情報公表サイトへのリンクを確保。

- ・チャットボットの導入については、データプラットフォームの運用状況や利用者からの具体的なニーズを踏まえ段階的な開発を検討。

- ・公教育データ・プラットフォーム（※）にUniv-mapへのリンクを掲載し、教育分野の調査・統計に関するデータの集約化を推進。

※文部科学省や国立教育政策研究所等が実施した教育分野の自治体・学校等の状況に関する調査データや研究成果・取組事例を集約するプラットフォーム

# 情報公表に関する参考資料

## 1. 近年指摘されている主な課題

◆「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（2022.3.18 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）（抄）

- ✓ 国公立版については大学改革支援・学位授与機構が、私学版については日本私立学校振興・共済事業団がそれぞれ運営を担っているが、情報を提供するプラットフォームが異なるために、例えば取得可能な資格から大学検索する際に、国公立と私立を別々に検索し直す必要があるなど、必要な情報を容易に入手できない。
- ✓ 学生の学修成果や学位プログラム単位の教育成果、認証評価結果など、大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていない。

## 2. これまでの改善状況や検証結果等

- ✓ 制度改正による項目追加（教学マネジメント指針・学校教育法施行規則改正など）
- ✓ UI/UX改善（スマートフォンへの対応、入試区分等の比較機能など）
- ✓ アクセス状況分析等（SEO対策、高校生等へのアンケートなど）
- ✓ 大学の作業負担軽減（大学・企業からのヒアリング、報道機関への周知など）



## 3. 課題

これまでの仕組みの運用状況や、運用アンケート等の関係者からの声を踏まえた課題として、以下のような課題があげられる。国公立版と私学版で異なるシステムを運用している現状では、これらの課題解決には、対応できる範囲や対応時期の違い等が生まれることになる一方で、システムの統合には多額のコストや作業の大きな負担が見込まれる。

- ✓ 収集から公表までタイムラグがあり、データ利活用に課題がある。
- ✓ 大学の参加が任意であるため、掲載大学の網羅性に課題がある。
- ✓ 用語や入力内容の統一が十分でなく、検索性や情報活用性に課題がある。
- ✓ 情報の更新や正確性の確保が各大学の対応に依存している。
- ✓ 学修成果（アウトカム）など大学教育の成果を示す情報が十分に可視化されていない。
- ✓ 特に、大学ポートレートは当初から、大学を比較するために開発されたものではないことから、評価結果等を横断的に発信するための設計が困難。
- ✓ スマートフォン、SNS及びAIを中心とした情報収集行動への対応が十分ではない。
- ✓ 広報や周知活動を実施しているものの、高校生や教員等への認知度・利用率は必ずしも十分ではない。

※大学ポートレートに関する各種会議及び担当者からの聞き取り調査等により作成。



# 大学ポートレートについて

平成27年3月より、(独)大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報の発信を開始。(https://portraits.niad.ac.jp/)

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

# 大学ポータルート 画面サンプル (国公立版より)

大学ポータルート English 中文 Web-APP機能 Google 検索

JFCUP

トップページ 大学ポータルートについて ご利用の方へ お気に入り一覧

検索フォームを表示する

東京大学

大学ホームページへ 大学沿革ページへ 資料請求ページへ

基本情報 全て開く

大学の基本情報

大学名 東京大学

本部所在地 東京都文京区本郷7-3-1

設立年 (略称認可年) 1949

大学の連絡先 (代表番号、メールアドレスなど) 03-3812-2111

大学の種類 国立・大学 (大学院大学を含む)

総学生数 (学部) 14,074人

総学生数 (大学院) 14,844人

総教員数 (本務) 教員 (本務者)

大学の教育研究上の目的や建学の精神

(2025年5月1日現在)

大学の教育研究上の目的や建学の精神

(東京大学憲章 前文)

21世紀に入り、人類は、国家を超えた地球大の交わりが典型的に強まる時代を迎えている。

大学の特色等

我が国最初の国立大学である東京大学は、人文と社会科学と自然科学にわたる広範な学問分野において、知の発展に努め、基盤的なディシプリンの継承と拡充を図るとともに、学際研究や学際協力を進めるとともに、学際領域の創造を進めてきた。東京大学は、一方で知の最先端に立つ世界最高水準の研究を推進し、活発な国際的研究交流を行って世界の学術をリードするとともに、他方で教養学部を責任部局とする前期課程教育体制を堅持して、充実した教養教育 (リベラルアーツ教育) を学生に施し、広い視野と知的基礎を持つ学生を育ててきた。

教育研究上の基本組織

学部 (短期大学の場合は学科)

教養学部 (文科系: 1, 2 年次)

教養学部 (理科系: 1, 2 年次)

医学部 (医学科: 1, 2 年次)

工学部 (工学系: 1, 2 年次)

農学部 (農学系: 1, 2 年次)

経済学部 (経済系: 1, 2 年次)

法学部 (法学系: 1, 2 年次)

文学部 (文学系: 1, 2 年次)

理学部 (理学系: 1, 2 年次)

歯学部 (歯学系: 1, 2 年次)

薬学部 (薬学系: 1, 2 年次)

獣医学部 (獣医学系: 1, 2 年次)

看護学部 (看護学系: 1, 2 年次)

国際学部 (国際学系: 1, 2 年次)

環境学部 (環境学系: 1, 2 年次)

情報学部 (情報学系: 1, 2 年次)

新領域創成科学研究科 (博士課程(前期))

情報理工学系研究科 (博士課程(前期))

学際情報科学研究科 (博士課程(前期))

人文社会系研究科 (博士課程)

理学系研究科 (博士課程(後期))

工学系研究科 (博士課程(後期))

農学生命科学研究科 (博士課程(後期))

農学生命科学研究科 (博士課程(一貫))

医学系研究科 (博士課程(一貫))

## キャンパス情報

## キャンパス情報

### アクセス

大学ホームページで確認する

リンク先からご確認ください。

### 高等教育の修学支援新制度

## 高等教育の修学支援制度

| 高等教育の修学支援新制度の対象校か | 確認年月    |
|-------------------|---------|
| ○                 | 2019年9月 |

※対象校とは、大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等減免実施のための要件を満たしていることについて確認を受けた機関を指す。要件を満たさない機関及び対象校となるための申請をしていない機関は空欄で表示される。

※対象校であっても要件に合う

## 評価結果

評価結果 (認証評価及びその他の評価の結果)

### 学生支援

## 学生支援

#### 修学支援

大学ホームページで確認する

#### 就職・進路選択支援

大学ホームページで確認する

(キャリアサポート室)

○キャリア形成 (進路全般) に関する支援

① 知の創造的摩擦プロジェクト

「交流会」

・東大生のための主体的なキャリア選択、大学生活をサポートするプロジェクト

・卒業生100名/在学生250名以上が一堂に会し人生観やキャリア観を話し合う

### 課外活動

## 課外活動

#### クラブ活動の状況

大学ホームページで確認する

リンク先からご確認ください。

#### ボランティア活動の状況

大学ホームページで確認する

被災者の救援・復興支援に当たることは本学の責務であり、ボランティア活動に参画することは、学生にとって大変意義のあることと考えています。本学では、本学学生団体等が企画・募集する災害関連ボランティア活動や公的団体等が主催する、救援・復興に関わるボランティア活動を行う学生に支援金を補助するなど、支援活動に取り組んでいます。また、Webページ等でボランティアに関する情報も提供しています。

### 学生寮一覧

## 学生寮

| 学生寮の有無 |
|--------|
| 有      |

大学ホームページで確認する

学生寮名 三鷹国際学生宿舎

### 財務諸表等

## 財務諸表等

法人ホームページで確認する

財務情報についてリンク先からご確認ください。

※本ページは「大学の基本情報」の全項目を抜粋して並べたもの。別途、各学部等単位の「学部・研究科の情報」のページも公表されている。

# 「大学ポータル」ウェブサイト ― 公表項目①

## 【国内版】 国公立版

(令和8年度)

○国公立共通に公表する教育情報：  
「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

ユニマップで引き続き公表するものに  
黄色マーカー

### 大学の基本情報

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 大学の基本情報           | 大学名                      |
|                   | 本部所在地                    |
|                   | 設立年                      |
|                   | 大学の連絡先                   |
|                   | 大学の種類                    |
|                   | 総学生数（学部）                 |
|                   | 総学生数（大学院）                |
|                   | 総教員数（本務者）                |
|                   | 教員（本務者）一人当たりの学生数 ※       |
|                   | 専攻科・別科の学生数               |
| 大学の教育研究上の目的や建学の精神 | 科目等履修生等の学生数              |
|                   | 大学の教育研究上の目的や建学の精神        |
|                   | 大学の特色等                   |
|                   | 大学の学事暦 ※                 |
|                   | 教育研究上の基本組織               |
|                   | キャンパス情報                  |
|                   | 所在地                      |
|                   | アクセス                     |
|                   | 外観                       |
|                   | アクセス図                    |
| 高等教育の修学支援新制度      | 周辺図                      |
|                   | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境 |
|                   | 高等教育の修学支援新制度             |
|                   | 評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）    |
|                   | 学生支援                     |
|                   | 修学支援                     |
|                   | 心身の健康に係る支援               |
|                   | 留学生支援                    |
|                   | 障害者支援                    |
|                   | 就職・進路選択支援                |
| 課外活動              | クラブ活動の状況                 |
|                   | ボランティア活動の状況              |
| 学生寮               | 学生寮一覧                    |
| 財務諸表等             | 財務諸表等                    |

青字：学校教育法施行規則改正対応として、令和8年8月より公表を開始予定。

注1）項目名はサイトでの記載に準じるが一部省略。

注2）※印は公表が任意とされている項目。

注3）黄色塗りセルは国公立版と私学版で共通の項目（大学と学部の項目は分け、それぞれで比較）。

### 学部・研究科の情報

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 教育研究上の目的と3つの方針 | 学部・研究科等ごとの目的               |
|                | アドミッション・ポリシー               |
|                | カリキュラム・ポリシー                |
|                | ディプロマ・ポリシー                 |
|                | 学部・研究科等の特色等                |
|                | 学部・研究科等の学事暦 ※              |
|                | 教育課程                       |
|                | 学科・専攻等                     |
|                | カリキュラム・ポリシー                |
|                | 教育課程の特色                    |
| 学部・研究科等の特色等    | 授業科目                       |
|                | 授業の方法・内容                   |
|                | 年間の授業計画                    |
|                | シラバス等                      |
|                | 学生が修得すべき知識及び能力に関する情報       |
|                | ディプロマ・ポリシー                 |
|                | 履修単位の登録上限制度 ※              |
|                | 平均履修単位数 ※                  |
|                | 平均修得単位数 ※                  |
|                | 平均学修時間（授業内、授業外） ※          |
| 教育課程           | 専門職課程の関連事業等との協力の状況 ※       |
|                | 学修の成果に係る評価の基準              |
|                | 学位論文に係る評価の基準 ※             |
|                | 学生の平均満足度 ※                 |
|                | 卒業・修了認定の基準                 |
|                | 転学部等の可否、費用負担               |
|                | 専攻分野                       |
|                | 取得可能な資格                    |
|                | 資格                         |
|                | 入試                         |
| 入試             | アドミッション・ポリシー               |
|                | 入学者数                       |
|                | 実施している入学者選抜                |
|                | 受験者・合格者・入学者の構成（入試方法の区分別） ※ |
|                | 入試内容（教科・科目、可否基準、試験問題等） ※   |
|                | 障害のある入志志願者に対する合理的配慮        |
|                | 多様な背景を有する者への支援 ※           |
|                | 志願者数・受験者数・合格者数 ※           |
|                | 入学者の構成（男女別） ※              |
|                | 入学者の構成（出身高校所在地別） ※         |

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 教員        | 教員が有する学位、業績                 |
|           | 教員組織                        |
|           | 教員数                         |
|           | 教員一人当たりの学生数 ※               |
|           | 教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※       |
|           | 教員の構成（年齢別） ※                |
|           | FD・SDの実施状況 ※                |
|           | 学生                          |
|           | 収容定員                        |
|           | 学生数                         |
| 学生        | 編入学定員・編入学人数                 |
|           | 学生の構成（年次別・男女別・外国人留学生） ※     |
|           | その他の学生数（専攻科・別科・科目等履修生等 等） ※ |
|           | キャンパス情報                     |
|           | 所在地                         |
|           | アクセス                        |
|           | 外観                          |
|           | アクセス図                       |
|           | 周辺図                         |
|           | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境    |
| 費用及び経済的支援 | 学生寮                         |
|           | 授業料、入学金、その他の徴収費用            |
|           | 高等教育の修学支援新制度                |
|           | 学納金の延納・分納の可否                |
|           | 休学及び復学に係る費用                 |
|           | 奨学金                         |
|           | 授業料減免                       |
|           | 進路                          |
|           | 卒業・修了者数                     |
|           | 進学者数、就職者数                   |
| 進路        | 卒業・修了者の構成（職業別、男女別） ※        |
|           | 卒業・修了者の構成（産業別、男女別） ※        |
|           | 卒業・修了者の構成（就職地域別） ※          |
|           | 早期卒業の状況 ※                   |
|           | 大学院への飛び入学の状況 ※              |
|           | 平均履修単位数 ※                   |
|           | 修業年限期間満了時点での学生の状況 ※         |
|           | 学位取得に要した年数ごとの修了者の割合 ※       |
|           | 卒業・修了後の進路                   |
|           |                             |

# 「大学ポータル」ウェブサイト ― 公表項目②

## 【国内版】 私学版

(令和8年度)

※私学版ウェブサイトは日本私立  
学校振興・共済事業団が運営

「学校」の公表内容

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 本学の特<br>色   | 建学の精神              |
|             | 特色                 |
| 本学での<br>学び  | 本学の目的 (*1)         |
|             | ディプロマポリシー          |
|             | カリキュラムポリシー         |
|             | カリキュラム             |
|             | 学事暦                |
|             | 教育方法               |
|             | 学びの支援 (*2)         |
| 学生生活<br>支援  | 学修についての評価          |
|             | 学生生活の支援            |
|             | 多様な背景を有する者への支援     |
| 進路・就職<br>情報 | 課外活動               |
|             | サポート体制             |
|             | 進路選択教育の取り組み        |
|             | 卒業後の進路等 (*4)       |
| 様々な取<br>組   | 進路データ集 (*6)        |
|             | 外国人教員              |
|             | 外国人留学生受入           |
|             | 留学支援               |
|             | 日本人学生の留学状況         |
|             | 外国人教員・留学生データ集 (*7) |
|             | 修業期間の多様化 (*8)      |
|             | 連携活動               |
|             | 生涯教育               |
|             | 社会貢献               |
| 学生情報        | 研究活動               |
|             | アドミッション・ポリシー       |
| 教員情報        | 学生データ集 (*10)       |
|             | 教員組織               |
|             | 教員一人当たりの学生数 (ST比)  |
|             | FD・SDの実施状況         |
| 基本情報        | 教員データ集 (*11)       |
|             | 学校の概要              |
|             | 学長                 |
|             | 設置学部等一覧            |
|             | キャンパス一覧            |
|             | 特色ある施設             |
|             | 施設トピックス            |
|             | 学生寮                |
|             | 経済的支援              |
|             | 同窓会                |
|             | 認証評価               |
|             | 法人情報               |
|             |                    |
|             |                    |
|             |                    |

「学部（研究科・短期大学学科）」の公表内容

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 学部等の<br>特色  | 特色                      |
|             | 本学部等の目的                 |
| 学部等での<br>学び | 3つの方針                   |
|             | ディプロマポリシー               |
|             | カリキュラムポリシー              |
|             | カリキュラム                  |
|             | 学事暦                     |
|             | 授業・履修について (*3)          |
|             | 教育方法                    |
| 学生生活<br>支援  | 学びの支援 (*2)              |
|             | 学修についての評価               |
|             | 学生の平均学修時間               |
|             | 学生の平均満足度                |
|             | 課外活動                    |
| 進路・就職<br>情報 | サポート体制                  |
|             | 進路選択教育の取り組み             |
|             | 取得可能な資格                 |
|             | 卒業後の進路等 (*4)            |
|             | 修業年限期間満了時における学生の状況 (*5) |
|             | 早期卒業の状況                 |
|             | 大学院への飛び入学の状況            |
| 様々な取<br>組   | 進路データ集 (*6)             |
|             | 外国人教員                   |
|             | 外国人留学生受入                |
|             | 留学支援                    |
|             | 日本人学生の留学状況              |
|             | 外国人教員・留学生データ集 (*7)      |
|             | 修業期間の多様化 (*8)           |
|             | 連携活動                    |
|             | 生涯教育                    |
|             | 社会貢献                    |
|             | 研究活動                    |

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 学費・経済<br>的支援 | 初年度納付金 (学科・専攻・コース<br>別)     |
|              | その他の徴収費                     |
|              | 納入方法                        |
|              | その他の学費                      |
| 入試・学生<br>情報  | 経済的支援                       |
|              | 奨学金及び授業料減免                  |
|              | アドミッション・ポリシー                |
|              | 入試情報 (*9)                   |
| 教員情報         | 転学・編入学                      |
|              | 学生データ集 (*10を含む)             |
|              | 教員組織                        |
|              | 教員一人当たりの学生数 (ST比)           |
| 基本情報         | 教員データ集 (*11) (※研究科を<br>除く)  |
|              | 概要                          |
|              | 設置学科 (専攻) 一覧 (※短期大<br>学を除く) |
|              | 学位の授与状況                     |
|              | キャンパス一覧                     |
|              | 特色ある施設<br>施設トピックス           |

赤字：教学マネジメント指針または学校教育法施行  
規則改正対応として、システム開発等の後、  
登録及び公表を開始予定。

ユニマップで引き続き公表するものに  
黄色マーカー

注1) 項目名はサイトでの記載に準じる。

注2) \*印の内容は以下のとおり。

\*1: 3つの方針 (ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)

\*2: 学生の平均学修時間、平均満足度等を含む

\*3: 履修単位の登録上限制度、シラバス、単位の履修 (修得) 状況

\*4: 主な進学・就職先、進学率、就職率

\*5: 卒業・修了者、在学者、退学者の人数、割合

\*6: 卒業者数、就業者分類

\*7: 外国人教員、外国人留学生、外国人留学生 (通信教育部)、  
その他学生数 (学部のみ)、編入学者数 (学部のみ)

\*8: 早期卒業の状況、大学院への飛び入学の状況

\*9: 入試区分別受験者・合格者・入学者の構成、過去の試験問題・解答を含む

\*10: 入学者数、収容定員、在籍者数、志願者・受験者・合格者数、在籍者数 (通信教育部)

\*11: 教員数、外国人教員

注3) 黄色塗りは国公立版と私学版で共通の項目 (大学と学部の項目は分け、それぞれで比較)。

# 海外の情報公表サイトの状況①（米国）

## （１）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System（IPEDS））が全米教育統計センターによって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ奨学金プログラムへの申請できない）。

IPEDSからは複数の関連サイトにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

## College Navigatorのページ（例）

The screenshot shows the College Navigator search results for the University of California-Los Angeles. The left sidebar contains search filters for Name of School, States, ZIP Code, Programs/Majors, Level of Award, and Institution Type. The main content area displays university information, including contact details, campus settings, and various programs offered. A red circle highlights the 'GENERAL INFORMATION' section, which includes links to the university's website, admissions page, and financial aid information. Another red circle highlights the 'FACULTY AND GRADUATE ASSISTANTS BY PRIMARY FUNCTION, FALL 2022' table, which shows the number of full-time and part-time faculty and graduate assistants across different categories.

|                             | FULL TIME | PART TIME |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| Total faculty               | 5,698     | 1,126     |
| Instructional               | 4,302     | 1,024     |
| Research and public service | 1,396     | 102       |
| Total graduate assistants   | -         | 4,525     |
| Instructional               | -         | 2,761     |
| Research                    | -         | 1,764     |

大学名、州、  
学位課程など  
から検索

14の共通項目（一般情報、学費・生活費等、奨学金、在学者の構成、入学状況、中退率・卒業率、分野別学位取得状況、分野別課程別在学者数、適格認定、キャンパスの安全、連邦貸与奨学金の返還不履行率など）に関する情報

## College Scorecardのページ（例）

The screenshot shows the College Scorecard search results for the University of California-Berkeley. The left sidebar contains search filters for Academic Fields, Degree Types, Graduation Rate, Average Annual Cost, Test Scores, and Acceptance Rate. The main content area displays university information, including a map, graduation rate, average annual cost, and median earnings. A red circle highlights the 'Graduation Rate' section, which shows a 94% rate. Another red circle highlights the 'Average Annual Cost' section, which shows a cost of \$15,240. A third red circle highlights the 'Median Earnings' section, which shows a median earnings of \$88,048. A red circle also highlights the 'Graduation Rate' section, which shows a 94% rate. A red circle also highlights the 'Average Annual Cost' section, which shows a cost of \$15,240. A red circle also highlights the 'Median Earnings' section, which shows a median earnings of \$88,048.

| Graduation Rate | Average Annual Cost | Median Earnings |
|-----------------|---------------------|-----------------|
| 94%             | \$15,240            | \$88,048        |

（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』，文部科学省，p43



# 海外の情報公表サイトの状況②（英国）

## （2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担う4地域の政府機関が学士課程の情報を一元的に提供する” Discover Uni”

（ <https://discoveruni.gov.uk/> ）を構築・運営しており（※1）、イングランドは学生局（OfS：Office for Students）が所管している。データは最終学年の在学学生を対象にした全国学生調査（NSS：National Student Survey）、卒業15ヶ月を経過した元学部生への卒業調査（GO：Graduate Outcomes）、卒業3年及び5年の縦断教育成果（LEO：Longitudinal Education）のデータ（※2）等を基にしている。教育コースごとに、学生満足度、就職と収入、認証評価の状況、学業の継続状況等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。また英国の大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS：Universities and Colleges Admission Service）も別途、提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの基本情報や入学条件等を提供している。

Discover Uni の  
ページ（例）

|                                                        |                             |                                                                      |   |                                                                 |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------|
| 2 course(s) selected                                   |                             | ☆☆☆<br>BA (Hons) Politics<br>Aberystwyth University<br>←コース名<br>←大学名 | × | ☆☆☆<br>BA (Hons) Law<br>Aberystwyth University<br>←コース名<br>←大学名 |
| National Student Survey results                        |                             |                                                                      |   |                                                                 |
| Overall, I am satisfied with the quality of the course | 86%                         |                                                                      |   | 72%                                                             |
| 全体的に教育に満足していると回答した学生の割合                                |                             |                                                                      |   |                                                                 |
| Data from (# of people)<br>質問した人数                      | 70                          |                                                                      |   | 50                                                              |
| % of those asked<br>質問に対して回答した学生の割合                    | 77%                         |                                                                      |   | 87%                                                             |
| The data displayed is from students on                 | This and other courses<br>i |                                                                      |   | This and other courses<br>i                                     |
| The teaching on my course                              |                             |                                                                      |   |                                                                 |
| The data displayed is from students on                 | This and other courses<br>i |                                                                      |   | This and other courses<br>i                                     |
| Staff are good at explaining things.                   | 97%                         |                                                                      |   | 90%                                                             |
| 教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合                                  |                             |                                                                      |   |                                                                 |

（※1） 2019年9月より Unistats が Discover Uni へ変更となった。

（※2） NSSは市場調査会社、GOは英国高等教育統計機構（HESA：Higher Education Statistics Agency）による収集データ、LEOは教育省が保有する政府の納税記録に基づく収集データによるものである。LEOについては北部アイルランドの大学のコースは含まない。

# 海外の情報公表サイトの状況③（フランス）

## （3）フランスの状況

フランスでは、高等教育1年目に進学する際の出願手続を実施するためのプラットフォーム“Parcoursup”を高等教育・研究省が構築・運営している（<https://www.parcoursup.gouv.fr/>）（※）。Parcoursupでは、同プラットフォームを通して一連の出願プロセスを実施する国立及び私立の高等教育機関（約2万3,000の課程）の情報が提供されている。課程、分野、所在等により各機関で提供される課程を検索することができ、課程ごとに課程の概要、定員、学籍登録料、奨学金、進路等に関する情報を確認することができる。2023年12月より比較機能が追加され、最大5つの課程を選択し、入学状況、学籍登録料、奨学金等の情報を比較することが可能。  
※修士課程への出願については同様のプラットフォームMon Masterがある。

### Parcoursupのページ（例：検索機能）

The screenshot shows the Parcoursup search interface. A red box highlights the search filters on the left, with the text "機関の種類、課程の種類等から検索" (Search by institution type, course type, etc.). Another red box highlights the search results list, with the text "検索結果" (Search results). A third red box highlights the "Ajouter au comparateur" button, with the text "比較に追加" (Add to comparison). The search criteria are set to "Licence - Economie et gestion" and "Paris (académie)".

### Parcoursupのページ（例：比較機能）

| 大学、課程名   | Université Paris Nanterre (92)<br>Licence - Economie et gestion                      | Université Sorbonne Paris Nord (Villetaneuse - 93)<br>Licence - Economie et gestion - Parcours Langues renforcées, anglais et coréen | Institut Catholique de Paris (ICP) - Campus de Paris (Paris 6e Arrondissement - 75) Licence - Droit                                | Université Paris 1 Panthéon Sorbonne (Paris 5e Arrondissement - 75) Licence - Economie |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ディプロムの認証 |                                                                                      |                                                                                                                                      |                                                                                                                                    |                                                                                        |
| 国/私      | Public / Privé                                                                       | Public                                                                                                                               | Privé enseignement supérieur                                                                                                       | Public                                                                                 |
| 見習い訓練    | Non                                                                                  | Non                                                                                                                                  | Non                                                                                                                                | Non                                                                                    |
| 入学状況     | Taux d'accès 50%                                                                     | 20%                                                                                                                                  | 42%                                                                                                                                | 55%                                                                                    |
| 学籍登録料    | Frais non boursier : 170 euros.<br>Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers. | Frais non boursier : 170 euros.<br>Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers.                                                 | Frais non boursier : de 3 850 à 9 550 euros (Montant pour 2023/2024)<br>Frais boursier : de 3 850 à 9 550 euros : les boursiers... | Frais non boursier : 170 euros.<br>Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers.   |
| 奨学金      | Accès aux bourses                                                                    | Oui                                                                                                                                  | Oui                                                                                                                                | Oui                                                                                    |

### Parcoursupのページ（例：課程ごとの情報）

The screenshot shows the details for the "Licence - Economie et gestion" course at "Université Paris Nanterre (92)". A red box highlights the navigation menu at the bottom, with the text "課程の概要等 審査基準等 出願方法 課程のデータ 進路等 連絡先等" (Course overview, Review criteria, Application method, Course data, Career, Contact information). The page content includes "Présentation de la formation" (Course overview), "Certification" (Certification), and "ディプロムの認証" (Diploma certification).

出典：Parcoursupのサイトを基に文部科学省作成。



# 海外の情報公表サイトの状況④（韓国）

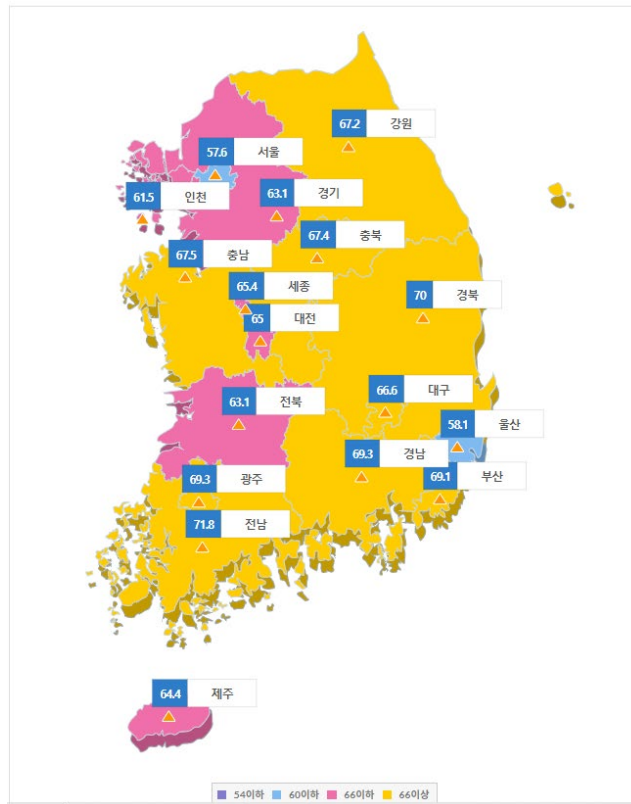
## （４）韓国の状況

韓国では、2007 年5 月に「教育関連機関の情報公開に関する特例法」が制定され、学校情報の公開に関する法的整備が完了したことにより、質保証の一環としての大学情報公開体制が構築された。これにより、幼稚園から大学に至るまで、全ての学校は主要情報を公開することが義務付けられ、自己評価の結果の一部もここに掲載されている。大学情報ポータル（<https://www.academyinfo.go.kr/index.do>）。

2023年現在、データは14分野65項目104細部項目が公開されており、学校、学部、学科単位での比較が可能。大学等の機関は各項目について定められた公示時期にデータを提出するほか、学則などの改正時には随時公開することとされている。提供言語は韓国語、英語、中国語。

なお、これらの公開された情報は、競争的資金の申請や大学評価の際の指標の一部として積極的に活用されている。

### 大学情報ポータルのページ（例：比較機能）



상세검색

**年度** 2023

**設置者** 대학

**학교유형**

**기관**

**所在地**

**주요項目**

전체 교육대학 사이버대학 방송통신대학 각종학교(대학) 기술대학

전체 부산 인천 대전 경기 충청 전북 제주 서울 대구 광주 울산 강원 충남 전남 경북 세종

전임교원 강의담당비율 평균등록금 외국인 학생 수 재학생 1인당 장학금 전임교원 1인당 학생수(재학생) 전임교원 1인당 학생수(학생정원) 정원내 신입생 경쟁률 학생 1인당 교육비(국공립)

### 大学毎の情報ページ（例：ソウル大学）

서울대학교(본교) 학교홈페이지 지도보기

주소: 서울특별시 관악구 관악로 1(신림동, 서울대학교)(우: 08826)  
대표전화: 02-880-5114 | 대표팩스: 02-885-5272  
유형: 대학교 | 설립: 국립(대법인) | 학교설립일: 1946.08.22

서울대학교는 2023 QS 세계대학평가에서 29위를 기록하며, 한국의 고등교육을 견인하는 세계적인 대학으로서의 발전 가능성을 보여주었습니다. 서울대학교는 법인을 계기로 세계를 선도하는 창의적 지식공동체로 나아가는 서울대학교가 되기 위해 새로운 비전을 정립하고, 교육과 연구 역량을 세계적인 수준으로 높여나갈 수 있는 발전의 기틀을 마련하였습니다. 새로운 시대정신을 뒷받침할 학문적 가치 창조와 중심축으로서 고등교육과 국가 발전에 기여하기 위하여 더욱 노력하고 있습니다.

보다 정확한 정보공시를 위하여, 일부 대학의 데이터값이 수정될 수 있으니 이점 양해하여 주십시오.

|                  |                 |               |
|------------------|-----------------|---------------|
| 서울대학교            | 서울대학교 경영전문대학원   | 서울대학교 공학전문대학원 |
| 서울대학교 국제농업기술대학원  | 서울대학교 국제대학원     | 서울대학교 대학원     |
| 서울대학교 데이터사이언스대학원 | 서울대학교 법학전문대학원   | 서울대학교 보건대학원   |
| 서울대학교 융합과학기술대학원  | 서울대학교 의학대학원(배교) | 서울대학교 치의학대학원  |
| 서울대학교 행정대학원      | 서울대학교 한경대학원     |               |

우리대학경쟁력 공시정보 학과정보

**데이터 탭:**

**大学競争力** **学生** **教員研究** **財政** **教育環境**

**在学生充足率**

재학생 충원율 (정원내 재학생수(학생정원-학생모집정지인원)×100%)

|           |          |
|-----------|----------|
| 전체 재학생수   | 16,662 명 |
| 정원내 재학생수  | 14,987 명 |
| 학생정원      | 13,222 명 |
| 학생모집정지인원  | 0 명      |
| 충원율 (정원내) | 113.3 %  |

① 자료기준일: 2023.4.1

**就職率**

취업률 (취업자수(졸업자수-제외자수)×100%)

|      |     |
|------|-----|
| 졸업자수 | 0 명 |
| 취업자수 | 0 명 |
| 제외자수 | 0 명 |
| 취업률  | 0 % |

① 자료기준일: 2022.12.31

**新入生充足率**

신입생 충원율 (정원내 입학자수/정원내 모집인원×100%)

|           |         |
|-----------|---------|
| 전체 입학자수   | 3,480 명 |
| 정원내 입학자수  | 3,236 명 |
| 정원내 모집인원  | 3,237 명 |
| 충원율 (정원내) | 100.0 % |

① 자료기준일: 2023년 9월 학기 신입생

出典：大学情報ポータルサイトを基に文部科学省作成。

## 海外の情報公表の状況⑤（中国）

### （５）中国の状況

教育部傘下の学生サービス・資質発展センターが運営する「[中国高等教育学生情報ネット](#)」があり、その中に高等教育入学志願者向けの情報サイトとして「[陽光高考情報プラットフォーム](#)」がある。同プラットフォームでは、機関の紹介、学部等の設置、専門分野の紹介、教員の質、学生募集及び選抜の規則、奨学金、宿舍・食堂、過去の合格ライン、学校のインフラ設備、学生の学校満足度等の情報を提供している。

陽光高考情報プラットフォームの北京大学のページ

北京大学 25180人关注

教育行政主管部门: 教育部 院校特性: “双一流”建设高校 研究生院

所在地: 北京 详细地址: 北京市海淀区颐和园路5号

官方网址: <https://www.pku.edu.cn> 招生网址: <https://www.gotopku.cn/>

官方电话: 010-62751407

在线咨询 招生章程

学校首页 学校简介 院系设置 专业介绍 招生简章 录取规则 奖学金设置 食宿条件 往年录取信息 更多信息

トップページ 学校紹介 学部等の設置 専攻分野 学生募集規則 選抜規則 奨学金 宿舍・食堂 過去の合格ライン その他

微信 名称: 北京大学招生办 微信号: gotopku1898

微博 名称: 北京大学招生办 网址: <https://weibo.com/u...>

百家号 名称: - ID: -

视频号 无: 无

院校满意度 ① 更多>

4.7 1708人投票 综合满意度

4.6 1827人投票 环境满意度

4.3 1681人投票 生活满意度

学校満足度

考生咨询 更多>

甘肃文科666有希望报考贵校吗?

甘肃文科666有希望报考贵校吗?

ch\*\*\*btuyvcf2o4v6wlb (甘肃) 2023-06-28 16:13

您好! 请跟我校甘肃招生组联系咨询, 其联系方式请登录北大招生网查询: [www.gotopku.cn](http://www.gotopku.cn).

出典「陽光高考情報プラットフォームウェブサイト」を基に文部科学省作成。

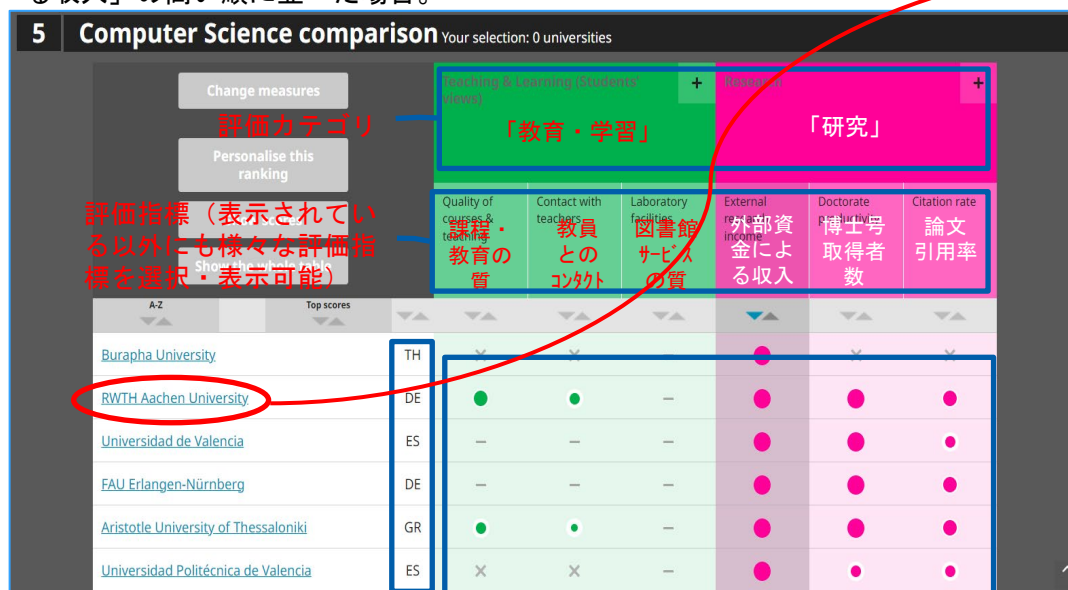
# 海外の情報公表サイトの状況⑥（EU）

## （6）EUの状況

EU（欧州連合）の行政執行機関である欧州委員会は、高等教育における学生や教員の移動の更なる促進を目的に、独自の高等教育ランキングシステム「U-Multirank」を開発し、2014年にオンラインで運用を開始した（<https://www.umultirank.org/>）。これは、高等教育機関及び研究機関の研究業績に重きを置く従来の高等教育ランキングに対する反省から多様性を重視し、研究業績だけでなく、世界の高等教育機関を▽教育・学習、▽研究、▽知識移転、▽国際化、▽地域社会への貢献、の5つのカテゴリーにおいて評価したデータベースであり、総合的な評価結果やリーグテーブルの代わりに、目的や方向性や規模等において条件が類似する高等教育機関の評価結果をカテゴリー別に比較したり、高等教育機関別に全評価結果を一覧したりと、高等教育機関の情報（各機関の任意登録により2022年版では96か国の2,202機関のデータを掲載）を利用者のニーズに応じて閲覧できるようになっている。

### 「U-Multirank」の比較結果のページ

※ コンピュータ・サイエンスの学科を有する396大学を評価指標「外部資金による収入」の高い順に並べた場合。



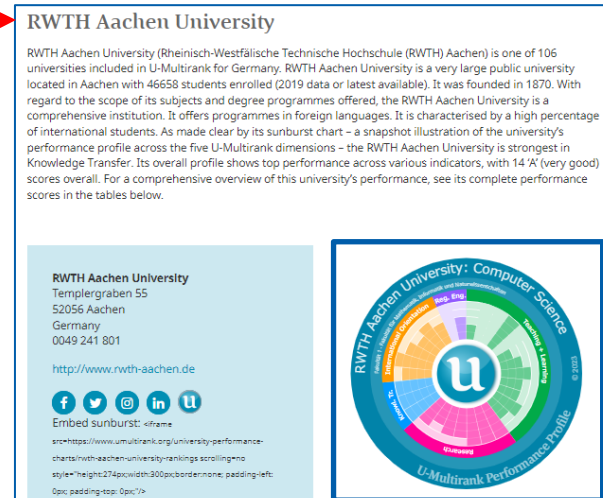
国

●が大きいほど評価が高いことを示す。  
－はデータなし、×は該当がないことを表す。

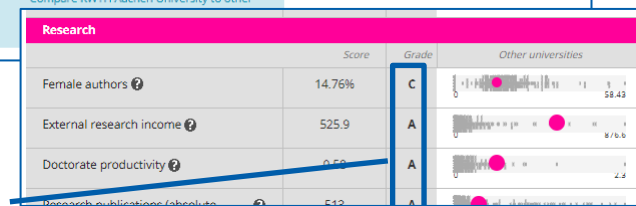
各評価指標の評価結果を  
A～Eの5段階で表示。

### 各大学のプロフィールのページ

※ ドイツ、アーヘン工科大学の場合。



各カテゴリーと指標の評価  
を図で表示。



出典：U-Multirankのサイトを基に文部科学省作成。

## 教育・学修の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ（抜粋）

### 第2部 「新たな評価」制度の基本的枠組み

#### 5 評価結果の公表・活用

○ 全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組を更に加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会の理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能を備える。また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントをわかりやすく示すこととする。なお、特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。

併せて、例えば、「所在地」、「授与される学位」、「養成する人材像」、「卒業認定・学位 授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」のような学部等に関する基本的な情報を付記し、学生の進路選択等にも活用しやすくする。

○ ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。

○ また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム Univ-map（ユニマップ）（仮称）の構築が提言されており、Univ-map（ユニマップ）（仮称）では「新たな評価」結果も併せて公表するが、評価結果以外の情報公表事項や公表の方法を検討する際に、評価結果を他の情報公表事項とどのように組み合わせて公表するかについても併せて検討する。

### 知の総和答申における情報公表関係の記載（抜粋）

#### 2.(1) 教育研究の「質」の更なる高度化 ⑤情報公表の推進

新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

 新たな評価制度を効果的に機能させるため、各高等教育機関において「教育の質」の向上につなげていくための優れた取組や成果を積極的に公表していくことに加え、共通の仕組みで評価結果や学部等に関する基本的な情報を公表することで、学修者本位の高等教育改革につなげる。



(参考) 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ (答申) 抜粋

## 2. (1) 教育研究の「質」の更なる高度化

### ①学修者本位の教育の更なる推進

#### イ. 新たな質保証・向上システムの構築

その際、新たな評価制度は、単に評価基準 に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。さらに、新たな評価制度においては、その評価に用いる各大学の教育情報を容易に提出可能なデータベースを整備するなどして、現行の仕組みよりも高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図っていくことが求められる。

### ⑤情報公表の推進

前述の新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

#### <具体的方策>

- ・多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進するとともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。
- ・各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。（①イの再掲）

# 情報公表を促す制度・指針等について

| 項目   | 大学が公表すべき<br>教育情報<br>(学校教育法施行規則<br>第172条の2)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 高等教育の修学支援新制<br>度機関要件<br>(大学等における修学の支援<br>に関する法律施行規則第2条)                                                                                                                                                      | 大学ポータルレート                                                                                                                                                                                             | 教学マネジメント指針                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大学の教育研究上の目的 ex) 大学の教育研究上の目的、3つのポリシー</li> <li>➤ 教育研究上の基本組織 ex) 学部、研究科の名称</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教員 ex) 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績</li> <li>➤ 学生 ex) 入学者数、収容定員、学生数</li> <li>➤ 進学及び就職 ex) 卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況</li> <li>➤ 教育課程 ex) 授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価</li> <li>➤ キャンパス ex) 校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境</li> <li>➤ 費用 ex) 授業料、入学科</li> <li>➤ 学生支援 ex) 修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例<br/>ex) 学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア</li> <li>➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例<br/>ex) 教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、教学IRの整備状況</li> </ul> |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>【任意項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 学修成果・教育成果に関する情報例<br/>ex) 修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲</li> <li>➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例<br/>ex) GPA制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特色<br/>ex) 学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版）</li> <li>➤ 入試<br/>ex) 入試情報、転学編入学</li> <li>➤ 取得可能な資格</li> <li>➤ 課外活動<br/>ex) クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況<br/>など</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 財務情報 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財務諸表等（国公立版）</li> </ul>                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| その他  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自己点検・評価の結果</li> <li>➤ 設置者の役員の氏名が記載された名簿</li> <li><b>【任意項目】</b></li> <li>➤ 事業計画 など</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果）</li> <li>➤ 高等教育の修学支援新制度（国公立版）</li> </ul>                                                                                               | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |



# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

### 【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

### 【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準  
第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
- 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ～ハ (略)
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ～ヌ (略)



文部科学省

資料3

# 教学マネジメント指針 について

令和8年8月  
高等教育局大学振興課

# 教学マネジメント指針策定の背景と位置づけ等について

## 1. 教学マネジメント指針の特徴

- 中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会における議論をもとに、**令和2年1月22日に公表。**
- 3つの方針を通じた学修目標の具体化、体系的かつ組織的な教育課程の編成・実施、学修成果・教育成果の把握・可視化、FD・SD及び教学IR、情報公表等について、改善・充実の方向性や**大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの各レベルで留意すべき事項について整理を実施。**

## 2. 教学マネジメント指針策定の背景

- **「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」**においては、大学における教育の質を保証するための取組が不十分であり、**教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという指摘。**
- 同答申においては、
  - 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていくこと
  - このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、**このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換**されていくことが掲げられ、**「学修者本位の教育の実現」**が謳われた。
- こうした期待を高等教育機関が実現できるよう、**これまでの答申等における大学の教育改善に関連する手法やそれを実行する際の留意点などについてまとめるため、教学マネジメント指針の策定が求められた**ところ。

## 教学マネジメント指針策定の背景と位置付け等について②

### 3. 教学マネジメントとは

- **教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営み。**
- **マネジメントとは「目標の達成に向けて、組織の限りある資源を効率的に活用する」という意味を持つ。**大学は、教職員や施設設備等の学内の資源のマネジメントだけでなく、**学生が学修に使える時間が有限である**ことを踏まえ、学生の意欲を引き出し、密度の濃い主体的な学修をマネジメントする必要。

### 4. 教学マネジメント指針の位置付け

- 過去の中央教育審議会の答申等においては、大学の教育改善に関連する手法等については触れられてきたものの、記載が分散しており、**教学マネジメントという観点から一元的に記載されたことはなかった。**
- そのため、**学修者本位の教育や教学マネジメント全体の在り方等の根本的なテーマに加え、過去の答申等で示された教育改善に関する手法等を中心に、必要な事項の整理を実施。**
- **教学マネジメント指針は、三つの方針に基づき、教学マネジメントがシステムとして確立された大学運営の在り方を示すことにより、各大学の検討と取組を促すことを目的として作成したものであり、そのまま従う「マニュアル」ではなく大きな方向性を指し示すもの。**

### 5. 教学マネジメント指針の対象範囲

- 主に大学の学士課程及び短期大学の正課の教育課程を念頭に作成。

# 教学マネジメント指針策定の背景と位置付け等について③

## 6. 教学マネジメント指針策定後の関連する答申等

- ・新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）  
（令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）
- ・学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）  
（令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会）
- ・教学マネジメント指針（追補）（令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会）
- ・我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）  
（令和7年2月21日 中央教育審議会）
- ・教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ  
（令和8年6月3日 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ）

等



- ✓ 「新たな評価」においては、「教育の質」を見える化し、**高等教育機関として当然に求められる教育の質を確実に保証することや教育成果を挙げることなどが求められることを踏まえ、教学マネジメント指針の改訂を検討することとしてはどうか。**



## 1. 教学マネジメントとは

- 教学マネジメントの定義は、「大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営」
- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

## 2. 「教学マネジメント指針」各章ごとの概要

| 取り組み |                            | 概要                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I    | 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、D・Pを具体的かつ明確に設定</li> </ul>                                                                                                                               |
| II   | 授業科目・教育課程の編成・実施            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成</li> <li>● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要</li> <li>● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる</li> </ul> |
| 追補   | 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す</li> <li>● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施</li> </ul>                                             |
| III  | 学修成果・教育成果の把握・可視化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化</li> <li>● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保</li> </ul>                      |
| IV   | 教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義</li> <li>● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施</li> <li>● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進</li> </ul>               |
| V    | 情報公表                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要</li> <li>● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要</li> </ul>                                                              |



中央教育審議会大学分科会質向上・質保証  
システム部会（第10回）における  
主な意見（令和8年6月29日）

1. 「新たな評価」を踏まえた質保証の在り方について

（1）要正大学に対する対応

- 要正状態を理由に新たな学部設置を認めない場合、募集停止を予定している学部の課題が大学全体の改革の妨げとなる可能性がある。大学が学部再編を通じて改善を図ろうとする場合の配慮が必要ではないか。
- 要正となった大学に対する再評価や改善指導のプロセスが分かりにくい。再評価を何回まで行うのか、その後どのような措置を講じるのかを明確化すべきである。設置審を活用したシンプルな制度も考えられる。
- 改善報告を求めているにもかかわらず改善が進まない要因を分析する必要がある。勧告・命令だけでなく、改善のための支援や助言も必要ではないか。
- 認証評価後のフローの明確化は評価できるが、設置認可との接続関係も整理し、認証評価から設置認可へ戻る循環的な仕組みも検討すべきではないか。

（2）認証評価と設置認可との関係

- 認証評価の改善を議論する際には、設置認可の在り方も併せて検討する必要がある。定員未充足等の課題は認証評価だけではなく設置認可段階とも関係している。
- 新たな評価制度は国の関与が強くなる制度であり、重大な問題が確認された場合には、設置認可と同等の厳格な審査体制が必要ではないか。
- 認証評価は内部質保証システムが適切に機能しているかを確認する役割を担っており、設置認可制度との役割分担を整理する必要がある。
- 認証評価機関を複数維持する意義や多様性との関係について整理が必要である。

2. 新たなデータプラットフォームにおける情報公表について

（1）新たなデータプラットフォーム（Univ-map）

- 高校生や保護者が大学比較をしやすい検索・表示機能が必要である。また、競争的資金や特色ある事業の採択状況も表示してはどうか。
- 情報公表は実際の利用場面を想定して設計すべきである。高校生・保護者は進学先比較に利用し、AIを用いた比較・評価も行われる可能性があるため、その影響も考慮する必要がある。
- AIを活用した検索・比較機能やチャット形式のインターフェースを導入してはどうか。
- 公開データはAPI等を通じて利用できるようにし、利用者が自由に活用できる環境整備が必要

要である。

- 大学ポートレートの課題を検証した上で、新たなプラットフォームは従来と異なる理念の下で構築する必要がある。教育統計全体の設計との整合性も重要である。
- 海外で活用されている卒業後の所得情報のような指標についても検討の余地がある。また研究・IR活動のためデータを分析可能な形で提供することが望ましい。
- API 公開による民間活用を促進するとともに、大学に対する各種調査のワンストップ化を図るべきである。
- 高校生の利用実態を踏まえ、チャットボットの内製化や利用者参加型の設計を検討してはどうか。
- 学生調査結果や学生の成長実感などの学生視点の情報は利用者にとって有益である。

## (2) 情報公表の目的

- 情報公表は進学支援サービスとしてだけでなく、高等教育の質向上・質保証を促進する仕組みとして位置付ける必要がある。高校生向けサービスと大学改革支援とでは目的が異なるため、制度の目的整理が必要である。

## 第1部 新たな評価の基本的な考え方

※ 研究科の評価の在り方は別途大学院部会等で検討中であり、今後、同部会での検討状況を踏まえ、「新たな評価」に組み入れることとする。

### 我が国の高等教育における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 我が国の高等教育の質保証・向上システムは設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等で構築。
- その中で認証評価制度はその中核。制度開始20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、内部質保証システムの導入が進んでいる一方で、以下のような課題も指摘されている。

#### ① 社会的機能の再考の必要性

- ・社会からの理解と支持を得るためには、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった「教育の質」を第三者かつ専門家の評価を通じて可視化すべきではないか
- ・高等教育機関の多様性等を尊重しつつ、評価の客観性・公平性をより高めることが必要ではないか。評価結果が社会に十分認知されていないのではないか

#### ② 評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

- 十分な動機付けがないこと等による「徒労感」があるのではないか

#### ③ 内部質保証の意義の浸透

- 学内の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

### 高等教育を取り巻く社会的な状況と「新たな評価」の必要性

- ✓ 急速な少子化（※）の中では、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要。高等教育機関の多様性を確保を図った上で、**学生一人一人が能力を最大限高めていくためにも、教育研究の質保証・向上を通じて高等教育の機能強化、「教育の質」の不断の見直し**が求められる。

（※）令和6（2024）年大学進学者数63万人  
⇒2040年大学進学者数約46万人（約27%減）

- ✓ 一方で高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先の選択が行われていることは必ずしも明らかでない（全国的には知名度は必ずしも高くないものの地域の医療・福祉・産業等を支えるべく、教育活動に精力的に取り組むことで学生の成長を促している高等教育機関もある）。
- ✓ 高等教育機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求していくとともに、高等教育機関は内部質保証と外部の視点からの改善・向上を促していくことが必要。

## 改革の方向性

### （1）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、養成すべき人材像や卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等を基盤として、**在学中どのくらい成長したかについて学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果、学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価を可視化し、その結果を踏まえて教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、各高等教育機関の**教育について最低限の質保証のみならず、質向上につながるサイクルを構築**する。

### （2）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- 少子化という社会情勢やVUCA時代の高等教育機関はこれまで以上に**自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要**であり、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

### （3）持続的かつ効果的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、評価のデータプラットフォームを構築・活用等を通じ、「徒労感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

## 第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

### 1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 質保証の責任は一義的には大学にあることから、高等教育機関全体として質保証の責任を果たしているかを引き続き評価する。
- また、学修者本位の観点に基づき教育の実態を明らかにするため、**より学修者に近い単位である学部等を切り口として高等教育機関における教育活動を評価する。**

### 2. 評価の視点【何を評価するか】

- 機関全体の評価については、教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、全学的な調整・支援が適切に行われているか、点検・評価、改善がきちんとなされているかという内部質保証が図られているかという点に精選する。
- 学部等の評価については、以下の2つの視点から行う。
  - ・法令等で求められている水準に達しているか（質保証の視点）
  - ・学生一人一人の能力を最大限高めるために教育水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）

#### <質保証の視点>

4つの基本的な方針の下7つの評価基準、15の評価項目に沿って**水準に達しているか厳格に判断する**

#### <質向上の視点>

**高等教育機関の様々な教育活動（優れた取組）とディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか（教育成果）を明確に挙げているかを評価する。「教育成果」は教員による直接評価、学生の間接評価、社会からの評価を総合的に勘案する**

- 「新たな評価」では、上記のように掲げた資質・能力を備えた学生を育成できているかという点を教育成果を評価することとなることから、**各高等教育機関は適切なディプロマ・ポリシーとなっているか再検証すべきである。**

### 3. 評価手続【どのように評価するのか】

- 「教育の質」によって高等教育機関の社会的な評価や進路選択がなされいるか必ずしも明らかでない現状を踏まえ「教育の質」を分かりやすく発信すること、先進的な取組の共有や課題の把握共有を通じた自己改善の促進につなげるため**4段階の段階別評価を導入する。**

| 高等教育機関として<br>求められている水準に<br>達していない学部等 | 高等教育機関として<br>求められている水準に達している学部等    |                                    |          |
|--------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------|
|                                      | 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等 | 学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等 |          |
| 要是正                                  | 1つ星（★）                             | 2つ星（★★）                            | 3つ星（★★★） |

※ 最も高い評価をするにあたり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準をディプロマ・ポリシーを掲げ高い教育成果を挙げていること、当該ディプロマ・ポリシーの達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであることといった観点を基本とする。

- 評価サイクルは、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと、高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は6年制課程をとっていること、他の評価とのバランスを踏まえ、**6年を前提とする。**

※なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関には、6年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することを求める。

- 効果的な評価の実施のため、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一体的に備えたデータプラットフォームを独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置する。

全国学生調査の結果データなど文部科学省が実施する調査の結果は、文部科学省が一体的にデータプラットフォームに入力し高等教育機関の負担の軽減、定量的な確認を自動計算機能等により代替したり、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けるなど A I の活用を含め、評価者の負担を軽減

- 特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましいが、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするように柔軟な運用を可とする。

## 4. 評価の主体【誰が評価するのか】

- 学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表することから、同じ学位の分野単位での大学教員による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、学位の分野を踏まえて実施できるよう体制を整えた評価機関が実施する。

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係  
⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）  
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- これまで「教育の質」を担保するために、実績がある機関の知見や経験を活用していくために、**高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）**のほかに、**特定分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）**を設ける。  
特定分野評価機関の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくす**調整組織及びその役割の明確化**を行う。
- 高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることから、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていくために、評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣が評価が適正に行われているか確認するシステム**を設ける。

## 5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- **評価結果をデータプラットフォームにおいて一体的に公表し、公表内容やフォーマットは統一する。**  
情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価結果、評価結果の具体的内容については分かりやすく示す。
- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することを検討する。「**要是正**」機関に対しては、改善が行われるよう、**文部科学省において厳格な対応を行う。**

## 6. 持続可能な高等教育の評価への転換

- 持続可能な評価とするべく、「新たな評価」の導入に合わせ、機関別認証評価と分野別認証評価の統合、国立大学法人評価における現況分析との重複解消を図る。



# 「新たな評価」の概略



## 高等教育機関

- 定期的な自己点検・評価活動を前提に、6年以内に1回「新たな評価」を受審
- 自己点検・評価書を「新たな評価」にも活用



## 評価機関

- 機関全体の評価と学部等単位での「教育の質」に特化した評価を実施

### 機関全体の評価



### 学部等単位での「教育の質」に特化した評価

✓ 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価

✓ 教育の状況を質保証の視点と質向上の視点の双方から評価

質保証の視点…高等教育機関としても求められる水準に達しているか  
質向上の視点…教育活動を通じて**教育成果**を明確に挙げているか

✓ 学位の分野に応じたピア・レビューを実施

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係  
⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係  
⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）  
⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係㉑教員養成関係

- 機関全体の評価結果と学部等ごとの評価結果を付して文部科学省・機関（学長）宛てに通知

機関としての  
適合/要是正

学部等ごとの段階別評価（要是正、★、★★、★★★）

※ 機関全体の基準に適合する場合は「適合」、適合しない場合は「要是正」

※ 学部等ごとの評価において「要是正」学部等がある場合、機関全体の「内部質保証が図られていない」として機関全体の評価は「要是正」



## 高等教育機関

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用



### 「要是正」機関

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告



## 文部科学省

- 評価結果を資源配分等の政策に活用することを検討
- 「要是正」機関に対し、改善状況の聴取
- 改善の取組が不十分、改善の見通しがいい場合には厳格に措置することを検討

データ入力

データ活用

評価結果  
入力

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表

「新たな評価」データプラットフォーム



教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ  
議論のまとめ

令和 8 年 6 月 3 日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方  
ワーキンググループ

第 1 部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 我が国の高等教育機関における質保証・向上の考え方と認証評価の現状

- 高等教育機関は、学校教育法で規定されたそれぞれの目的を達成するため、世界水準の教育研究の推進や、地域における人材育成、産業振興への貢献等、様々な活動を行っている。予測不可能な時代にあって、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」という学修の成果を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要があり、平成 30 (2018) 年 11 月の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(以下「グランドデザイン答申」という。)や令和 7 (2025) 年 2 月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(以下「知の総和答申」という。)の答申においてその方向性が示されている。
- 我が国の高等教育における質保証・向上システムは、大学設置基準等に基づく設置認可審査、設置計画履行状況等調査、自己点検・評価、認証評価、情報公表等によって構成されており、これに加えて、学校法人運営の状況を確認する学校法人運営調査が行われているほか、継続的な質的向上と社会への説明責任を果たすため、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う国立大学法人評価や、公立大学法人評価が実施されているところである。
- 特に、認証評価は、各高等教育機関が、我が国の高等教育機関としての質と水準を有していることを保証し、その向上を図り、十分にその機能を果たしているかを定期的に確認し、評価結果の公表をもって社会からの信頼と支援を受け、各高等教育機関が評価結果を踏まえて自己改善を行っていくことを目的に、高等教育の質保証・向上の中核として、平成 16 (2004) 年度から実施されている。
- 認証評価が導入されてからの 20 年間で、各高等教育機関における適切な自己点検・評価の実施及び定着、評価結果を活用した改善、内部質保証システムの導入が進んでいる。これらは、各高等教育機関の努力と、認証評価機関における様々な改善や工夫の結果であり、高等教育機関の改革を支える役割を担ってきた。

専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価においては、教育課程、教員組織そ

の他教育研究活動の状況についても評価を行ってきており、特に法科大学院については詳細で多岐にわたる評価を実施することを通じて、教育水準の向上を支えてきた。

- なお、現在の認証評価制度は、米国を参考にしながら、文部科学大臣が認証した認証評価機関が、学校教育法第 110 条第 2 項に規定する認証の基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下「細目省令」という。）を踏まえて作成した大学評価基準に基づき、「適合」「不適合」の判断を行い、高等教育機関に対していわゆる「ア Kred イテーション」を行ってきたところである。

ただし、米国は、国による設置認可が行われておらず、外部の評価機関がそれぞれに定める基準に照らして適合しているか、また、継続的に適合しているかという観点から各評価機関がア Kred イテーションを行っている。この点、我が国の場合は、大学設置基準等に則って大学設置・学校法人審議会の審査を経て、大学設置認可が行われているため、国が高等教育機関としての適格性を判断している。その上で、国が定める大学設置基準等を踏まえた細目省令に基づいた大学評価基準により第三者が評価する仕組みとなっていることを鑑みれば、米国の第三者評価制度と我が国の第三者評価制度は大きく異なる点には留意する必要がある。

- 認証評価制度は制度構築から 20 年が経過して、これまでの中央教育審議会の答申等でも課題や改善の方策が指摘されている<sup>1</sup>。改めて、本ワーキンググループでは、これまでに、認証評価を行っている機関別認証評価機関及び分野別認証評価機関、認証評価を受審する高等教育機関の各種団体、高等学校関係団体、経済団体から対面若しくは書面によるヒアリングを実施したところである<sup>2</sup>。そこでの意見や委員間での議論も踏まえ、認証評価の現状と課題については、以下のように整理される。

#### ① 現在の認証評価が果たすべき社会的機能を再考する必要があるのではないか

- ・現在の認証評価は、高等教育機関の自己改革・自己改善を促すことを主眼として、各機関の内部質保証システムが機能しているかどうかを中心にチェックしてきた。しかし、社会（高校生、高校教員、企業、世論等）からは高等教育機関で行われている「教育の

<sup>1</sup> 近年では、グランドデザイン答申のほか、「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）（平成 28（2016）年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会）、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4（2022）年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、課題や改善の方向性が示されているところである。また、「2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ」（令和 8（2026）年 2 月 19 日）においても「新たな評価の在り方」として検討に当たり留意すべき事項が指摘されている。

<sup>2</sup> 本ワーキンググループでは検討に当たり、機関別認証評価機関 5 機関にヒアリングするとともに、分野別認証評価機関 8 機関から書面にて意見を聴取した。また 9 つの高等教育関係団体にヒアリングをするとともに、委員を通じて一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）の医学分野の評価の現状も聴取した。併せて、法科大学院を除く専門職大学院計 113 大学 138 専攻にアンケート調査を行い、90 の専攻から回答を聴取した。その他、全国高等学校校長協会、日本私立中学高等学校連合会、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人新経済連盟、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会といった認証評価機関や高等教育関係団体以外からも幅広く意見を聴取した。

質」を明示することを期待されているとの指摘がある。多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値こそが「教育の質」であり、こうした「教育の質」を可視化することが非常に重要である。そのため、学生一人一人の能力を最大限に高めるという高等教育機関の本来の目的を達成するために各機関が取り組んでいる内容とその成果を明確に提示し、学生の進路選択も含めて社会からの理解と支持を得るために、第三者かつ専門家の視点で「教育の質」に一層重点を置いて評価する手法への転換を図るべきではないか。

- ・ 高等教育機関の多様性・個性や特性は尊重されるべきである。他方、現在の認証評価において、高等教育機関の質と水準の保証・向上を図る評価基準や評価結果にばらつきがあることは、外部から見た際の分かりづらさに繋がっているのではないかと指摘がある。したがって、評価の客観性・公平性をより高めるとともに、特に国際通用性のある評価基準との整合性も引き続き担保するべきではないか。
- ・ 評価報告書についても、関係の各種ウェブサイト等に公表されているが、評価機関によってそれぞれ項目や表現が異なることで外部から見て分かりづらいという指摘がある。また、教育実施に係る学内プロセスについての詳細な記述による評価報告書は、高等教育機関が自らの質を保証し、その向上を図る際には重要なものであるが、第三者からは読みにくく、それゆえに社会から十分認知されていないのではないか。

## ② 評価に当たり、評価者・被評価者双方への負担が重く、そのインセンティブを感じづらいのではないか

- ・ 現在の認証評価を受審することが高等教育機関の内部質保証に活かされているという意見がある。その一方で、既に「教育の質」の向上のために様々な取組を行っている高等教育機関においては、改めて細かい規程や制度の整備の有無を確認されることや、評価によって得られる具体的な効果を実感しにくいことなどから、十分な動機付けがなされていない評価業務となってしまうとの指摘がある。さらには、学生への教育や研究等に費やす時間と労力を割いて様々な調査で同じ情報・項目を収集・整理・提供したり、異なる目的で同様の項目について評価を受けていたり、法令適合性などの確認事項が多いことも指摘されている。このような状況が評価業務に対して「徒労感」を生じさせているのではないか。
- ・ 機関別認証評価と分野別認証評価の評価サイクルが異なる<sup>3</sup>とともに、評価に係る作業に重複がある点など、評価による高等教育機関の負担が増加しているのではないかと指摘がある。受審負担の軽減を図りつつ、実効性のある制度へと転換していくことが求められるのではないか。
- ・ 分野別認証評価においては評価分野の細分化や学会の不存在等を理由に持続可能な評価を行うことが困難な状況になっているのではないか。

---

<sup>3</sup> 学校教育法第109条及び同法施行令により、機関別認証評価と分野別認証評価においては、それぞれ7年以内毎と5年以内毎に実施する必要があるとされている。

③ 認証評価を通じた内部質保証の意識を高等教育機関全体で十分に共有できていないのではないか

認証評価結果は内部質保証に活用し、高等教育機関全体の自己改革・自己改善に活かすことが期待されており、実際にこれまでも機関全体の改革につながっている面もある。しかしながら、機関全体の評価だけでは、それを活用して個々の学部・学科<sup>4</sup>（以下「学部等」という。）のレベルにおいて学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善までにつなげることは難しいのではないか。

---

<sup>4</sup> 本報告書で「学部」とあるものは大学・専門職大学の学部を指し、「学科」とあるものは短期大学・専門職短期大学・高等専門学校を指す。なお、「研究科」とあるものは大学院・専門職大学院の研究科を指す。

## 2. 改革の方向性

○ 「知の総和答申」では、我が国の最も重要な課題として少子化を指摘した上で、高等教育が目指す姿として、「知の総和」を向上させることを掲げた<sup>5</sup>。「知の総和答申」においては、18歳人口は2034年度までは100万人を維持するが、2040年度までの6年間で74万人まで急減するとされており<sup>6</sup>、令和6（2024）年時点で約63万人いる大学進学者数は、2040年には約46万人となり、現在の定員規模の約3割減少することが見込まれている。こうした急速な少子化の中で、社会・就業構造を踏まえながら、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を確保することがこれまで以上に必要となる。この「知の総和」の向上を実現するためには、高等教育機関の多様性の確保を図った上で、学生一人一人が能力を最大限高めていくことが必要であり、教育研究の質の保証・向上を通じて高等教育の機能強化を図ることが求められている。

○ 我が国は、少子化の他にも国際競争の激化、AI技術の更なる進化などに伴う社会・産業構造の転換を通じて地域や職種の就業構造の変化など様々な課題・変化に直面し始めている。そのような課題や変化に対して柔軟に対応し、主体的に課題解決に取り組み、新たな価値を創造できる人材が必要であり、そのような中で高等教育機関の役割は非常に大きく、社会からも期待されている。何よりも、この不透明な時代を生きる学生が自らの可能性と学びの伸長を実感でき、『学び続けること』こそが価値である」と共有できる社会を実現できることが重要である。

学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身に付け、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学修時間の増加・確保を伴う学生の主体的な学びの確立や、学生の学ぶ意欲を醸成し、その成長を後押しするよう、その「教育の質」を不断に見直し、学修者本位の教育を行うことが必要である。

○ このような不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、大学設置基準等に基づく設置認可審査から設置計画履行状況等調査を通じて高等教育機関としての教育水準を担保されたことから引き続き、自律的な組織として社会からの期待・信頼を得るべく、その使命や目的の実現に向けて自らの活動について継続的に点検・評価を通じて質を保証するとともに、絶えず改善・向上に取り組む、いわゆる内部質保証の取組は必要不可欠であるとともに、外部の視点からその状況を改めて確認し、改善・向上を促していくことも必要である。

また、現状においては、高等教育機関の「教育の質」によって社会的な評価や進学先

---

<sup>5</sup> 「知の総和答申」において、「「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まる。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって社会に貢献しながら、「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められる。」とされている。

<sup>6</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年推計）」の出生低位・死亡低位を基に推計。これは、令和2（2020）年までの実績値を基に令和2（2020）年10月1日現在の男女別年齢各歳別人口を基準人口として将来人口の推計を行っている。

の選択が行われているかは必ずしも明らかではない。この点において、全国的には知名度が必ずしも高くないものの、地域の医療・福祉・産業等を支えるために教育活動に精力的に取り組み、学生の成長を促している地方の高等教育機関があることを忘れてはならない。そのため、各機関の「教育の質」が社会から適切に評価される仕組みを実現し、学生や社会に広く訴求させることで、高等教育機関の自律的な改善・向上の取組の後押しにつなげていくことが必要である。

したがって、内部質保証による自律的な改革・改善と認証評価をはじめとする第三者評価が相補的に関わることで、新たな高等教育の質保証・向上システムの構築の実現を図っていく。

- 上記の課題及び「知の総和答申」の提言内容を踏まえて、以下の方向性で、現在の認証評価制度をはじめとした第三者評価の改革を行い、「新たな評価」制度を構築する。なお、「新たな評価」制度の構築に当たっては、その趣旨や内容を踏まえ、高等教育機関が受審している様々な評価を整理していく。

### （１）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

「知の総和答申」において示されたように、学生一人一人が能力を最大限に高めていくためには、各高等教育機関における「教育の質」の向上を図っていくことが必要である。また、認証評価が有する社会的機能を踏まえれば、大学設置基準等の法令適合性や、高等教育機関として求められる教育環境水準、教学に係るシステムを含む内部質保証システムの確認は、我が国の高等教育機関としての適格性を判断する観点から、引き続き重要である。

その上で、「新たな評価」においては、高等教育機関の自己点検・評価を踏まえ、各機関が自ら掲げる「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」、「入学者受入の方針(アドミッション・ポリシー)」を基盤とした教育プログラム<sup>7</sup>により、学生の在学中の成長を、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果や学生自身の成長実感、ステークホルダーによる評価等により可視化し、その結果を踏まえ、教育改善を進めているかを評価すべきである。

その上で、「新たな評価」を通じて、高等教育機関の教育について、最低限の質を保証

---

<sup>7</sup> 「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5（2023）年4月27日教育未来創造会議）において、「デジタルバッジの活用等により、学位やマイクロ・クレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化を促進する」ことが提言されるなど、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、個別の単位に分けて学修するマイクロ・クレデンシャルの提供等の必要性が指摘され、文部科学省においてもオンライン教育プラットフォーム「JV-Campus」を活用し、国内外へマイクロ・クレデンシャルを認証・発行する体制の整備を進めている。「新たな評価」は学部・学科単位を切り口にした学位における教育プログラムを想定しているが、マイクロ・クレデンシャルの評価の在り方も「新たな評価」の実施状況を踏まえて必要に応じて検討すべきである。



するだけにとどまらず、質向上につながるサイクルを構築する。

## （２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

これから迫りくる少子化という社会情勢、将来の予測が困難である VUCA<sup>8</sup>といわれる時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自律的な改革・改善を行い、自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが求められる。

また、「新たな評価」の結果が、高等教育機関へ進学を希望する高校生や社会人等の進路選択の判断材料となり、さらに、高等教育機関と産業界や地域社会との連携の促進に活用されることで、各高等教育機関の更なる改革・改善にもつなげていく。

そのためにも、「新たな評価」の結果が社会に広く認知され、活用されるべく、各高等教育機関による積極的な情報公表はもとより、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が、社会に理解されやすい形で公表される仕組みを構築する。

## （３）持続的かつ効果的な評価の実現

現在の認証評価において、高等教育機関側・評価機関側の双方に「徒労感」が生じているとの指摘が多い。また、「知の総和」の実現に向けては、高等教育機関における「教育の質」の向上が必要である一方、その可視化は必ずしも十分とはいえず、評価を通じて「教育の質」を明らかにしていくことが必要である。こうした状況を踏まえ、現在の認証評価における評価項目を「教育の質」を評価するために真に必要な項目に厳選するなど、評価制度の抜本的な見直しを行う。

評価の手續についても、デジタル化を進め、評価に用いる各種データについて一括管理できるようなデータプラットフォームを構築することで評価事務手續の簡素化・効率化を行う。

また、評価する項目や収集する情報等が重複する類似の制度がある場合には、整理・統合を行う。

以上の改革の方向性を踏まえた上で、現在の認証評価制度の見直し等を通じた「新たな評価」制度の構築に向けて、

- ① 評価対象【評価する単位・対象はどこか】
- ② 評価の視点【何を評価するのか】
- ③ 評価の手續【どのように評価するのか】
- ④ 評価の主体【誰が評価するか】
- ⑤ 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するのか】

の論点ごとに本ワーキンググループにおいて、まずは学部等を中心に検討を行った<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> VUCA とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語である。

<sup>9</sup> 本報告書の「高等教育機関」は特段の説明がなければ、学校教育法第1条に規定する大学、高等専

なお、高等教育機関の中で大学院（専門職大学院も含む）については、創造性豊かな優れた研究開発能力を持つ研究者等の養成と高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成など、急速に変化する時代をリードする人材の育成の中核となることが期待されている。

近年の国際的な競争環境が年々高まる一方で、前述したように 18 歳人口が減少する中において、大学院で高度な教育を受けた修士・博士人材や専門職大学院の専門職学位人材が高度で多様なフィールドで活躍する社会の実現は欠かせない。そのためにも大学院の研究機能の強化と併せて、各研究科の「教育の質」を担保し、優れた教育の取組及びその成果の可視化を図ることを通じて、大学院教育の価値を広く社会や学生、将来的な大学院進学者に明示していくことが必要である。

そのため、大学院教育の在り方や制度について専門的な調査・審議を行う大学分科会大学院部会において、評価の視点を中心に検討が進められており<sup>10</sup>、今後、その方向性を示し、「新たな評価」の全体像に組み入れていくこととする。

---

門学校を指す。

<sup>10</sup> また、法科大学院における評価の在り方については、分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する。

## 第2部 「新たな評価」制度の基本的枠組み

### 1. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

#### ～ 学部等の「教育の質」の評価を重視する制度への転換

- 高等教育機関は、その教育研究の水準の向上を図るため、教育研究、組織運営及び施設整備の自己点検及び評価を行い、その結果を公表している<sup>11</sup>。

その上で、現在の認証評価は、高等教育機関の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況の評価する機関別認証評価と、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学について、その課程に係る分野について評価する分野別認証評価を受審している。

- これまで機関別認証評価は、高等教育機関全体の内部質保証システムの構築に一定の成果を挙げてきたところである。一方で、高等教育機関の教育研究の基本的組織である大学・専門職大学の学部、短期大学・専門職短期大学・高等専門学校学科ごとの「教育の質」を評価し改善につなげる観点では、その成果は必ずしも全ての学部等にまで及んでおらず、高等教育機関の果たすべき大きな役割である「教育の質」の向上に向けた取組に十分につながっていないのではないか、との指摘もある。
- 学部等は専門分野ごとに組織され、教育内容や教育方法もその専門分野によって差異があるとともに、高等教育機関によっては学部等によって所在地が異なる場合もあるなど、教育研究の基本組織として学部等を単位とした教育活動が行われているのが現状である。この点、学部等においては「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」が掲げられている学位プログラムごとに自己点検・評価を行っているところもあることから、「新たな評価」における「教育の質」の保証・向上の状況は、学位プログラムの状況も含め確認するが、組織としては、法令で定められた教育研究の基本組織である学部等で改善・改革に取り組んでいる現状を踏まえ、学部等が教育成果を挙げられているかという点に重きを置いた評価へ見直す。
- そのためには、機関全体として必要な体制を整備し、目指す方向性に向け、自己点検と改善を進めていくことと併せて、学部等の教育活動についても自己点検と改善に取り組む必要がある。
- したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。その上で、学修者により近い単位である学部等の評価の単位とすることで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

---

<sup>11</sup> 学校教育法第109条第1項（高等専門学校については同法第123条で準用されている）

## 2. 評価の視点【何を評価するか】

### (1) 評価の基準・項目

～機関全体及び学部等の質保証と質向上の視点からの評価と基準・項目等の共通化

- 現在の認証評価においては、法令適合性や高等教育機関として求められている教育環境水準や教学に係る規程やシステムの有無を判断することで内部質保証システムの構築を評価している。内部質保証システムの構築は、各機関の「教育の質」を保証する上で必要不可欠であるとともに「教育の質」の向上の基盤であることから、引き続き、その確認・評価を行っていくことは必要である。
- したがって、「新たな評価」においても、高等教育機関が、法令や社会的倫理に則って自律的な組織として運営され、教育研究、組織運営及び施設整備それぞれの観点から継続的に点検・評価しているか、主体的に改善・向上に向けて取り組んでいるか、また、それが的確に機能しているかについて、評価機関において確認する。
- しかしながら、こうした確認のみで、各高等教育機関における「教育の質」が学修者の視点から十分に示されるとは言い難い。進学者は学びたい学問分野を前提に進学先を選択している傾向があることから、高等教育機関全体だけではなく、学部等ごとの「教育の質」を評価した結果を提示することで、学生が進学先の選択等にも活用することが重要である。そのため、各学部等の教育目標たる、「養成する人材像」や「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等に照らして学生が設定された学修成果を挙げられているかを可視化し、教育改善へ活用できているかという点、また、教育活動を通じて教育成果を挙げられているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力する評価制度を構築する。
- この点、これまでの認証評価を通じて確認されてきた、財務・経営の観点は、国立大学法人であれば国立大学法人評価制度によって、また、公立大学法人であれば地方独立行政法人評価制度によって、学校法人であれば、学校法人運営調査委員制度や日本私立学校振興・共済事業団による財務分析・経営改善の支援等、既存の制度で対応が行われてきている。そのため、評価機関が高等教育機関全体を評価する項目としては、社会からより注目・期待されている学生への教育の実践や支援の状況、教育研究環境に関して、学部等の組織と有機的な連携が図られ、自己点検・評価を通じて全学的な調整・支援が適切に行われ、改善につながっているかという内部質保証が図られているかという点に精選することとし、評価機関は以下の基準に沿って評価を行う。

#### 機関全体の評価基準

(評価基準①) 高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

(評価基準②) 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

(評価基準③) 高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

○ 高等教育機関が、機関全体の評価を通じて、上記の基準を十分満たしていないと評価機関に判断された場合には、学部等の評価を行わず、高等教育機関として自己改善を行うことが求められる。その一方で、場合によっては学部等の評価の状況も加味することもあり得ることから、評価機関においては、機関全体の評価と学部等の評価を必要に応じて一体的に行うべきである。

○ 学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を

① 法令等で求められる教育活動の水準に達しているか（質保証の視点）

② 学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点）

という2つの視点から評価機関は評価していくこととする<sup>12</sup>。

○ なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。

併せて、学位分野の独自性に関して「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」について、「新たな評価」の実施を契機にして、産業界をはじめとした社会の声も参考にしながら、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

## ア 質保証の視点

○ 「質保証の視点」については、基本的には法令等で求められる水準を基準としているものであることから、複数の評価機関が存在する場合にも、原則として全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべきである。

○ 各学部等の自己点検評価書・根拠資料を基に、以下に示す4つの評価の基本的な方針の下、7つの評価基準、15の評価項目について、法令等で高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断する。

○ また、高等教育機関は、社会に変革をもたらす研究成果を創出するなど社会貢献も重要な役割を担っている。研究については、各プロジェクトや競争的研究費の審査を通じて、研究チームや個々の研究者に対して評価が行われているところであるが、高等教育機関における「教育と研究の往還」という視点は重要であるため、「新たな評価」においては、研究力やその成果が教育に還元できているかについても留意すべきである。

---

<sup>12</sup> 本ワーキンググループにおいては、「質保証の視点」の評価基準や評価項目、「質向上の視点」に加え、評価を行う上での判断例等も併せて検討を行いまとめたところである（後述別添）。今後、「新たな評価」を実施していくに当たり参考にされることを期待する。

## **I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表**

【評価基準①】 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること

(評価項目 a) 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

【評価基準②】 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」において示していること

(評価項目 a) 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」で示していること

## **II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・**

### **教育研究体制**

【評価基準①】 「教育課程編成・実施の方針」に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

(評価項目 a) 「卒業認定・学位授与の方針」と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」を策定していること

(評価項目 b) 「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

(評価項目 c) 「教育課程編成・実施の方針」に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

(評価項目 d) 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

(評価項目 e) 「教育課程編成・実施の方針」に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者の受入れ方針」を的確に定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法を明確に示していること

【評価基準②】 施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

(評価項目 a) 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

(評価項目 b) 学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

## **III. 学生の学修成果の適切な把握と評価**

【評価基準①】 「卒業認定・学位授与の方針」に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

(評価項目 a) 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

(評価項目 b) 授業の単位認定を適切に行っていること

(評価項目 c) 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価



していること

【評価基準②】在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること

(評価項目 a)「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

#### **IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善**

【評価項目①】学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

(評価項目 a) 教育改善のための体制を構築していること

(評価項目 b) 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

#### **イ 質向上の視点**

- 我が国の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、多様な目的を有していることを考慮する必要がある。各機関は、基本的には学部等ごとに「建学の精神」や「養成する人材像」を踏まえて「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めている。そのため、高等教育機関の様々な教育活動により、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）を把握し、様々な根拠やデータを組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているか、すなわち「教育成果」を明確に挙げているかを評価する。
- 評価に当たっては、在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身に付けたかという学修成果を可視化する取組が重要になる。学修成果の可視化は、これまでアンケート等、学生の自己評価を通じてエビデンスを得る間接評価が中心であったが、第一義的には学生の知識や能力の表出に伴う直接評価によって行われることを受け、直接評価と間接評価の双方の観点で行うことが重要である。直接評価に関しては、標準試験、ポートフォリオ、ルーブリックを用いた卒業論文等の評価、授業成績に基づく「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成度の評価、プロジェクト・ベースト・ラーニングなどプロジェクト学修の成果の把握などの取組が高等教育機関でも始まっているところであり、そのような取組が学修成果を十分可視化できているかを検証しながら、どのような評価手法が効果的であるか各高等教育機関で検討していくべきである。これらの可視化の取組を通じて高等教育機関は学部等の「教育成果」を明らかにしていくことが求められる。

なお、間接評価に関しては、「全国学生調査」<sup>13</sup>において、「新たな評価」の趣旨に即した質問項目を今後設定し、その結果を評価に活用していくべきである。

「教育成果」を把握するに当たっては、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示されている資質・能力を身に付けた学生が社会や地域で貢献していることは、高等教育機関として社会の信頼や期待を応える意味でも重要な要素であり、在学中の学生の学修成果だけでなく、こうした観点も「新たな評価」を通じて広く明らかにしていくこととする。

- そのほか、各高等教育機関が「教育の質」の向上につなげていくためにも、優れた取組を積極的に評価できる仕組みにすべきである。
- 学部間連携の取組や全学での教養教育など学部等という枠を超えて行われる教育活動も重要である。学生の視点から見れば、学部等が提供する教育も学部等横断で行われている教育も同一機関における教育であることに変わりはない。「新たな評価」ではそれらの教育が各学部等における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成、学生の成長にどのように寄与しているかという観点から適切に評価すべきである。
- また、認証評価制度以外にも、高等教育機関の自主的な取組として、国際的な評価機関による評価を受審している場合<sup>14</sup>や教育プログラム単位の国際的な認証等<sup>15</sup>がある場合については、国際的な評価基準に基づいて、教育内容や体制が審査されるため、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価すべきである。

## （２）「新たな評価」制度導入における「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」等の再検証

「新たな評価」制度においては、各高等教育機関が将来を見据えた「養成する人材像」

---

<sup>13</sup> グランドデザイン答申においては、学修者本位の教育へ転換を図るとともに、各大学が教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことの重要性を指摘する一方、「社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるように一覧化して公表すべき」と提言されたことを受け、令和元（2019）年度から施行実施してきており、令和 7（2025）年度から本格実施している。

<sup>14</sup> 例えば、ビジネススクールについては、AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）、EQUIS（European Quality Improvement System）、AMBA（The Association of MBAs）といった国際認証機関によって国際認証が行われているほか、医学教育については、日本医学教育評価機構（JACME）において、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準を踏まえた評価が行われている。

<sup>15</sup> 例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）は、技術者教育認定の世界的枠組みであるワシントン協定などの考えに準拠した技術者を育成する教育プログラムを認定している。

を掲げ、社会にそのような人材を輩出するために、学生が在学中にどのような資質・能力を身に付けることができたかを評価することになることから、適切な「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の設定が必要である。また、産業構造の変化や新たな技術の発展などを踏まえて、高等教育に求められる人材像も常に変化していることから、「新たな評価」制度を実施するに際し、各高等教育機関は自らが掲げる「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を、地域のニーズや社会の要請及び国際的な要請に照らしつつ、各機関の理念等に基づき、「学生が何を学び、どのような力を身に付けることができるのか」「学修成果を可視化し得るものとなっているか」について改めて検討し、具体的かつ十分なものとなっているか再検証すべきである。

### 3. 評価手続【どのように評価するか】

#### (1) 評価結果の在り方：分かりやすく、かつ、改善につながる段階別評価

- 現在の認証評価の評価結果については、ほぼ全ての高等教育機関が「適合」という判定を受けている。当然、高等教育機関を称する資格を備えるべく、各機関が必要な取組を行ってきた証左である。
- 大学をはじめとする高等教育機関の役割は、学生一人一人の可能性を広げ、その資質・能力を最大限伸ばすことによって、社会の発展の原動力となる人材を育成することである。しかしながら、各機関の「教育の質」によって社会的な評価や進路選択が行われているかは必ずしも明らかではなく、このような現状を打破するため、その学部等で実践されている「教育の質」を分かりやすく評価し、発信する必要性は高い。これにより、規模や地域性にかかわらず、丁寧に教育や学生支援を行うことを通じて、社会や地域で必要な人材を育成している高等教育機関が高く評価されるべきである。
- また、学部等の「教育の質」の評価を分かりやすく発信することにより、各高等教育機関間で先進的な取組や課題を把握・共有しやすくなり、さらに、そうした情報を参考にしながら、学生が学修の成果を実感できるよう、各高等教育機関における自己改革・自己改善の取組が更に進むことが重要である。
- そのため、「新たな評価」においては、高等教育機関全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。

具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない学部等については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする4段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や企業等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとする。

特に、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」として評価をするに当たり、評価される学部等に対して社会的・学術的に期待されている水準を「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に掲げ高い教育成果を挙げていること、当該「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」の達成に向けて学生を入学時から大きく成長に導いていること、挙げている教育成果が単年度や個別の教職員の取組に依存するものではなく継続的かつ組織的なものであること、といった観点を基本として段階別に評価を行っていく。その際、十分な成果を挙げられていない場合については、どこが不十分なのかを評価機関が明確に示すことが望ましい。

また、現在の認証評価においては、評価基準に適合しているか否かという結果を明示する観点から「不適合」という評定を付していたが、「新たな評価」においては高等教育機関全体の評価基準を満たしていない機関や、質保証の基準に達していない学部等を

有する機関については、機関自らが是正しなければならないことを強調するため、「要是正」という評語を付す。

- なお、段階別評価を行う際には、単に各高等教育機関の課題を追及・指摘するのではなく、各高等教育機関が自らの活動に対する自負を獲得するとともに、更なる高みを求めて自己改革を通じた「教育の質」の向上につなげるためにも相対評価ではなく絶対評価を基本とする。

## （２）評価サイクル

- 評価のサイクルは、現在の機関別認証評価では７年間、分野別認証評価では５年間としており、高等教育機関には７年以内の機関別認証評価の受審、５年以内の分野別認証評価の受審を義務付けている。「新たな評価」では、

- ・ 機関全体の点検・評価を行いながら、学部等の教育活動の評価を中心に実施することから、現在の分野別認証評価の意義や機能に近づくこと
- ・ 高等教育は学位の種類・学位の分野について様々であるが、医学分野等は６年制課程をとっていること
- ・ 他の評価とのバランス（国立大学法人や地方公立大学法人の法人評価は６年）

を踏まえ、実施する評価機関の実情も加味することとするが、「新たな評価」を受審した後は、６年以内に次の受審を義務付けることを前提とする。

なお、「要是正」の評価を受けた高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことを意味する。したがって、６年を待つことなく可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審し、「要是正」という評価結果からの脱却を求めることとする。

## （３）効果的な評価手続：データプラットフォームの構築と実地調査の在り方

- 評価業務を効果的かつ効率的に実施するために、高等教育機関、評価機関及び文部科学省がデータ等を共有できるシステムとして、データプラットフォームを構築する。各評価機関がそれぞれデータプラットフォームを設けるとデータ形式の統一化や整合性がとれず、管理コストが増加することになることを踏まえれば、高等教育機関の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報、高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報、高等教育機関における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を担っている独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置し、一元的に管理することが必要である。
- また、データプラットフォームは、受審管理機能、高等教育機関によるデータ入力機能、データ閲覧・評価支援機能、データ公表機能を一元的に備えているものにするべき

である。特にデータ入力においては、全国学生調査の結果データなど、文部科学省が実施する調査の結果について、各高等教育機関に改めて入力を求めるのではなく、収集済みのデータを文部科学省が一元的にデータプラットフォームに入力することなどにより、高等教育機関側の作業負担の軽減を図るべきである。さらに、評価において必要となる定量的な確認については、自動計算機能等により代替するとともに、定性的な内容の確認についても、不足している情報等がある場合にアラートを表示する機能を設けることに加え、A I の活用も視野に入れながら、評価者・被評価者双方の負担軽減につながる評価支援が行われるべきである。

- また、現在の認証評価においては、高等教育機関の自己点検評価書に基づき、書面審査と実地調査が行われている。これは細目省令において、認証評価機関の評価の方法に高等教育機関の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていることが認証要件として求められているためである。実地調査は、教育現場や施設、関係者（学長、教職員、学生）へのヒアリングを通じて、書面だけでは確認できない「教育の質」や環境を客観的に評価し、実態を検証する重要なプロセスである。そのため、「新たな評価」においても、特に評価に当たり重要な判定を行う場合や、評価機関が社会に対してより丁寧な説明が求められる場合などは、実地調査においてその実態を確認することが必要不可欠であり、実地調査を実施することが望ましい。
- この点、コロナ禍において実地調査の対面実施が不可能であった際には、各高等教育機関から提出された資料やデータ等から教育の実情を把握し、オンラインでの面談を効果的に活用することで、学生や教職員の声も取り入れながら評価を行ってきたところである。  
このような経験を通じて、評価機関が書面調査やオンライン面談を行った上で、必ずしも対面での実地調査を行う必要がないと判断した場合には、対面での実地調査を行わなくても評価を可能とするような柔軟な運用を認めるよう改める。
- 「新たな評価」制度は、学部等ごとの「教育の質」を重視した評価を行うなど、これまでの認証評価から大きな変更になる。そのため、「新たな評価」を実施するまでに現在の認証評価機関や先行する分野別評価機関、高等教育機関の協力も得つつ、試行的な評価を含め、必要な準備が行えるように、文部科学省において必要な支援が行われることを期待する。



#### 4. 評価の主体【誰が評価するのか】

##### (1) 評価主体の在り方

- 現在の認証評価制度において、文部科学大臣の認証を受けている評価機関は16機関ある。各機関が持つ専門性等を踏まえ、書面審査や実地調査、ヒアリング等を通じて、高等教育機関の教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を行っているところであり、これまで培った定性的評価等の経験については、「新たな評価」制度においても積極的に活かすべきである。
- 特に、「新たな評価」制度においては、高等教育機関全体に対して、社会的信頼に関することと内部質保証が適格に行われているかを評価しつつ、学部等で実施している教育に対して質保証と質向上の観点の評価に注力するよう大きな変更を図っていくことになる。この点、学部等の「教育の質」を評価し、社会に対して評価結果を公表していくのであれば、その専門性が近い、つまりは同じ学位の分野単位でのピア・レビューを行うことを基本とする。

したがって、「新たな評価」の学部等の評価においては、以下の学位の分野<sup>16</sup>を踏まえて実施できるよう、評価機関はその体制を整えることが求められる。

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係
- ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係 ⑧農学関係 ⑨獣医学関係
- ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係
- ⑯体育関係 ⑰保健衛生学関係（看護学関係）
- ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
- ⑲保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係以外）
- ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

- 昨今では、複数の学問分野をまたいで学ぶ分野横断型の学部等も増えてきている。その際には、同学部等がもつ学問分野に照らして、上記学位の分野の専門家が協働して評価にあたるよう体制を構築することが求められる。
- この点、評価機関は必要な評価員を確保することになるが、「新たな評価」制度を円滑かつ実効的に行っていくために、学位の分野単位での評価を適切に行える体制を確保することを前提に、どのような評価体制を採るかについては評価機関の実情を踏まえることとするとともに、文部科学省においては高等教育機関関係者に対して幅広く協力を求めるなど、公平・公正な評価を行うために適格な評価者の確保策について、必要な支援を検討すべきである。

---

<sup>16</sup> 「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成15年文部科学省告示第39号）に基づく学位の分野である。学部等の届出設置の要件として、学位の分野の変更を伴わないこととされている。届出設置が可能かどうか（認可の要否）を判断する基準として定められている。

- また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく。
- 「新たな評価」の主体としては、高等教育の質の保証と向上に向けて、機関全体の評価と学部等の「教育の質」の評価を担う十分な体制等を備えた機関がその役割を担うことを期待している。また、例えば、医学教育の充実・向上を図ることを目的に、医学教育の質を国際的見地から保証する役割を担ってきた日本医学教育評価機構（JACME）をはじめとして、特定の学位の「教育の質」を担保するべく取り組んできた機関も存在することから、「新たな評価」を実施する際には、これまで実績がある機関の知見や経験を活用していく。
- そのため、高等教育機関全体の評価及び学部等の段階別評価を総合的に担う機関（総合評価機関）だけではなく、特定の分野を専門的に評価する機関（特定分野評価機関）を文部科学大臣が認証し、特定分野評価機関の評価を受審した学部等（又は学部の下に置かれる学科等）については、特定分野評価機関の評価結果をもって総合評価機関の当該学部等の評価を代替することができるようにする。

その際、文部科学大臣は、総合評価機関、特定分野評価機関が「新たな評価」制度を遂行するに当たり、それぞれの役割に応じた評価を行うために必要な体制を備えているか、また、各評価機関が定める評価基準及び評価方法が文部科学省の示す評価基準・項目等と整合しているかなどについて、厳格に審査する。
- また、現在の認証評価制度においては、
  - ・ 複数の評価機関が存在し、その評価の基準や観点が必ずしも一致しないことから評価への公平性という観点で課題があるのではないか
  - ・ 評価機関ごとに評価手法が異なることで、効果的・効率的で優れた評価手法が十分に共有・実践されていないのではないか
  - ・ 第三者評価である認証評価を通じて各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るという役割が必ずしも十分に果たせていないのではないかという指摘がある。
- したがって、今回の「新たな評価」制度においては、前述したように質保証の評価基準・項目については、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関同一となるよう調整するとともに、評価員等の評価体制の在り方や教育成果の例及び段階の判定基準等についても、実績がある評価機関の知見等を参考にしつつ、これまでの質保証の実

績を損なうことがないように調整を行うことが必要である。そのため、評価の公平性をより担保できるよう、評価に当たり基準に照らした判断や提出資料等の評価機関間でのばらつきをなくすための調整組織及び同組織の役割について明確化する。

また、評価員に対する研修の共通化等、評価を実施するに当たり共通化できる業務がある場合には、同組織で調整の上実施する。

## （２）評価主体の質の確保：認証評価機関に対する定期的な確認

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表している<sup>17</sup>。
- 「新たな評価」制度は、評価機関が、高等教育機関として求められる教育環境水準や教学に係るシステムなど内部質保証システムの確認を基盤とし、高等教育機関の中核たる「教育の質」の評価をすることになるが、その評価結果を通じて、高等教育機関の教育活動を社会に問うていくことを踏まえれば、これまで以上に評価機関の評価の質の信頼性を高めていかなければならない。このことから、評価機関自身が自己点検・評価を引き続き実施していくことが必要であるとともに、評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣も評価が適正に行われ、評価機関として適格であるかを確認するシステムを設けていくべきである。

---

<sup>17</sup> 細目省令第2条第4号に基づき、認証評価機関として各認証評価事業について定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。

## 5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

### (1) 評価結果の公表

- 全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するために、各高等教育機関が「教育の質」の向上に向けた取組を更に加速させる必要がある。そのためには、第三者評価を通じて高等教育機関において学生の成長に資する取組が行われていることを明らかにするとともに、社会の理解を深め、支持を得ていくことがこれまで以上に必要である。

この点、前述したように評価に関するデータプラットフォームを設けることとしており、評価結果についても同プラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるような機能を備える。

また、公表内容のフォーマットに統一性を持たせるとともに、評価結果及びそのように判断した評価の具体的内容を記載することとするが、情報の受け手である学生等がアクセスしやすいように評価の具体的内容についてはポイントを分かりやすく示すこととする。

なお、特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表する。

併せて、例えば、「所在地」、「授与される学位」、「養成する人材像」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」のような学部等に関する基本的な情報を付記し、学生の進路選択等にも活用しやすくする。

- ただし、「新たな評価」結果を公表する際には、各高等教育機関の個性・特色の明確化を図り、その多様性を明らかにするよう配慮することも必要である。
- また、「知の総和答申」では、情報公表に関し、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））の構築が提言されており<sup>18</sup>、Univ-map（ユニマップ）（仮称）では「新たな評価」結果も併せて公表するが、評価結果以外の情報公表事項や公表の方法を検討する際に、評価結果を他の情報公表事項とどのように組み合わせて公表するかについても併せて検討する。

### (2) 評価結果の活用の在り方

- 現在の認証評価においては、大学教育再生戦略推進費のような高等教育機関の優れた取組を重点的に支援する補助金の基礎的要件として高等教育機関の教育研究活動の質

---

<sup>18</sup> 「知の総和答申」では、「大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。」と提言されている。

が担保されているべきという考え方の下、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの政策面で活用しているところである。前述のとおり、「新たな評価」の実施に当たっては、質保証の視点から基準・項目の共通化を図り、質向上の視点については評価の観点等を調整することで、評価結果を資源配分等の政策に活用することも文部科学省は検討し、各高等教育機関の改善努力を後押しするようにすべきである。

- また、良好な評価結果を受けた各高等教育機関への受審期間の延長や次回の評価における評価項目の軽減など評価手続の簡素化については、「新たな評価」制度の実情を鑑み検討する。

- 「質保証の視点」で示した評価基準・項目は法令等で求められる水準を基にしていることから、学部等の評価において「質保証の視点」で示した基準・項目を満たさない場合は「要是正」として判断することになるが、「要是正」学部等の場合、法令で求められる水準に達していないおそれがあることから、確実な改善が行われるよう、文部科学省は、ペナルティを含めたその後の対応を検討することが必要である。

現在の認証評価において、「不適合」の判定を受けた高等教育機関は適合認定を受けるべく、再度評価を受審することができるが、「新たな評価」においても、前述したように「要是正」機関は可及的速やかに自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。「要是正」機関については、高等教育機関は法令等で求められる教育活動の水準に達していないことから、学位授与機関の正当性としての疑義があることを意味し、文部科学省は当該機関に学部の新設等は認めない制度的措置を講じるべきである。さらに、文部科学省は「要是正」機関から改善状況を聴取し、当該機関が実効性ある改善を行うよう担保するためにも、改善の取組がなされていない、不十分である又は改善の見通しが無い場合は、法令違反に係る学校教育法第 15 条の規定の措置も含め厳しい是正措置を講じていく。加えて、「新たな評価」の結果については、データプラットフォームや認証評価機関において公表するのみならず、質保証の責任を担う高等教育機関において、情報公表を進める。

- なお、現在の認証評価制度においても「不適合」の判定を受けている高等教育機関は存在し、文部科学省は当該機関の教育研究等の状況について報告又は資料の提出を求め、改善を行った上で再度評価を受審するよう促しているが、「不適合」の状態が継続している高等教育機関があるのも現状である。

現在の認証評価制度において「不適合」の判定を受けていることは、高等教育機関としての運営・教育に関し重大な課題を抱えていることを示すものであるため、現在の認証評価において「不適合」の状態が継続している高等教育機関に対しても、評価結果の公表や法令上の措置等、「新たな評価」を待たずに文部科学省において厳格な対応を直ちに講じる必要がある。

## 6. 持続可能な高等教育の評価への転換

- 1990 年後半以降、行政・企業・教育などあらゆる分野で、意思決定の根拠や成果をステークホルダーに対し明確に説明し、社会から信頼を得ることが求められてきたところである。この点、大学をはじめとした高等教育に関しては、平成 14（2002）年の中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、我が国の行政システム全体が国による事前規制型から事後チェック型へ移行する方向にある中、設置認可制度を見直し、文部科学省の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある、といった認識を示し、「認証評価制度」の導入を提言したところである。また、その後も国立大学法人化など、高等教育の透明性と信頼が求められる法整備や組織改革が進められてきたところである。
- 各評価制度の趣旨は異なっており、いわゆる「評価疲れ」解消のために近年取組を進めてきているところであるが、高等教育機関側・評価機関側の双方で「徒労感」が生じているとの指摘は現時点でも強く、本来高等教育機関として期待される教育と研究に注力すべき時間を制約することになっては、本末転倒である。
- 今回「新たな評価」制度を構築するに当たり、学位の分野を踏まえた学部等の「教育の質」を評価するという真に必要な目的を達成することと併せて、高等教育で求められている教育に係る評価全般についても見直すべきである。
- 具体的には、
  - ・現在の機関別認証評価と分野別認証評価については、「新たな評価」では機関全体の評価と学部等ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、その統合を図る
  - ・国立大学法人評価における教育に関する現況分析は「新たな評価」と類似する要素も多く、重複の解消を図ることを進めていく。
- また、「新たな評価」を行う際には、高等教育機関からの基本的な提出書類は各機関で行われている自己点検評価書と根拠資料とし、質保証の水準を満たしているか疑義がある場合や評価結果を判断するために必要不可欠な場合を除き、評価を受審するための追加的な資料を提出させない、若しくは既存の資料の提出にもって代えるような配慮をしていく。そのためには、当然ながら「新たな評価」を見据えた定期的な自己点検・評価活動が引き続き重要であり、各高等教育機関は現在の自己点検・評価の内容や方法も見直すよう、その検討を進めるべきである。

## 具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例

※ 4 年制大学の学部を想定したモデル



## 【機関全体の評価】

## ＜評価基準＞

### 1 高等教育機関全体の社会的信頼に関すること

#### 【根拠資料例】

- 法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）

#### 【判断例】

- ☐ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って機関運営がなされていない。
- ☐ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしていない。
  - ・ 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮するとともに、必要な教員数が確保していること
  - ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等を実施していること（もしくは実施していることを確認していること）
  - ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等を備えていること
  - ・ 必要な高等教育機関の情報を社会に公表していること

## ＜評価基準＞

### 2 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること

#### 【根拠資料例】

- 全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程

#### 【判断例】

- ☐ 適切な内部質保証のための全学的な手続を明らかにしていない。
- ☐ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制を整備していない。

## ＜評価基準＞

### 3 高等教育機関の目指す方向性に向け、点検・評価、その結果に基づく改善を行い、内部質保証が図られていること

#### 【根拠資料例】

- 機関のビジョン、機関の中長期計画等、機関が定期的に行っている自己点検に関する資料

#### 【判断例】

- ☐ 中長期計画など、機関として目指す方針を示していない。
- ☐ 内部質保証手続に基づいて、機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価を行っていない。
- ☐ 自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援を適切に行われておらず、質保証がなされていない。

## 【学部等評価】

## 質保証の視点

## 評価の基本的な方針Ⅰ.

### 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

#### ＜評価基準①＞

高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること

#### ＜評価項目＞

- a. 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること

#### 【根拠資料例】

- 高等教育機関・学部等の理念と「養成する人材像」を記載した学則及び HP での公表を示す資料
  - 産学連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることが分かる資料等
  - 全国学生調査
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

学教法第 83 条、学教法施行規則第 172 条の 2、大学設置基準第 2 条、認可基準告示第 1 条第 1 項第 2 号

#### 質保証の視点

- 「養成する人材像」を、高等教育機関・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか。

#### 【判断例】

- 学部等ごとに、人材の養成に関する目的が学則等に定めていないなど、「養成する人材像」を示していない。
- 「養成する人材像」を、機関が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとしていない。
- ※ 例えば、「養成する人材像」が深く専門の学芸を教授し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる機関の教育目的と整合しない場合。
- 「養成する人材像」を機関の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものとしていない。
- ※ 例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

## 評価の基本的な方針Ⅰ.

### 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

#### ＜評価基準②＞

「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)において示していること

#### ＜評価項目＞

- a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」(DP)で示していること

#### 【根拠資料例】

- 学部等の DP を示している学則もしくは公表を示す資料  
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

施行規則第 165 条の 2

#### 質保証の視点

- 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP を分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものとしているか。

#### 【判断例】

- 「養成する人材像」に照らし必要かつ学位にふさわしい資質・能力を DP に掲げていない。  
※ 「学位にふさわしい」か否か判断する際は、例えば、分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルなどを踏まえているか確認する。

## 評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための  
教育課程・教育環境体制

### ＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

### ＜評価項目＞

- a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)を策定していること

### 【根拠資料例】

- CPを示す資料
  - DPとCPの関係性を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

### 【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2

### 質保証の視点

- ☐ DPと整合性があるCPを定めているか。

### 【判断例】

- ☐ DPと整合性があるCPを策定していない。



## 評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための  
教育課程・教育環境体制

### ＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

### ＜評価項目＞

- b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること

### 【根拠資料例】

- DPに基づいたアセスメントプラン

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

### 【関係法令】

なし

### 質保証の視点

- ☐ 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定しているか。

### 【判断例】

- ☐ 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していない。

## 評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための  
教育課程・教育環境体制

### ＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

### ＜評価項目＞

- c. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること

### 【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど体系的な教育課程編成等を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

### 【関係法令】

大学設置基準第19条～第25条、施行規則第172条の2

## 質保証の視点

- ☐ CP に照らして教育課程を体系的に編成しているか。
- ☐ 教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
- ☐ シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか。
- ☐ 学位にふさわしい授業科目を開設しているか。
- ☐ 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

### 【判断例】

- ☐ 「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程を体系的に編成していない。
  - ※ 体系性の判断例
    - ・ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮がなされていない。
    - ・ 「主要授業科目」が、学生に学位を取得させるに当たって、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目であって、当該授業科目と DP・CP との関係性を踏まえたものとなっていない。
    - ・ 必修科目、選択科目及び自由科目の位置付けが勘案されていない。
    - ・ 機関の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当していない。
    - ・ 「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。
- ☐ 個別の科目の内容を、高等教育機関の教育としてふさわしい内容・水準としていない。
  - ※ 卒業要件単位に算入することが認められないものの例（卒業要件単位に算入しない科目として開講することは可能）
    - ・ 授業内容がリメディアル教育、資格試験対策、ビジネスマナーや就職対策等に終始しているもの
    - ・ 情報リテラシーで単にワープロソフトの操作を学ぶ等の水準に終始しているもの
- ☐ 明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。
- ☐ 授業を講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切な授業方法で行っていない。
- ☐ メディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示し、面接授業に相当する教育効果を有するものである内容としていない。
- ☐ 設定している授業科目を実践する上で適切な学生数としていない。

## 評価の基本的な方針Ⅱ.

### 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための 教育課程・教育環境体制

#### <評価基準①>

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

#### <評価項目>

- d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること

#### 【根拠資料例】

- 教育研究組織の構成・教員選抜方針を示す資料
  - 教員データ（氏名、年齢、保有学位、直近の研究業績若しくは実務経験等）
  - 授業科目の担当教員表
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

大学設置基準第7条～第10条、第12条～17条

#### 質保証の視点

- ☐ 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等を配置しているか。

#### 【判断例】

- ☐ 教員数が大学設置基準を満たしていない。
- ☐ 学部等の規模や授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員及び事務職員等を配置していない。
- ☐ 教員の構成について特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していない。
- ☐ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目について、助手を配置するなど、指導体制に配慮していない。
- ☐ 授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者が授業の一部を分担する場合、十分な教育効果を挙げられることについて、合理的な説明をしていない。
- ☐ 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しておらず、教育研究に係る責任の所在を明確にしていない。
- ☐ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態（・処遇等）において、基幹教員（又は専任教員）の位置付けを明確にしていない。
- ☐ 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成し、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることを説明していない。

## 評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための  
教育課程・教育環境体制

### ＜評価基準①＞

「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること

### ＜評価項目＞

- e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者受入れの方針」(AP)を的確に定め、当該方針を踏まえた入学者選抜方法を明確に示していること

### 【根拠資料例】

- APを示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

### 【関係法令】

施行規則第165条の2、施行規則第172条の2、大学設置基準第2条の2

### 質保証の視点

- ☐ 的確なAPを定め、それに沿った入学者選抜方法を示しているか。

#### 【判断例】

- ☐ 的確なAPを定めていない。
- ☐ APを定めているが、それに沿った入学者選抜方法としていない。
- ☐ APを定めているが、入学者選抜方法を明確としていない。
- ☐ 「養成する人材像」とAPが整合性をもって説明していない。

## 評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための  
教育課程・教育環境体制

### ＜評価基準②＞

施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

### ＜評価項目＞

- a. 学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること

### 【根拠資料例】

- 学修支援に関する機関の基本方針
- 学修支援体制組織図及び関連規程などの学修支援体制を示す資料
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報公表を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

### 【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

### 質保証の視点

- ☐ 学修支援に関する的確な方針・体制を備え、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示を行っているか。

#### 【判断例】

- ☐ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組んでおらず、また、そのための体制を整えていない。また、その体制等について学生への情報提示を行っていない。
- ☐ 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報を適切に公表していない。

## 評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための  
教育課程・教育環境体制

### ＜評価基準②＞

施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること

### ＜評価項目＞

b. 学修環境を整備するとともに、必要な情報を学生に示していること

### 【根拠資料例】

- 校地・校舎等の面積
- 設置基準上必要とされている施設等の整備状況
- 教育環境の情報公表をしていることを示す資料
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなどの設置状況
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースの活用状況報告書
- ICT利用のための方針

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

### 【関係法令】

大学設置基準第34条～第40条の3、施行規則第172条の2

### 質保証の視点

- ☐ 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

### 【判断例】

- ☐ 校地・校舎等の面積が大学設置基準を満たしていない。
- ☐ 基準上必要な施設設備を備えていない。
- ☐ 校地・校舎等の施設及び設備などの教育環境に関する情報を公表していない。
- ☐ 学生との個別面談・指導のためのスペースや学生が休息、交流できるスペースが十分でない。



## 評価の基本的な方針Ⅲ.

### 学生の学修成果の適切な把握と評価

#### ＜評価基準①＞

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

#### ＜評価項目＞

a. 卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

#### 【根拠資料例】

- 学則など卒業認定の基準や判定方法・体制を示す資料  
※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

大学設置基準第 25 条の 2、第 32 条、施行規則第 172 条の 2

#### 質保証の視点

- ☐ 卒業認定の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。
- ☐ 学生に対して、授業の方法・内容、1 年間の授業の計画をあらかじめ明示することとしているか。

#### 【判断例】

- ☐ 卒業認定の基準や判定方法・体制を明らかにしていない。
- ☐ 124 単位以上修得することなどの卒業に関する法令上の要件を満たしていない。

## 評価の基本的な方針Ⅲ.

### 学生の学修成果の適切な把握と評価

#### <評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

#### <評価項目>

b. 授業の単位認定を適切に行っていること

#### 【根拠資料例】

- 学修成果に係る基準・判定方法・体制等を明らかにした資料
- 学修成果に係る評価に当たっての基準の公表を示す資料
- 既修得単位の認定状況に関する資料
- 科目ごとの成績分布
- 科目ごとの履修者数
- 適切な単位認定を行うための体制を示す資料
- 事前事後学習や的確な単位認定がされていることを機関が確認した結果を示す資料
- 異議申し立て制度など評価の透明性確保を示す資料
- 全国学生調査

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

大学設置基準第 21 条～第 23 条、第 25 条の 2、第 27 条～第 30 条、施行規則第 172 条の 2

#### 質保証の視点

☐ 単位認定を適切に行っているか。

#### 【判断例】

- ☐ 1 年間の授業期間として、35 週確保していない。
- ☐ 各授業科目の授業について、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週、15 週その他の機関が定める適切な期間を設定していない。
- ☐ 単位互換を行う場合、他の高等教育機関において履修した授業科目について、60 単位を超えない範囲としていない。
- ☐ 成績評価基準に従って厳格な成績評価を行っていない。
- ☐ 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で機関が定める時間の授業を 1 単位としておらず、単位数を適切に定めていない。

## 評価の基本的な方針Ⅲ.

### 学生の学修成果の適切な把握と評価

#### ＜評価基準①＞

「卒業認定・学位授与の方針」(DP) に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること

#### ＜評価項目＞

c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP) の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

#### 【根拠資料例】

- DP の到達度を把握・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

大学設置基準第 25 条の 2

#### 質保証の視点

☐ DP の到達度を把握するために的確な直接評価と間接評価を実施しているか。

#### 【判断例】

- ☐ 学修の成果・学位論文に係る評価、卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとしていない。
- ☐ 成績評価の基準・方法について、学部等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定していない。
- ☐ DP の到達度を把握するための的確な直接評価と間接評価を実施していない。

## 評価の基本的な方針Ⅲ.

### 学生の学修成果の適切な把握と評価

#### ＜評価基準②＞

在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること

#### ＜評価項目＞

- a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP) に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること

#### 【根拠資料例】

- 卒業者数
  - 就職率・進学率データ
  - 卒業生や雇用先のアンケート調査やヒアリング調査結果
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

施行規則第 172 条の 2

#### 質保証の視点

- ☐ 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

#### 【判断例】

- ☐ 「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できていることを示す卒業者数、進学者数、就職状況を把握しておらず、的確に社会的に示していない。

## 評価の基本的な方針Ⅳ.

### 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

#### ＜評価基準①＞

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

#### ＜評価項目＞

a. 教育改善のための体制を構築していること

#### 【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
  - 受審単位ごとの自己点検・評価報告書
  - 授業内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
  - 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

大学設置基準第1条第3項、細目省令第1条第2項第1号ト及び同項第2号

#### 質保証の視点

☐ 教育改善を図るための体制を備え、運用しているか。

#### 【判断例】

- ☐ 教育改善に係る規程や体制を整えていない。
- ☐ 教育改善に係る規程や体制はあるが、規程どおりに運用していない。
- ☐ 教育改善に係る規程や体制があり、規程どおりに運用しているが、客観的なデータ等を用いて運用していない。
- ☐ 受審単位ごとでの自己点検・評価の実施に努めていない。
- ☐ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとしていない。
- ☐ 機関の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うこととしていない。
- ☐ 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

## 評価の基本的な方針Ⅳ.

### 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

#### ＜評価基準①＞

学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること

#### ＜評価項目＞

- b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

#### 【根拠資料例】

- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしている自己点検・評価報告書
  - 自己点検・評価結果に基づく改善計画
  - 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料
- ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

#### 【関係法令】

なし

#### 質保証の視点

- ☐ 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

#### 【判断例】

- ☐ ステークホルダーからの意見を聞いていない。
- ☐ 自己点検・評価を実施していない。
- ☐ 自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上を行っていない。

## 質向上の視点



## 質向上の視点

□ 教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか。

教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

### 【判断のポイント】

#### ①教育活動の取組状況

- 評価の基本的な方針Ⅰ～Ⅳに示す取組状況等を基に判断。

#### ②教育成果

- 教育成果を挙げていることの説明を基に判断。

(教育成果を示す根拠例)

- ・ 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- ・ 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- ・ 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内就職率など）

※ 「評価の基本的な方針」を踏まえた優れた取組の例

(明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例)

- ・ 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- ・ 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- ・ DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性を持ってコンピテンシーとして定めている。
- ・ 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

(「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育環境体制の整備に係る取組例)

- ・ 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定し、実行している。
- ・ 教育課程全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位の教育課程となるよう高いレベルの創意工夫を行っている。
- ・ DPと授業科目との対応関係を学生に分かりやすい形で体系的に示している。
- ・ 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制を整備している。
- ・ 学生の成長を促すための形成的評価を実施している。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- ・ 高等教育機関の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- ・ DP の到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要授業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価を行っている。
- ・ 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- ・ 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- ・ 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制を構築している。
- ・ 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組を行っている。

# 参考資料集

令和8年8月25日版

# 目次

|                |    |
|----------------|----|
| ・ 学士・修士の修業年限   | 1  |
| ・ 単位制度と卒業・修了要件 | 2  |
| ・ 早期卒業         | 3  |
| ・ 優等学位         | 4  |
| ・ 通信教育         | 5  |
| ・ 基幹教員の考え方     | 6  |
| ・ 定員管理         | 7  |
| ・ 教学マネジメント指針   | 8  |
| ・ 認証評価         | 9  |
| ・ 情報公表         | 10 |
| ・ A I          | 11 |
| ・ 基礎データ        | I  |

学士・修士の修業年限

## 学士・修士の修業年限に関する条文①

### ○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第87条 **大学の修業年限は、四年とする。**ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

#### 2 (略)

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生・・・で**当該大学に三年**(同条第1項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間)**以上在学したもの・・・が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。**

### ○ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄)

第147条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合・・・に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第二十七条の二又は専門職大学設置基準第二十二条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

## 学士・修士の修業年限に関する条文②

### ○ 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)

#### 第3条 (略)

- 2 **修士課程の標準修業年限は、二年**とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。**ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。**

- 2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

## 学士・修士の修業年限に関する条文②

### ○ 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)

第42条 大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができる。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあっては、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一～三 (略)

2 連続課程特例認定大学(前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。)の大学院については、第三条第三項中「修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学に置かれる大学院の修士課程においては」と、第十八条第一項中「大学院は」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学の大学院は」と、「単位(学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。

3 (略)



## 基本的な考え方

- ✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出が求められている。
- ✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等関係課程等）は存在するが、上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない※。  
※ 工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。
- ✓大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築することは、学士課程そのものの質と密度を高めるものである。例えば、大学院固有の教育方法である「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要である。
- ✓こうしたことを踏まえ、まずは、学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図ることとする。具体的には、各設置基準の教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記するとともに、連続性に配慮した教育課程を編成する学部と研究科を一つの単位として、3つの方針の策定を可能とすることとする。
- ✓これは、現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的とするものであり、標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない。
- ✓その上で、こうした連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の現行の修了要件を満たすことを前提に、（4年＋）1年以上2年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることなどを可能とすることとする。

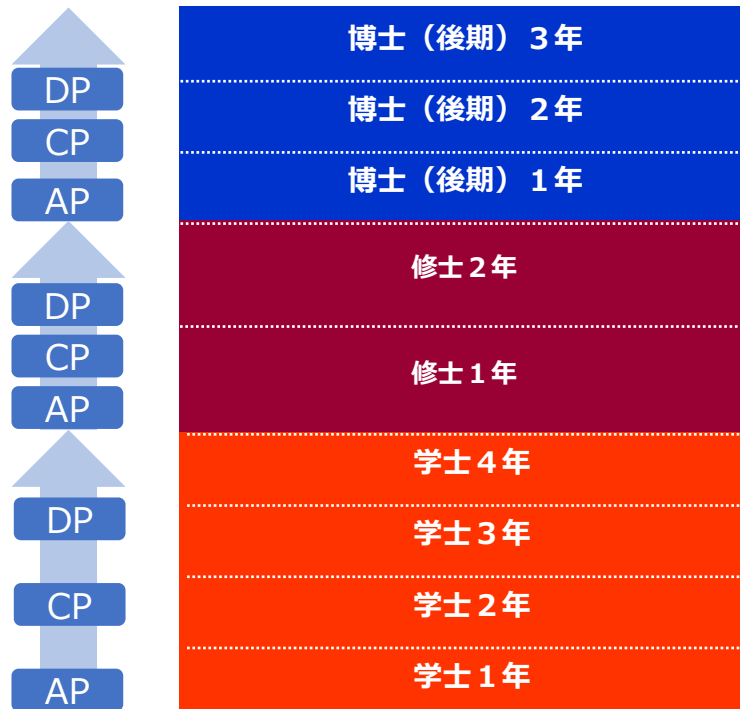
## 1. 学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

### 主な改正内容

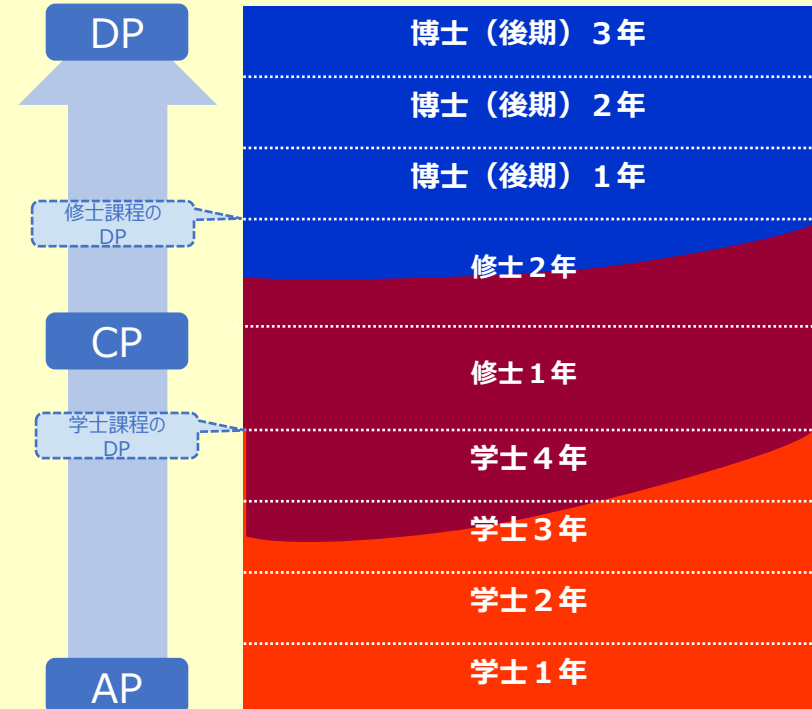
- ✓ 大学設置基準等に定める**教育課程の編成方針**において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、**学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成することを明記する。**
- ✓ いわゆる**3つの方針**（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。以下同じ。）について、**大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能とする。**
  - ※ 専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。
  - ※ 3つの方針については、今回の改正により、学部段階、大学院段階ごとに策定することに加え、連続課程単位でも策定可能であることを法令上新たに定め、各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。なお、連続課程単位で策定する場合においても、学士課程や修士課程のDPを段階的な学修成果の目標としてわかるようにしておく必要があることに留意。

### 改正により可能となる3つの方針の策定パターン

※ 現行制度で策定可



※ 改正により、大学の実情に応じて策定可能に



## 2. 連続課程特例認定制度の創設

### 制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

### 特例の要件

- 次のア及びイの要件を満たし、**文部科学大臣の認定**を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア **連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要**があると認められる場合

イ 以下を行う大学であること

- － 当該効果的な取組を行う
- － 教育研究活動等の状況について自ら行う**点検、評価及び見直しの体制の整備**
- － 教育研究活動等の状況の**積極的な公表**並びに**学生の教育研究上適切な配慮**を行う

- **他の大学との間で連続課程を編成**する場合に係る上記の認定は **大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間において協議会を設け、連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限る**こととする。

※ 詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に俟い告示で定める予定。

※ 専門職大学及び専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を除く。）についても同等の取扱いとする。

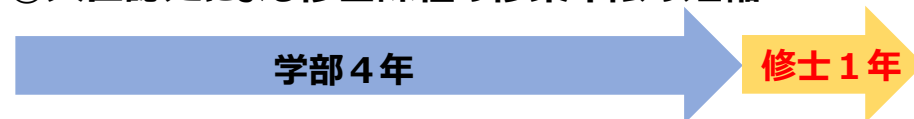
### 特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

- ① **修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間**とすること
- ② **大学院入学前に大学院の単位を修得した場合**には、**修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず**、当該単位数を勘案した**在学期間の短縮を可能**とすること

(改正後イメージ)

- ① 大臣認定による修士課程の修業年限の短縮



- ② 大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮



### スキームのイメージ



## 3. 施行期日

令和8年2月24日

# 主要国の高等教育機関の修業年限①(米国)

| 学校種名                        | 課程                | 修業<br>年限       | 通 常 の<br>在学年齢 | 備考                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|-------------------|----------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合大学                        | 学士課程<br>(ISCED6)  | 4              | 18～           | B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クォーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件。専門職学位 (B.Eng.、 B.Ed.など) もある。                                                                  |
|                             | 修士課程<br>(ISCED7)  | 1～2<br>(大学で設定) | 21～           | M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クォーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。  |
|                             | 博士課程<br>(ISCED8)  | 3～             | 21～           | 研究志向の学位 (Ph.D.) と専門職学位 (M.D.、 J.D.など) に大別される。前者は研究論文の作成や研究プロジェクトの実施が学位取得条件となるが、修業年限が示されている場合は、フルタイム学生として3年以上学ぶことが求められる。後者は特定の職業分野に関する実践志向の学位であり、通常、フルタイム学生として3～4年間学ぶことが学位取得の要件となる。 |
| その他の4年制大学<br>(リベラルアーツカレッジ等) | 学士課程<br>(ISCED6)  | 4              | 18～           | B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クォーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。専門職学位 (B.Eng.、 B.Ed.など) もある。                                                               |
|                             | 修士課程<br>(ISCED7)  | 1～2<br>(大学で設定) | 21～           | M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クォーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。  |
| 2年制大学                       | 準学士課程<br>(ISCED5) | 標準2            | 18～19         | 4年制大学への編入学につながるもの (A.A.、 A.S.) と就職準備を目的とするもの (A.A.S.など) がある。いずれも、フルタイム学生の場合は2年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クォーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。                                              |

## 主要国の高等教育機関の修業年限②(英国)

| 学校種名 | 課程                            | 修業<br>年限       | 通 常 の<br>在学年齢 | 備考                                                                                                                                                                          |
|------|-------------------------------|----------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大学   | 準学位課程<br>(ISCED5)             | 2              | 18～20         | 実務的な内容の応用準学位（foundation degree）課程。修了後は第一学位課程への編入も可能。                                                                                                                        |
|      | 第一学位課程<br>(ISCED6)            | 3              | 18～20         | 基本は3年。外国語学科やビジネス系は課程の中にそれぞれ1年間の留学や実習研修期間が入るため4年。そのほか、医・獣医・歯(5)・薬(4)・看護(3)など、専攻によって修了年数は異なる。医・獣医で学士号取得の課程が組み込まれている大学は6年。                                                     |
|      | 修士課程<br>(研究主体)<br>(ISCED7)    | 2              | 21～           | MPhilとMResがある。前者（Master of Philosophy）は独立したプロジェクト研究を行う独立した学位だが、一般的に博士課程の導入部分に位置する。後者（Master of Research）はデータ収集や結果分析など特定分野の研究手法を学ぶ。博士課程を検討している者がその分野での研究経験不足を補う目的で取得することも多い。 |
|      | 修士課程<br>(講義主体)<br>(ISCED7)    | 1              | 21～           | 文学修士（Master of Arts:MA）、理学修士（Master of Science:MSc）など分野名が付されるのが一般的。                                                                                                         |
|      | 専門職修士<br>(ISCED7)             | 1～2<br>(大学で設定) | 21～           | 経営学（MBA）やエンジニア（MEng）など、職業上実践的な技能を習得する。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。                                                                                                                 |
|      | PGCE（学卒者<br>教育資格）<br>(ISCED7) | 1              | 21～           | 学士号保持者を対象に、PGCEという名称の教員資格を取得する課程。同時に正規教員資格（QTS）も取得できるコースが多い。                                                                                                                |
|      | 博士課程<br>(ISCED8)              | 3～4<br>(大学で設定) | 21～           | PhDあるいはDphilと呼ばれるアカデミックな博士課程。第一学位取得後、3～4年在籍し、博士論文の審査に合格する必要がある。研究主体の修士課程に登録し、博士候補として博士課程へ転入するルートも一般的。修士号が不要な大学もあり、年齢制限の上限もない。平均的に24～25歳の入学者が多い。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。        |
|      | 専門職博士<br>(ISCED8)             | 4～5<br>(大学で設定) | 21～           | 教育博士（EdD）、医学博士（MD）、経営学博士（DBA）など。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。                                                                                                                       |

出典：文部科学省調べ。



# 主要国の高等教育機関の修業年限③(フランス)

| 学校種名               | 課程                                | 修業<br>年限 | 通 常 の<br>在学年齢 | 備考                                    |
|--------------------|-----------------------------------|----------|---------------|---------------------------------------|
| 大学                 | 学士課程<br>(ISCED6)                  | 3        | 18～20         |                                       |
|                    | 職業リサンス課程<br>(ISCED6)              | 1        | 20～           | 高等教育2年修了者を対象とする1年の課程。修了者に学士の学位が付与される。 |
|                    | 修士課程<br>(ISCED7)                  | 2        | 21～           |                                       |
|                    | 博士課程<br>(ISCED8)                  | 3        | 23～           |                                       |
| 技術短期大学部            | 大学技術教育学<br>士取得課程<br>(ISCED6)      | 3        | 18～20         |                                       |
| グランゼコール            | 機関独自のディプロ<br>ムの取得課程<br>(ISCED6～7) | 3        | 20～22         | 主にグランゼコール準備級を経て入学する課程である。             |
|                    |                                   | 5        | 18～22         | 主にグランゼコール準備級を経ずに入学する課程である。            |
| リセ付設グランゼコー<br>ル準備級 | グランゼコール準備<br>課程 (ISCED6)          | 2        | 18～19         | グランゼコール入学試験に向けた準備課程（ディプロム取得課程ではない）。   |
| リセ付設中級技術者<br>養成課程  | 中級技術者養成<br>課程 (ISCED5)            | 2        | 18～19         |                                       |
| 国立高等教職教育<br>学院     | 修士課程<br>(ISCED7)                  | 2        | 21～22         |                                       |

出典：文部科学省調べ。

## 主要国の高等教育機関の修業年限④(ドイツ)

| 学校種名                             | 課程                                   | 修業<br>年限       | 通 常 の<br>在学年齢 | 備考                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------|--------------------------------------|----------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専門大学                             | 学士課程 (ISCED6)                        | 3～4<br>(大学で設定) | 18/19～        | 標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。多くの専門大学では、企業で職業訓練生として職業訓練に従事しながら大学に関連する座学を学修する二元式学修課程が設置されている。同課程の場合、通常3.5年(210単位)で学士の取得に至る。 |
|                                  | 専門大学ディプローム取得課程 (ISCED6)              | ～4             | 18/19～        | 伝統的な学修課程で、標準学修期間は4年以下とされているため、学士相当と位置づけられている。                                                                                                                              |
|                                  | 修士課程 (ISCED7)                        | 1～2<br>(大学で設定) | 21～           | 標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。                                                                                             |
| 総合大学 (工科大学、教育大学、神学大学、芸術・音楽大学を含む) | 学士課程 (ISCED6)                        | 3～4<br>(大学で設定) | 18/19～        | 標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。音楽大学が提供する音楽学士の取得課程の標準学修期間は、通常4年である。                                                          |
|                                  | 修士課程 (ISCED7)                        | 1～2<br>(大学で設定) | 21～           | 標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。                                                                                             |
|                                  | ディプローム/マギスター取得課程 (ISCED7)            | 4.5            | 18/19～        | 伝統的な学修課程で、標準学修期間は4.5年とされているため、修士相当と位置づけられている。                                                                                                                              |
|                                  | 国家試験 (医学、歯学、薬学、獣医学、食品化学、法学) (ISCED7) | 4～6.5          | 18/19～        | 特定の専門職養成に関わる学修課程は学位ではなく、国家試験をもって修了する。標準学修期間は、職種により4～6.5年となっており、国家試験の合格は修士相当と位置づけられている (医学：6.5年、歯学：5～5.5年、薬学：4～5年、獣医学：5.5年、食品化学：4.5年、法学：5年、教師養成：4.5年)。                      |
|                                  | 博士課程 (ISCED8)                        | (3)            | 23～           | 博士の取得を目的とした課程は限定的に存在するのみ。博士の学位は、1人の教授の下で研究を続け、博士論文を執筆するスタイルで取得するのが一般的である。                                                                                                  |

※在学開始年齢は、中等教育段階の年限が州や中等教育段階の学校種により8年又は9年であるため、18歳又は19歳となっている。

出典：文部科学省調べ。

## 主要国の高等教育機関の修業年限⑤(中国)

| 学校種名                         | 課程               | 修業<br>年限       | 通 常 の<br>在学年齢 | 備考                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------|------------------|----------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大学                           | 本科課程<br>(ISCED6) | 4～5            | 19～22         | 学士は 4～5年の本科卒業者で、学業成績が一定の基準に達している者に授与される。学士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、芸術学の12の専攻分野及び建築学の職業専門学位に対して授与される。学士は通常4年の課程。5年の課程は医学、農学の獣医学、芸術学の一部課程などで実施。                         |
|                              | 専科課程<br>(ISCED5) | 2～3<br>(大学で設定) | 19～21         |                                                                                                                                                                                        |
|                              | 修士課程<br>(ISCED7) | 2～3<br>(大学で設定) | 22～           | 修士及び博士の学位は、修士は 2～3年の修士課程を、博士は 3～4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。 |
|                              | 博士課程<br>(ISCED8) | 3～4<br>(大学で設定) | 24～           |                                                                                                                                                                                        |
| 専科学校                         | 専科課程<br>(ISCED5) | 2～3<br>(大学で設定) | 19～21         | 短期高等教育である専科課程(2～3年)で、主に、教員養成や看護師の育成などの専門人材の育成を担っている。卒業者には短期高等教育の卒業証書が授与される。                                                                                                            |
| 職業技術学院                       | 専科課程<br>(ISCED5) | 2～3<br>(大学で設定) | 19～21         | 短期高等教育である専科課程(2～3年)で、工業、食品、芸術等の様々な分野の実践的人材を育成している。卒業者には、卒業証書が授与される。                                                                                                                    |
| 大学院レベルの<br>教育を提供する<br>科学研究機関 | 修士課程<br>(ISCED7) | 2～3<br>(大学で設定) | 22～           | 修士及び博士の学位は、修士は 2～3年の修士課程を、博士は 3～4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。 |
|                              | 博士課程<br>(ISCED8) | 3～4<br>(大学で設定) | 24～           |                                                                                                                                                                                        |

注:「中華人民共和国高等教育法」(1998年制定、2018年改正)の第17条に「専科教育の基本的な修業年限は 2～3 年、本科教育の基本的な修業年限は 4～5 年、大学院修士教育の基本的な修業年限は 2～3 年、大学院博士教育の基本的な修業年限は 3～4 年とする。非全日制の卒業資格につながる高等教育の修業年限は、これより適宜延長しなければならない。高等教育機関は、実際の必要に基づき、当該機関の修業年限を調整することができる。」と規程がある。なお、学部レベルの教育を提供する本科課程については教育部が「普通高等教育機関本科専門分野目録」を公表しており、その中で修業年限を示している。

出典:文部科学省調べ。



# 主要国の高等教育機関の修業年限⑥(韓国)

| 学校種名              | 課程                                     | 修業<br>年限 | 通 常 の<br>在学年齢 | 備考                                                                                                                   |
|-------------------|----------------------------------------|----------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大学                | 学士課程<br>(ISCED6)                       | 4        | 18～21         | 修業年限は4年（医歯薬系は6年）で、学則で定める所定の課程（140単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。                                              |
|                   | 修士課程<br>(ISCED7)                       | 2～       | 22～           | 修士課程及び博士課程の修業年限はそれぞれ2年以上、修士・博士の統合課程は4年以上とする。但し学則の定める所定の単位以上を取得した場合は、修士で1年、博士で6か月、修士・博士統合課程で1年6か月、修業年限を短縮できる。         |
|                   | 博士課程<br>(ISCED8)                       |          |               |                                                                                                                      |
| 教育大学              | 学士課程<br>(ISCED6)                       | 4        | 18～21         | 初等教員養成を目的とする4年制高等教育機関で、学則で定める所定の課程（140単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。                                         |
| 産業大学              | 学士課程<br>(ISCED6)                       | -        | 18～21         | 産業大学の修業年限は制限されていない。                                                                                                  |
| 専門大学              | 専門学士課程<br>(ISCED5)                     | 2～3      | 18～20         | 専門職業人の養成を目的とする短期高等教育機関で、修業年限は2年以上3年以下とされる。所定の単位を修得したのものには「専門学士」（Associate Degree）が授与される。医療・理工系課程は3年制。                |
|                   | 専攻深化課程<br>(ISCED6)                     | 1～2      | 20～21         | 専門大学を卒業した者の継続教育を目的とした1～2年の専攻深化課程（非学位課程も含む）を置くことができ、教育省長官から認可を受けた専攻深化課程において所定の単位を修得した者には「学士」を授与することができる。医療・理工系課程は1年制。 |
| 技術大学              | 学士課程<br>(ISCED6)<br>専門学士課程<br>(ISCED5) | 2        | 18～21         | 学士課程の入学資格は専門大学を卒業したものかこれと同等の学力があるとされたもので、企業に1年半以上在職した経験があることが条件である。                                                  |
| 遠隔大学（放送大学・サイバー大学） | 学士課程<br>(ISCED6)                       | 4        | 18～           | 放送通信大学（Air & Corr. University）とサイバー大学（Cyber University）を含む遠隔大学は、2年制の専門学士課程と4年制の学士課程が置かれる。                            |
|                   | 専門学士課程<br>(ISCED5)                     | 2        |               |                                                                                                                      |

# 単位制度と卒業・修了要件

## 単位制度と卒業・修了要件に関する条文①

### ○ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、**一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準**とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、**おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする**。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第32条 **卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。**

2～6 (略)

## 単位制度と卒業・修了要件に関する条文②

### ○ 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

2 (略)

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 (略)

第17条 博士課程の修了の要件は、大学院に五年(略)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年(修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2～4 (略)

早期卒業

# 大学の「早期卒業」について

○いわゆる「早期卒業」とは、学部教育の全課程を修了することの意義を踏まえつつ、能力・適性に応じた教育を行う必要性を踏まえ、一律に在学期間を4年とするのではなく、大学の責任ある授業運営と厳格な成績評価を前提として例外的に4年未満の在学で卒業を認める制度。

平成11年の学校教育法及び同法施行規則改正により、平成12年4月に大学の第1年次に入学する学生から適用。

○早期卒業者は我が国及び諸外国の大学院へ進学、あるいは就職して社会の各方面で活躍することが期待される。

（対象者に関する要件）

- ・大学に3年以上在学したこと（学校教育法第89条）
- ・卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得すること（学校教育法第89条）
- ・早期卒業を希望すること（学校教育法施行規則第147条第4号）

（受け入れ大学に関する要件）

- ・大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること（学校教育法施行規則第147条第1号）
- ・大学が、履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること（学校教育法施行規則第147条第2号）

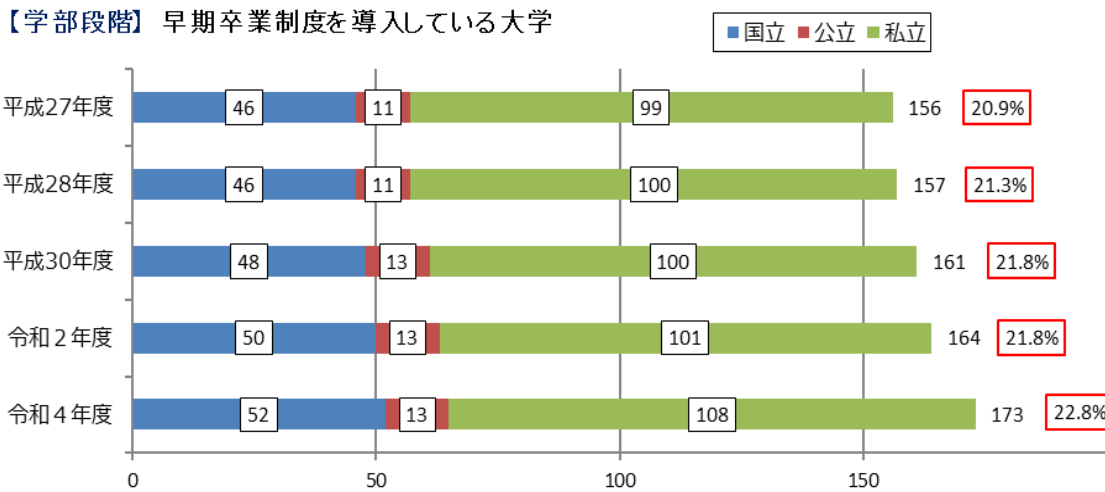
（留意点）

- ・早期卒業は学生の能力・適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であること
- ・十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用状況の公表などに配慮し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう適切な運用の確保に努める必要があること

# 大学の「早期卒業」の実態

## 【早期卒業制度を導入している大学】

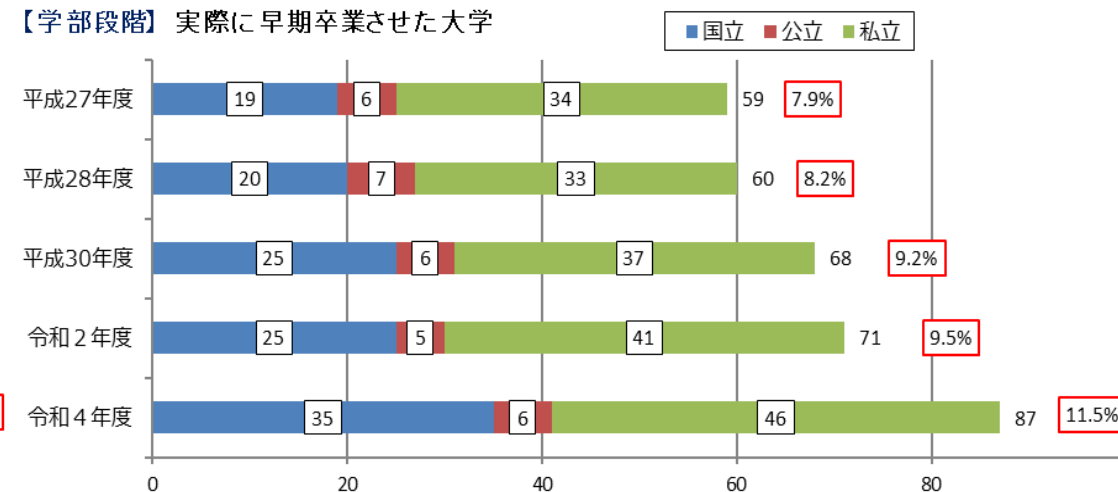
【学部段階】 早期卒業制度を導入している大学



- (※) 選択肢「導入している」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
- (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
- (※) 平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

## 【実際に早期卒業させた大学】

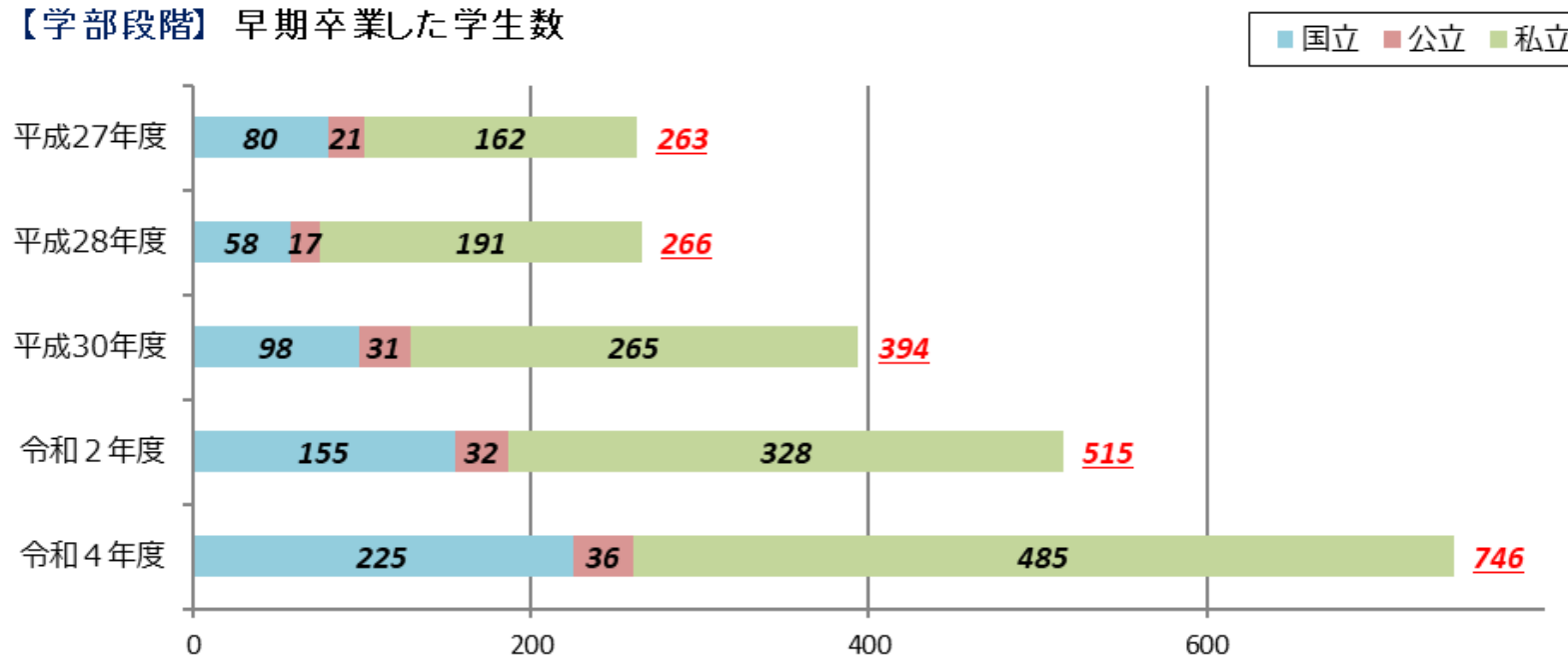
【学部段階】 実際に早期卒業させた大学



- (※) 選択肢「導入している」と回答した学部が1つ以上ある大学を集計。
- (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
- (※) 平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

## 【早期卒業した学生数】

【学部段階】 早期卒業した学生数



- (※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
- (※) 平成29年度、令和元年度、令和3年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



優等学位

## ○ オーストラリア

### 優等学士 (Bachelor Honours Degree)

研究の基礎や方法の提供に加えて、1つ以上の専門分野におけるより発展的で一貫した知識や技能が提供され、相当数の論文やプロジェクトが求められる。

通常、学士取得後＋1年間の学習が必要だが、4年間の学士プログラムに組み込まれている場合もある。優等学位取得者が、博士プログラムに直接進める場合もある。

## ○ イギリス

### 優等学士 (Honours Bachelor Degree)

3年間の課程で360単位の修得。優等学士学位の成績分類(※)においてUpper secondを得た修了者には一般的な修士課程入学資格が与えられる。なお、1単位は10時間の学修をもって構成され、授業時間に限らず、自習・課題作成等の授業外学修時間も含まれる。

(※) 優等学士学位授与時の分類と在学中の成績の対応

First: 100-70%、Upper second: 69-60%、Lower second: 59-50%、Third: 49-40%

出典: 各国の高等教育・質保証システムの概要(大学改革支援・学位授与機構HP)より

<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html>

通信教育

# 大学通信教育の現状

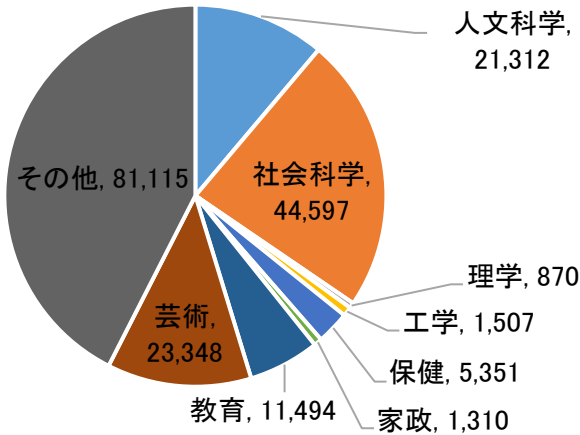
- 通信課程の学生数は、学部190,904人、大学院3,511人（修士2,739、博士269人、専門職503人）、短大17,110人。
- 通信制大学（学部）は、幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成されている。

## ■ 通信教育を行う大学数・通信課程の学生数

|                     | 学 部     | 大 学 院 |     |     | 短期大学   |
|---------------------|---------|-------|-----|-----|--------|
|                     |         | 修士    | 博士  | 専門職 |        |
| 通信教育を行う大学数（延べ数。R6）  | 46      | 23    | 11  | 2   | 11     |
| 通信課程の学生数（R7,人）※正規課程 | 190,904 | 2,739 | 269 | 503 | 17,110 |
| うち放送大学学園            | 60,998  | 647   | 93  | -   | -      |
| 通信課程の卒業者数（R7年度間、人）  | 24,149  | 1,006 | 42  | 113 | 5,653  |

※通信教育を行う大学数については令和6年度全国大学一覧、短期大学一覧より作成（新規募集停止となっている大学を含む）。その他については、令和7年度学校基本統計により作成（正規課程の学生のみ）。

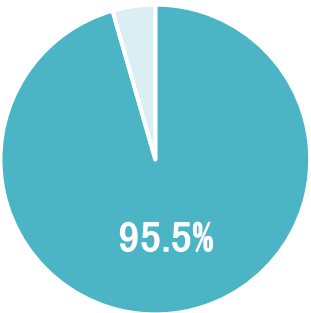
## ■ 通信教育学部学生数（関係学科別）



## ■ 通信制大学における学生の特徴

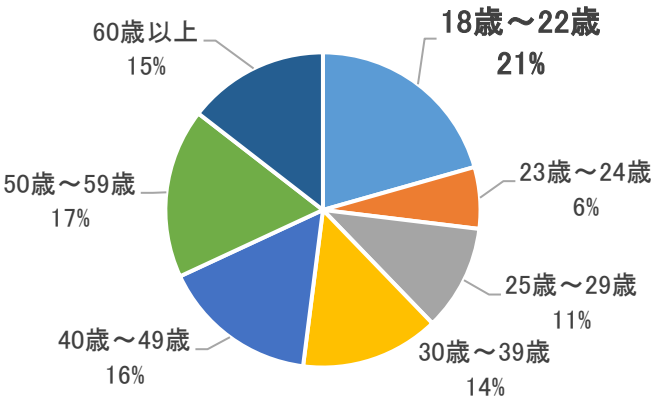
### 【通学制大学】

－10代入学者割合－

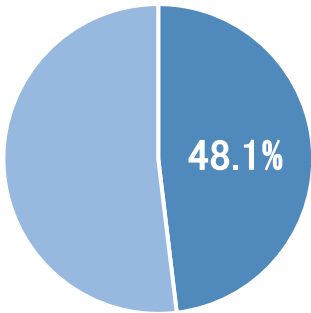


### 【通信制大学（学部）】

－年齢別学生割合－



－学生の有職者割合－



# 通学制と通信制の授業方法等の比較（設置基準）

| 通学制の大学                                                                                   |                          | 通信制の大学                                                                                                                              |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可<br>(大学設置基準第32条第5項)                                            |                          | 124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項）                                     |  |
| <div>卒業に必要な単位数 = 124単位</div> <div><div>面接授業</div><div>遠隔授業可<br/>: 60単位まで</div></div>     |                          | <div>卒業に必要な単位数 = 124単位</div> <div><div>面接・遠隔授業<br/>: 30単位以上</div><div>放送授業、<br/>印刷教材等による授業</div></div> <div>うち10単位 = 放送授業で代替可</div> |  |
| 授業の方法                                                                                    |                          |                                                                                                                                     |  |
| ○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項）                                  | ①面接授業                    | ○ 同左（大学通信教育設置基準第3条第1項により準用）                                                                                                         |  |
| ○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項）       | ②遠隔授業<br>(メディアを利用して行う授業) | ○ 同左（大学通信教育設置基準第3条第1項により準用）                                                                                                         |  |
| 【※】平成13年文部科学省告示第51号（次ページ参照）<br>⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、 <u>面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。</u> | ③放送授業                    | ○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）<br>○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）                                                  |  |
|                                                                                          | ④印刷教材等による授業              | ○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）<br>○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）             |  |

【※】平成13年文部科学省告示第51号（次ページ参照）  
⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。

## (参考) 参照条文①

### 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

### 大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第28号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

○大学通信教育設置基準 別表第一

| 学部の種類                            | 文学関係 | 教育学・<br>保育学関係 | 法学関係 | 経済学関係 | 社会学・<br>社会福祉<br>学関係 | 理学関係 | 工学関係 | 家政関係 | 美術関係 | 音楽関係 |
|----------------------------------|------|---------------|------|-------|---------------------|------|------|------|------|------|
| 収容定員<br>8,000人の<br>場合の基幹<br>教員数  | 17   | 17            | 21   | 21    | 21                  | 21   | 21   | 17   | 17   | 17   |
| 収容定員<br>12,000人の<br>場合の基幹<br>教員数 | 21   | 21            | 23   | 23    | 23                  | 23   | 23   | 21   | 21   | 21   |
| 収容定員<br>16,000人の<br>場合の基幹<br>教員数 | 25   | 25            | 27   | 27    | 27                  | 27   | 27   | 25   | 25   | 25   |

備考 一・二（略）  
三 収容定員が8,000人未満の場合には、収容定員8,000人として取り扱うものとする。  
四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて、4,000人につき基幹教員3人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。  
五 この表に定める基幹教員数は、この表に定める基幹教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の基幹教員数とし、二以上の学科で組織する場合又は二以上の学部を置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を増加し、又は減ずるものとする。  
六 この表に掲げる学部以外の学部における基幹教員数については、当該学部に関連するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

○大学設置基準 別表第一イ(1) その他専門職学科に係るもの等は略

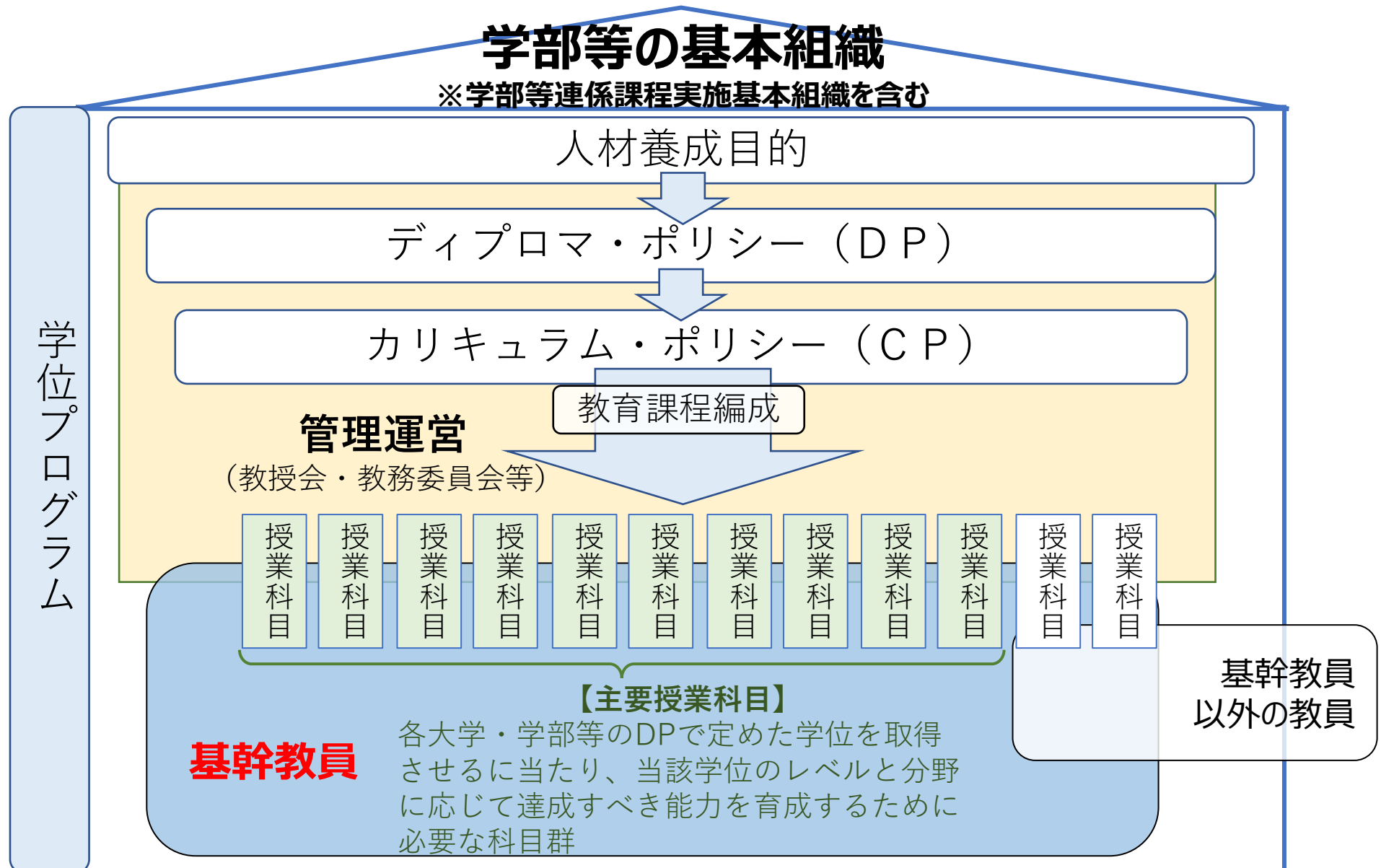
| 学部の種類                                              | 文学関係    | 教育学関係・<br>保育学関係 | 法学関係    | 経済学関係   | 社会学・<br>社会福祉<br>学関係 | 理学関係    | 工学関係    | 農学関係    | 獣医学関係   | 薬学関係<br>(臨床に<br>係る実践<br>的な能力<br>を培うこと<br>を目的と<br>するもの) | 薬学関係<br>(臨床に<br>係る実践<br>的な能力<br>を培うこと<br>を目的と<br>するものを<br>除く。) | 家政関係    | 美術関係    | 音楽関係    | 体育関係    | 保健衛生<br>学関係<br>(看護学<br>関係) | 保健衛生<br>学関係<br>(看護学<br>関係を除く。) |
|----------------------------------------------------|---------|-----------------|---------|---------|---------------------|---------|---------|---------|---------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|----------------------------|--------------------------------|
| 一学科で<br>組織する<br>場合の基幹<br>教員数                       | 320-600 | 320-600         | 400-800 | 400-800 | 400-800             | 200-400 | 200-400 | 200-400 | 300-600 | 300-600                                                | 200-400                                                        | 200-400 | 200-400 | 200-400 | 200-400 | 200-400                    | 200-400                        |
| 二以上の<br>学科(専門<br>職学科を含む。)<br>で組織する<br>場合の基幹教<br>員数 | 200-400 | 200-400         | 400-600 | 400-600 | 400-600             | 160-320 | 160-320 | 160-320 | 240-480 | 240-360                                                | 160-240                                                        | 160-240 | 160-240 | 160-240 | 160-320 | -                          | 160-320                        |
| 一学科の<br>収容定員<br>並びに基幹<br>教員数                       | 6       | 6               | 10      | 10      | 10                  | 8       | 8       | 8       | 16      | 16                                                     | 8                                                              | 6       | 6       | 6       | 8       | -                          | 8                              |

# 基幹教員の考え方



# 基幹教員の考え方

- 基幹教員制度は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善を担う教員の責任性の明確化を図るもの。



# 基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

定義：以下の①及び②を満たす教員

|                        |                                                             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ①                      | 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1                               |
| ②                      | (A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員<br>(専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2) |
| 右に記載の<br>A又はBの<br>いずれか | (B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員                        |

※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定

※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員  
(専ら当該大学の教育研究に従事する者以外)  
※例えば、クロスアポイントメント等により、複数の大学や企業との兼務を行う者等

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者)

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者)

基幹教員以外の教員

※各学部等の授業科目を担当しない教員

複数の大学・学部等で算入可能  
(各々の学部で年間8単位以上担当)

算入はいずれか[1]まで

【別表第一】  
A学部注の収容定員に基づく必要最低教員数

※3/4以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

B学部注の収容定員に基づく必要最低教員数

※3/4以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

【別表第二】  
大学全体の収容定員に基づく必要最低教員数

※別表第一で算入する教員除く

※3/4以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

注：学部以外の基本組織（教教分離型の場合は教育組織）を含む

- ✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
- ✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

# 定員管理

# 定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用(ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件(通信制課程のみ)については適用あり)。

## I. 定員超過の取扱い

### 1. 大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

- ① 毎年度、授業計画書を作成・公表
- ② GPA(グレード・ポイント・アベレージ)の公表及び適切な運用
- ③ 成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学等が主体的に実施

| 区分             | 大学       |                  |        |          | 短期大学   | 高等専門<br>学校 |
|----------------|----------|------------------|--------|----------|--------|------------|
| 大学規模<br>(収容定員) | 4,000人以上 |                  |        | 4,000人未満 |        |            |
| 学部規模<br>(入学定員) | 300人以上   | 100人以上<br>300人未満 | 100人未満 |          |        |            |
| 不認可となる割合       | 1.05以上   | 1.10以上           | 1.15以上 | 1.15以上   | 1.15以上 | 1.15以上     |

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、収容定員充足率の上限を5%引き上げる。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第3号、同条第2項、同条第4項  
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について(通知)」(令和4年9月30日付高等教育局長通知)

### 2. 基盤的経費等に関する取扱い

#### (1) 国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上(小規模学部(入学定員100人以下)は120%以上、国際競争力けん引学部等の認定を受けた中規模学部(入学定員101人以上300人未満)は115%以上)の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生(国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生)、休学者、2年以内の留年者(ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を行うことが要件。)は学生数から控除される。

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」(令和5年2月3日付高等教育局長通知)

「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程の公布について(通知)」(令和7年9月29日付高等教育局長通知)

## (2)私立大学(高等専門学校を含む)

収容定員充足率(大学全体、学部等ごと、それぞれで算定)が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付とならない場合であっても、収容定員充足率(学部等ごとに算定)に応じて増減。ただし、2年以内の留年者(授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学で実施していることが要件)等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

### <大学全体の収容定員充足率による不交付措置>

| 定員規模<br>(収容定員) | 8,000人以上 | 4,000人以上<br>8,000人未満 | 4,000人未満 |
|----------------|----------|----------------------|----------|
| 超過率            | 1.10倍以上  | 1.20倍以上              | 1.30倍以上  |

### <学部ごとの収容定員充足率による措置>

| 定員規模<br>(収容定員) |          | 8,000人以上 | 4,000人以上<br>8,000人未満 | 4,000人未満 |
|----------------|----------|----------|----------------------|----------|
| 充足率            | 100%     | + 9 %    |                      |          |
|                | 101～102% | + 6 %    |                      |          |
|                | 103～104% | + 3 %    |                      |          |
|                | 105～106% | ± 0 %    |                      |          |
|                | 107～109% | ▲ 6 %    |                      |          |
|                | 110～112% | 不交付      | ▲ 9 %                |          |
|                | 113～116% | 〃        | ▲ 13 %               |          |
|                | 117～119% | 〃        | ▲ 17 %               |          |
|                | 120%     | 〃        | 不交付                  | ▲ 17 %   |
|                | 121～124% | 〃        | 〃                    | ▲ 21 %   |
|                | 125～128% | 〃        | 〃                    | ▲ 25 %   |
|                | 129%     | 〃        | 〃                    | ▲ 29 %   |
|                | 130%～    | 〃        | 〃                    | 不交付      |

※令和5年度から令和6年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和7年度の基準。医歯学部については、別途設定。

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等については、収容定員超過率が一定割合以上となった場合における段階的な減額措置を、留学生の受け入れによって超過する場合に限り、緩和する。

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第2号、第6条

私立大学等経常費補助金交付要綱等

「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程の公布について(通知)」(令和7年9月29日付高等教育局長通知)

(3)国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

| 区分               | 大学       |                  |         |          | 短期大学   | 高等専門学校 |
|------------------|----------|------------------|---------|----------|--------|--------|
| 大学規模<br>(収容定員)   | 4,000人以上 |                  |         | 4,000人未満 |        |        |
| 学部規模※2<br>(入学定員) | 300人以上   | 100人以上<br>300人未満 | 100人未満  |          |        |        |
| 令和8年度<br>収容定員充足率 | 1.05未満   | 1.10未満           | 1.15未満※ | 1.15未満   | 1.15未満 | 1.15未満 |

※1大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。  
※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模(入学定員)」は「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える。  
※3収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成 15 年文部科学省告示第 45 号)」に準拠する。  
※4国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

## Ⅱ. 定員未充足の取扱い

### 1. 大学設置審査等に関する取扱い

#### (1) 大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が5割(※)を上回らない場合は不認可(令和7年度学部等設置から適用。)

(※)令和11年度開設(令和9年9月申請分)審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第4号

#### (2) 寄附行為(変更)認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位)の収容定員に対する学生数の割合が5割(※)を上回らない場合は不認可(令和8年度大学等設置から適用。)

(※)令和11年度開設(令和9年9月申請分)審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第2の5(2)関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点(育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等)から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可(令和7年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第1の3(5)関係

### 2. 基盤的経費等に関する取扱い

#### (1) 国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満(小規模学部(収容定員400人以下)、小規模研究科(収容定員30人以下)は80%未満)の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について(令和4年3月23日付高等教育局長通知)

## (2)私立大学(高等専門学校を含む)

### a)私立大学等経常費補助金

収容定員充足率(学部等ごとに算定)の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

|     |        |        |        |      |      |     |      |        |       |
|-----|--------|--------|--------|------|------|-----|------|--------|-------|
| 充足率 | 99～98% | 97～95% | 94～90% | 89%  | 88%  | ... | 56%  | 55～51% | 50%以下 |
| 増減率 | +6%    | +3%    | ±0%    | ▲13% | ▲14% | ... | ▲48% | ▲50%   | 不交付   |

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第3号、第6条

私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

### b)高等教育の修学支援新制度

機関要件の一つとして、以下のとおり経営に関する要件を設定しており(私立学校のみ)、収容定員充足率に関するものも含まれる。

○以下の2つの要件をすべて満たしていること。

#### ① 法人の決算に関する要件

- ・直近3年度いずれかの収支計算書の「経常収支差額」
- ・直近年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」

#### ② 収容定員充足率に関する要件(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

- ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であること

○なお、機関要件を満たさなくなった場合、対象校としての確認を取り消すことになるが、地方における学校の役割の重要性を踏まえ、②の定員充足率に係る要件を満たさずとも、それ以外の要件を満たしており、以下のような場合には取り消しを猶予する。

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

- ・直近年度の在籍学生数が収容定員の5割以上であり、かつ直近年度の進学・就職率が9割を超える場合

(上記を満たさない場合)同一道府県内※に、同種・同学位分野の進学代替先がない場合 ※首都圏大都市部を除く。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第3条第2号ハ

## (3)国公私共通

### a)大学教育再生戦略推進費

全学の収容定員充足率(設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和)が、7割を上回らない場合もしくは、設置する学部のうち7割を上回らないものが申請事業の取組対象である場合は、申請資格を有しない。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

### b)大学・高専機能強化支援事業(支援1) ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。



# 教学マネジメント指針

# 「教学マネジメント指針」の概要

## 1. 教学マネジメントとは

- 教学マネジメントの定義は、「**大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営**」
- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

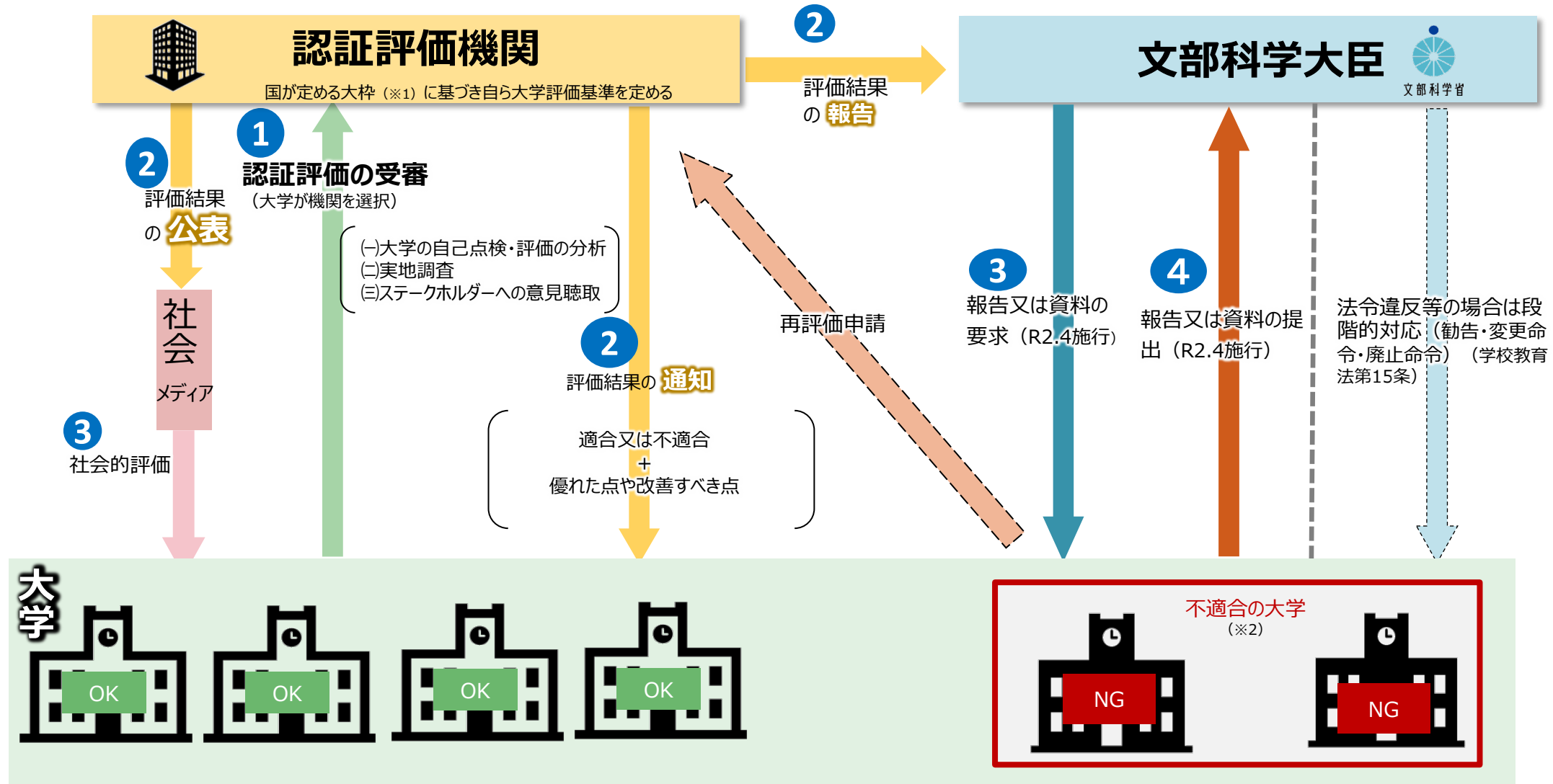
## 2. 「教学マネジメント指針」の概要

| 取り組み |                            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I    | 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| II   | 授業科目・教育課程の編成・実施            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成</li> <li>● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要</li> <li>● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 追補   | 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す</li> <li>● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| III  | 学修成果・教育成果の把握・可視化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化</li> <li>● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保</li> </ul> <div> <div> <b>【大学全体レベル】</b>・大学全体で厳格な成績評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPAの信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表</li> <li>・ 大学としての考え方を内外に示す</li> <li>・ 可視化に用いる情報の自主的な策定・開発</li> <li>・ 教育改善を進める全学的な組織の整備</li> </ul> </div> <div> <b>【学位プログラムレベル】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数教員分担による科目の成績評価の平準化</li> <li>・ 成績評価が意図通りか点検</li> <li>・ GPAを多様な用途で活用</li> <li>・ 学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価</li> <li>・ 様々な情報の組み合わせによるDPの達成状況の評価・適切な学生へのFB</li> </ul> </div> <div> <b>【授業科目レベル】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価</li> <li>・ 成績評価結果等の分布を踏まえた授業改善</li> <li>・ 重点科目の評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする</li> </ul> </div> </div> |
| IV   | 教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR） | <ul style="list-style-type: none"> <li>● DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義</li> <li>● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施</li> <li>● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| V    | 情報公表                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要</li> <li>● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

認証評価

# 認証評価制度の概要

- 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務を負う（学校教育法第109条第1項）。
- 大学は、当該大学の教育研究の総合的な状況について、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（いわゆる機関別認証評価・7年以内毎に受審）を受ける義務を負う（学校教育法第109条第2項）。
- 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、上記の評価に加え、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価（いわゆる分野別認証評価・5年以内毎に受審）を受ける義務を負う。



## 1. 機関別認証評価機関

| 認証評価機関名 |                | 評価の対象  | 認証日        |
|---------|----------------|--------|------------|
| 公益財団法人  | 大学基準協会         | 大学     | 平成16年8月31日 |
| 独立行政法人  | 大学改革支援・学位授与機構  |        | 平成17年1月14日 |
| 公益財団法人  | 日本高等教育評価機構     |        | 平成17年7月12日 |
| 一般財団法人  | 大学教育質保証・評価センター |        | 令和元年8月21日  |
| 一般財団法人  | 大学・短期大学基準協会    |        | 令和2年3月30日  |
| 一般財団法人  | 大学・短期大学基準協会    | 短期大学   | 平成17年1月14日 |
| 公益財団法人  | 大学基準協会         |        | 平成19年1月25日 |
| 公益財団法人  | 日本高等教育評価機構     |        | 平成21年9月4日  |
| 独立行政法人  | 大学改革支援・学位授与機構  | 高等専門学校 | 平成17年7月12日 |

## 2. 分野別認証評価機関（計 14 機関（実数））

### （1）専門職大学院（計 13 機関（実数））

| 認証評価機関名                    |                                      | 評価の対象分野                          | 認証日                                    |
|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------|
| 公益財団法人<br>独立行政法人<br>公益財団法人 | 日弁連法務研究財団<br>大学改革支援・学位授与機構<br>大学基準協会 | 法科大学院                            | 平成16年8月31日<br>平成17年1月14日<br>平成19年2月16日 |
| 一般社団法人                     | ABEST21 International                | 経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）        | 平成19年10月12日                            |
| 公益財団法人                     | 大学基準協会                               | 経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営） | 平成20年4月8日                              |
| 特定非営利活動法人                  | 国際会計教育協会                             | 会計                               | 平成19年10月12日                            |
| 一般財団法人                     | 日本助産評価機構                             | 助産                               | 平成20年4月8日                              |
| 公益財団法人                     | 日本臨床心理士資格認定協会                        | 臨床心理                             | 平成21年9月4日                              |
| 公益財団法人                     | 大学基準協会                               | 公共政策                             | 平成22年3月31日                             |
| 公益財団法人                     | 日本高等教育評価機構                           | ファッション・ビジネス                      | 平成22年3月31日                             |
| 一般財団法人                     | 教員養成評価機構                             | 教職大学院，学校教育                       | 平成22年3月31日                             |
| 一般社団法人                     | 日本技術者教育認定機構                          | 情報，創造技術，組込み技術，原子力                | 平成22年3月31日                             |
| 公益財団法人                     | 大学基準協会                               | 公衆衛生                             | 平成23年7月4日                              |
| 一般社団法人<br>公益財団法人           | ABEST21 International<br>大学基準協会      | 知的財産                             | 平成23年10月31日<br>平成24年3月29日              |
| 一般社団法人                     | 専門職高等教育質保証機構                         | ビューティビジネス                        | 平成24年7月31日                             |
| 公益社団法人                     | 日本造園学会                               | 環境・造園                            | 平成24年7月31日                             |
| 公益財団法人                     | 大学基準協会                               | グローバル・コミュニケーション                  | 平成28年3月29日                             |
| 一般社団法人                     | 日本ソーシャルワーク教育学校連盟                     | 社会福祉                             | 平成29年2月2日                              |
| 公益財団法人                     | 大学基準協会                               | デジタル・コンテンツ系                      | 平成29年8月24日                             |
| 公益財団法人                     | 大学基準協会                               | グローバル法務                          | 令和元年11月15日                             |
| 公益財団法人                     | 大学基準協会                               | 広報・情報                            | 令和2年3月30日                              |
| 一般社団法人                     | 専門職高等教育質保証機構                         | 教育実践                             | 令和3年5月10日                              |

## （２）専門職大学・専門職短期大学（計 ２機関（実数））

| 認証評価機関名             | 評価の対象分野           | 認証日       |
|---------------------|-------------------|-----------|
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | リハビリテーション（専門職大学）  | 令和５年１１月６日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | ファッションビジネス（専門職大学） | 令和５年１１月６日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | 動物ケア（専門職短期大学）     | 令和５年１１月６日 |
| 特定非営利活動法人職業教育評価機構   | 経営情報ビジネス（専門職大学）   | 令和６年３月２９日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | 経営ビジネス（専門職大学）     | 令和７年１月３１日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | 情報工学（専門職大学）       | 令和７年１月３１日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | 農林環境（専門職大学）       | 令和７年１月３１日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | アニメ・マンガ（専門職大学）    | 令和７年１月３１日 |
| 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 | 農林環境（専門職短期大学）     | 令和７年１月３１日 |

## 機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

| 実施年度           |     | H16    | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23    | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30    | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7     | 合計    |
|----------------|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------|
|                |     | 第1サイクル |     |     |     |     |     |     | 第2サイクル |     |     |     |     |     |     | 第3サイクル |     |     |     |     |     |     | 第4サイクル |       |
| 実施校数（※1）       |     | 34     | 83  | 136 | 205 | 177 | 232 | 270 | 57     | 97  | 150 | 220 | 210 | 228 | 204 | 56     | 106 | 152 | 227 | 213 | 200 | 189 | 74     | 3,520 |
| 評価結果           | 適 合 | 32     | 83  | 135 | 200 | 167 | 224 | 242 | 54     | 93  | 145 | 217 | 200 | 219 | 194 | 53     | 105 | 150 | 224 | 212 | 196 | 184 | 71     | 3,400 |
|                | 保 留 | 2      | 0   | 1   | 5   | 10  | 8   | 25  | 3      | 2   | 2   | 1   | 9   | 6   | 5   | 3      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0      | 82    |
|                | 不適合 | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 3   | 0      | 1   | 3   | 2   | 1   | 3   | 5   | 0      | 1   | 2   | 3   | 1   | 4   | 5   | 3      | 37    |
| 再（追）評価<br>（※2） | 適 合 | 0      | 0   | 0   | 1   | 0   | 1   | 8   | 11     | 6   | 10  | 4   | 4   | 4   | 5   | 6      | 4   | 9   | 1   | 1   | 0   | 0   | 3      | 78    |
|                | 不適合 | 0      | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0      | 2   | 4   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1      | 3   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0      | 14    |

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 法科大学院認証評価実施数

| 実施年度           |     | H16    | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23    | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30    | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7     | 合計  |
|----------------|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|-----|
|                |     | 第1サイクル |     |     |     |     |     |     | 第2サイクル |     |     |     |     |     |     | 第3サイクル |    |    |    |    |    |    | 第4サイクル |     |
| 実施校数           |     | 0      | 0   | 2   | 22  | 44  | 7   | 0   | 3      | 20  | 37  | 7   | 1   | 2   | 13  | 23     | 1  | 1  | 2  | 11 | 20 | 1  | 2      | 219 |
| 評価結果           | 適 合 | 0      | 0   | 2   | 17  | 27  | 5   | 0   | 3      | 19  | 30  | 4   | 1   | 2   | 10  | 20     | 1  | 1  | 2  | 10 | 20 | 1  | 2      | 177 |
|                | 保 留 | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0      | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0      | 0   |
|                | 不適合 | 0      | 0   | 0   | 5   | 17  | 2   | 0   | 0      | 1   | 7   | 3   | 0   | 0   | 3   | 3      | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0      | 42  |
| 再（追）評価<br>（※3） | 適 合 | 0      | 0   | 0   | 0   | 3   | 6   | 8   | 2      | 0   | 0   | 3   | 4   | 0   | 0   | 0      | 1  | 1  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0      | 29  |
|                | 不適合 | 0      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1      | 0   | 0   | 0   | 2   | 0   | 0   | 0      | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0      | 4   |

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

※5年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられている。

| 実施年度           |     | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 合計  |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 実施専攻数          |     | 0   | 0   | 0   | 0   | 20  | 14  | 21  | 15  | 13  | 33  | 18  | 27  | 11  | 17  | 37  | 26 | 26 | 22 | 18 | 38 | 32 | 31 | 419 |
| 評価結果           | 適 合 | 0   | 0   | 0   | 0   | 19  | 13  | 20  | 15  | 11  | 33  | 16  | 25  | 11  | 17  | 36  | 25 | 26 | 22 | 18 | 38 | 32 | 31 | 408 |
|                | 保 留 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 1   |
|                | 不適合 | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 0   | 1   | 0   | 2   | 2   | 0   | 0   | 1   | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 10  |
| 再（追）評価<br>（※4） | 適 合 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 2   |
|                | 不適合 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 2   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 3   |

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。



## 【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

### ● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

### ● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

### ● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

### ● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第148条第4項】

#### (参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

# 情報公表

# 大学の情報公表に関する制度の経緯①

## 平成11年 大学設置基準の改正

- ・大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定（第2条）

## 平成16年 国立大学法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・財務情報等の公開義務を規定（独立行政法人通則法第38条を準用）

## 平成16年 地方独立行政法人法

- ・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
- ・公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定（第34条）

## 平成16年 学校教育法の改正

- ・自己点検・評価の公表を義務化（第109条）
- ・認証評価制度の施行

## 平成17年 私立学校法の改正

- ・財務情報等の公開義務を規定（第47条）

## 平成19年 大学院設置基準の改正（平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定）

- ・人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定（第2条の2、第25条の2）

## 平成19年 学校教育法の改正

- ・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（第113条）

## 大学の情報公表に関する制度の経緯②

平成23年 学校教育法施行規則等の改正

- ・各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化（第172条の2）
- ・認証評価の細目省令に情報公表への取組状況について認証評価の対象に位置づけ

平成28年 学校教育法施行規則等の改正

- ・3つのポリシーの公表の義務化（第172条の2第1項）

平成29年 学校教育法施行規則等の改正

- ・専門職大学等及び専門職大学院を置く大学における専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況の公表の義務化（第172条の2第2項）

令和元年 学校教育法施行規則等の改正

- ・学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化（第172条の2第3項）

令和6年 学校教育法施行規則等の改正

- ・各大学等が公表することが必要な情報として、「入学者の選抜に関すること」及び「外国人留学生の数」を追加（第172条の2第1項）
- ・大学院を置く大学が公表することが必要な情報として、「研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位取得の状況に関すること」を追加（第172条の2第3項）

※ このほか、教学マネジメント指針において、大学における学修成果や教育成果等に関する公表すべき情報の内容・公表すべき方法を具体的に記載することで大学の情報公表を促すと共に、令和元年に策定された大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、機関要件確認に関する情報を公開を求めている。

# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年、令和6年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の選抜に関すること(※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加(令和6年))
- 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。  
(※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加(令和6年))
- 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したもののみならず授業科目(次号において「連携開設科目」という。))に係るものを含む。))に関すること。
- 七 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。))及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(第二号については、専門職大学院を除く。))を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
  - 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。(※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加(令和6年))
  - 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略))に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～六 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ～ホ (略)
    - へ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - ト～リ (略)



# 情報公表を促す制度・指針等について

| 項目   | 大学が公表すべき<br>教育情報<br>(学校教育法施行規則<br>第172条の2)                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 高等教育の修学支援新制度<br>機関要件<br>(大学等における修学の支援に<br>関する法律施行規則第2条)                                                                                                                                                      | 大学ポートレート                                                                                                                                                                                              | 教学マネジメント指針                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大学の教育研究上の目的 ex) 大学の教育研究上の目的、3つのポリシー</li> <li>➤ 教育研究上の基本組織 ex) 学部、研究科の名称</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教員 ex) 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績</li> <li>➤ 学生 ex) 入学者数、収容定員、学生数、留学生数</li> <li>➤ 進学及び就職 ex) 卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況、入学者選抜</li> <li>➤ 教育課程 ex) 授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価</li> <li>➤ キャンパス ex) 校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境</li> <li>➤ 費用 ex) 授業料、入学料</li> <li>➤ 学生支援 ex) 修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例<br/>ex) 学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア</li> <li>➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例<br/>ex) 教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、教学IRの整備状況</li> </ul> |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>【任意項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 学修成果・教育成果に関する情報例<br/>ex) 修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲</li> <li>➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例<br/>ex) GPA制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特色<br/>ex) 学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版）</li> <li>➤ 入試<br/>ex) 入試情報、転学編入学</li> <li>➤ 取得可能な資格</li> <li>➤ 課外活動<br/>ex) クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況<br/>など</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 財務情報 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財務諸表等（国公立版）</li> </ul>                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| その他  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自己点検・評価の結果</li> <li>➤ 設置者の役員の氏名が記載された名簿</li> <li><b>【任意項目】</b></li> <li>➤ 事業計画 など</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果）</li> <li>➤ 高等教育の修学支援新制度</li> </ul>                                                                                                     | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |

# 大学ポートレートについて

(独) 大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレート・大学情報基盤センター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報を発信。(https://portraits.niad.ac.jp/)

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が自らの活動状況を把握・分析するために**教育情報を活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績等）
- ・学生（収容定員、学生数等）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免等）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数等）

AI



# 大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて【概要】（令和5年7月13日事務連絡）

## 趣旨

- ✓ 生成AIを含むAIの利活用は、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある一方、懸念やリスクも指摘されており、バランスを取りながら進めていく必要
- ✓ **大学・高専における生成AIの教学面の取扱いは、具体的に行われている教育の実態に応じて対応を検討することが重要**であり、各大学・高専において、学生や教職員等に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい
- ✓ その際、**生成AIに関する技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要**

文部科学省において、各大学・高専の対応の参考となるよう、各大学等の指針や有識者の見解等を踏まえ、生成AIに関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等を取りまとめ



## 活用が想定される場面例

- 学生による主体的な学びの補助・支援（ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等）
- 学生が生成AIを使いこなすための教育（生成AIの原理の理解、プロンプト（質問・作業指示）に関する工夫や出力の検証、生成AIの技術的限界の体験等）
- 教員による教材開発等への利活用や、効果的・効率的な事務運営

## 留意すべき観点

- 生成AIと学修活動との関係性、成績評価  
大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成AIの出力をそのまま用いてレポート等を作成することは一般に不適切と考えられること。適切に学修成果を評価するため、生成AIを利活用したことの明記、小テストや口述試験の併用等の工夫も有効と考えられること等
- 生成AIの技術的限界  
生成された内容に虚偽やバイアスが含まれている可能性があること、内容の確認・裏付けを行う必要があること
- 機密情報や個人情報の流出・漏洩の可能性  
生成AIへの入力を通じ、機密情報や個人情報が意図せず流出する可能性があるため、安易に入力することは避けること等
- 著作権との関係性  
他人の著作物について、著作権法に定める権利の対象となる利用を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AIを利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することのないよう留意する必要があること等
- AI等に関する基礎的な知識等の理解  
生成AIを含むAIの利活用に当たっては、大学・高専の学生等が、最新の動向、AIの普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要であること等

# 大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて（令和5年7月13日事務連絡 別紙 ①）

## 別紙

### 大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて

#### 基本的な考え方

##### （生成AIに関する動向）

令和4年11月にOpenAI社が公開したChatGPTは、公開から2か月で月間ユーザーが1億人を突破し、また、文章のみならず画像や音声等の生成を行うAIも普及するなど、生成AIの開発や利活用が急速に進展している。

政府においては、これまで「人間中心のAI社会原則」（平成31年3月29日統合イノベーション戦略推進会議決定）等により、AIに対する基本戦略・基本理念を明らかにしてきているほか、生成AIの登場によって整理すべき当面の論点等について、本年5月26日にAI戦略会議において「AIに関する暫定的な論点整理」（以下「論点整理」という。）を取りまとめている。生成AIを含むAIの利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある。一方で、AIの信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされている。

##### （趣旨／大学・高専における対応）

教育分野においては、生成AIを適切に利活用することで、学修効果が上がり、また教職員の業務効率化を図ることができるなどの効果が期待される反面、レポート等の作成に生成AIのみが使われること等に対する懸念が指摘されている。こうした背景も踏まえ、多くの大学・高専では、既に生成AIの教学面の取扱いに関する指針等の策定が進められている状況にある。

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについては、各大学・高専において、具体的に行われている教育の実態等に応じて対応を検討することが重要であり、学生や教職員に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい。その際、生成AIに関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも想定されるため、継続的な状況把握に努め、技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要である。

文部科学省では、大学・高専の今後の対応の参考となるよう、有識者や数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム拠点校の協力を得て、既に各大学において策定されている指針等の内容等を踏まえつつ、現時点において生成AI（特にChatGPT等の文章生成AIを念頭に置く。以下同じ。）に関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等について、以下のとおり取りまとめた。この内容は、各大学・高専において共通すると思われる点について、現時点での生成AIの状況も踏まえてまとめたものであり、各大学・高専においては、本内容を参考にしつつ、行われている教育の実態や生

成AIに関する最新動向等を踏まえ、主体的・継続的に指針等の見直し、FD・SD等の組織的な研修を含めた対応を検討することが期待される。

#### 生成AIの取扱いの観点

##### （利活用可否の検討、利活用が想定される場面例）

大学・高専においては、個々の教育の目的・内容や下記の留意すべき観点等を踏まえ、生成AIの利活用可否や利活用不可の場面でこれに反した行為を行った際の措置等を含む対応を検討し、学生や教職員に対して適切に示すことが望ましい。

生成AIを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられる。

この他にも、生成AIは、今後さらに発展し社会で当たり前に使われるようになることが想定されるという視座に立ち、生成AIの原理への理解、生成AIへのプロンプト（質問・作業指示）に関する工夫やそれによる出力の検証、生成AIの技術的限界の体験等により、生成AIを使いこなすという観点を教育活動に取り入れることも考えられる。

また、上記の学生による利活用以外にも、教員による教材開発や、効果的・効率的な大学事務の運営等に利活用することも考えられる。

なお、こうした生成AIの利活用の取組事例やその際に生じた懸念事項といった新たな知見について教職員間で共有し、適切な利活用を追求することも有効と考えられる。

##### （留意すべき観点）

大学・高専における教育に生成AIの利活用を検討する際には、以下の点に留意することが重要である。

##### ○生成AIと学修活動との関係性、成績評価：

大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成AIの出力をそのまま用いるなど学生自らの手によらずにレポート等の成果物を作成することは、学生自身の学びを深めることに繋がらないため、一般に不適切と考えられること。また、生成AIの出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずに出した出力をレポート等に用いると、意図せずとも剽窃に当たる可能性があること。

学生がレポート等に生成AIを利活用した場合には、適切に学修成果を評価するため、利活用した旨や利活用した生成AIの種類・箇所等を明記させることや、小テストや口述試験等を併用するなど評価方法の工夫を行うことも有効と考えられること。また、AIが生成した文章かを判定するツールを学修成果の評価等に活用する場合でも、その結果を過信しないことが重要であること。なお、利活用や学修成果の評価等に当たっては、生成AIの種類（有料版か無料版か）により、成果物に差が生まれ得ることに留意することが重要と考えられること。



○生成 AI の技術的限界（生成物の内容に虚偽が含まれている可能性）：

大規模言語モデルを活用した生成 AI は、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性があること。こうした生成 AI に関する技術的限界を把握した上で、インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要と考えられること。

○機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性：

生成 AI への入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性があるため、一般的なセキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成 AI に入力することは避けることが必要と考えられること。なお、特に教職員が生成 AI を利活用する際には、各大学・高専における情報セキュリティに関する指針<sup>1</sup>や、個人情報保護法<sup>2</sup>を踏まえた対応が必要となることに留意すること。また、生成 AI の種類によっては、入力の内容を生成 AI の学習に使用させない（オプトアウト）ことができること。

○著作権に関する留意点：

他人の著作物<sup>3</sup>の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害<sup>4</sup>することのないように留意する必要があること。

学校その他の教育機関での授業においては、著作権法第 35 条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員が AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となる。ただし、広くホームページに掲載することなどは、著作権者の許諾が必要となることに留意すること。

上記の観点のほか、生成 AI を含む AI の利活用に当たっては、各大学・高専の学生等が、その最新の動向、AI の普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要である。また、そうした AI に関する授業科目等については、AI に関する技術の進展や社会での活用状況等を踏まえて、適宜改善を図ることも重要である。

文部科学省では、数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開を推進しており、前述の要素を含む優れた教育プログラムを政府が認定する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」を実施しているほか、大学・高専により形成し全国 9 ブロックで活動する「数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム」において、生成 AI を含むデータ・AI 利活用の最新動向や、そうした動向を踏まえた留意事項等の内容を含むモデルカリキュラムや教材の開発・改善・普及展開等の取組を継続的に行うこととしており、各大学・高専においては、当該取組の活用・参画についても積極的に検討されたい。

（参考）

・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/suuri\\_datascience\\_ai/00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm)



・数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム

<http://www.mi.u-tokyo.ac.jp/consortium/index.html>



<sup>1</sup> 例えば「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申し合わせ」（令和 5 年 5 月 8 日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）においては、「約款型外部サービスでは、（中略）必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として要機密情報を取り扱うことはできない」等とされている。

<sup>2</sup> 「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（令和 5 年 6 月 2 日個人情報保護委員会）参照。

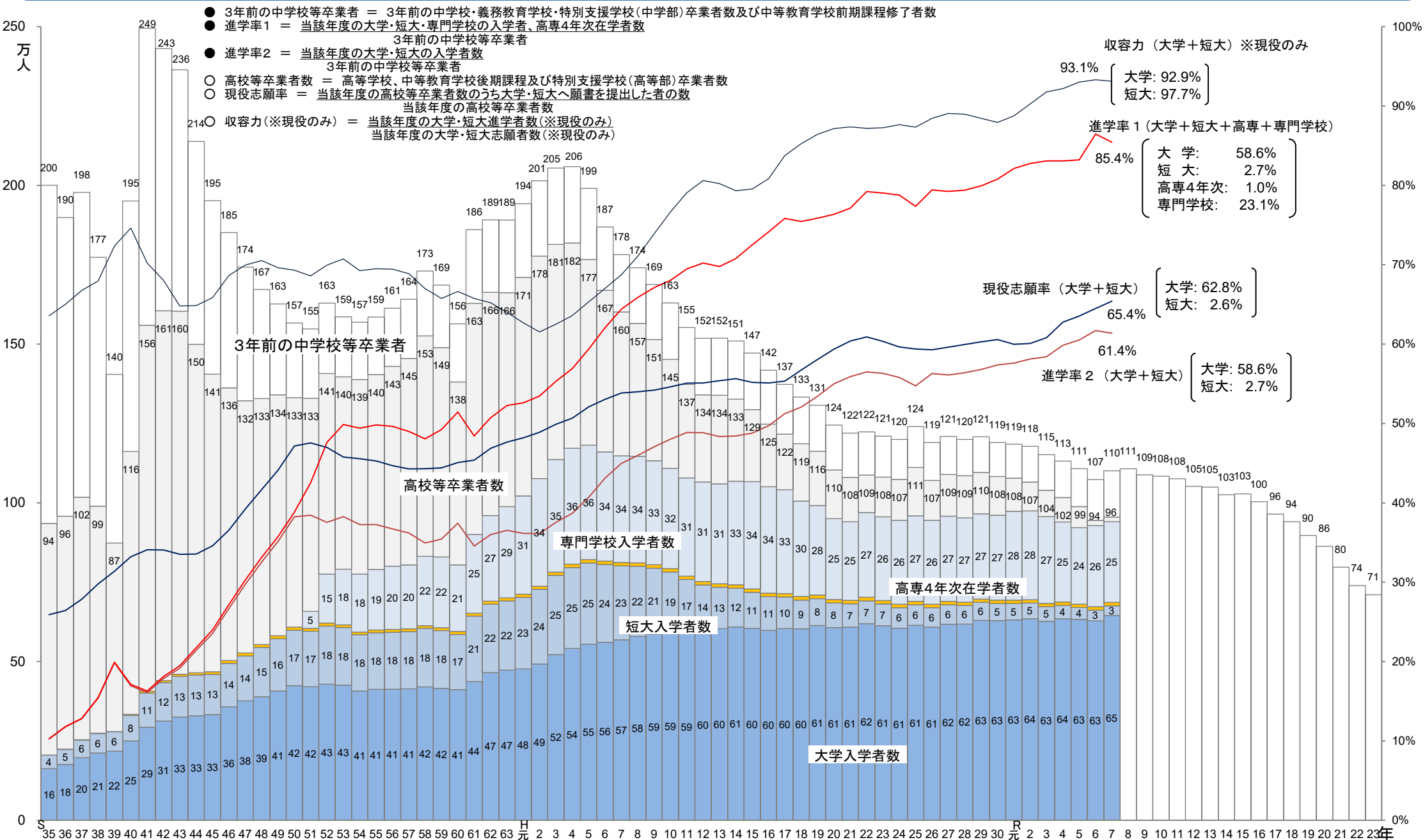
<sup>3</sup> 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。単なるデータ（事実）やアイデア（作風・画風等）は含まれない。

<sup>4</sup> 侵害に当たるかの要件は、一般的に、類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が必要となる。類似していない場合や既存の著作物を知らず偶然に一致したに過ぎない場合は著作権侵害とはならない。

# 基礎データ

# 高等教育機関への進学率等の推移

高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和7年には大学のみで58.6%、全体で85.4%となっている。



出典:文部科学省「学校基本統計」。令和8～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)(出生低位・死亡低位)」を基に作成。  
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 男女別・大学進学率等の推移

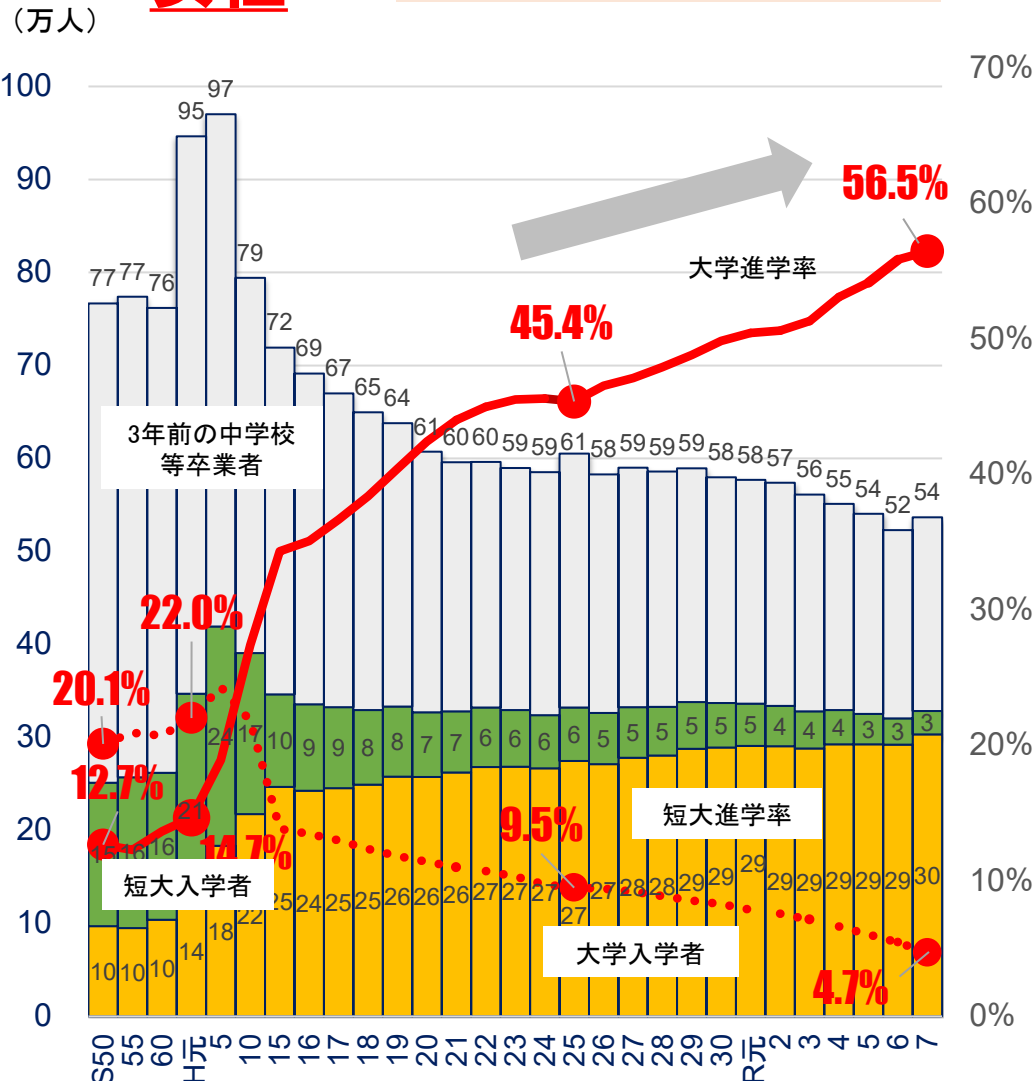
- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約20万人増加、進学率も約44ポイント増加している。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

H25→R7

大学進学率：約**11.1**ポイント増

大学入学者数：約**2.8**万人増

**女性**

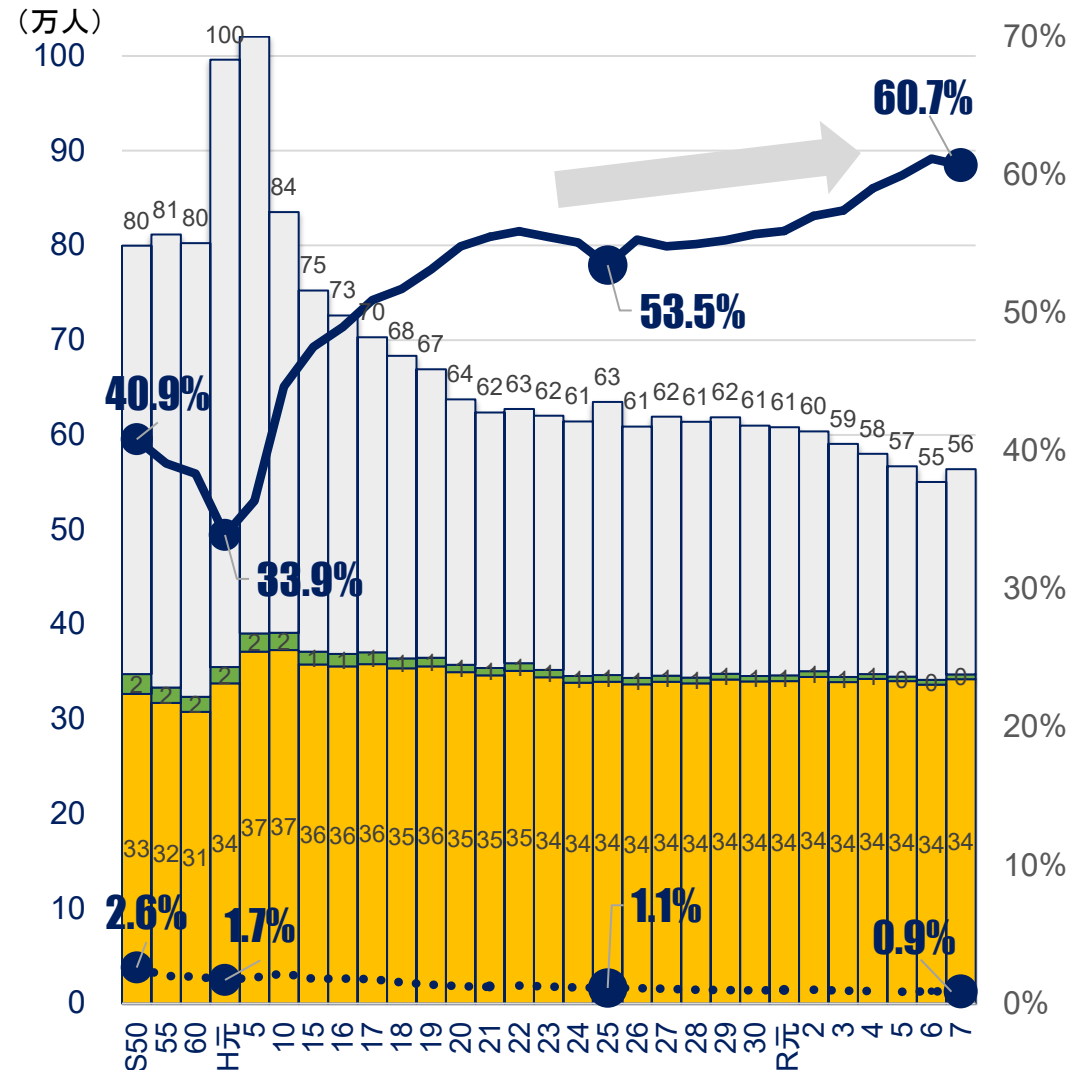


H25→R7

大学進学率：約**7.2**ポイント増

大学入学者数：横這い

**男性**



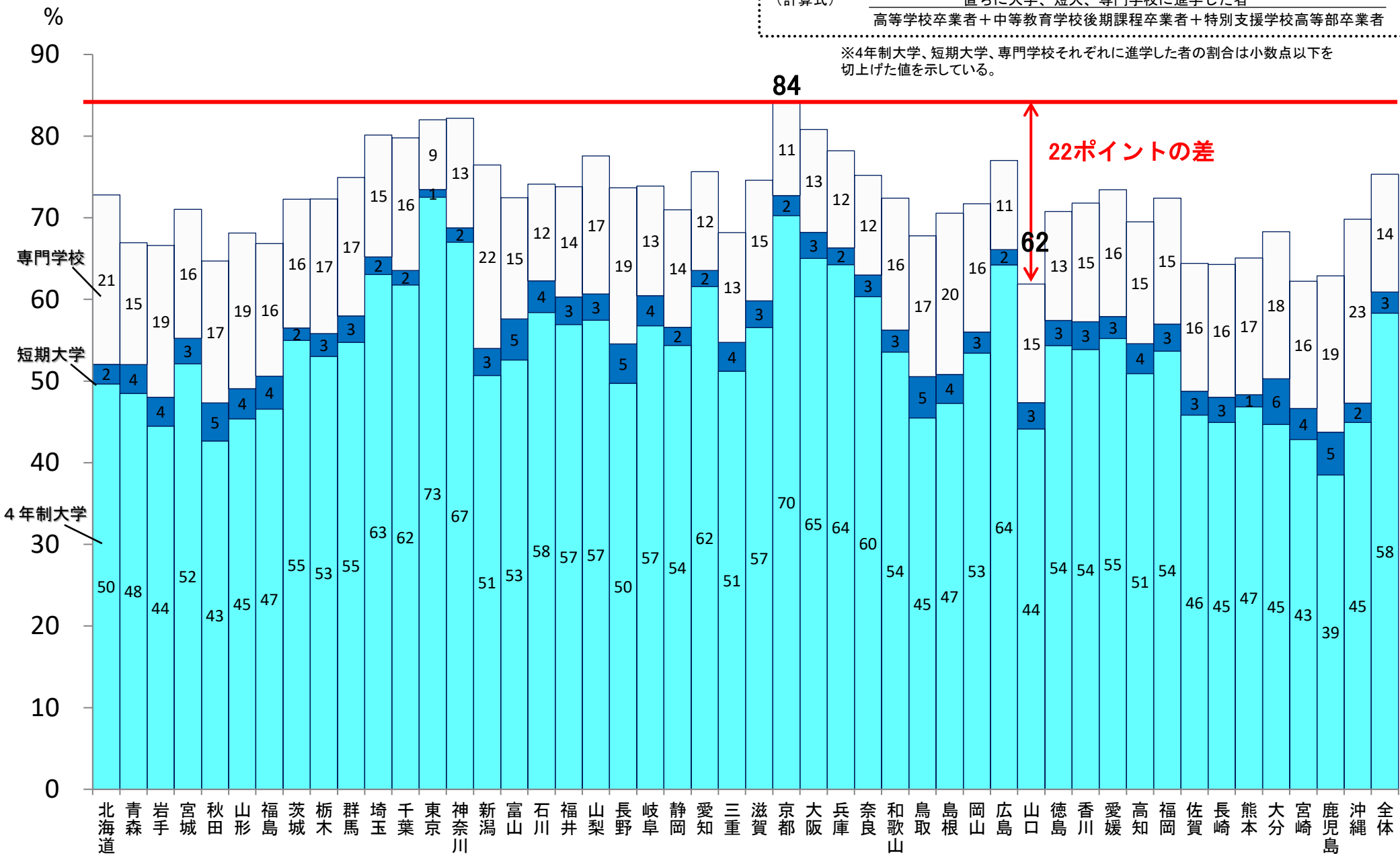
# 都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

令和7年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都府（84.1%）が最も高く、山口県（61.9%）が最も低い。京都と山口では22ポイントの差。

（計算法）

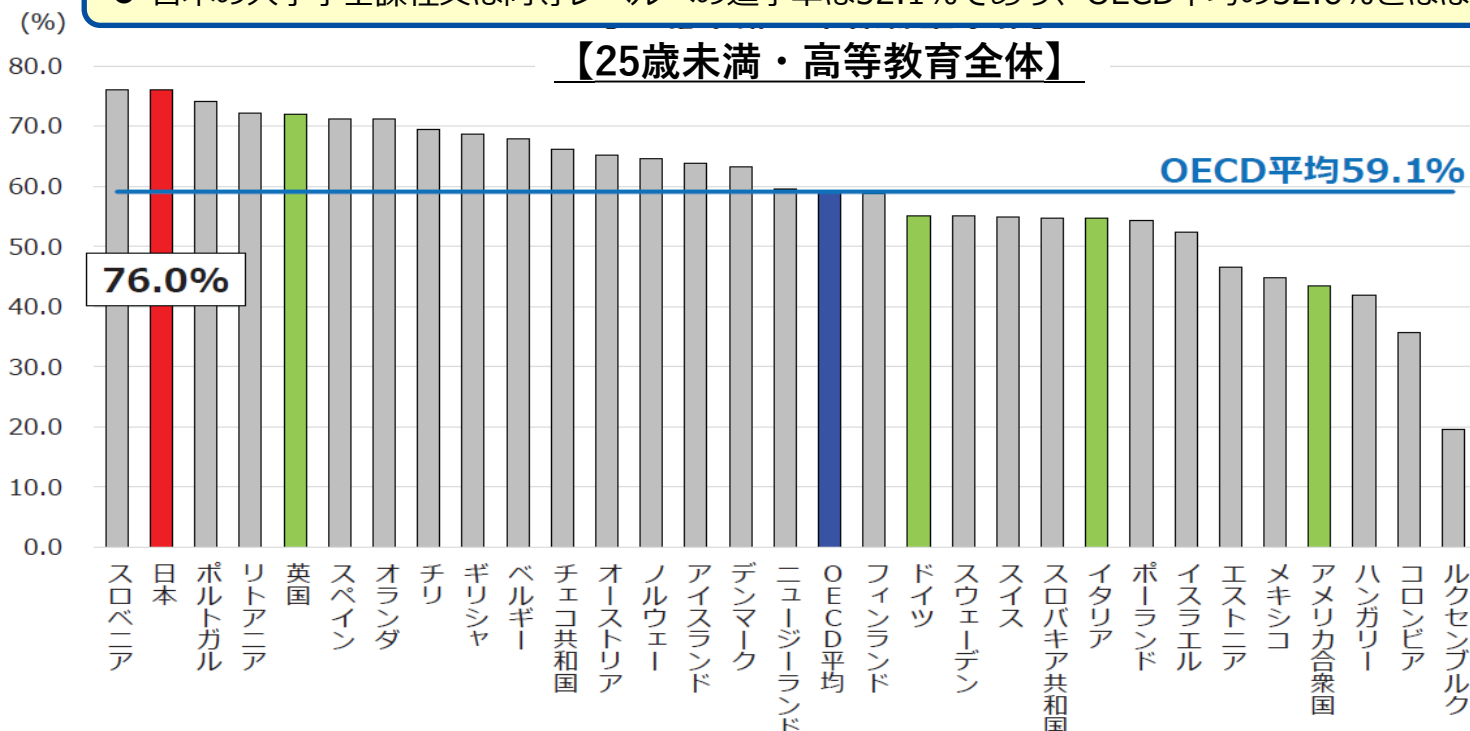
直ちに大学、短大、専門学校に進学した者  
高等学校卒業生＋中等教育学校後期課程卒業生＋特別支援学校高等部卒業生

※4年制大学、短期大学、専門学校それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示している。



# 高等教育段階における進学率の国際比較

- 短期大学、専門学校等を含めた高等教育機関全体への初回進学率は、OECD平均の59.1%に対して、日本は76%。
- 日本の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は52.1%であり、OECD平均の52.6%とほぼ同水準。



(2021年)

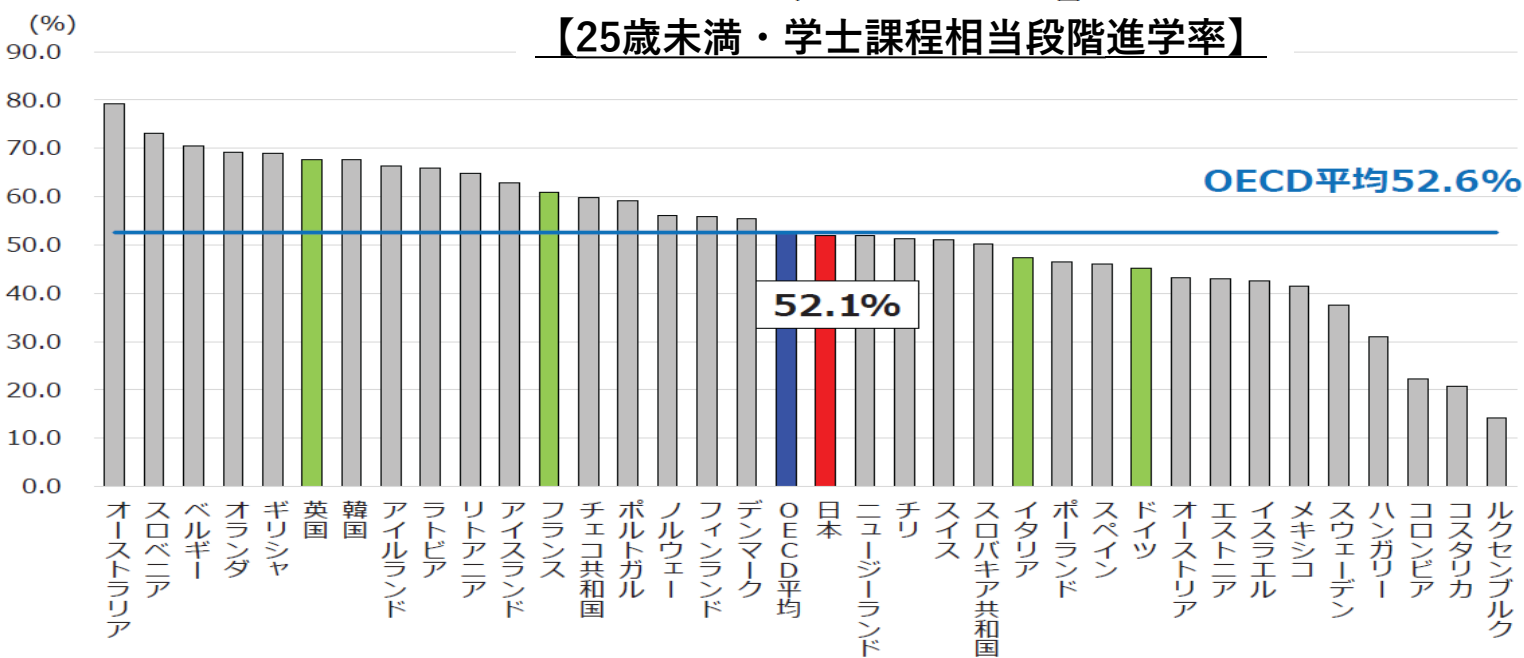
※OECD加盟38カ国のうち、オーストラリア、カナダ、コスタリカ、フランス、アイルランド、韓国、ラトビア、トルコを除く。

※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※初回進学率は、25歳未満の各年齢における高等教育段階の初回入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。留学生含む。

※高等教育への初回入学者のみが対象となるため、学士課程修了後に修士課程に進んだ者は含まない。

※参照年度は2020年度(令和2年度)。



(2021年)

※OECD加盟38カ国のうち、カナダ、アメリカ合衆国、トルコを除く。

※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における当該高等教育段階の新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。留学生含む。

※参照年度は2020年度(令和2年度)。

出典:  
statistics



高等教育機関の数

| 区 分 | 計      | 大学     |                | 短期<br>大学 | 高等<br>専門<br>学校 | 専門学校   |
|-----|--------|--------|----------------|----------|----------------|--------|
|     |        | 大学     | うち大学院<br>を置く大学 |          |                |        |
| 計   | 3,820  | 812    | 669            | 292      | 58             | 2,658  |
|     | 100.0% | 100.0% | 100.0%         | 100.0%   | 100.0%         | 100.0% |
| 国 立 | 144    | 85     | 85             | 0        | 51             | 8      |
|     | 3.8%   | 10.5%  | 12.7%          | 0.0%     | 87.9%          | 0.3%   |
| 公 立 | 294    | 103    | 92             | 14       | 3              | 174    |
|     | 7.7%   | 12.7%  | 13.8%          | 4.8%     | 5.2%           | 6.5%   |
| 私 立 | 3,382  | 624    | 492            | 278      | 4              | 2,476  |
|     | 88.5%  | 76.8%  | 73.5%          | 95.2%    | 6.9%           | 93.2%  |

(令和7年5月1日現在)

(注1)通信教育のみを行う大学(私立8校(放送大学含む))及び短大(私立2校)を除く。  
(注2)学生募集停止をしている機関を含む。

# 高等教育機関の在学者数

| 区 分 | 総計        | 大学        |           |           |                |                |                   |           |          |           | 短期<br>大学 | 高等<br>専門<br>学校 | 専門学校    |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|-------------------|-----------|----------|-----------|----------|----------------|---------|
|     |           |           | うち<br>学部  | うち<br>大学院 | うち<br>修士<br>課程 | うち<br>博士<br>課程 | うち<br>専門職<br>学位課程 | うち<br>専攻科 | うち<br>別科 | うち<br>その他 |          |                |         |
| 計   | 3,668,992 | 2,972,412 | 2,645,837 | 277,132   | 174,961        | 79,560         | 22,611            | 814       | 6,418    | 42,211    | 71,196   | 56,277         | 569,107 |
|     | 100%      | 100%      | 100%      | 100%      | 100%           | 100%           | 100%              | 100%      | 100%     | 100%      | 100%     | 100%           | 100%    |
| 国 立 | 659,871   | 608,869   | 435,622   | 158,642   | 95,959         | 54,075         | 8,608             | 195       | 294      | 14,116    | 0        | 50,771         | 231     |
|     | 18.0%     | 20.5%     | 16.5%     | 57.2%     | 54.8%          | 68.0%          | 38.1%             | 24.0%     | 4.6%     | 33.4%     | 0.0%     | 90.2%          | 0.0%    |
| 公 立 | 198,456   | 170,373   | 149,758   | 18,410    | 11,918         | 5,695          | 797               | 146       | 77       | 1,982     | 4,750    | 3,761          | 19,572  |
|     | 5.4%      | 5.7%      | 5.7%      | 6.6%      | 6.8%           | 7.2%           | 3.5%              | 17.9%     | 1.2%     | 4.7%      | 6.7%     | 6.7%           | 3.4%    |
| 私 立 | 2,810,665 | 2,193,170 | 2,060,457 | 100,080   | 67,084         | 19,790         | 13,206            | 473       | 6,047    | 26,113    | 66,446   | 1,745          | 549,304 |
|     | 76.6%     | 73.8%     | 77.9%     | 36.1%     | 38.3%          | 24.9%          | 58.4%             | 58.1%     | 94.2%    | 61.9%     | 93.3%    | 3.1%           | 96.5%   |

(注1)「学生数(総計)」には、学部学生・本科学生のほか、専攻科・別科の学生、科目等履修生等を含む。

(令和7年5月1日現在)

(注2)「うちその他」の学生とは、科目等履修生、聴講生及び研究生である。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」 (令和7年度)

# 高等教育機関の入学者数等

|                  | 人数         | 割合（人数／合計） |
|------------------|------------|-----------|
| 大学（計）            | 62万8,766人  | 59.1%     |
| 国立大学             | 9万9,386人   | 9.3%      |
| 公立大学             | 3万5,814人   | 3.4%      |
| 私立大学             | 49万3,566人  | 46.4%     |
| 短大               | 3万3,477人   | 3.2%      |
| 高専               | 1万436人     | 1.0%      |
| 専門学校             | 25万5,391人  | 24.0%     |
| 上記以外の者<br>（未進学者） | 13万5,381人  | 12.7%     |
| 合計               | 106万3,451人 | 100%      |

（令和6年5月1日現在）

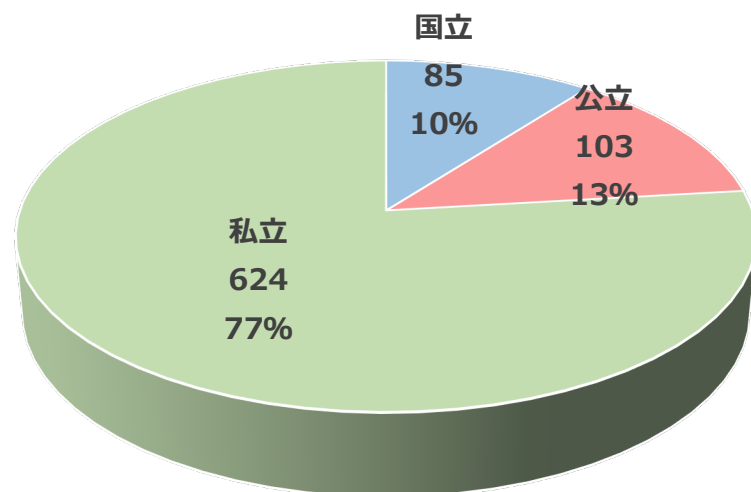
【出典】文部科学省「学校基本統計」

# 国公立大学学生数(学部、修士、博士)

- 我が国の学校数は812校（うち、私立624校（76.8%））であり、学部学生数は約265万人（うち、私立約206万人（78%））。
- 修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い。

## 学校数

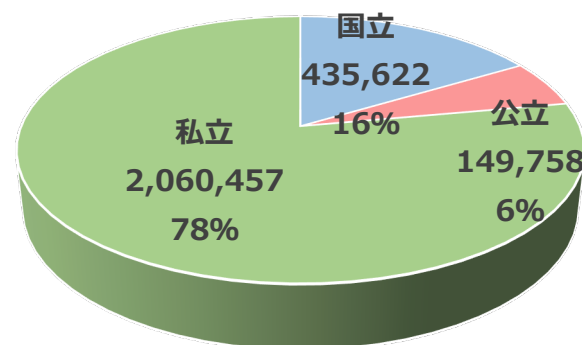
●合計812校



## 学生数

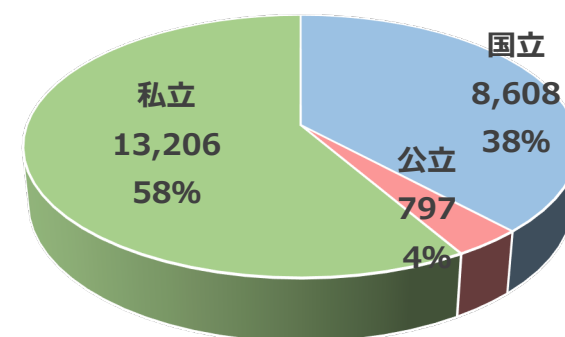
### 学士課程

●合計264万5,837人



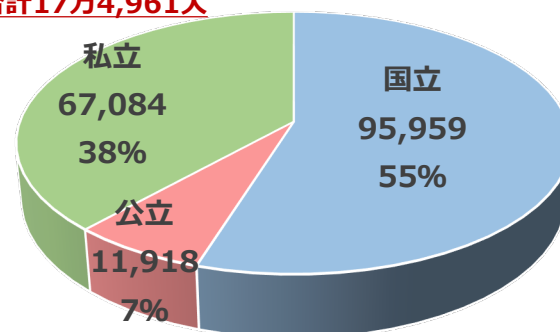
### 専門職学位課程

●合計2万2,611人



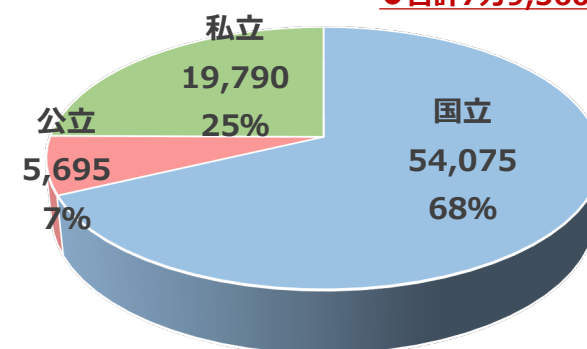
### 修士課程

●合計17万4,961人



### 博士課程

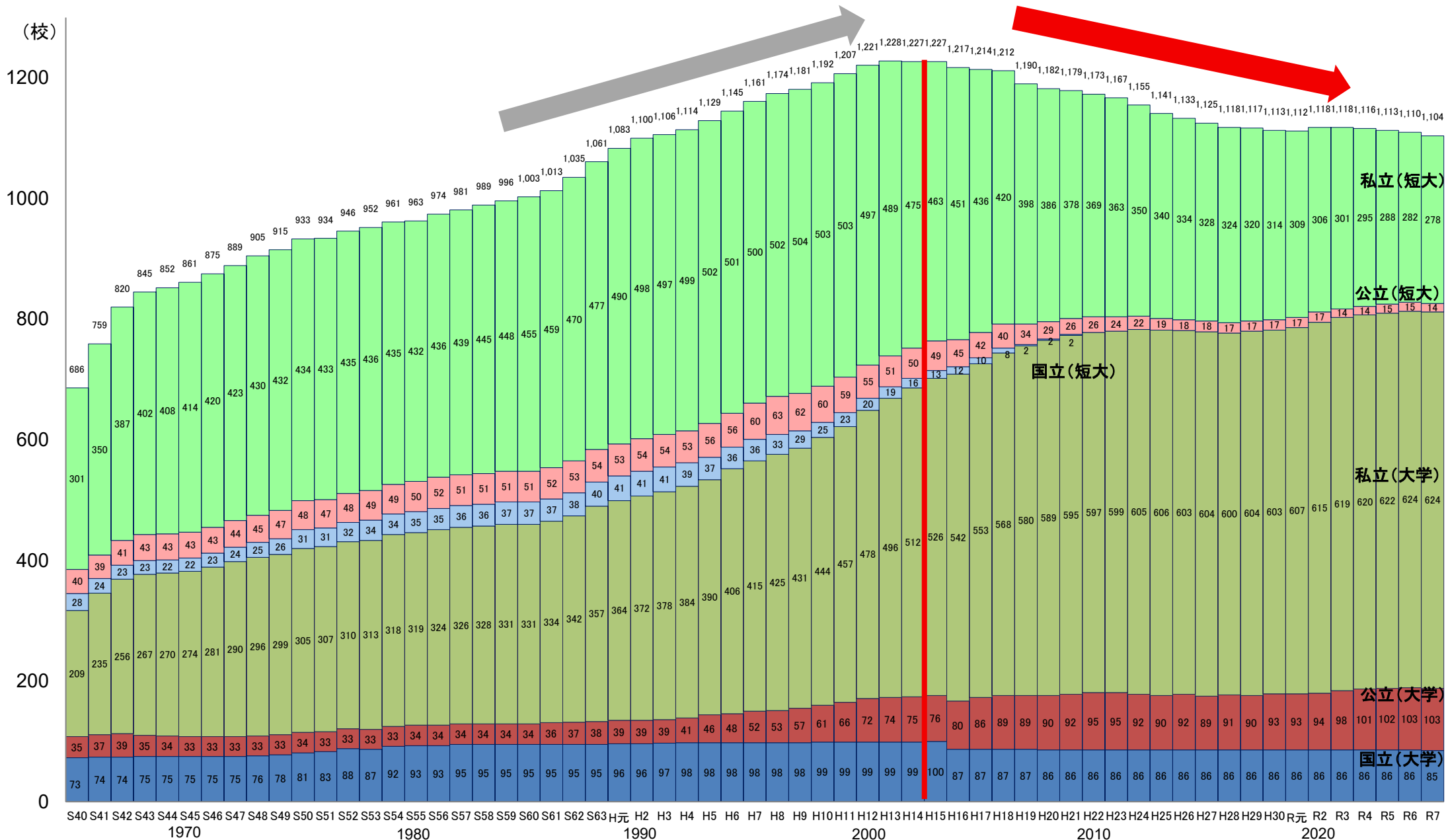
●合計7万9,560人



（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和7年度）より作成。

# 大学・短期大学数の推移

- 近年の主な傾向として、四大化や廃止により短期大学数は減少。
- 平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降ほぼ横ばい。

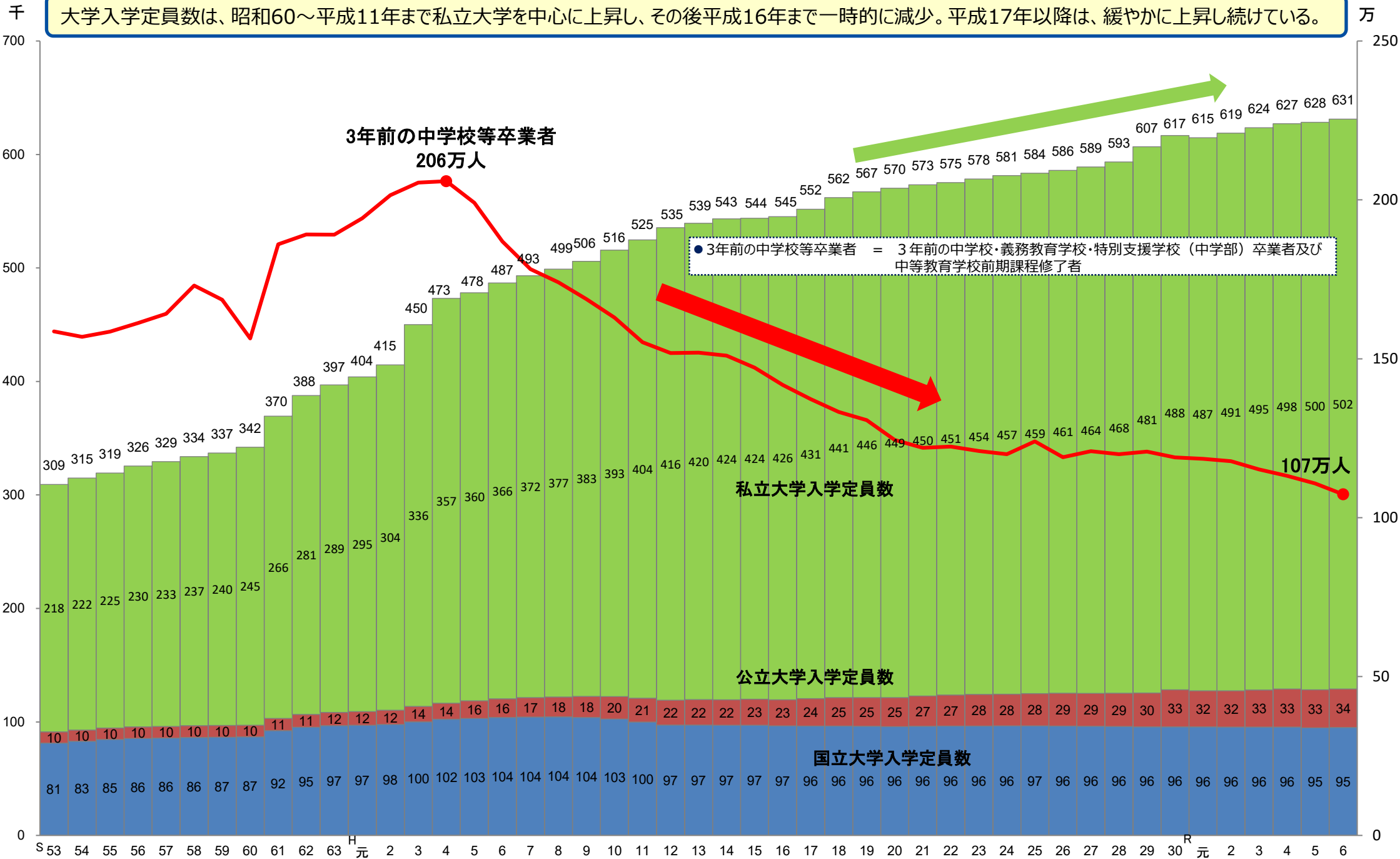


※学生募集停止の学校も含む。  
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

# 設置者別大学入学定員数の推移

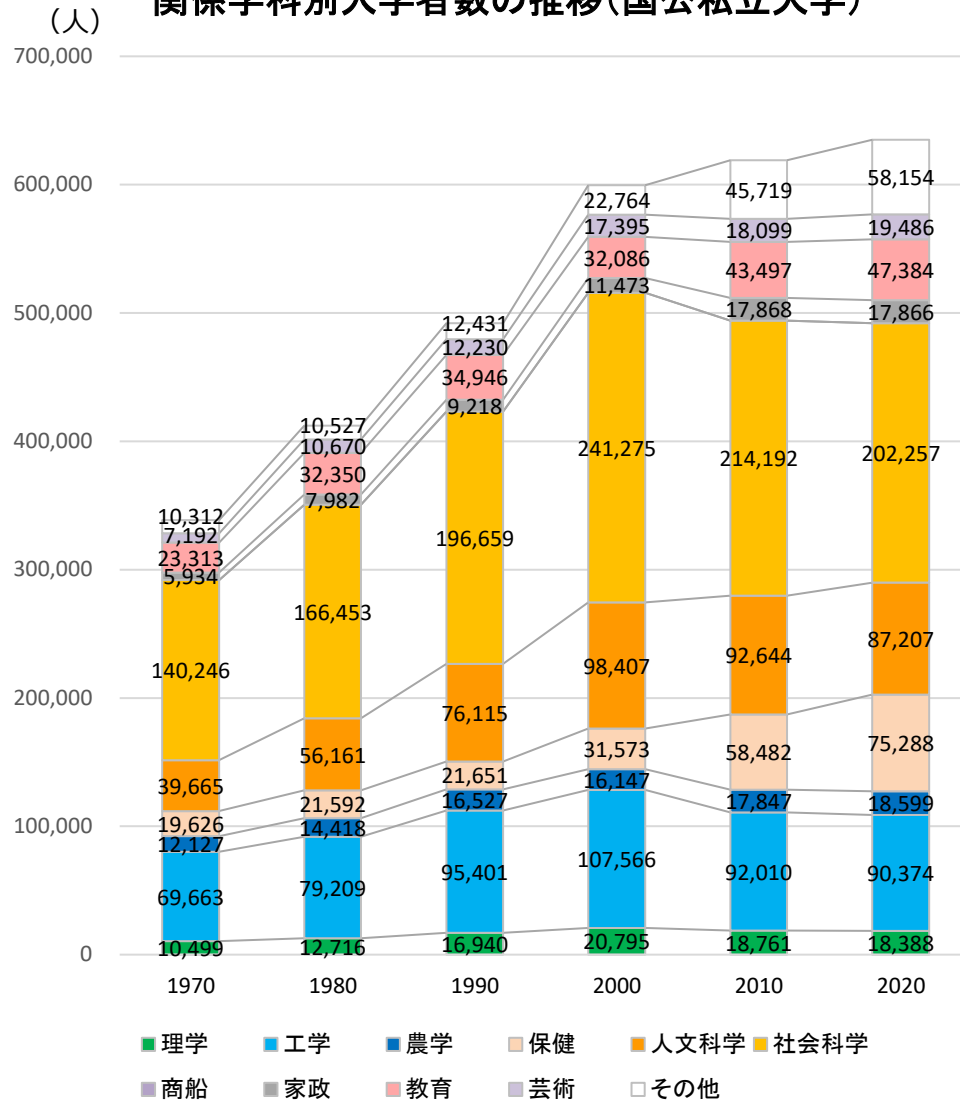
大学入学定員数は、昭和60～平成11年まで私立大学を中心に上昇し、その後平成16年まで一時的に減少。平成17年以降は、緩やかに上昇し続けている。



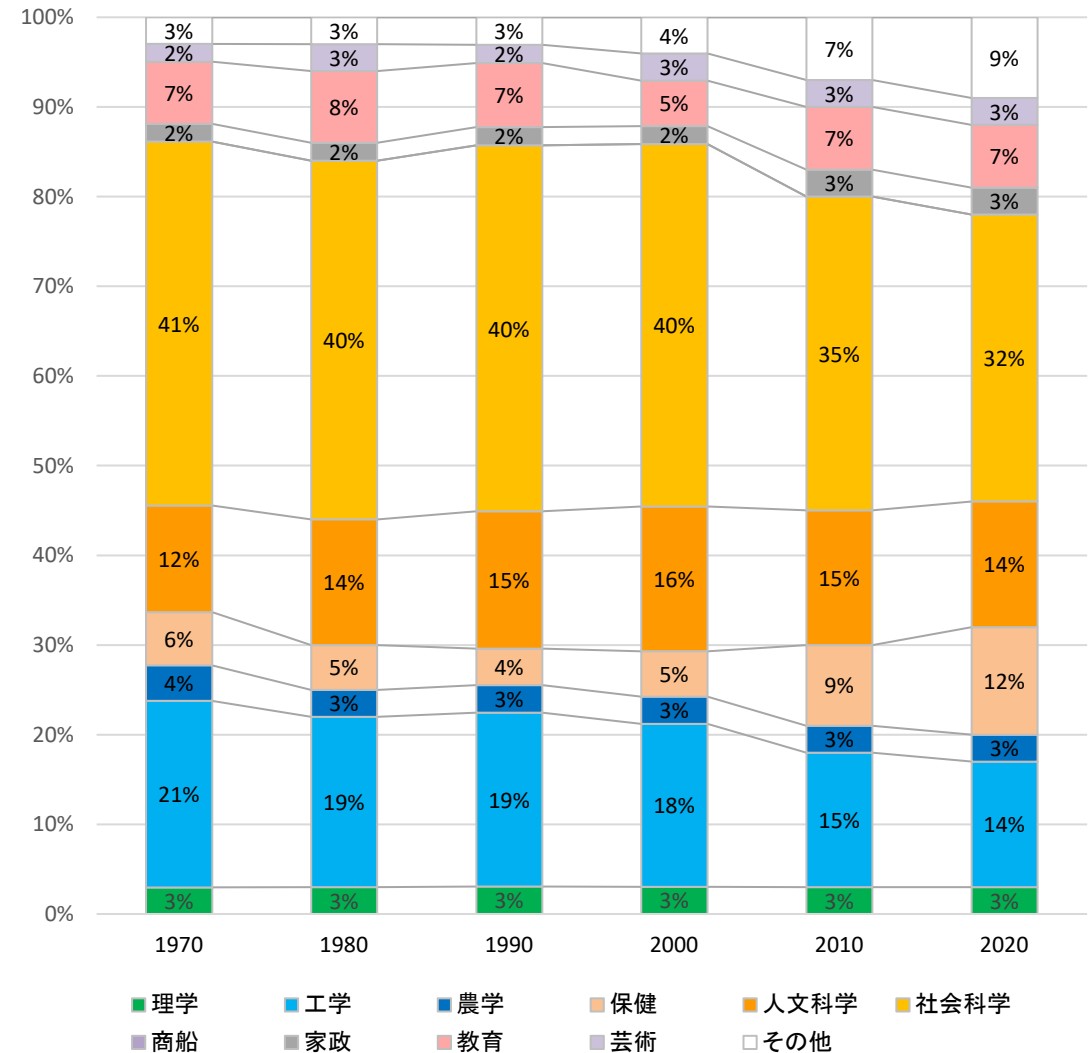
# 専攻分野別入学者数の推移

2000年以降、全体の入学者数は横ばいで推移。関係学科別では、「保健」、「その他」が増加する一方で、「工学」「理学」などの学部の入学者数は減少傾向。

## 関係学科別入学者数の推移(国公立大学)



## 関係学科別入学者割合の推移(国公立大学)



※「その他」には文理融合型の複合的新領域の学部も含まれる

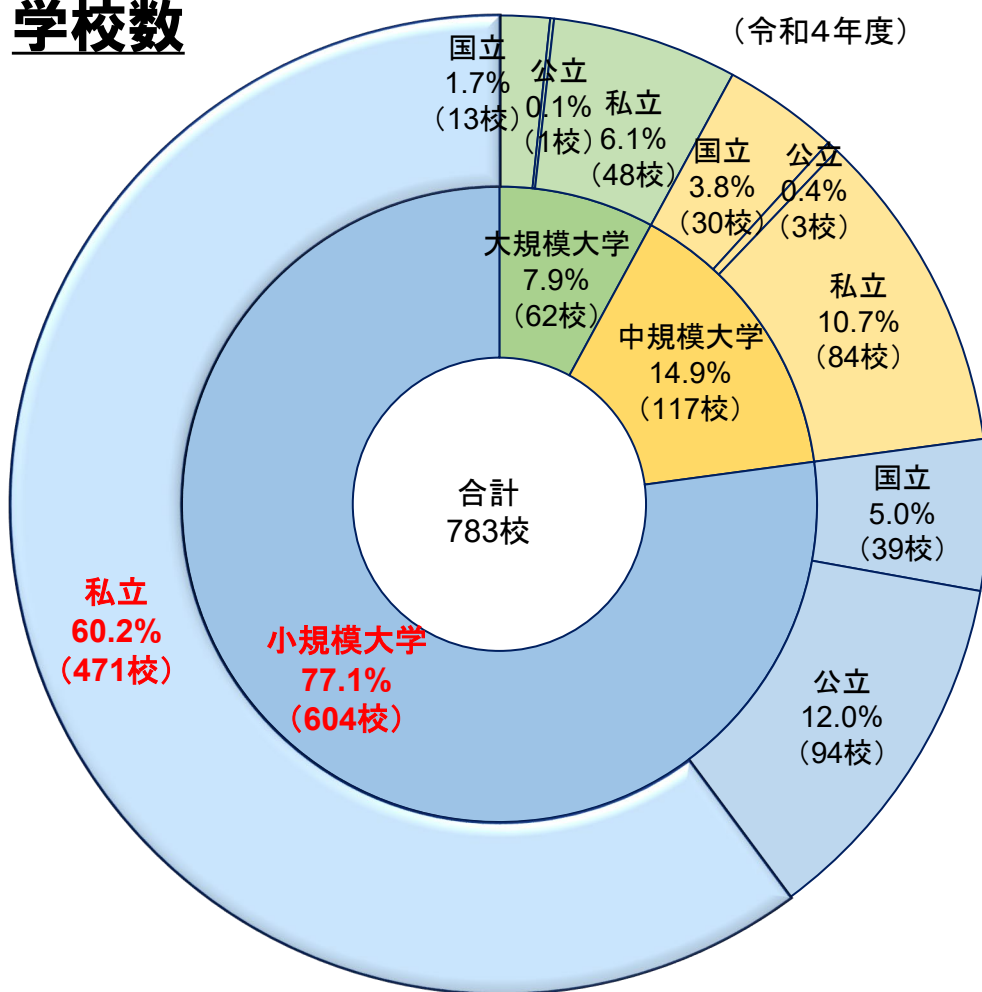
(出典) 文部科学省「学校基本統計」より作成。



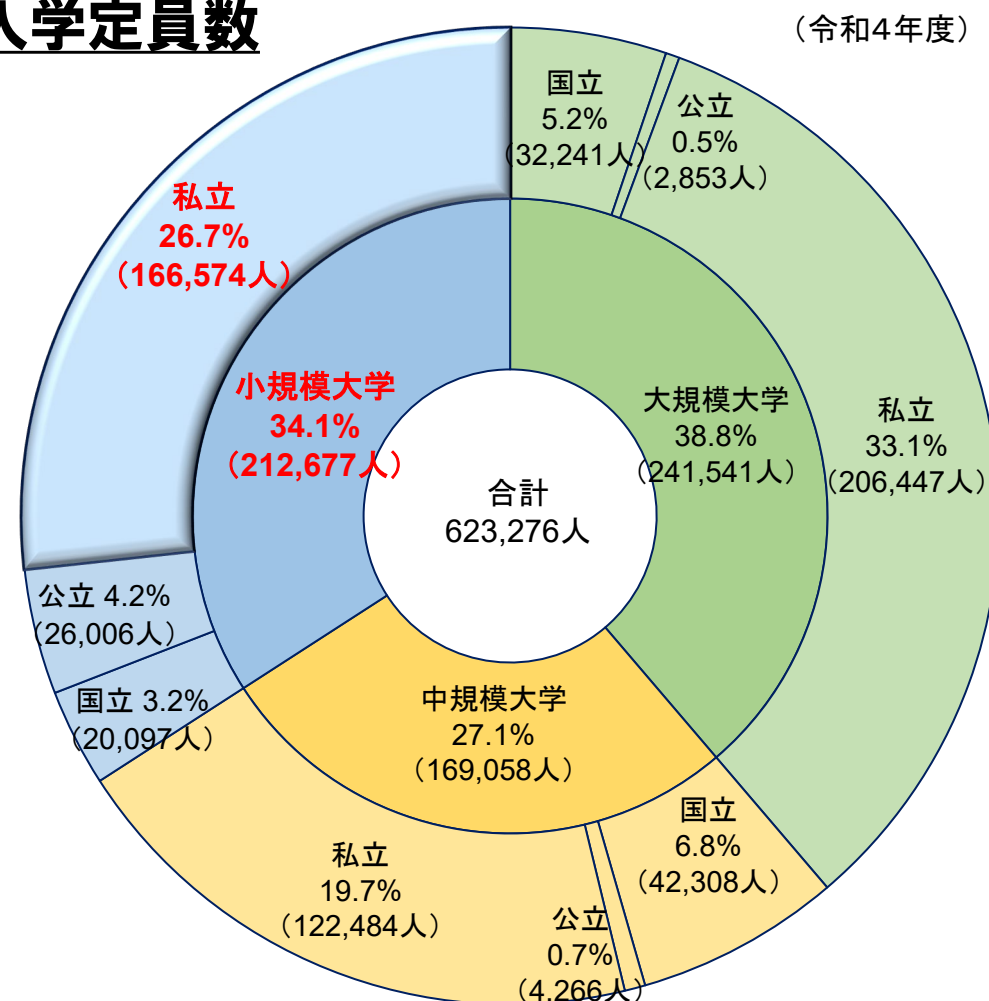
# 規模別学校数及び入学定員数の割合

- 学校数において小規模大学は全体の77.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。
- 入学定員において小規模大学の定員は全体の34.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。

## 学校数



## 入学定員数



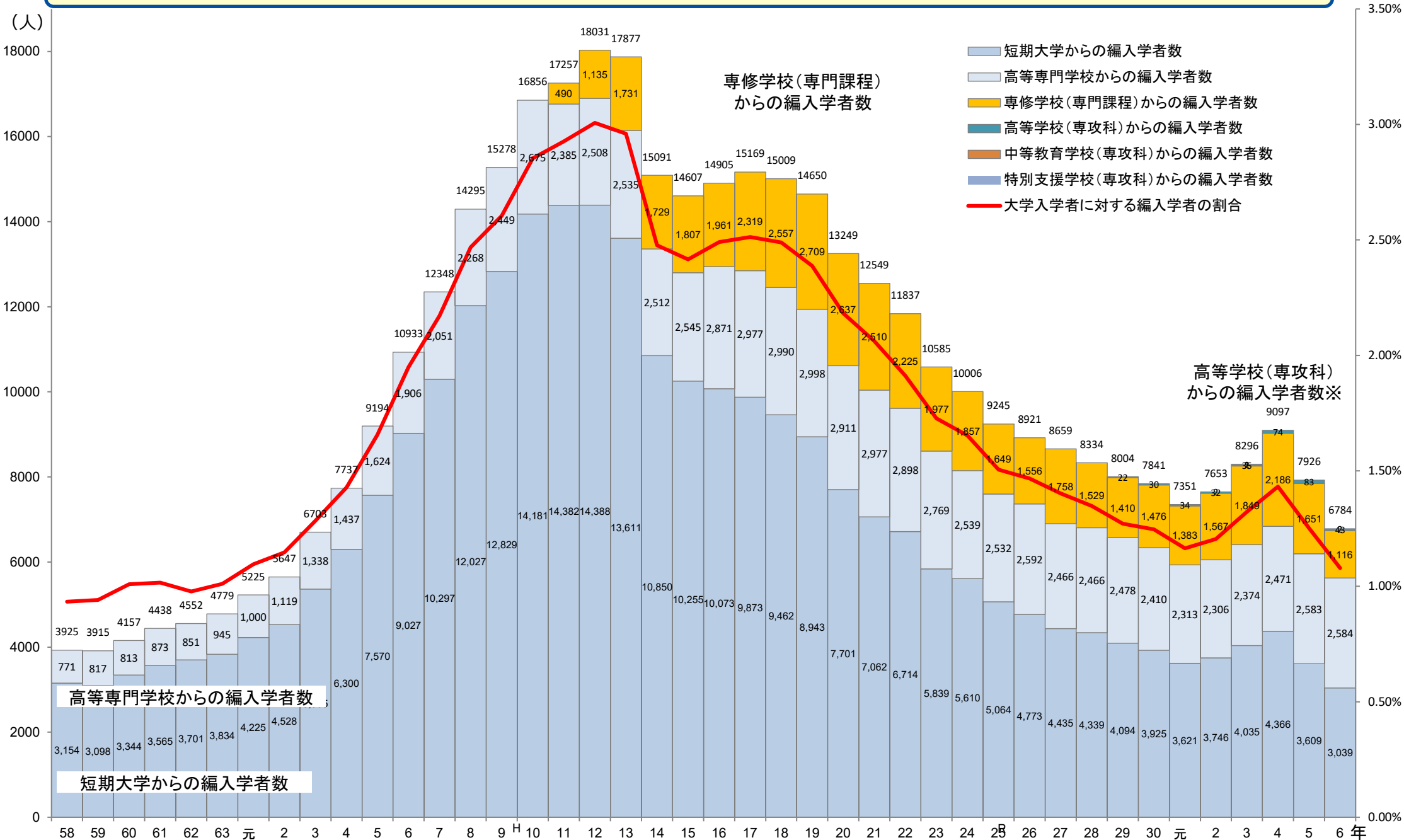
■ 大規模大学
 ■ 中規模大学
 ■ 小規模大学

※大規模大学: 入学定員が2,000人以上の大学、中規模大学: 入学定員が1,000人～1,999人の大学、小規模大学: 入学定員が999人以下の大学  
 ※小数点第二位を四捨五入しているためグラフの合計値が一致しない場合がある。

【出典】文部科学省調べ

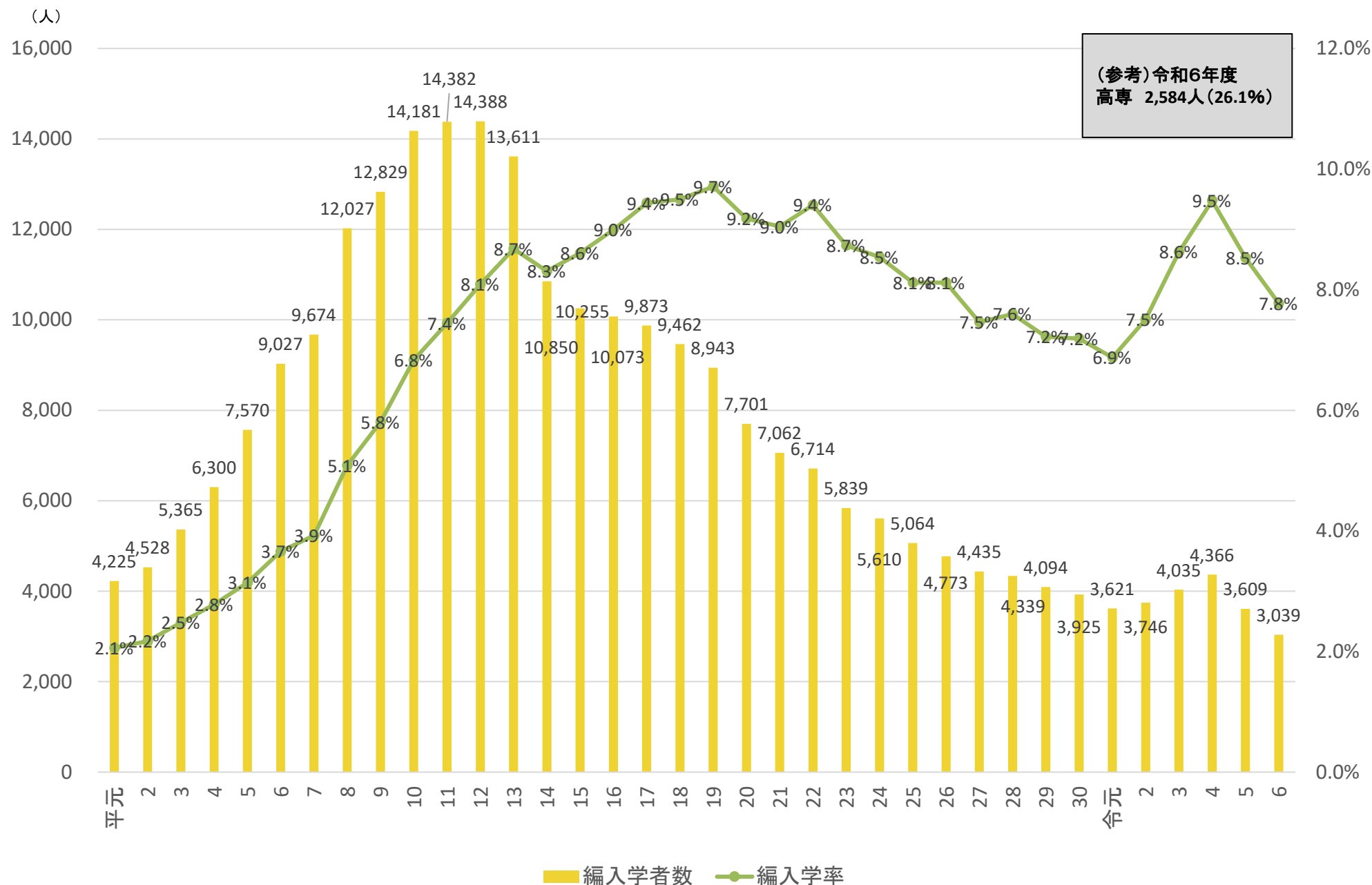
# 編入学者数の推移

編入学者数は、平成12年頃まで急激に上昇し、平成17年以降令和元年まで減少し続けた後、一時増加に転じたが近年は減少傾向。



出典:文部科学省「学校基本統計」。  
※高等学校(専攻科)からの編入学者数内に中等教育学校(専攻科)からの編入学者数及び特別支援学校(専攻科)からの編入学者数が含まれている

# 短期大学から4年制大学への編入学者の推移



※編入学者は夜間含む。

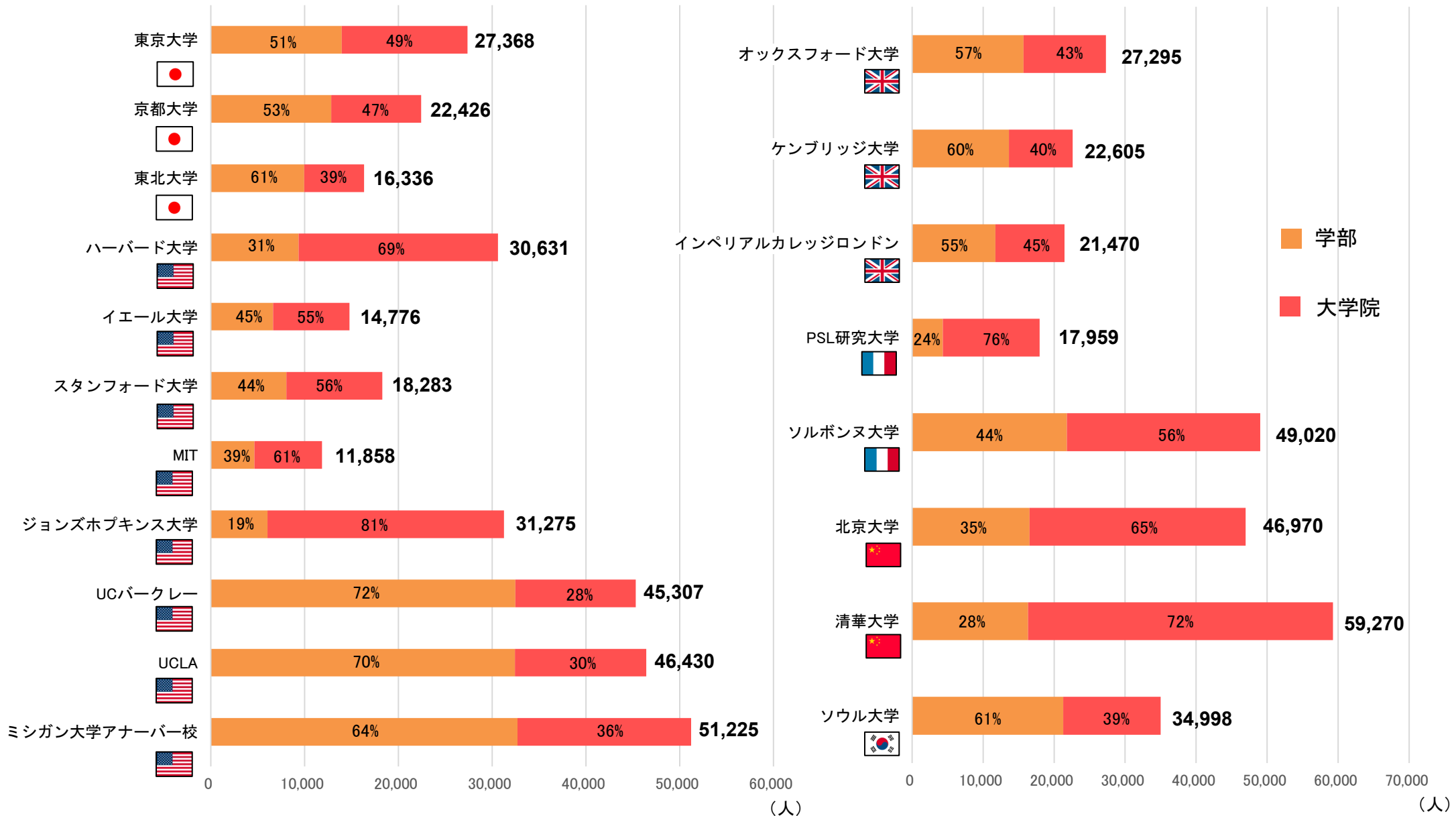
※短期大学卒業生数に占める編入学者数の割合。

※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

(出典:「学校基本統計」)

# 各国の有力大学における学部・大学院学生比較(人数・割合)

- 米・仏・中の研究大学の多くが、学部生よりも大学院生の占める割合が大きい。
- 日本のほか、米国の州立大学や英国の大学においては 学部生の割合の方がやや大きい。



(出典:各国のウェブページの情報から文部科学省作成)

# 日米の高等教育の構造比較

- 世界大学ランキングにランクインしている日米の大学をランキング順位別に配置すると以下のとおり。
- ランクインしている大学は、米国では全大学の約4%に過ぎず、かつトップ200位に集中しているのに対し、日本ではトップ200位以内の大学は少ない一方で、全大学の10%以上がランクインしている状況。

赤: 私立大学  
黒: 州立大学

## アメリカの高等教育

THE World University Rankings 2024  
Top1904

## 日本の高等教育

黒: 国立大学  
赤: 私立大学  
青: 公立大学

大学名は、カリフォルニア州内の大学のみを表示

UC Berkeley (9)  
UC Los Angeles (18)  
UC San Diego (34)  
UC Davis (59)  
UC Santa Barbara (69)  
UC Irvine (92)

スタンフォード大学(2)  
カリフォルニア工科大学(7)  
南カリフォルニア大学(74)

カリフォルニア大学  
(University of California)

UC Santa Cruz

UC Riverside

UC Merced

San Diego State University

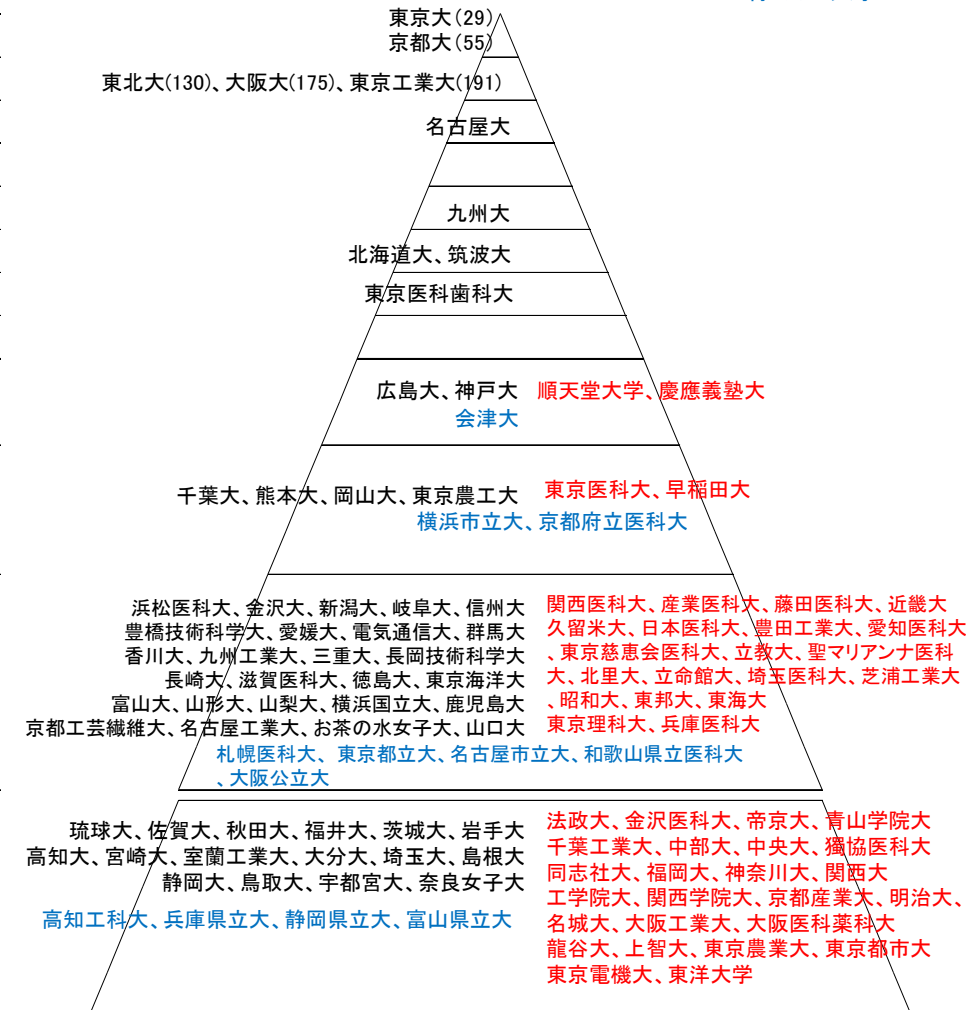
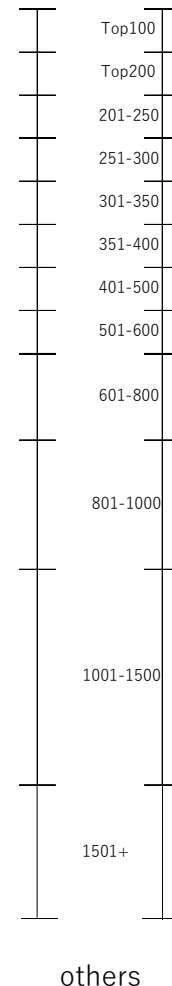
カリフォルニア州立大学  
(California State University)

カリフォルニア・コミュニ  
ティ・カレッジ

(California Community College)

総数: 約4,000校  
(うち169校がランクイン)

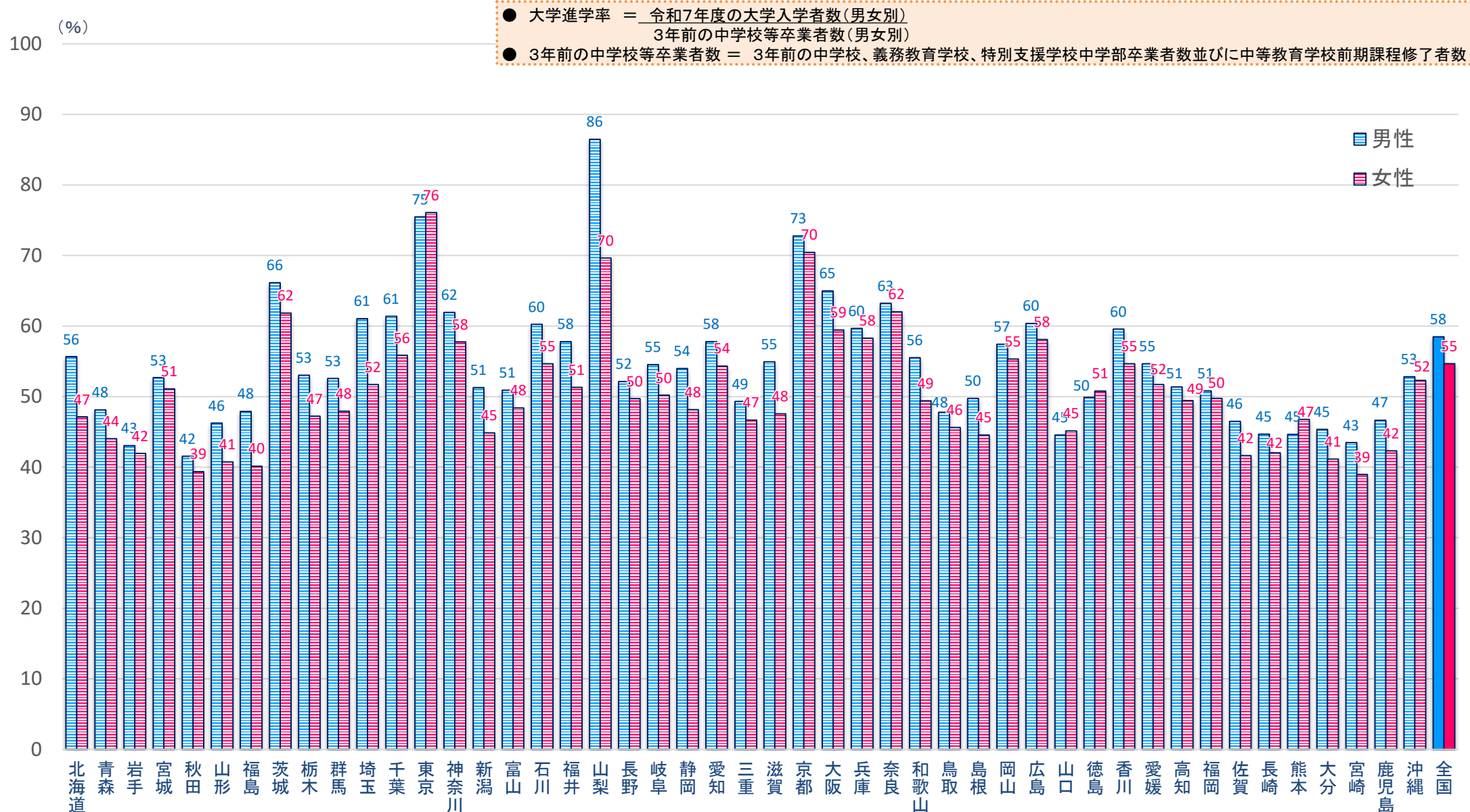
(出典) THE World University Rankings 2024に基づき作成



総数: 約1,100校  
(うち119校がランクイン)

# 男女別・都道府県別の4年制大学進学率

大学進学率を男女別にみると、東京都、山口県、徳島県、熊本県を除く43都道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は  
①山梨県（16.8ポイント）、②埼玉県（9.3ポイント）、③北海道（8.5ポイント）、④福島県（7.8ポイント）の順に高い。





# 都道府県別大学(学部)進学率の変化(過年度卒業者等を含む)

都道府県別の過年度卒業者等も含む大学(学部)進学率は、地域によって差があるが、2008年と比較すると全体的に上昇している。

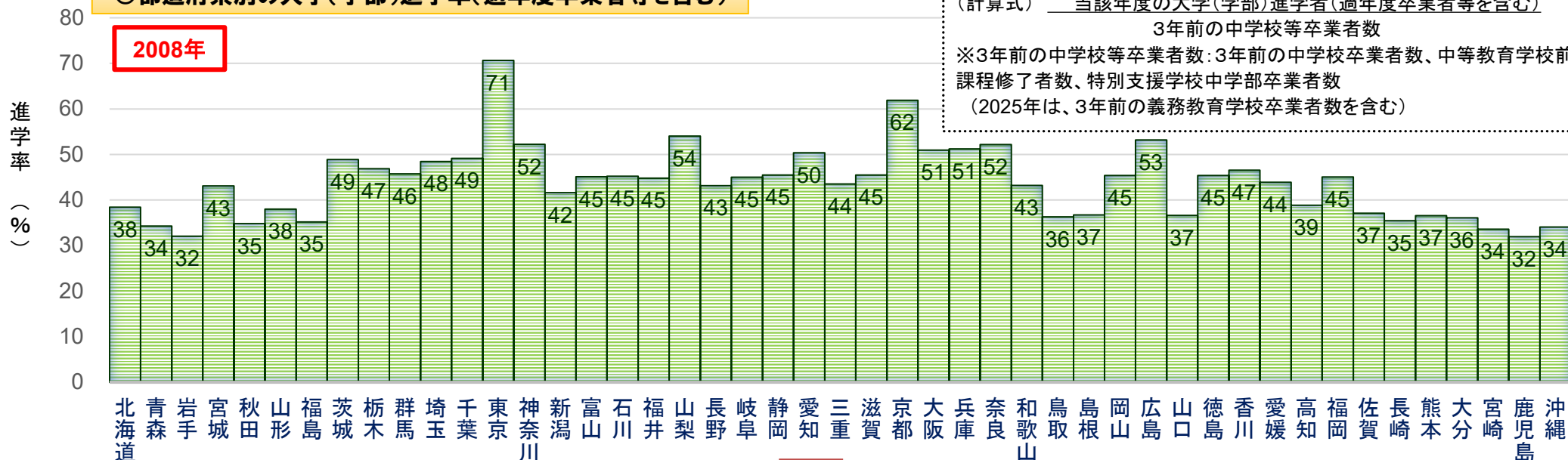
○都道府県別の大学(学部)進学率(過年度卒業者等を含む)

(計算式)  $\frac{\text{当該年度の大学(学部)進学者(過年度卒業者等を含む)}}{\text{3年前の中学校等卒業者数}}$

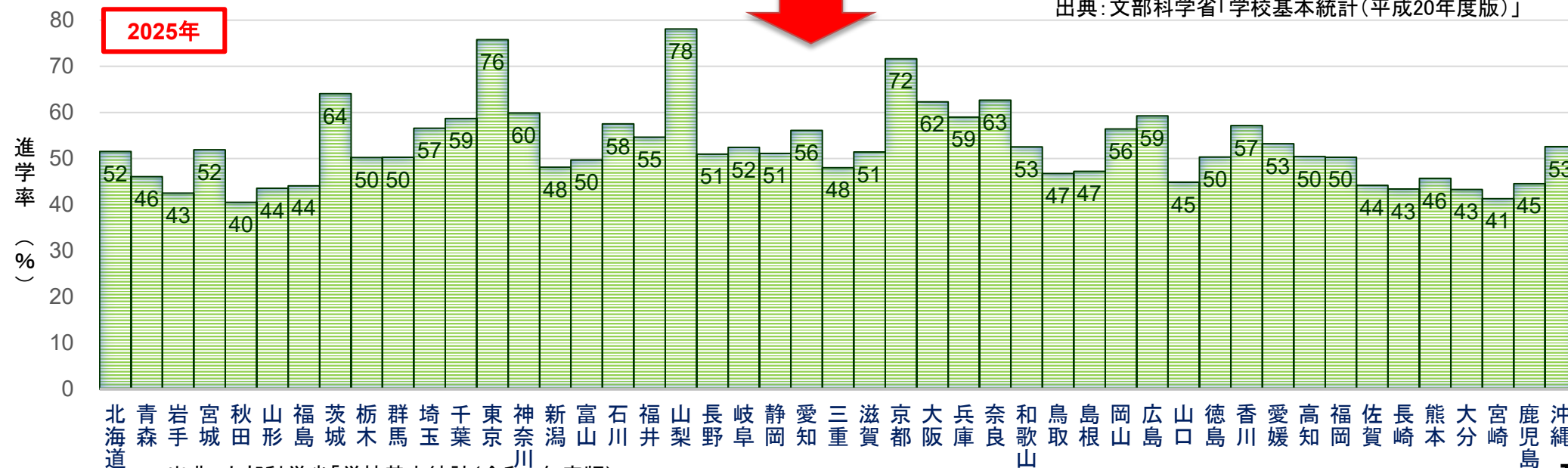
3年前の中学校等卒業者数

※3年前の中学校等卒業者数: 3年前の中学校卒業者数、中等教育学校前期課程修了者数、特別支援学校中学部卒業者数

(2025年は、3年前の義務教育学校卒業者数を含む)



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成20年度版)」

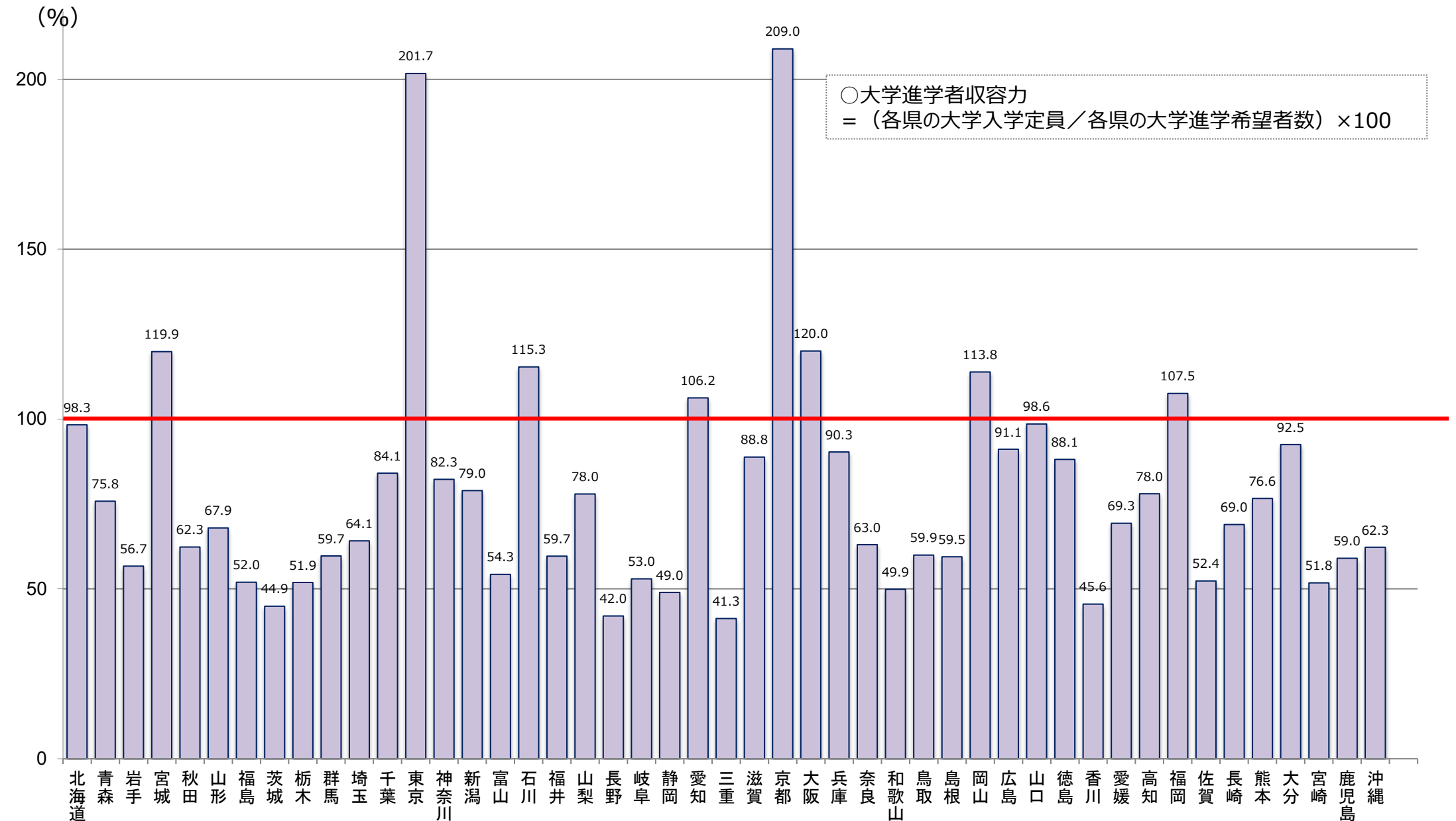


出典: 文部科学省「学校基本統計(令和7年度版)」



# 都道府県別大学進学者収容力(対大学進学希望者)

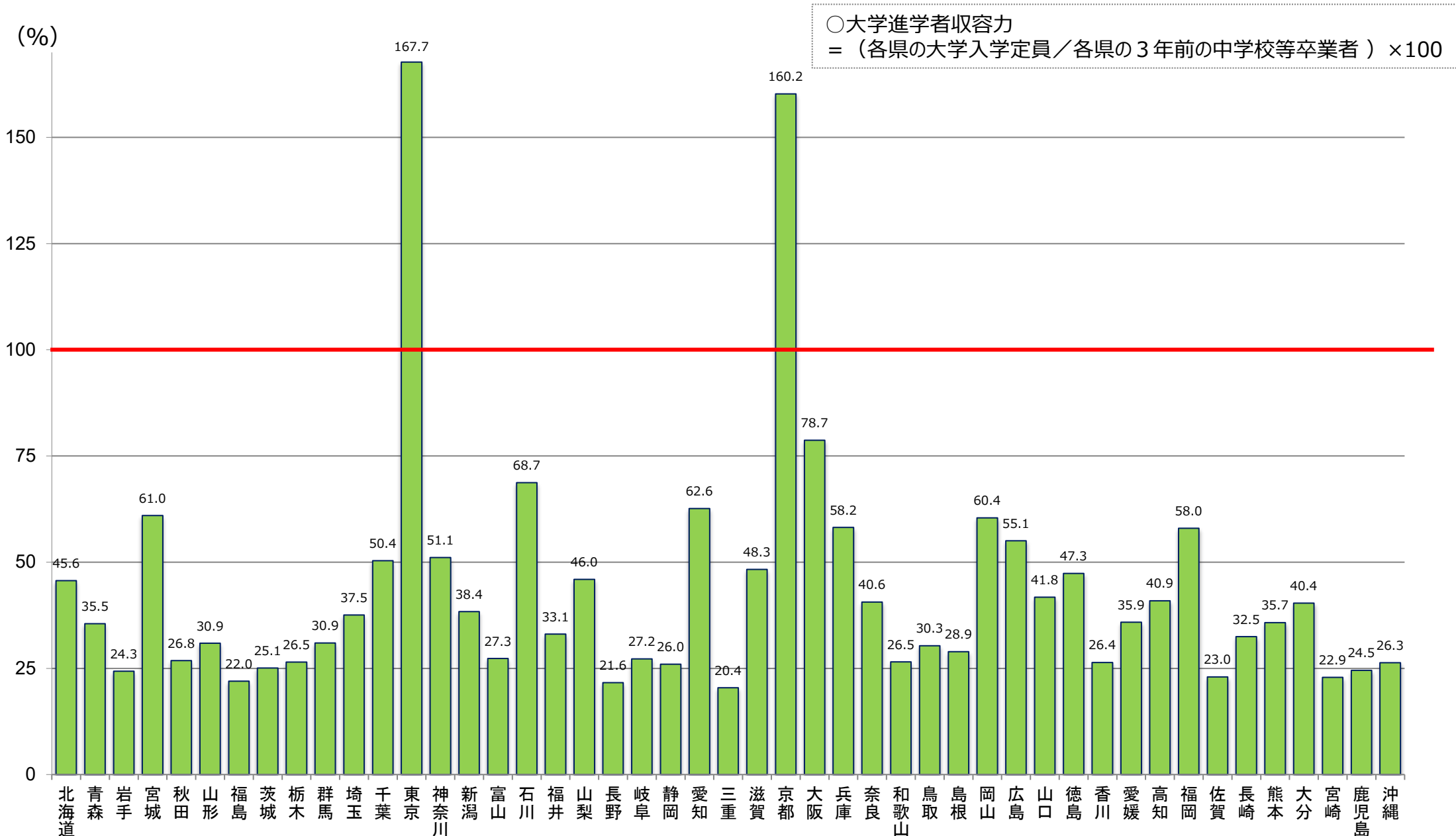
各県の大学進学希望者に対する収容力は、東京都と京都府で150%を上回っているほか、13都道府県でも90%を超えている。  
他方で、50%に満たない県も6県ある。



(出典) ○大学入学定員数：文部科学省調べ（令和6年度）（※各県（学部の所在地による）に所在する大学の入学定員）  
○大学進学希望者数：文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」

# 都道府県別大学進学者収容力(対3年前の中学校等卒業者)

各県の3年前の中学校等卒業者に対する収容力は東京都と京都府を除く全ての県で100%を下回っており、その多くの県では50%未満となっている。

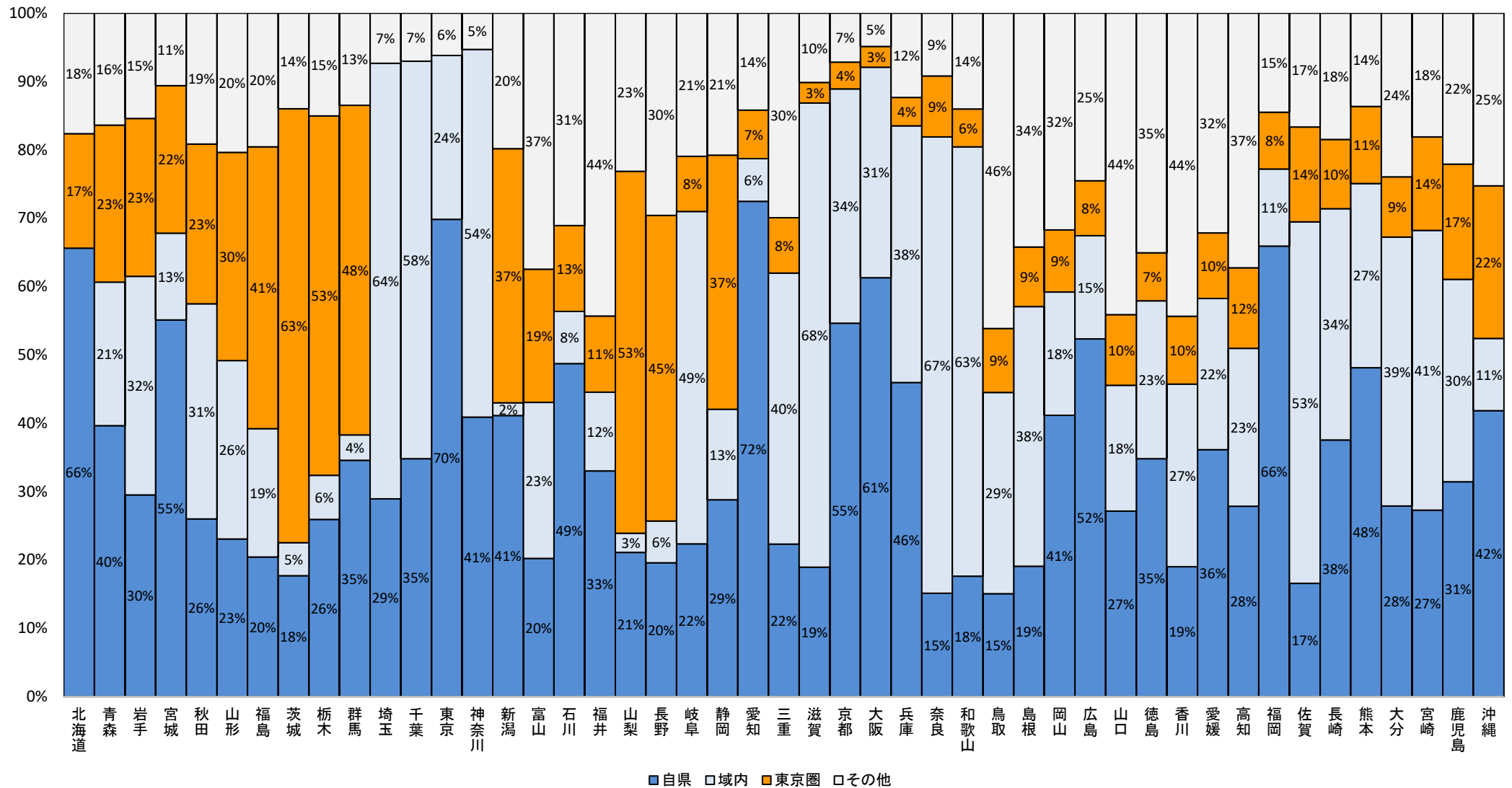


(出典) ○大学入学定員数：文部科学省調べ（令和6年度）（※各県（学部）の所在地による）に所在する大学の入学定員

○3年前の中学校等卒業者：文部科学省「学校基本統計（令和3年度）」（※大学入学定員数調査年度の3年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数）

# 都道府県別高卒者の地域別大学進学者数比率

- 東日本では、東京圏への進学が3割を超える県が相当数ある。また、東京圏出身者は東京圏への進学が多い。
- 西日本では、東京圏への進学は1割程度で地域ブロックへの進学が多い傾向がある。



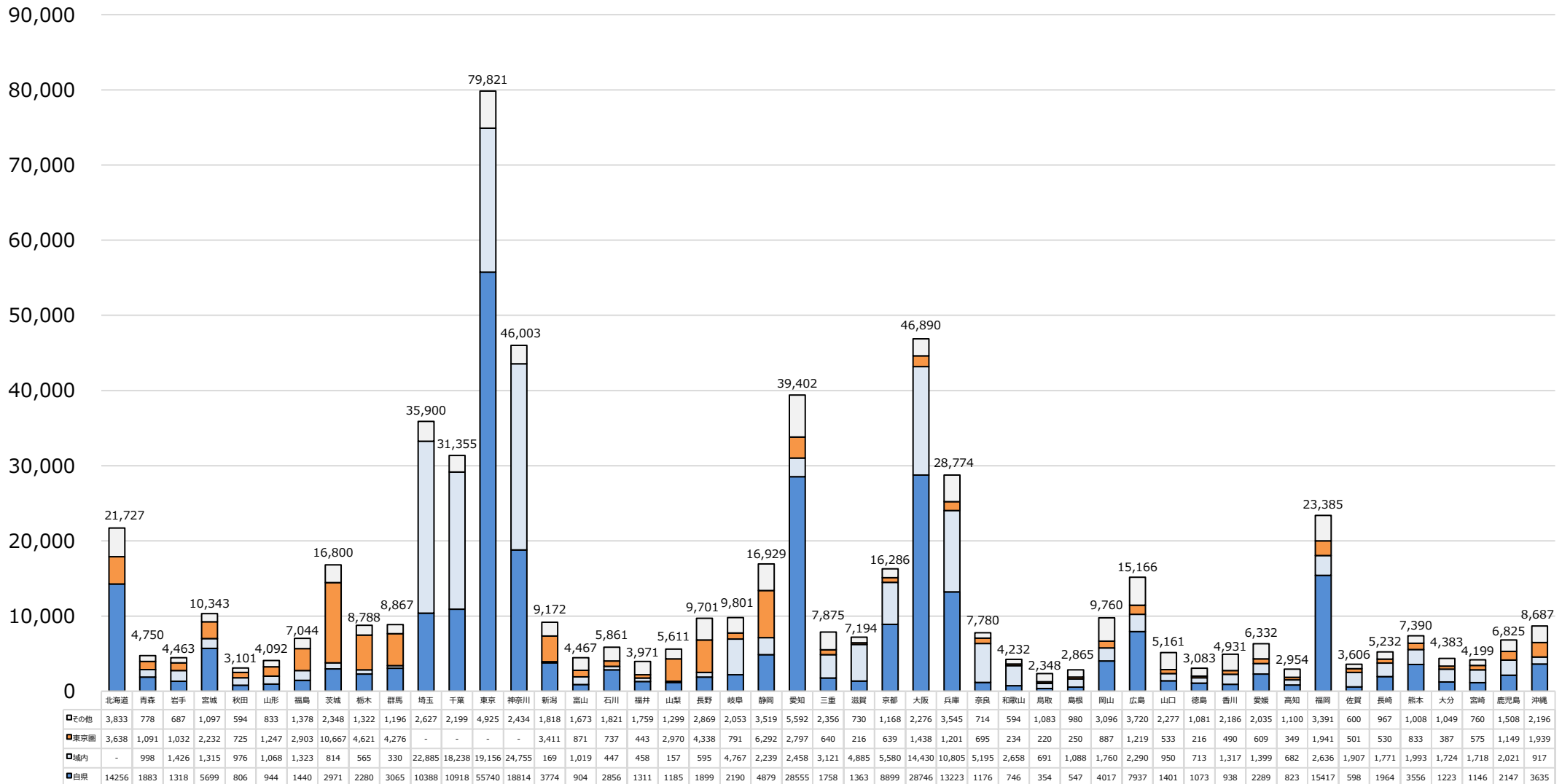
※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

# 都道府県別高卒者の地域別大学進学者数

- 大都市がある都道府県を中心に大学進学者が多い傾向にある。
- 東日本では東京圏への進学者数が多い。

(人)

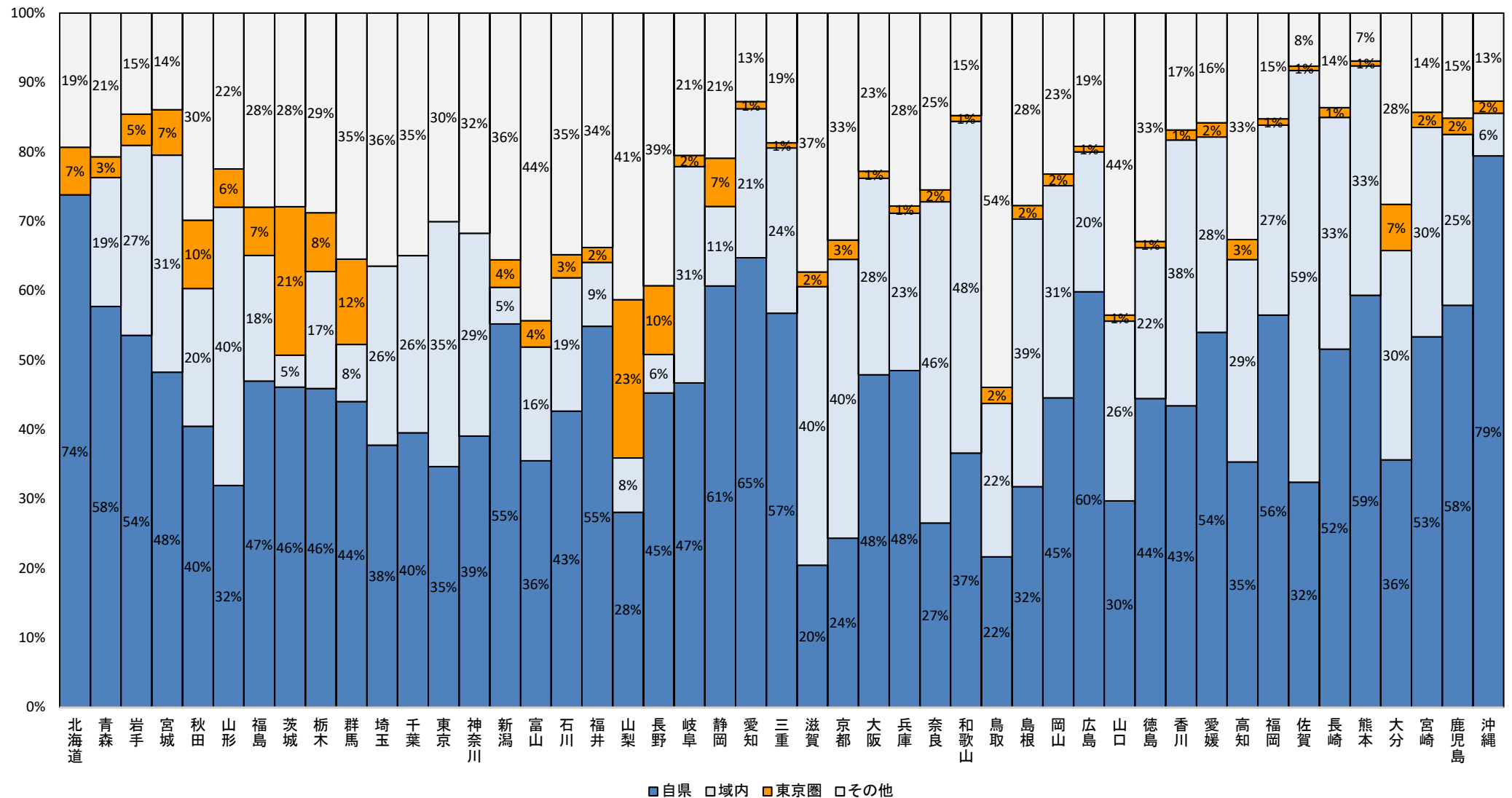


※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

# 都道府県別・出身地域別大学入学者数比率

東日本の大学は域外からの入学者が比較的多い一方で、西日本の大学では自県及び域内からの入学者が多い傾向にある。



※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

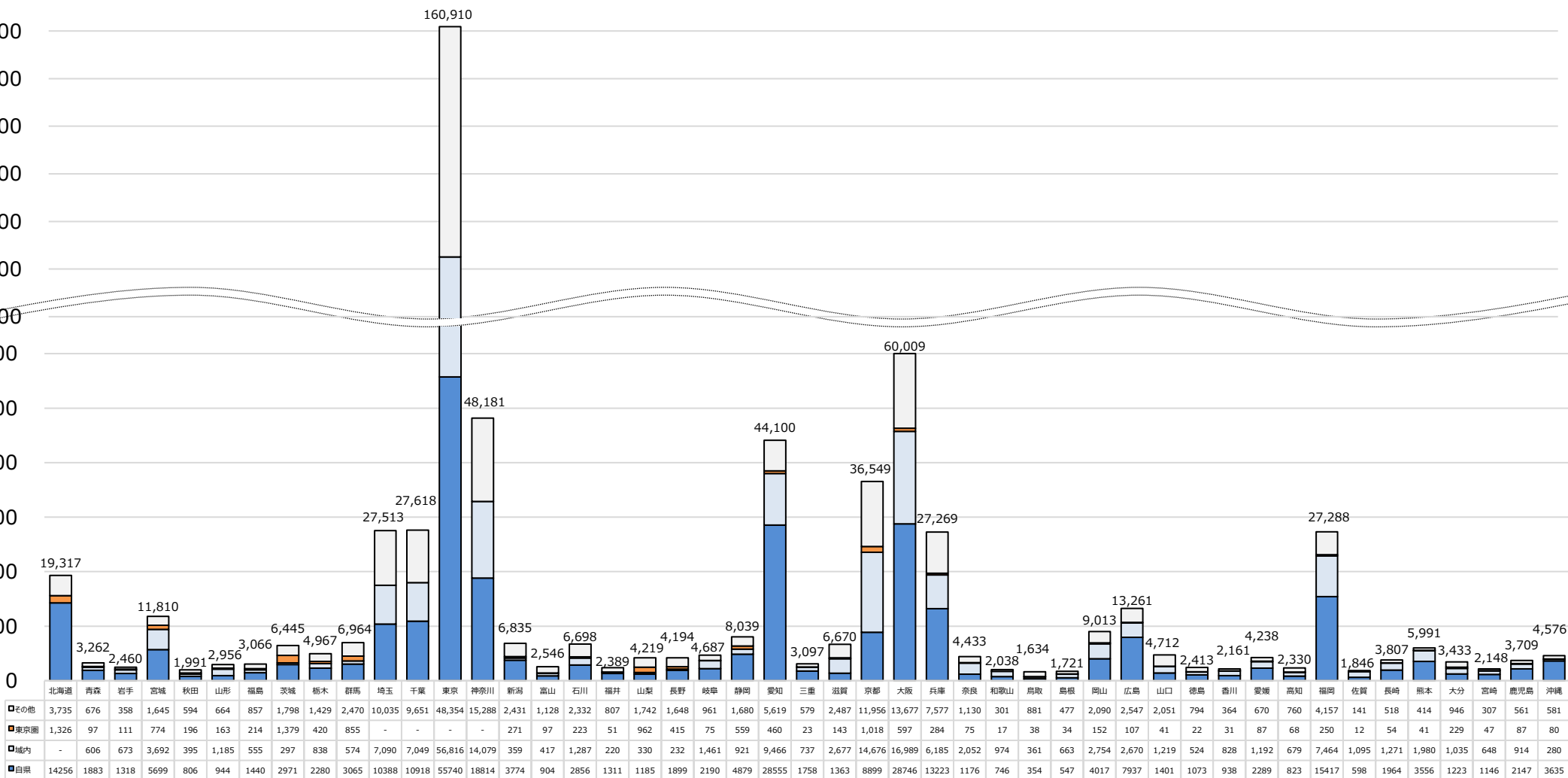
（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

# 都道府県別・出身地域別大学入学者数

- 大都市にある大学では域外からの入学者を相当数受け入れている。
- 特に、東京圏にある大学は域外から多くの入学者を受け入れている。

(人)

■ 自県 □ 域内 ■ 東京圏 □ その他



※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

# 大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】①

## 推計の考え方

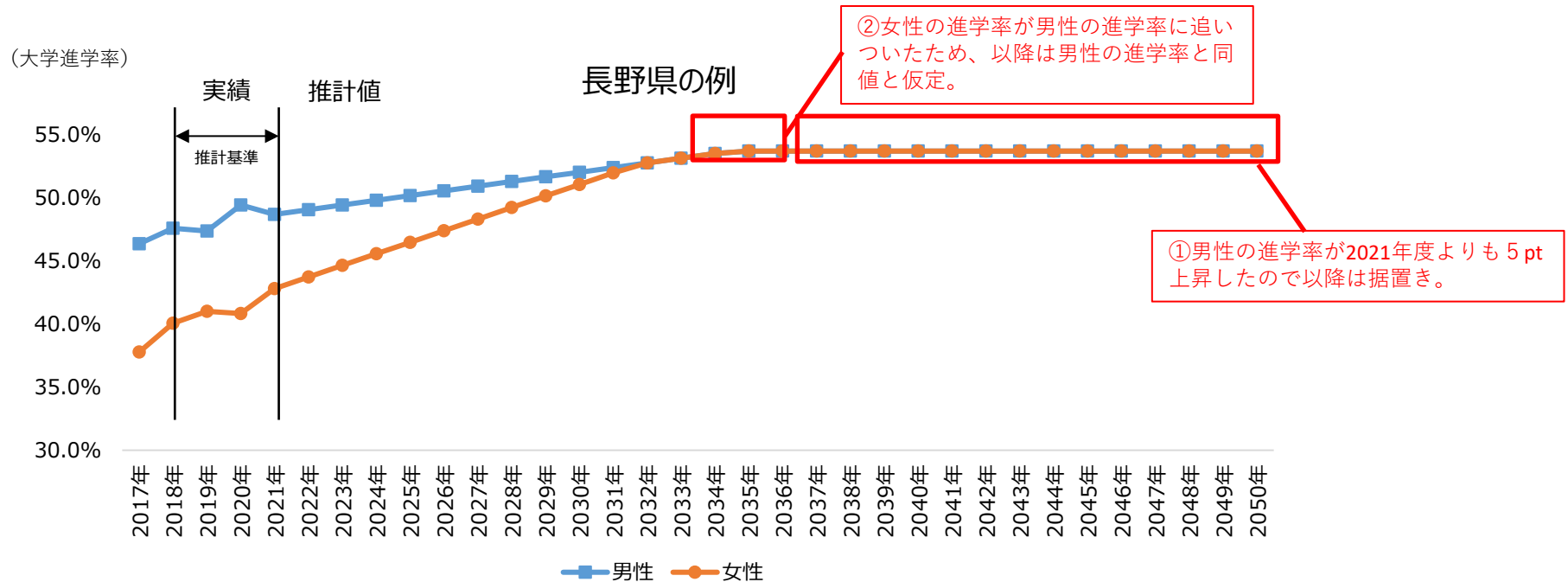
将来の大学入学者数（E）は、推計18歳人口（B）に推計大学進学率（A）を掛けて算出される各都道府県からの大学進学者数（C）に、外国人留学生（D）等を足すことによって求められる。

### A. 大学進学率の推計について

- 2018年度～2021年度における都道府県別、男女別の大学進学率の伸び率によって今後2050年まで大学進学率が上昇すると仮定して都道府県別に推計。

（例外）

- ① 2021年度の男女別の進学率を比較し、高い方の進学率が2021年度と比較して5pt以上上回った場合、+5ptを上限として以降据置き。
- ② 2021年度の男女別の進学率が低い方の進学率が高い方の進学率を上回った場合、以降を高い方の進学率と同値と仮定。
- ③ 進学率伸び率がマイナスの場合、2021年度の大学進学率が今後維持されると仮定。





# 大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】②

## B.18歳人口の推計について

- 2040年から2050年までの18歳人口について以下の推計方法により都道府県別に18歳人口を推計。

日本の将来推計18歳人口（国立社会保障・人口問題研究所の推計）を2040年の都道府県比率※で案分

※ 2021年度中の出生者数に各都道府県の生存率を乗算することにより、大学等に入学することが想定される2040年4月時点の18歳人口の都道府県比率を算出

## C.各都道府県からの大学進学者数

- 各都道府県の推計18歳人口（B）に各都道府県の大学進学率（A）を掛けたものを合計することにより算出。

## D.外国人留学生の入学者数の推計について

- 2020年度～2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生数が一時的に激減したことを踏まえ、2019年度の外国人留学生数が維持されると推定。

## E.大学入学者数の推計について

- 各推計値に基づく（B）×（A）による都道府県別の大学進学者数の合計（C）に（D）及びその他を足したものが2040年以降の大学入学者数の推計値となる。

※その他は高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者（各年の進学者数の推計値に2019年の進学者数に占めるその他の比率を掛けることにより算出）

### 【（例）2040年の大学入学者数推計】

#### （B.18歳人口推計）

北海道18歳人口（男性）13,031人 × 北海道進学率（男性）56.4% = 7,353人  
北海道18歳人口（女性）12,408人 × 北海道進学率（女性）56.4% = 7,002人  
青森県 …  
…

沖縄県18歳人口（男性）6,699人 × 沖縄県進学率（男性）47.0% = 3,152人  
沖縄県18歳人口（女性）6,383人 × 沖縄県進学率（女性）47.0% = 3,003人

#### （A.大学進学率推計）

北海道進学者数 14,355人

…

沖縄県進学者数 6,155人

大学進学率（全国）59.0%  
（男性）60.6% （女性）57.3%

（C.2040年の各都道府県からの大学進学者数）

**435,798人**

（D.2040年の推計外国人留学生入学者数）

（その他）

**435,798人**

+

**17,096人**

+

**2,149人**

=

（E.2040年の推計大学入学者数）

**455,043人**

※四捨五入の関係上、四則演算の値と記載の数値は必ずしも一致しない

大学入学定員の総数  
631,949人（R5）

（注）グランドデザイン答申時の推計について

881,782人（推計18歳人口）×55.5%（大学進学率）（※）+16,724人（外国人留学生等）=506,005人

（※）GD答申時は外国人留学生も含めて進学率を57.4%としていたが、18歳人口推計値に訪日予定の外国人等は含まれていないため上記の記載としている。

# 進学率・進学者数推計結果（出生低位・死亡低位）

- 出生中位・死亡中位の出生数推計より、実際の出生数が少なく推移しているため、進学率・進学者数推計を出生低位・死亡低位で推計。
- 急速な人口減少に伴い、大学進学率の伸長を加味したとしても、**2040年の各都道府県の大学進学者数の合計は40万人台**。
- 外国人留学生数が上昇すると仮定しても、現在の大学の入学定員の規模が維持された場合には、2040年の**定員充足率は70%台**。

## 【外国人留学生数が現状のままであった場合】

| 年                       | 2025<br>(実績値) | 2030      | 2035    | 2040    | 2045    | 2050    |
|-------------------------|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 18歳人口                   | 1,100,851     | 1,051,986 | 964,129 | 739,050 | 697,120 | 678,482 |
| 進学率                     | 58.64%        | 59.56%    | 60.59%  | 61.57%  | 62.05%  | 62.41%  |
| (a)進学者数                 | 623,307       | 606,498   | 564,333 | 435,798 | 413,411 | 404,319 |
| (b)留学生等                 | 19,202        | 17,096    | 17,096  | 17,096  | 17,096  | 17,096  |
| (c)その他※1                | 3,004         | 2,991     | 2,783   | 2,149   | 2,039   | 1,994   |
| 大学入学者数<br>((a)+(b)+(c)) | 645,513       | 626,585   | 584,212 | 455,043 | 432,545 | 423,409 |
| 定員充足率※2                 | 102.15%       | 99.15%    | 92.45%  | 72.01%  | 68.45%  | 67.00%  |

## 【外国人留学生数が増加すると仮定した場合】（2033年政府目標の留学生比率5%（教育未来創造会議第二次提言）の増加ペースで2023年から2040年まで増加すると仮定）

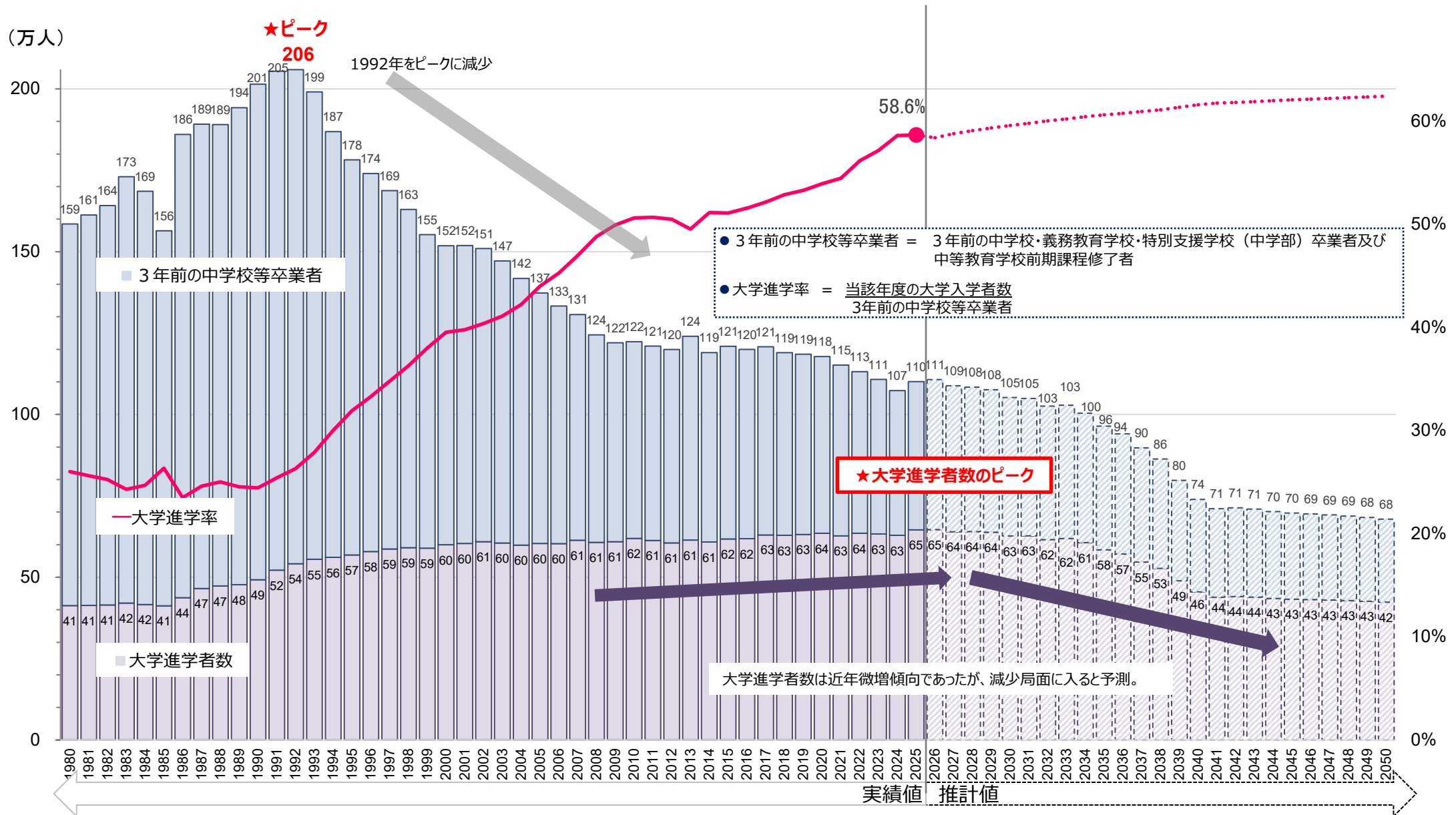
| 年                       | 2025<br>(実績値) | 2030      | 2035    | 2040    | 2045    | 2050    |
|-------------------------|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 18歳人口                   | 1,100,851     | 1,051,986 | 964,129 | 739,050 | 697,120 | 678,482 |
| (a)進学者数                 | 623,307       | 606,498   | 564,333 | 435,798 | 413,411 | 404,319 |
| (b)留学生等                 | 19,202        | 27,531    | 34,984  | 42,438  | 42,438  | 42,438  |
| (c)その他                  | 3,004         | 2,991     | 2,783   | 2,149   | 2,039   | 1,994   |
| 大学入学者数<br>((a)+(b)+(c)) | 645,513       | 637,020   | 602,100 | 480,385 | 457,887 | 448,751 |
| 定員充足率                   | 102.15%       | 100.80%   | 95.28%  | 76.02%  | 72.46%  | 71.01%  |

※1 高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者

※2 2023年度の定員に対する定員充足率

# 大学進学者数等の将来推計について

大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2026年以降は大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測される。



※ 出生低位・死亡低位での推計

(出典) 推計値：国立社会保障・人口問題研究所

# 2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）①

|                             | 北海道           |       |        | 青森県           |       |       | 岩手県           |       |       | 宮城県           |       |       | 秋田県           |       |       | 山形県           |       |       | 福島県           |       |       | 茨城県           |       |       | 栃木県           |      |       | 群馬県           |       |       | 埼玉県            |       |        | 千葉県           |       |        |
|-----------------------------|---------------|-------|--------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|------|-------|---------------|-------|-------|----------------|-------|--------|---------------|-------|--------|
| 3年前の中学校等卒業者【2021】           | 45,326        |       |        | 11,967        |       |       | 11,515        |       |       | 21,201        |       |       | 8,292         |       |       | 10,342        |       |       | 17,799        |       |       | 27,804        |       |       | 18,613        |      |       | 18,968        |       |       | 65,009         |       |        | 55,359        |       |        |
| 高校等卒業者数【2021】               | 40,596        |       |        | 11,056        |       |       | 10,585        |       |       | 19,412        |       |       | 7,586         |       |       | 9,555         |       |       | 16,130        |       |       | 25,234        |       |       | 17,183        |      |       | 16,849        |       |       | 56,216         |       |        | 49,294        |       |        |
| 大学進学者数【2021】                | 21,039        |       |        | 4,975         |       |       | 4,460         |       |       | 9,982         |       |       | 3,345         |       |       | 4,097         |       |       | 7,215         |       |       | 14,797        |       |       | 9,063         |      |       | 8,971         |       |       | 35,056         |       |        | 30,362        |       |        |
| 大学進学率【2021】                 | 46.4%         |       |        | 41.6%         |       |       | 38.7%         |       |       | 47.1%         |       |       | 40.3%         |       |       | 39.6%         |       |       | 40.5%         |       |       | 53.2%         |       |       | 48.7%         |      |       | 47.3%         |       |       | 53.9%          |       |        | 54.8%         |       |        |
| 大学進学率(国公私別)【2021】           | 9.9%          | 3.4%  | 33.2%  | 11.8%         | 5.0%  | 24.7% | 11.1%         | 5.3%  | 22.3% | 9.2%          | 2.6%  | 35.3% | 14.1%         | 4.3%  | 21.9% | 11.0%         | 2.7%  | 26.0% | 7.6%          | 3.2%  | 29.8% | 8.4%          | 2.1%  | 42.7% | 8.4%          | 1.9% | 38.4% | 7.9%          | 3.7%  | 35.7% | 4.2%           | 0.9%  | 48.9%  | 4.3%          | 0.6%  | 50.0%  |
| 短大進学率【2021】                 | 4.0%          |       |        | 4.7%          |       |       | 4.2%          |       |       | 4.6%          |       |       | 5.8%          |       |       | 4.6%          |       |       | 5.0%          |       |       | 2.7%          |       |       | 4.0%          |      |       | 4.2%          |       |       | 3.4%           |       |        | 3.0%          |       |        |
| 専門学校進学率(現役)【2021】           | 20.7%         |       |        | 14.7%         |       |       | 17.6%         |       |       | 16.0%         |       |       | 16.3%         |       |       | 18.0%         |       |       | 15.5%         |       |       | 17.0%         |       |       | 16.8%         |      |       | 15.3%         |       |       | 16.0%          |       |        | 17.5%         |       |        |
| 大学数【2021】                   | 37            |       |        | 10            |       |       | 6             |       |       | 14            |       |       | 7             |       |       | 6             |       |       | 8             |       |       | 10            |       |       | 9             |      |       | 15            |       |       | 27             |       |        | 27            |       |        |
| 大学数(国公私別)【2021】             | 7             | 6     | 24     | 1             | 2     | 7     | 1             | 1     | 4     | 2             | 1     | 11    | 1             | 3     | 3     | 1             | 2     | 3     | 1             | 2     | 5     | 3             | 1     | 6     | 1             | 0    | 8     | 1             | 4     | 10    | 1              | 1     | 25     | 1             | 1     | 25     |
| 入学定員【2021】                  | 18,806        |       |        | 3,363         |       |       | 2,509         |       |       | 11,511        |       |       | 2,090         |       |       | 2,766         |       |       | 3,579         |       |       | 6,461         |       |       | 4,668         |      |       | 5,785         |       |       | 28,855         |       |        | 25,751        |       |        |
| 入学定員(国公私別)【2021】            | 5,600         | 1,345 | 11,861 | 1,322         | 516   | 1,525 | 1,030         | 440   | 1,039 | 2,722         | 420   | 8,369 | 955           | 665   | 470   | 1,663         | 145   | 958   | 945           | 599   | 2,035 | 3,760         | 170   | 2,531 | 910           | 0    | 3,758 | 1,098         | 1,482 | 3,205 | 1,535          | 395   | 26,925 | 2,592         | 180   | 22,979 |
| 大学入学者数【2021】                | 19,119        |       |        | 3,407         |       |       | 2,544         |       |       | 11,713        |       |       | 2,075         |       |       | 2,792         |       |       | 3,451         |       |       | 6,697         |       |       | 4,823         |      |       | 5,983         |       |       | 28,847         |       |        | 27,402        |       |        |
| (国公私別)【2021】                | 5,756         | 1,434 | 11,929 | 1,371         | 549   | 1,487 | 1,068         | 473   | 1,003 | 2,779         | 453   | 8,481 | 985           | 694   | 396   | 1,690         | 148   | 954   | 991           | 605   | 1,855 | 3,829         | 171   | 2,697 | 929           | 0    | 3,894 | 1,142         | 1,551 | 3,290 | 1,598          | 406   | 26,843 | 2,635         | 180   | 24,587 |
| 県外から流入【2021】                | 4,954         |       |        | 1,363         |       |       | 1,281         |       |       | 6,061         |       |       | 1,194         |       |       | 1,868         |       |       | 1,822         |       |       | 3,727         |       |       | 2,639         |      |       | 3,249         |       |       | 18,497         |       |        | 17,051        |       |        |
| 県内から流出【2021】                | 6,874         |       |        | 2,931         |       |       | 3,197         |       |       | 4,330         |       |       | 2,464         |       |       | 3,173         |       |       | 5,586         |       |       | 11,827        |       |       | 6,879         |      |       | 6,237         |       |       | 24,706         |       |        | 20,011        |       |        |
| 流出入差(流入-流出)【2021】           | -1,921        |       |        | -1,568        |       |       | -1,916        |       |       | 1,731         |       |       | -1,270        |       |       | -1,305        |       |       | -3,764        |       |       | -8,101        |       |       | -4,240        |      |       | -2,988        |       |       | -6,209         |       |        | -2,961        |       |        |
| 自県進学率【2021】                 | 67.3%         |       |        | 41.1%         |       |       | 28.3%         |       |       | 56.6%         |       |       | 26.3%         |       |       | 22.6%         |       |       | 22.6%         |       |       | 20.1%         |       |       | 24.1%         |      |       | 30.5%         |       |       | 29.5%          |       |        | 34.1%         |       |        |
| 18歳人口推計【2040】               | 25,440        |       |        | 5,732         |       |       | 5,609         |       |       | 12,328        |       |       | 3,865         |       |       | 5,334         |       |       | 8,873         |       |       | 15,183        |       |       | 10,379        |      |       | 10,284        |       |       | 41,712         |       |        | 35,741        |       |        |
| 大学進学者数推計【2040】              | 14,355        |       |        | 2,569         |       |       | 2,336         |       |       | 6,179         |       |       | 1,757         |       |       | 2,247         |       |       | 4,000         |       |       | 9,122         |       |       | 5,281         |      |       | 5,162         |       |       | 24,982         |       |        | 21,691        |       |        |
| 大学進学率推計【2040】               | 56.4%         |       |        | 44.8%         |       |       | 41.7%         |       |       | 50.1%         |       |       | 45.5%         |       |       | 42.1%         |       |       | 45.1%         |       |       | 60.1%         |       |       | 50.9%         |      |       | 50.2%         |       |       | 59.9%          |       |        | 60.7%         |       |        |
| 大学入学者数推計【2040】              | 13,074        |       |        | 1,927         |       |       | 1,446         |       |       | 7,143         |       |       | 1,233         |       |       | 1,677         |       |       | 2,064         |       |       | 4,773         |       |       | 3,008         |      |       | 4,661         |       |       | 21,196         |       |        | 19,934        |       |        |
| (国公私別)【2040】                | 3,936         | 981   | 8,157  | 776           | 311   | 841   | 607           | 269   | 570   | 1,695         | 276   | 5,172 | 585           | 413   | 235   | 1,015         | 89    | 573   | 593           | 362   | 1,109 | 2,729         | 122   | 1,922 | 579           | 0    | 2,429 | 890           | 1,208 | 2,563 | 1,174          | 298   | 19,723 | 1,917         | 131   | 17,887 |
| 入学定員充足率推計【2040】             | 69.5%         |       |        | 57.3%         |       |       | 57.6%         |       |       | 62.1%         |       |       | 59.0%         |       |       | 60.6%         |       |       | 57.7%         |       |       | 73.9%         |       |       | 64.4%         |      |       | 80.6%         |       |       | 73.5%          |       |        | 77.4%         |       |        |
| (国公私別)【2040】                | 70.3%         | 72.9% | 68.8%  | 58.7%         | 60.2% | 55.2% | 59.0%         | 61.1% | 54.9% | 62.3%         | 65.8% | 61.8% | 61.3%         | 62.0% | 50.1% | 61.1%         | 61.3% | 59.8% | 62.7%         | 60.4% | 54.5% | 72.6%         | 71.7% | 75.9% | 63.7%         | -    | 64.6% | 81.0%         | 81.5% | 80.0% | 76.5%          | 75.5% | 73.3%  | 74.0%         | 72.7% | 77.8%  |
| 大学進学者数【2021】－大学進学者数推計【2040】 | -6,684 (-32%) |       |        | -2,406 (-48%) |       |       | -2,124 (-48%) |       |       | -3,803 (-38%) |       |       | -1,588 (-47%) |       |       | -1,850 (-45%) |       |       | -3,215 (-45%) |       |       | -5,675 (-38%) |       |       | -3,782 (-42%) |      |       | -3,809 (-42%) |       |       | -10,074 (-29%) |       |        | -8,671 (-29%) |       |        |
| 大学入学者数【2021】－大学入学者数推計【2040】 | -6,045 (-32%) |       |        | -1,480 (-43%) |       |       | -1,098 (-43%) |       |       | -4,570 (-39%) |       |       | -842 (-41%)   |       |       | -1,115 (-40%) |       |       | -1,387 (-40%) |       |       | -1,924 (-29%) |       |       | -1,815 (-38%) |      |       | -1,322 (-22%) |       |       | -7,651 (-27%)  |       |        | -7,467 (-27%) |       |        |

(参考)

大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者  
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

# 2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）②

|                                 | 東京都            |       |         | 神奈川県           |       |        | 新潟県           |       |       | 富山県           |       |       | 石川県           |       |       | 福井県           |       |       | 山梨県           |       |       | 長野県           |       |       | 岐阜県           |       |       | 静岡県           |       |       | 愛知県            |       |        | 三重県           |       |       |
|---------------------------------|----------------|-------|---------|----------------|-------|--------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|----------------|-------|--------|---------------|-------|-------|
| 3年前の中学校等卒業者【2021】               | 105,013        |       |         | 78,922         |       |        | 19,972        |       |       | 9,769         |       |       | 10,706        |       |       | 7,667         |       |       | 7,849         |       |       | 20,449        |       |       | 20,213        |       |       | 34,976        |       |       | 72,056         |       |        | 17,593        |       |       |
| 高校等卒業者数【2021】                   | 101,997        |       |         | 67,477         |       |        | 18,071        |       |       | 8,898         |       |       | 10,073        |       |       | 7,246         |       |       | 7,874         |       |       | 18,424        |       |       | 17,986        |       |       | 31,948        |       |       | 63,402         |       |        | 15,401        |       |       |
| 大学進学者数【2021】                    | 78,180         |       |         | 44,498         |       |        | 8,698         |       |       | 4,561         |       |       | 5,607         |       |       | 4,104         |       |       | 5,018         |       |       | 9,269         |       |       | 9,760         |       |       | 16,879        |       |       | 38,573         |       |        | 7,864         |       |       |
| 大学進学率【2021】                     | 74.4%          |       |         | 56.4%          |       |        | 43.6%         |       |       | 46.7%         |       |       | 52.4%         |       |       | 53.5%         |       |       | 63.9%         |       |       | 45.3%         |       |       | 48.3%         |       |       | 48.3%         |       |       | 53.5%          |       |        | 44.7%         |       |       |
| 大学進学率(国公私立)【2021】               | 6.6%           | 1.0%  | 66.8%   | 3.7%           | 1.2%  | 51.5%  | 9.5%          | 3.9%  | 30.1% | 13.3%         | 5.5%  | 27.9% | 13.5%         | 5.1%  | 33.7% | 14.4%         | 6.2%  | 32.9% | 9.4%          | 5.6%  | 48.9% | 8.4%          | 4.0%  | 32.9% | 9.0%          | 3.2%  | 36.1% | 8.3%          | 3.9%  | 36.1% | 9.5%           | 3.0%  | 41.0%  | 8.7%          | 2.5%  | 33.5% |
| 短大進学率【2021】                     | 1.9%           |       |         | 2.8%           |       |        | 3.8%          |       |       | 6.4%          |       |       | 5.6%          |       |       | 4.8%          |       |       | 5.3%          |       |       | 6.8%          |       |       | 5.3%          |       |       | 3.4%          |       |       | 3.1%           |       |        | 4.9%          |       |       |
| 専門学校進学率(現役)【2021】               | 11.7%          |       |         | 14.6%          |       |        | 24.4%         |       |       | 15.6%         |       |       | 13.3%         |       |       | 13.8%         |       |       | 17.7%         |       |       | 19.3%         |       |       | 12.3%         |       |       | 15.6%         |       |       | 12.0%          |       |        | 12.7%         |       |       |
| 大学数【2021】                       | 146            |       |         | 32             |       |        | 22            |       |       | 5             |       |       | 14            |       |       | 6             |       |       | 7             |       |       | 11            |       |       | 13            |       |       | 14            |       |       | 52             |       |        | 7             |       |       |
| 大学数(国公私立)【2021】                 | 12             | 2     | 132     | 2              | 2     | 28     | 3             | 4     | 15    | 1             | 1     | 3     | 2             | 4     | 8     | 1             | 2     | 3     | 1             | 2     | 4     | 1             | 4     | 6     | 1             | 3     | 9     | 2             | 4     | 8     | 4              | 3     | 45     | 1             | 1     | 5     |
| 入学定員【2021】                      | 153,377        |       |         | 44,893         |       |        | 6,699         |       |       | 2,575         |       |       | 6,502         |       |       | 2,300         |       |       | 4,169         |       |       | 4,020         |       |       | 4,940         |       |       | 8,090         |       |       | 41,964         |       |        | 3,190         |       |       |
| 入学定員(国公私立)【2021】                | 9,716          | 1,570 | 142,091 | 1,662          | 1,130 | 42,101 | 2,467         | 765   | 3,467 | 1,770         | 495   | 310   | 1,726         | 590   | 4,186 | 855           | 450   | 995   | 825           | 990   | 2,354 | 1,978         | 960   | 1,082 | 1,240         | 200   | 3,500 | 2,145         | 935   | 5,010 | 3,976          | 1,764 | 36,224 | 1,310         | 100   | 1,780 |
| 大学入学者数【2021】                    | 153,519        |       |         | 45,619         |       |        | 6,592         |       |       | 2,588         |       |       | 6,492         |       |       | 2,362         |       |       | 4,245         |       |       | 4,163         |       |       | 4,825         |       |       | 7,970         |       |       | 42,461         |       |        | 3,303         |       |       |
| (国公私立)【2021】                    | 10,055         | 1,592 | 141,872 | 1,697          | 1,174 | 42,748 | 2,547         | 826   | 3,219 | 1,832         | 480   | 276   | 1,764         | 620   | 4,108 | 895           | 485   | 982   | 851           | 1,075 | 2,319 | 2,023         | 1,007 | 1,133 | 1,265         | 220   | 3,340 | 2,166         | 1,051 | 4,753 | 4,092          | 1,830 | 36,539 | 1,335         | 102   | 1,866 |
| 県外から流入【2021】                    | 100,599        |       |         | 28,384         |       |        | 3,132         |       |       | 1,640         |       |       | 3,813         |       |       | 1,083         |       |       | 3,012         |       |       | 2,276         |       |       | 2,679         |       |       | 3,165         |       |       | 14,960         |       |        | 1,554         |       |       |
| 県内から流出【2021】                    | 25,261         |       |         | 27,263         |       |        | 5,238         |       |       | 3,613         |       |       | 2,928         |       |       | 2,825         |       |       | 3,785         |       |       | 7,382         |       |       | 7,614         |       |       | 12,074        |       |       | 11,072         |       |        | 6,115         |       |       |
| 流出入差(流入-流出)【2021】               | 75,339         |       |         | 1,121          |       |        | -2,106        |       |       | -1,973        |       |       | 885           |       |       | -1,742        |       |       | -773          |       |       | -5,106        |       |       | -4,935        |       |       | -8,909        |       |       | 3,888          |       |        | -4,561        |       |       |
| 自県進学率【2021】                     | 67.7%          |       |         | 38.7%          |       |        | 39.8%         |       |       | 20.8%         |       |       | 47.8%         |       |       | 31.2%         |       |       | 24.6%         |       |       | 20.4%         |       |       | 22.0%         |       |       | 28.5%         |       |       | 71.3%          |       |        | 22.2%         |       |       |
| 18歳人口推計【2040】                   | 92,106         |       |         | 52,183         |       |        | 11,136        |       |       | 5,640         |       |       | 6,596         |       |       | 4,651         |       |       | 4,521         |       |       | 11,393        |       |       | 10,969        |       |       | 19,553        |       |       | 49,082         |       |        | 10,378        |       |       |
| 大学進学者数推計【2040】                  | 73,463         |       |         | 31,958         |       |        | 5,388         |       |       | 3,020         |       |       | 3,892         |       |       | 2,775         |       |       | 3,245         |       |       | 6,043         |       |       | 6,097         |       |       | 9,611         |       |       | 28,216         |       |        | 5,033         |       |       |
| 大学進学率推計【2040】                   | 79.8%          |       |         | 61.2%          |       |        | 48.4%         |       |       | 53.5%         |       |       | 59.0%         |       |       | 59.7%         |       |       | 71.8%         |       |       | 53.0%         |       |       | 55.6%         |       |       | 49.2%         |       |       | 57.5%          |       |        | 48.5%         |       |       |
| 大学入学者数推計【2040】                  | 120,199        |       |         | 34,340         |       |        | 4,129         |       |       | 1,749         |       |       | 4,410         |       |       | 1,622         |       |       | 2,989         |       |       | 2,799         |       |       | 3,268         |       |       | 5,028         |       |       | 30,028         |       |        | 2,253         |       |       |
| (国公私立)【2040】                    | 7,873          | 1,246 | 111,080 | 1,277          | 884   | 32,179 | 1,595         | 517   | 2,016 | 1,238         | 324   | 186   | 1,198         | 421   | 2,790 | 615           | 333   | 675   | 599           | 757   | 1,633 | 1,360         | 677   | 762   | 857           | 149   | 2,262 | 1,366         | 663   | 2,998 | 2,894          | 1,294 | 25,840 | 911           | 70    | 1,273 |
| 入学定員充足率推計【2040】                 | 78.4%          |       |         | 76.5%          |       |        | 61.6%         |       |       | 67.9%         |       |       | 67.8%         |       |       | 70.5%         |       |       | 71.7%         |       |       | 69.6%         |       |       | 66.2%         |       |       | 62.1%         |       |       | 71.6%          |       |        | 70.6%         |       |       |
| (国公私立)【2040】                    | 81.0%          | 79.4% | 78.2%   | 76.9%          | 78.2% | 76.4%  | 64.7%         | 67.6% | 58.2% | 69.9%         | 65.5% | 60.2% | 69.4%         | 71.4% | 66.7% | 71.9%         | 74.0% | 67.8% | 72.6%         | 76.5% | 69.4% | 68.8%         | 70.5% | 70.4% | 69.1%         | 74.5% | 64.6% | 63.7%         | 70.9% | 59.8% | 72.8%          | 73.4% | 71.3%  | 69.5%         | 69.6% | 71.5% |
| 大学進学者数【2021】－<br>大学進学者数推計【2040】 | -4,717 (-6%)   |       |         | -12,540 (-28%) |       |        | -3,310 (-38%) |       |       | -1,541 (-34%) |       |       | -1,715 (-31%) |       |       | -1,329 (-32%) |       |       | -1,773 (-35%) |       |       | -3,226 (-35%) |       |       | -3,663 (-38%) |       |       | -7,268 (-43%) |       |       | -10,357 (-27%) |       |        | -2,831 (-36%) |       |       |
| 大学入学者数【2021】－<br>大学入学者数推計【2040】 | -33,320 (-22%) |       |         | -11,279 (-25%) |       |        | -2,463 (-37%) |       |       | -839 (-32%)   |       |       | -2,082 (-32%) |       |       | -740 (-31%)   |       |       | -1,256 (-30%) |       |       | -1,364 (-33%) |       |       | -1,557 (-32%) |       |       | -2,942 (-37%) |       |       | -12,433 (-29%) |       |        | -1,050 (-32%) |       |       |

(参考)

大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者  
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

# 2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）③

|                             | 滋賀県    |       |       | 京都府    |       |        | 大阪府     |       |        | 兵庫県    |       |        | 奈良県     |       |       | 和歌山県   |       |       | 鳥取県    |       |       | 島根県    |       |       | 岡山県    |       |       | 広島県    |       |       | 山口県    |       |       | 徳島県    |      |       |
|-----------------------------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|---------|-------|--------|--------|-------|--------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|------|-------|
| 3年前の中学校等卒業者【2021】           | 14,496 |       |       | 23,373 |       |        | 80,416  |       |        | 51,942 |       |        | 13,100  |       |       | 8,934  |       |       | 5,256  |       |       | 6,291  |       |       | 18,350 |       |       | 26,294 |       |       | 12,367 |       |       | 6,666  |      |       |
| 高校等卒業者数【2021】               | 12,836 |       |       | 22,526 |       |        | 71,803  |       |        | 45,157 |       |        | 11,585  |       |       | 8,163  |       |       | 4,820  |       |       | 6,014  |       |       | 17,342 |       |       | 22,985 |       |       | 10,855 |       |       | 6,054  |      |       |
| 大学進学者数【2021】                | 7,185  |       |       | 15,965 |       |        | 47,469  |       |        | 29,769 |       |        | 7,877   |       |       | 4,366  |       |       | 2,177  |       |       | 2,748  |       |       | 9,328  |       |       | 14,387 |       |       | 4,706  |       |       | 3,246  |      |       |
| 大学進学率【2021】                 | 49.6%  |       |       | 68.3%  |       |        | 59.0%   |       |        | 57.3%  |       |        | 60.1%   |       |       | 48.9%  |       |       | 41.4%  |       |       | 43.7%  |       |       | 50.8%  |       |       | 54.7%  |       |       | 38.1%  |       |       | 48.7%  |      |       |
| 大学進学率（国公私別）【2021】           | 6.7%   | 3.3%  | 39.6% | 8.6%   | 4.2%  | 55.5%  | 5.9%    | 3.0%  | 50.2%  | 8.8%   | 4.2%  | 44.4%  | 10.4%   | 3.9%  | 45.9% | 9.3%   | 3.9%  | 35.7% | 14.0%  | 5.0%  | 22.4% | 12.4%  | 7.0%  | 24.4% | 12.6%  | 4.1%  | 34.1% | 11.3%  | 5.2%  | 38.2% | 9.9%   | 4.8%  | 23.3% | 15.8%  | 3.4% | 29.5% |
| 短大進学率【2021】                 | 4.7%   |       |       | 4.1%   |       |        | 4.5%    |       |        | 3.6%   |       |        | 4.2%    |       |       | 3.9%   |       |       | 7.1%   |       |       | 5.0%   |       |       | 3.9%   |       |       | 2.9%   |       |       | 4.4%   |       |       | 3.9%   |      |       |
| 専門学校進学率（現役）【2021】           | 15.1%  |       |       | 13.0%  |       |        | 13.6%   |       |        | 12.0%  |       |        | 11.1%   |       |       | 16.4%  |       |       | 17.8%  |       |       | 19.9%  |       |       | 17.1%  |       |       | 10.6%  |       |       | 14.0%  |       |       | 14.7%  |      |       |
| 大学数【2021】                   | 9      |       |       | 34     |       |        | 56      |       |        | 36     |       |        | 11      |       |       | 5      |       |       | 3      |       |       | 2      |       |       | 18     |       |       | 21     |       |       | 10     |       |       | 4      |      |       |
| 大学数（国公私別）【2021】             | 2      | 1     | 6     | 3      | 4     | 27     | 2       | 2     | 52     | 2      | 4     | 30     | 3       | 2     | 6     | 1      | 1     | 3     | 1      | 1     | 1     | 1      | 1     | 0     | 1      | 2     | 15    | 1      | 5     | 15    | 1      | 3     | 6     | 2      | 0    | 2     |
| 入学定員【2021】                  | 7,548  |       |       | 35,123 |       |        | 54,721  |       |        | 27,777 |       |        | 4,858   |       |       | 2,035  |       |       | 1,519  |       |       | 1,617  |       |       | 9,905  |       |       | 13,399 |       |       | 4,211  |       |       | 2,893  |      |       |
| 入学定員（国公私別）【2021】            | 945    | 600   | 6,003 | 3,706  | 1,046 | 30,371 | 4,155   | 2,863 | 47,703 | 2,690  | 1,902 | 23,185 | 730     | 348   | 3,780 | 890    | 280   | 865   | 1,139  | 300   | 80    | 1,157  | 460   | 0     | 2,195  | 550   | 7,160 | 2,336  | 1,570 | 9,493 | 1,917  | 1,084 | 1,210 | 1,388  | 0    | 1,505 |
| 大学入学者数【2021】                | 7,661  |       |       | 35,049 |       |        | 56,375  |       |        | 27,050 |       |        | 4,777   |       |       | 2,038  |       |       | 1,554  |       |       | 1,682  |       |       | 9,068  |       |       | 13,328 |       |       | 4,306  |       |       | 2,638  |      |       |
| （国公私別）【2021】                | 957    | 625   | 6,079 | 3,820  | 1,082 | 30,147 | 4,278   | 2,943 | 49,154 | 2,767  | 1,897 | 22,386 | 770     | 348   | 3,659 | 939    | 281   | 818   | 1,161  | 315   | 78    | 1,206  | 476   | 0     | 2,257  | 577   | 6,234 | 2,407  | 1,677 | 9,244 | 1,965  | 1,113 | 1,228 | 1,422  | 0    | 1,216 |
| 県外から流入【2021】                | 6,052  |       |       | 26,717 |       |        | 28,439  |       |        | 13,866 |       |        | 3,648   |       |       | 1,261  |       |       | 1,223  |       |       | 1,203  |       |       | 5,111  |       |       | 5,662  |       |       | 3,090  |       |       | 1,455  |      |       |
| 県内から流出【2021】                | 5,576  |       |       | 7,633  |       |        | 19,533  |       |        | 16,585 |       |        | 6,748   |       |       | 3,589  |       |       | 1,846  |       |       | 2,269  |       |       | 5,371  |       |       | 6,721  |       |       | 3,490  |       |       | 2,063  |      |       |
| 流出入差（流入－流出）【2021】           | 476    |       |       | 19,084 |       |        | 8,906   |       |        | -2,719 |       |        | -3,100  |       |       | -2,328 |       |       | -623   |       |       | -1,066 |       |       | -260   |       |       | -1,059 |       |       | -400   |       |       | -608   |      |       |
| 自県進学率【2021】                 | 22.4%  |       |       | 52.2%  |       |        | 58.9%   |       |        | 44.3%  |       |        | 14.3%   |       |       | 17.8%  |       |       | 15.2%  |       |       | 17.4%  |       |       | 42.4%  |       |       | 53.3%  |       |       | 25.8%  |       |       | 36.4%  |      |       |
| 18歳人口推計【2040】               | 9,494  |       |       | 14,655 |       |        | 51,865  |       |        | 32,315 |       |        | 7,294   |       |       | 4,953  |       |       | 3,259  |       |       | 3,996  |       |       | 11,892 |       |       | 16,686 |       |       | 7,063  |       |       | 3,829  |      |       |
| 大学進学者数推計【2040】              | 5,525  |       |       | 10,958 |       |        | 35,359  |       |        | 20,517 |       |        | 4,963   |       |       | 2,836  |       |       | 1,558  |       |       | 1,847  |       |       | 6,880  |       |       | 9,126  |       |       | 2,688  |       |       | 2,109  |      |       |
| 大学進学率推計【2040】               | 58.2%  |       |       | 74.8%  |       |        | 68.2%   |       |        | 63.5%  |       |        | 68.0%   |       |       | 57.3%  |       |       | 47.8%  |       |       | 46.2%  |       |       | 57.9%  |       |       | 54.7%  |       |       | 38.1%  |       |       | 55.1%  |      |       |
| 大学入学者数推計【2040】              | 5,540  |       |       | 25,048 |       |        | 40,716  |       |        | 19,283 |       |        | 3,337   |       |       | 1,414  |       |       | 1,087  |       |       | 1,156  |       |       | 6,444  |       |       | 8,743  |       |       | 2,980  |       |       | 1,791  |      |       |
| （国公私別）【2040】                | 692    | 452   | 4,396 | 2,730  | 773   | 21,544 | 3,090   | 2,126 | 35,501 | 1,973  | 1,352 | 15,958 | 538     | 243   | 2,556 | 651    | 195   | 567   | 812    | 220   | 55    | 829    | 327   | 0     | 1,604  | 410   | 4,430 | 1,579  | 1,100 | 6,064 | 1,360  | 770   | 850   | 966    | 0    | 826   |
| 入学定員充足率推計【2040】             | 73.4%  |       |       | 71.3%  |       |        | 74.4%   |       |        | 69.4%  |       |        | 68.7%   |       |       | 69.5%  |       |       | 71.6%  |       |       | 71.5%  |       |       | 65.1%  |       |       | 65.3%  |       |       | 70.8%  |       |       | 61.9%  |      |       |
| （国公私別）【2040】                | 73.2%  | 75.3% | 73.2% | 73.7%  | 73.9% | 70.9%  | 74.4%   | 74.2% | 74.4%  | 73.3%  | 71.1% | 68.8%  | 73.7%   | 69.8% | 67.6% | 73.2%  | 69.6% | 65.6% | 71.3%  | 73.4% | 68.2% | 71.7%  | 71.1% | -     | 73.1%  | 74.6% | 61.9% | 67.6%  | 70.1% | 63.9% | 70.9%  | 71.0% | 70.2% | 69.6%  | -    | 54.9% |
| 大学進学者数【2021】－大学進学者数推計【2040】 | -1,660 |       |       | (-23%) |       |        | -5,007  |       |        | (-31%) |       |        | -12,110 |       |       | (-26%) |       |       | -9,252 |       |       | (-31%) |       |       | -2,914 |       |       | (-37%) |       |       | -1,530 |       |       | (-35%) |      |       |
| 大学入学者数【2021】－大学入学者数推計【2040】 | -2,121 |       |       | (-28%) |       |        | -10,001 |       |        | (-29%) |       |        | -15,659 |       |       | (-28%) |       |       | -7,767 |       |       | (-29%) |       |       | -1,440 |       |       | (-30%) |       |       | -624   |       |       | (-31%) |      |       |
|                             | -467   |       |       | (-30%) |       |        | -526    |       |        | (-31%) |       |        | -2,624  |       |       | (-29%) |       |       | -4,585 |       |       | (-34%) |       |       | -1,326 |       |       | (-31%) |       |       | -847   |       |       | (-32%) |      |       |

（参考）

大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者  
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者



# 2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）④

|                             | 香川県           |       |       | 愛媛県           |       |       | 高知県           |       |       | 福岡県           |       |        | 佐賀県           |      |       | 長崎県           |       |       | 熊本県           |       |       | 大分県           |       |       | 宮崎県           |       |       | 鹿児島県          |      |       | 沖縄県         |       |       | その他    |
|-----------------------------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|--------|---------------|------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|------|-------|-------------|-------|-------|--------|
| 3年前の中学校等卒業者【2021】           | 9,430         |       |       | 12,621        |       |       | 6,257         |       |       | 46,942        |       |        | 8,501         |      |       | 12,831        |       |       | 16,868        |       |       | 10,370        |       |       | 10,621        |       |       | 15,810        |      |       | 16,515      |       |       | 17,919 |
| 高校等卒業者数【2021】               | 8,593         |       |       | 11,445        |       |       | 5,891         |       |       | 41,516        |       |        | 7,697         |      |       | 11,857        |       |       | 15,073        |       |       | 9,745         |       |       | 9,842         |       |       | 14,227        |      |       | 14,424      |       |       |        |
| 大学進学者数【2021】                | 4,840         |       |       | 6,144         |       |       | 2,845         |       |       | 22,333        |       |        | 3,455         |      |       | 5,434         |       |       | 7,075         |       |       | 4,091         |       |       | 4,180         |       |       | 6,126         |      |       | 7,002       |       |       |        |
| 大学進学率【2021】                 | 51.3%         |       |       | 48.7%         |       |       | 45.5%         |       |       | 47.6%         |       |        | 40.6%         |      |       | 42.4%         |       |       | 41.9%         |       |       | 39.5%         |       |       | 39.4%         |       |       | 38.7%         |      |       | 42.4%       |       |       |        |
| 大学進学率(国公私立)【2021】           | 13.3%         | 3.7%  | 34.3% | 14.7%         | 4.1%  | 29.9% | 9.8%          | 6.2%  | 29.5% | 9.2%          | 3.0%  | 35.4%  | 12.2%         | 2.1% | 26.4% | 14.1%         | 5.3%  | 23.0% | 10.0%         | 3.4%  | 28.6% | 13.3%         | 4.1%  | 22.0% | 12.6%         | 4.1%  | 22.6% | 11.8%         | 2.4% | 24.5% | 9.5%        | 3.4%  | 29.5% |        |
| 短大進学率【2021】                 | 4.7%          |       |       | 4.5%          |       |       | 4.3%          |       |       | 4.3%          |       |        | 4.2%          |      |       | 3.8%          |       |       | 3.2%          |       |       | 7.1%          |       |       | 4.7%          |       |       | 7.1%          |      |       | 3.5%        |       |       |        |
| 専門学校進学率(現役)【2021】           | 15.6%         |       |       | 16.9%         |       |       | 15.9%         |       |       | 15.9%         |       |        | 16.3%         |      |       | 15.4%         |       |       | 17.9%         |       |       | 19.8%         |       |       | 16.0%         |       |       | 19.4%         |      |       | 23.8%       |       |       |        |
| 大学数【2021】                   | 4             |       |       | 5             |       |       | 5             |       |       | 35            |       |        | 2             |      |       | 8             |       |       | 9             |       |       | 5             |       |       | 7             |       |       | 6             |      |       | 8           |       |       |        |
| 大学数(国公私立)【2021】             | 1             | 1     | 2     | 1             | 1     | 3     | 1             | 2     | 2     | 3             | 4     | 28     | 1             | 0    | 1     | 1             | 1     | 6     | 1             | 1     | 7     | 1             | 1     | 3     | 1             | 2     | 4     | 2             | 0    | 4     | 1           | 3     | 4     |        |
| 入学定員【2021】                  | 2,189         |       |       | 3,860         |       |       | 2,215         |       |       | 25,761        |       |        | 1,818         |      |       | 3,986         |       |       | 5,712         |       |       | 3,520         |       |       | 2,335         |       |       | 3,683         |      |       | 3,972       |       |       |        |
| 入学定員(国公私立)【2021】            | 1,239         | 90    | 860   | 1,770         | 100   | 1,990 | 1,075         | 860   | 280   | 4,110         | 1,999 | 19,652 | 1,278         | 0    | 540   | 1,641         | 730   | 1,615 | 1,667         | 480   | 3,565 | 1,070         | 80    | 2,370 | 1,035         | 300   | 1,000 | 2,053         | 0    | 1,630 | 1,547       | 640   | 1,785 |        |
| 大学入学者数【2021】                | 2,092         |       |       | 3,875         |       |       | 2,212         |       |       | 25,963        |       |        | 1,817         |      |       | 3,914         |       |       | 5,643         |       |       | 3,029         |       |       | 2,174         |       |       | 3,652         |      |       | 4,153       |       |       |        |
| (国公私立)【2021】                | 1,275         | 90    | 727   | 1,818         | 100   | 1,957 | 1,110         | 906   | 196   | 4,214         | 2,097 | 19,652 | 1,315         | 0    | 502   | 1,657         | 752   | 1,505 | 1,706         | 505   | 3,432 | 1,086         | 81    | 1,862 | 1,064         | 312   | 798   | 2,100         | 0    | 1,552 | 1,567       | 664   | 1,922 |        |
| 県外から流入【2021】                | 1,260         |       |       | 1,840         |       |       | 1,459         |       |       | 11,422        |       |        | 1,244         |      |       | 1,942         |       |       | 2,357         |       |       | 1,947         |       |       | 1,096         |       |       | 1,601         |      |       | 937         |       |       |        |
| 県内から流出【2021】                | 4,008         |       |       | 4,109         |       |       | 2,092         |       |       | 7,792         |       |        | 2,882         |      |       | 3,462         |       |       | 3,789         |       |       | 3,009         |       |       | 3,102         |       |       | 4,075         |      |       | 3,786       |       |       |        |
| 流出入差(流入-流出)【2021】           | -2,748        |       |       | -2,269        |       |       | -633          |       |       | 3,630         |       |        | -1,638        |      |       | -1,520        |       |       | -1,432        |       |       | -1,062        |       |       | -2,006        |       |       | -2,474        |      |       | -2,849      |       |       |        |
| 自県進学率【2021】                 | 17.2%         |       |       | 33.1%         |       |       | 26.5%         |       |       | 65.1%         |       |        | 16.6%         |      |       | 36.3%         |       |       | 46.4%         |       |       | 26.4%         |       |       | 25.8%         |       |       | 33.5%         |      |       | 45.9%       |       |       |        |
| 18歳人口推計【2040】               | 5,640         |       |       | 7,171         |       |       | 3,528         |       |       | 34,719        |       |        | 5,622         |      |       | 7,814         |       |       | 11,584        |       |       | 6,503         |       |       | 6,901         |       |       | 10,500        |      |       | 13,082      |       |       |        |
| 大学進学者数推計【2040】              | 3,237         |       |       | 3,841         |       |       | 1,794         |       |       | 16,896        |       |        | 2,413         |      |       | 3,845         |       |       | 4,951         |       |       | 2,775         |       |       | 2,812         |       |       | 4,289         |      |       | 6,155       |       |       | 19,245 |
| 大学進学率推計【2040】               | 57.4%         |       |       | 53.6%         |       |       | 50.9%         |       |       | 48.7%         |       |        | 42.9%         |      |       | 49.2%         |       |       | 42.7%         |       |       | 42.7%         |       |       | 40.7%         |       |       | 40.8%         |      |       | 47.0%       |       |       |        |
| 大学入学者数推計【2040】              | 1,428         |       |       | 2,527         |       |       | 1,481         |       |       | 19,102        |       |        | 1,311         |      |       | 2,826         |       |       | 4,008         |       |       | 2,233         |       |       | 1,510         |       |       | 2,634         |      |       | 3,493       |       |       |        |
| (国公私立)【2040】                | 870           | 61    | 496   | 1,185         | 65    | 1,276 | 743           | 606   | 131   | 3,100         | 1,543 | 14,458 | 949           | 0    | 362   | 1,196         | 543   | 1,086 | 1,212         | 359   | 2,437 | 801           | 60    | 1,373 | 739           | 217   | 554   | 1,515         | 0    | 1,119 | 1,318       | 559   | 1,617 |        |
| 入学定員充足率推計【2040】             | 65.2%         |       |       | 65.5%         |       |       | 66.8%         |       |       | 74.1%         |       |        | 72.1%         |      |       | 70.9%         |       |       | 70.2%         |       |       | 63.4%         |       |       | 64.7%         |       |       | 71.5%         |      |       | 88.0%       |       |       |        |
| (国公私立)【2040】                | 70.3%         | 68.3% | 57.7% | 67.0%         | 65.2% | 64.1% | 69.1%         | 70.5% | 46.9% | 75.4%         | 77.2% | 73.6%  | 74.3%         | -    | 67.1% | 72.9%         | 74.4% | 67.3% | 72.7%         | 74.7% | 68.4% | 74.8%         | 74.6% | 57.9% | 71.4%         | 72.2% | 55.4% | 73.8%         | -    | 68.7% | 85.2%       | 87.3% | 90.6% |        |
| 大学進学者数【2021】－大学進学者数推計【2040】 | -1,603 (-33%) |       |       | -2,303 (-37%) |       |       | -1,051 (-37%) |       |       | -5,437 (-24%) |       |        | -1,042 (-30%) |      |       | -1,589 (-29%) |       |       | -2,124 (-30%) |       |       | -1,316 (-32%) |       |       | -1,368 (-33%) |       |       | -1,837 (-30%) |      |       | -847 (-12%) |       |       |        |
| 大学入学者数【2021】－大学入学者数推計【2040】 | -664 (-32%)   |       |       | -1,348 (-35%) |       |       | -731 (-33%)   |       |       | -6,861 (-26%) |       |        | -506 (-28%)   |      |       | -1,088 (-28%) |       |       | -1,635 (-29%) |       |       | -796 (-26%)   |       |       | -664 (-31%)   |       |       | -1,018 (-28%) |      |       | -660 (-16%) |       |       |        |

(参考)

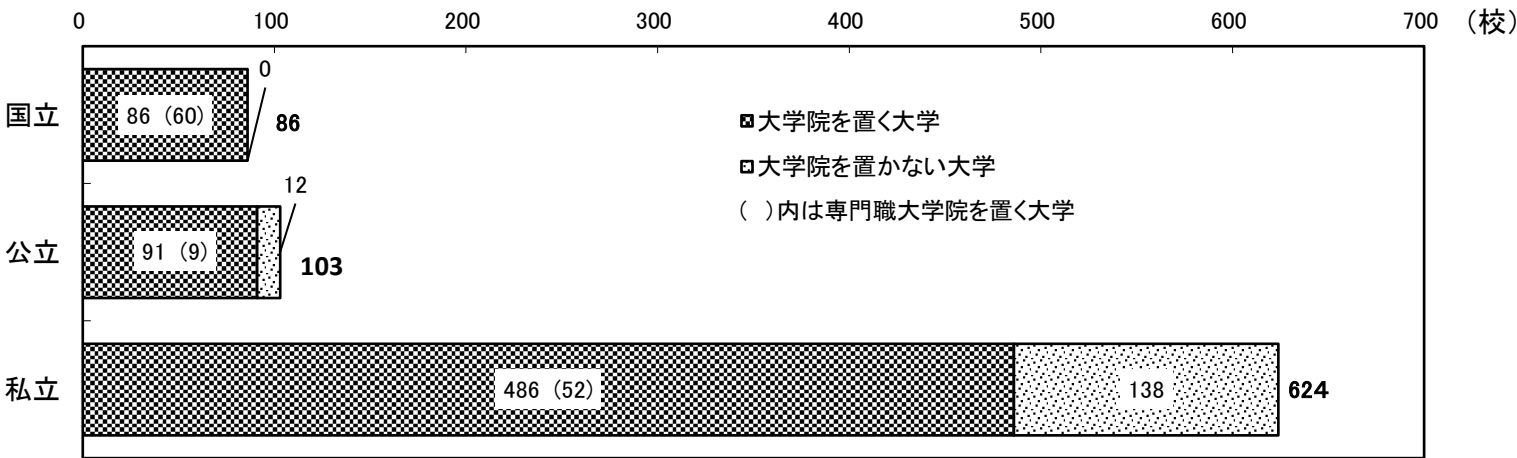
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者  
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

# 大学院を置く大学数および研究科数

国立：100%，公立：88%，私立：78%の大学が大学院を置いている。

## 大学院を置く大学数

(令和6年5月1日現在)



国立：100%  
公立：88%  
私立：78%

出典：令和6年度学校基本統計

## 研究科数

(令和6年5月1日現在)

| 区分 | 研究科数              |                    |         |
|----|-------------------|--------------------|---------|
|    | 修士課程<br>(修士、博士前期) | 博士課程<br>(博士後期、一貫制) | 専門職学位課程 |
| 国立 | 370               | 367                | 86      |
| 公立 | 193               | 174                | 10      |
| 私立 | 1,189             | 840                | 72      |
| 計  | 1,752             | 1,381              | 168     |

※学生が在籍している研究科の数

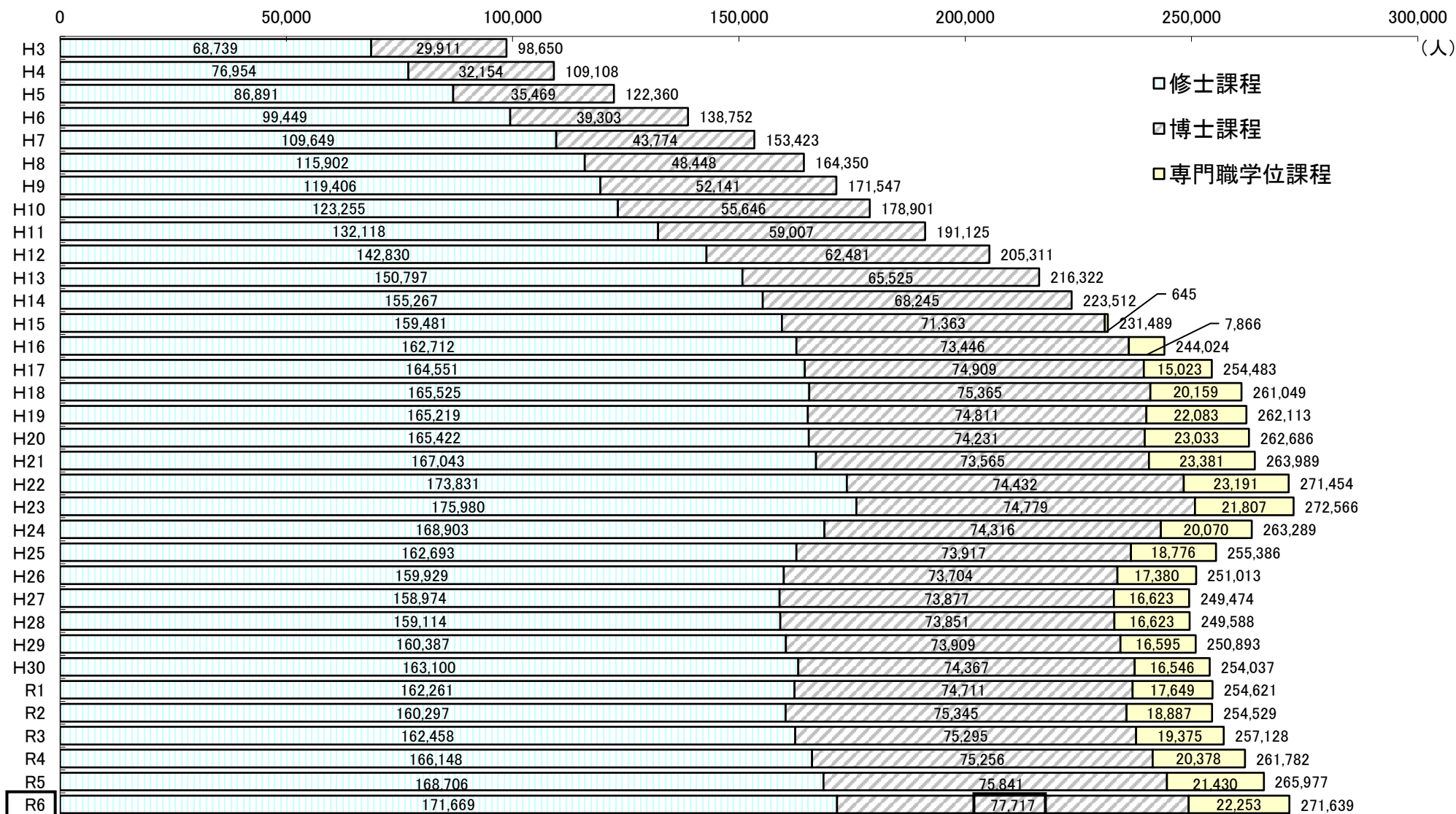
出典：令和6年度学校基本統計



# 大学院在学者数の推移

博士課程の在学者数は、令和6年度に最大となった。

(各年度5月1日現在)



※ 在学者数

修士課程: 修士課程、博士前期課程、5年一貫制博士課程(1、2年次)

博士課程: 博士後期課程、医歯学・薬学、獣医学の4年制博士課程、5年一貫制博士課程(3～5年次)

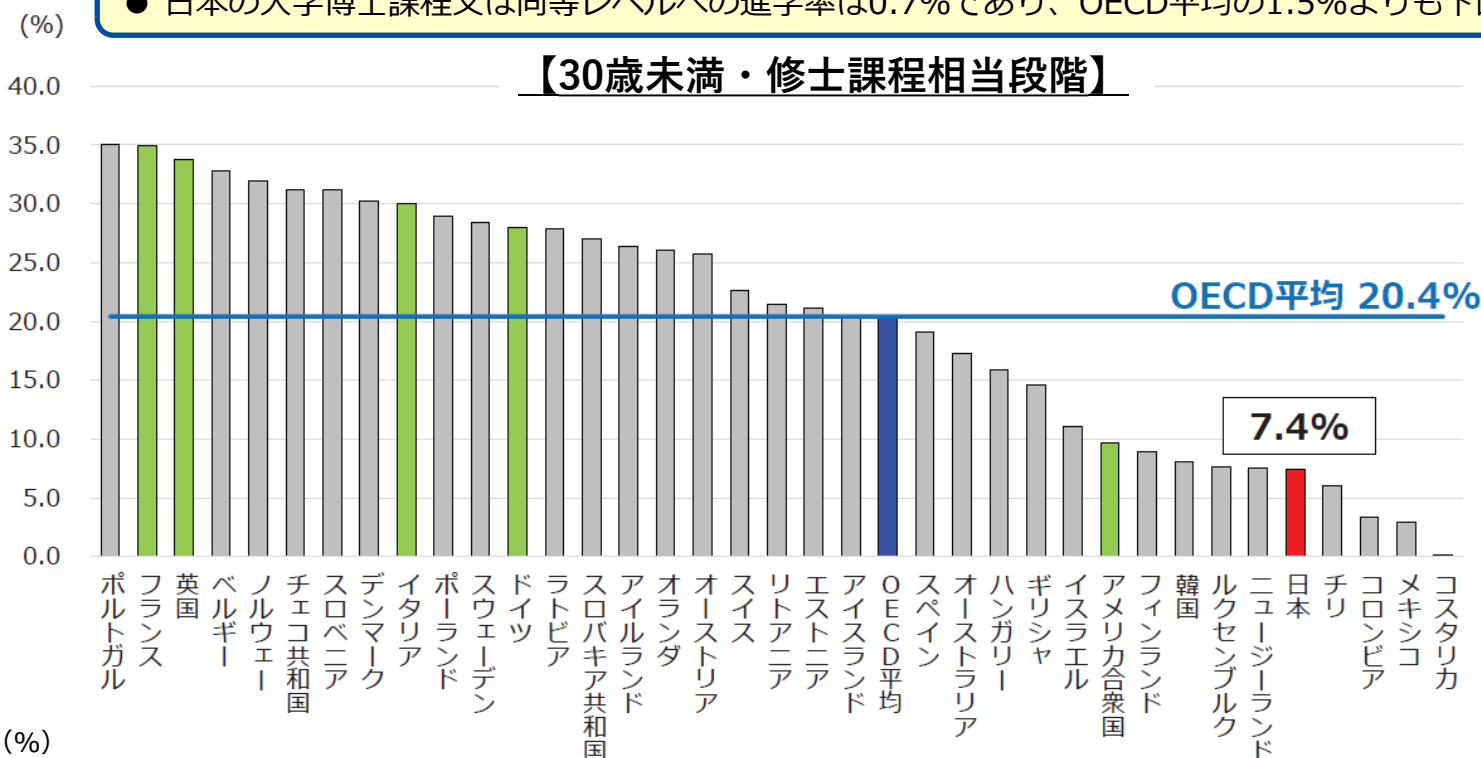
通信教育を行う課程を除く

出典: 学校基本統計

# 高等教育段階における進学率の国際比較

- 日本の大学修士課程又は同等レベルへの進学率は7.4%であり、OECD平均の20.4%の約3割ほどしか満たない。
- 日本の大学博士課程又は同等レベルへの進学率は0.7%であり、OECD平均の1.5%よりも下回っている。

【30歳未満・修士課程相当段階】



(2021年)

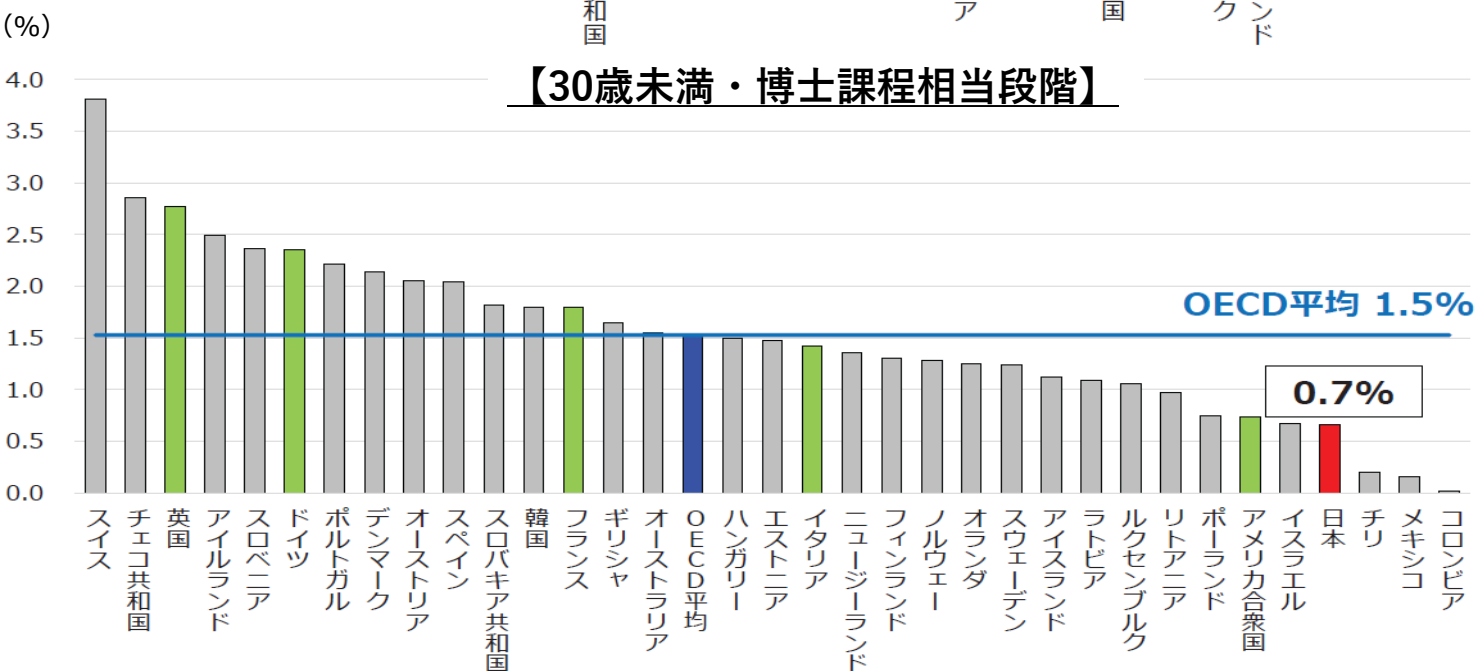
※OECD加盟38カ国のうち、カナダ、トルコを除く。

※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における高等教育段階の新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。  
留学生含む。

※参照年度は2020年度(令和2年度)。

【30歳未満・博士課程相当段階】



(2021年)

※OECD加盟38カ国のうち、ベルギー、カナダ、コスタリカ、トルコを除く。

※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における当該高等教育段階の新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。  
留学生含む。

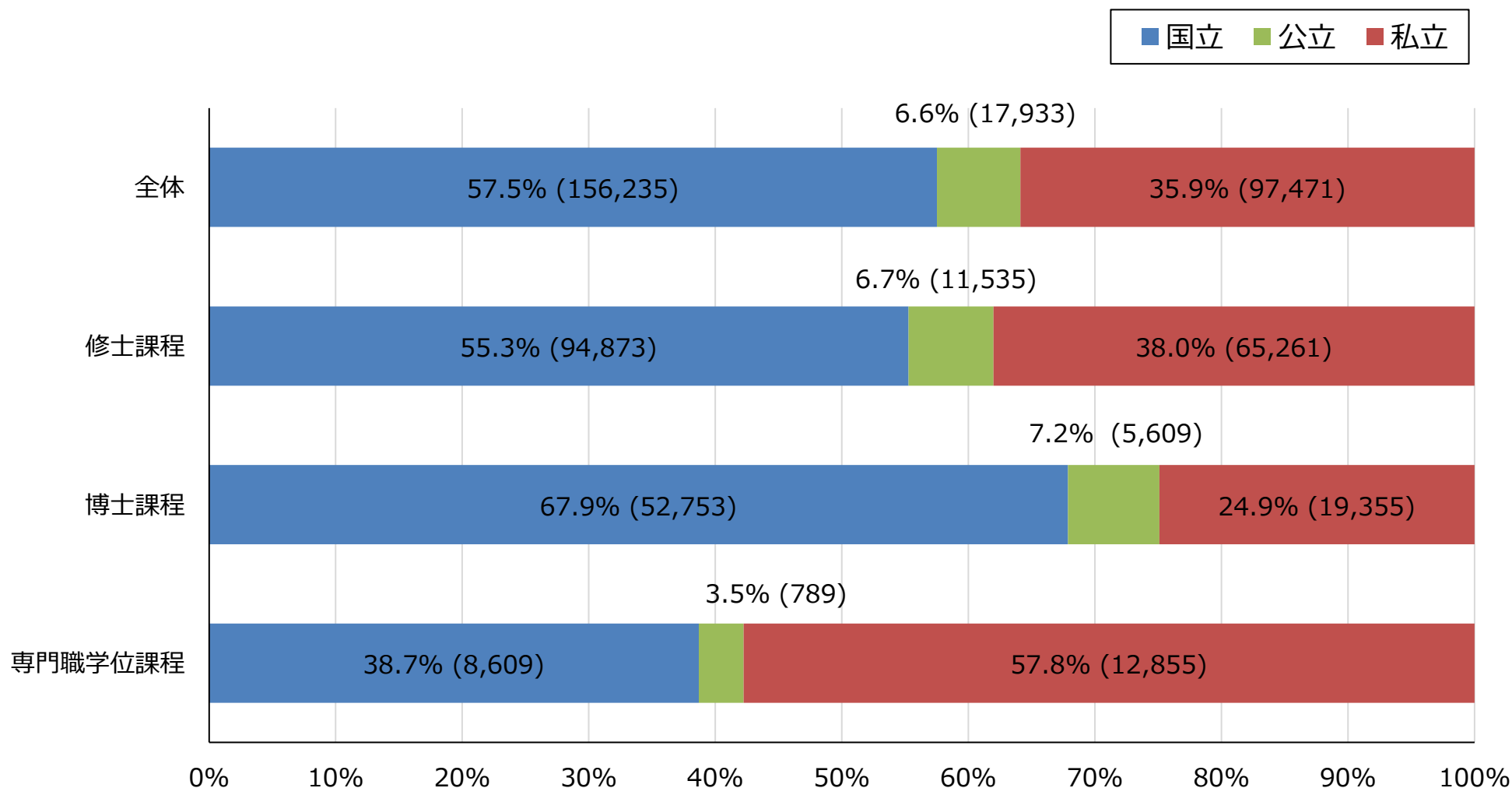
※参照年度は2020年度(令和2年度)。

出典: OECD statistics

## 課程別・設置者別在学者比較(在学者数)

我が国の大学院在籍者の6割は国立大学に在籍。博士課程においては国立の割合が約7割である一方、専門職学位課程においては私立の在籍者比率が一番高い。

(令和6年5月1日現在)

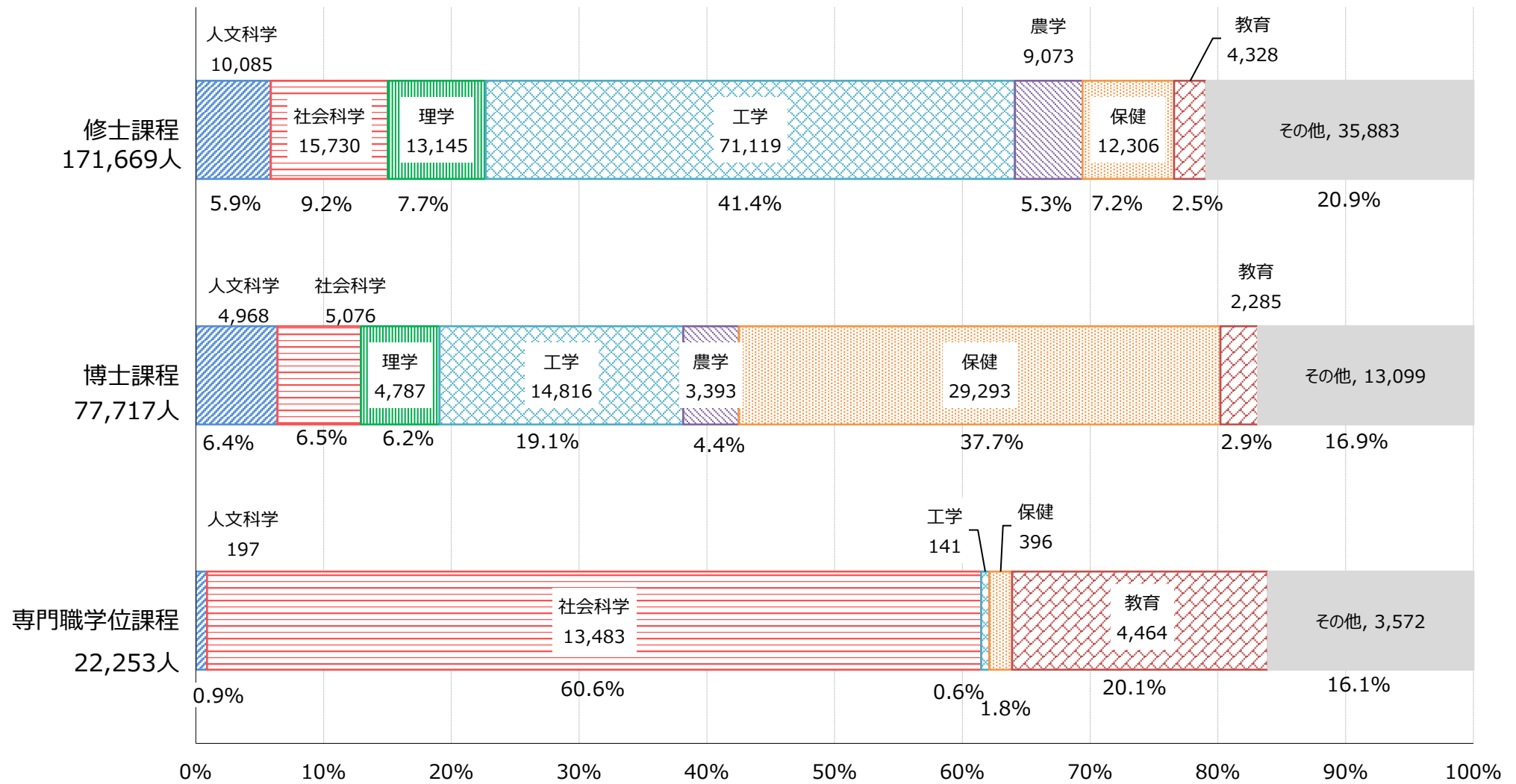


出典: 令和6年度学校基本統計

# 学問分野別の大学院学生数

修士在籍者の場合は「工学」分野、博士在籍者の場合は「保健」分野が全体の約4割、専門職学位在籍者の場合は「社会科学」分野が全体の6割以上を占めている。

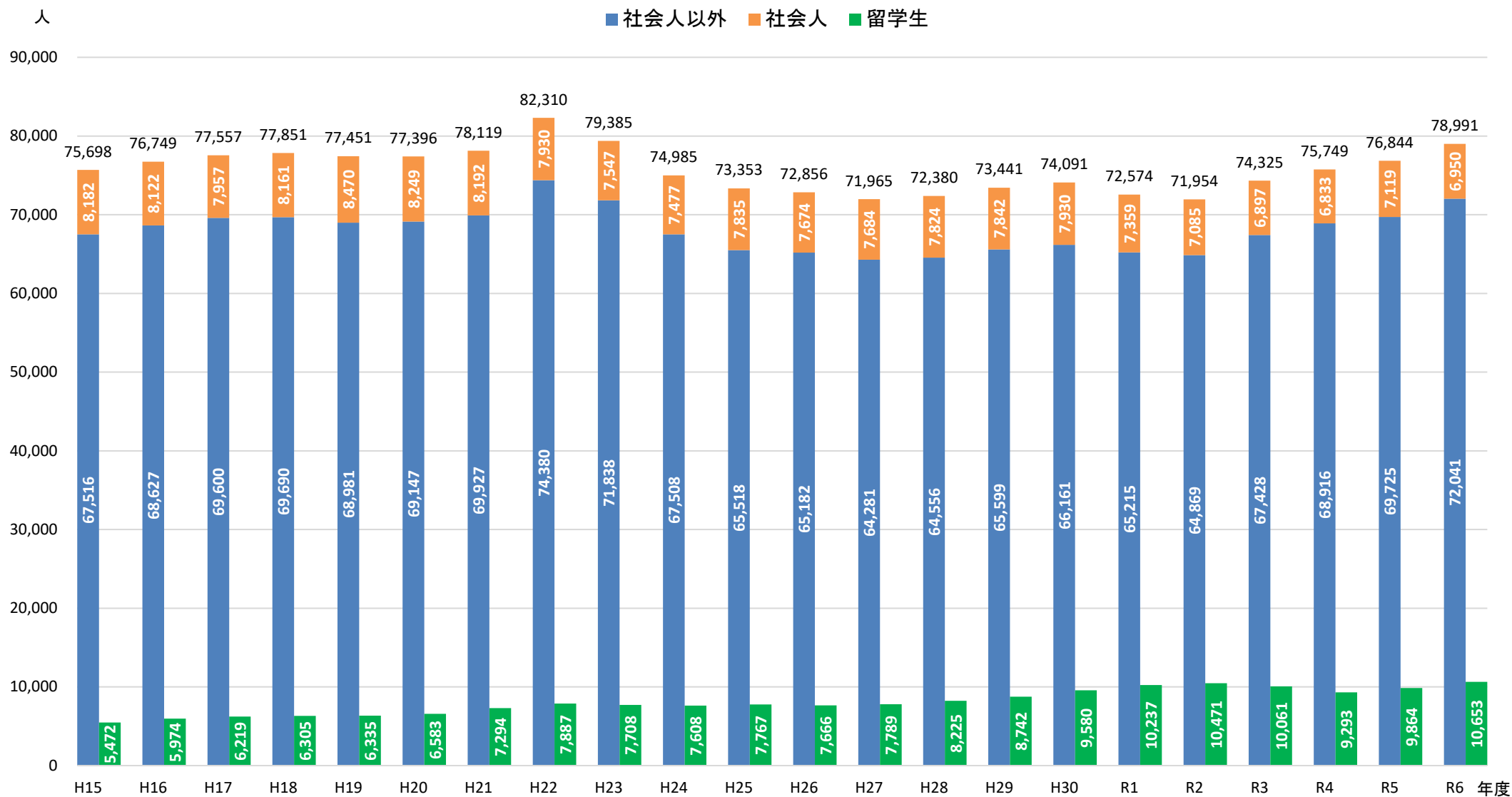
(令和6年5月1日現在)



出典: 令和6年度学校基本統計

# 修士課程入学者の推移

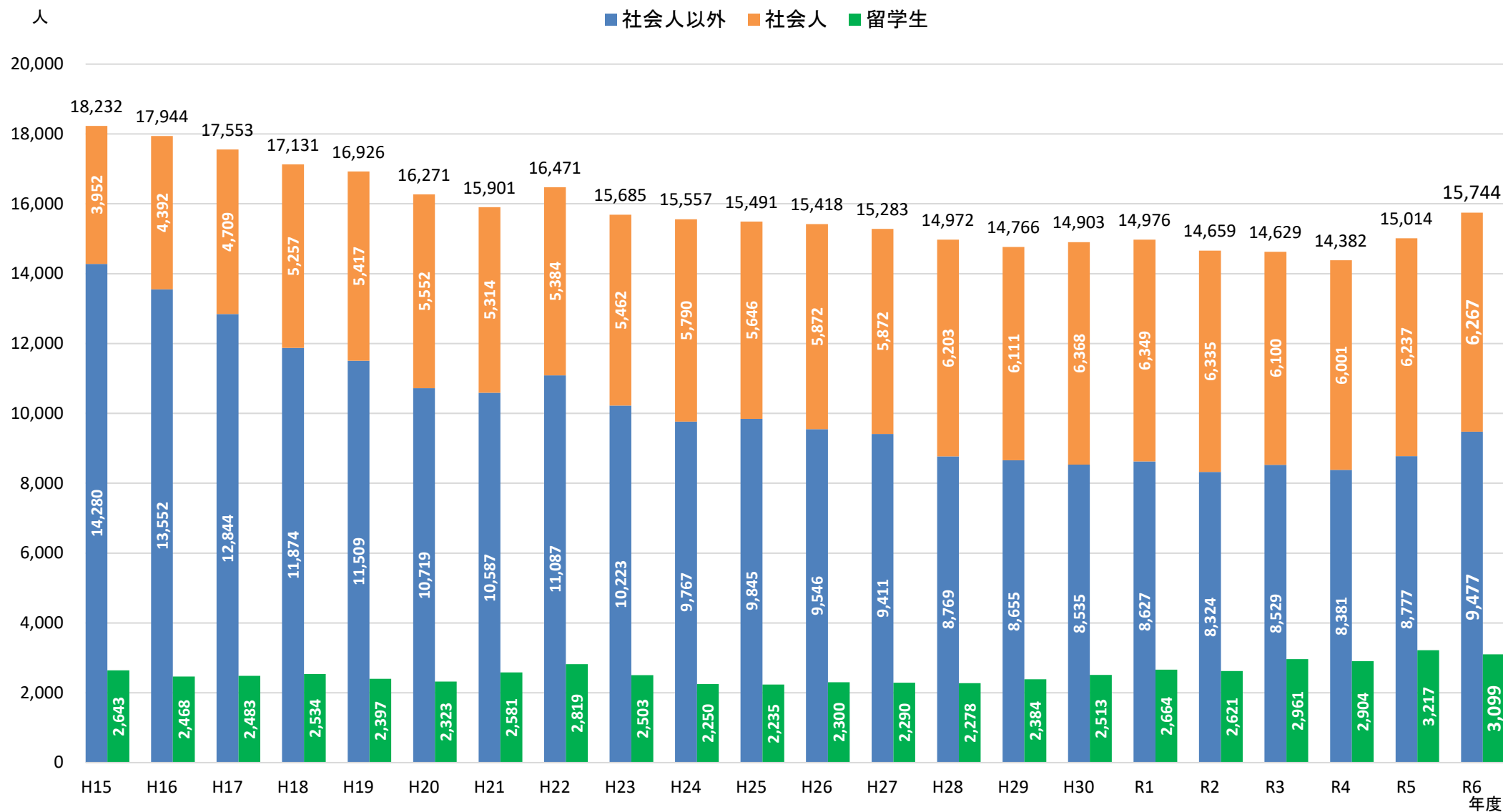
修士課程入学者は平成22年度をピークとして減少したが、近年は若干の回復傾向がみられる。  
社会人以外の入学者数は令和2年度より増加傾向、社会人学生は平成30年度をピークに減少傾向。



出典：学校基本統計

# 博士課程入学者の推移

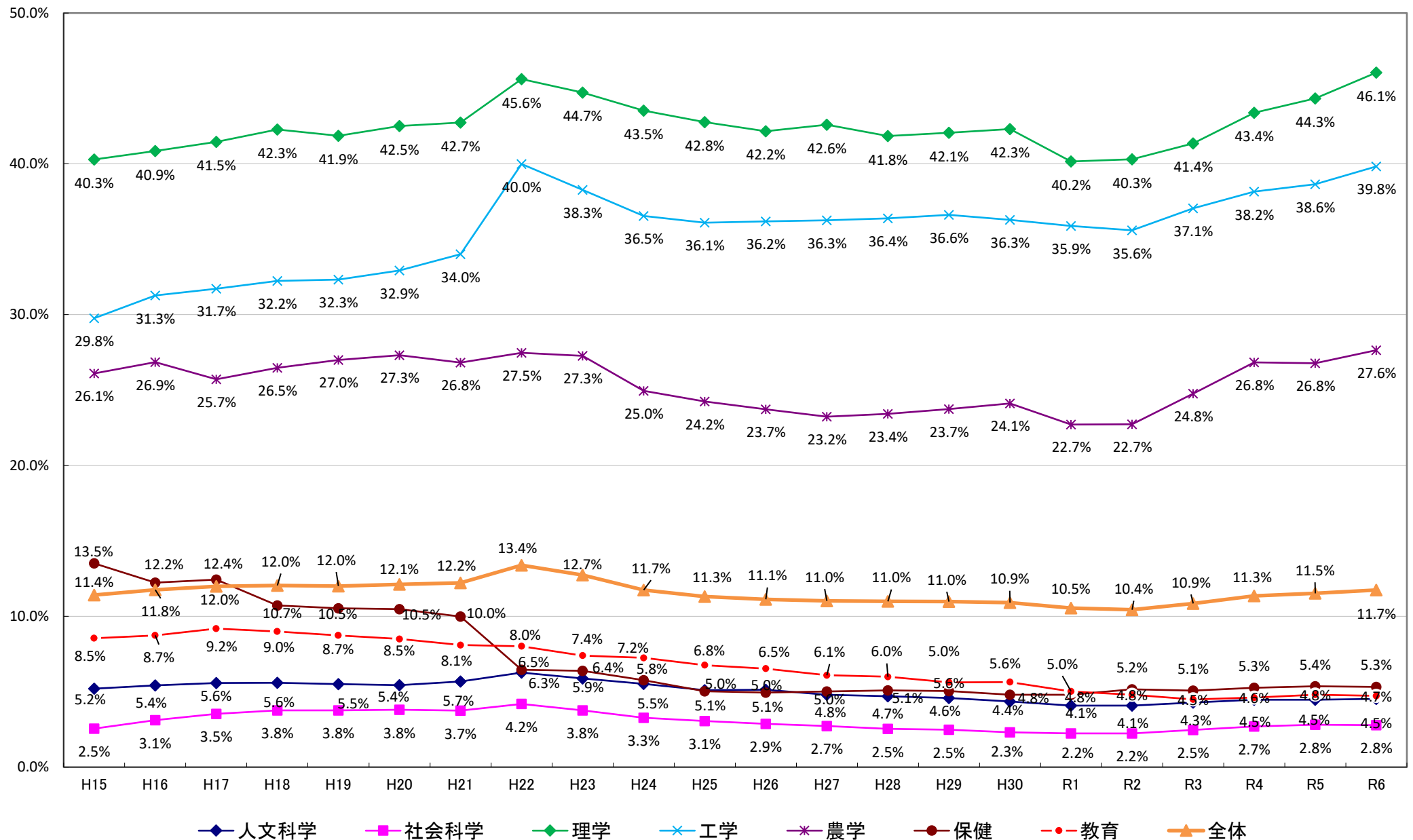
博士課程入学者のうち、社会人以外の入学者数は、平成15年度の約1.4万人をピークに大幅に減少し、令和6年度には最大時から約40%の減少。



出典：学校基本統計

# 分野別学士課程修了者の進学率の推移

学士課程修了者の進学率は、全分野では横ばいだが、理学・工学・農学系は増加傾向。



※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しかつ就職した者を含む。

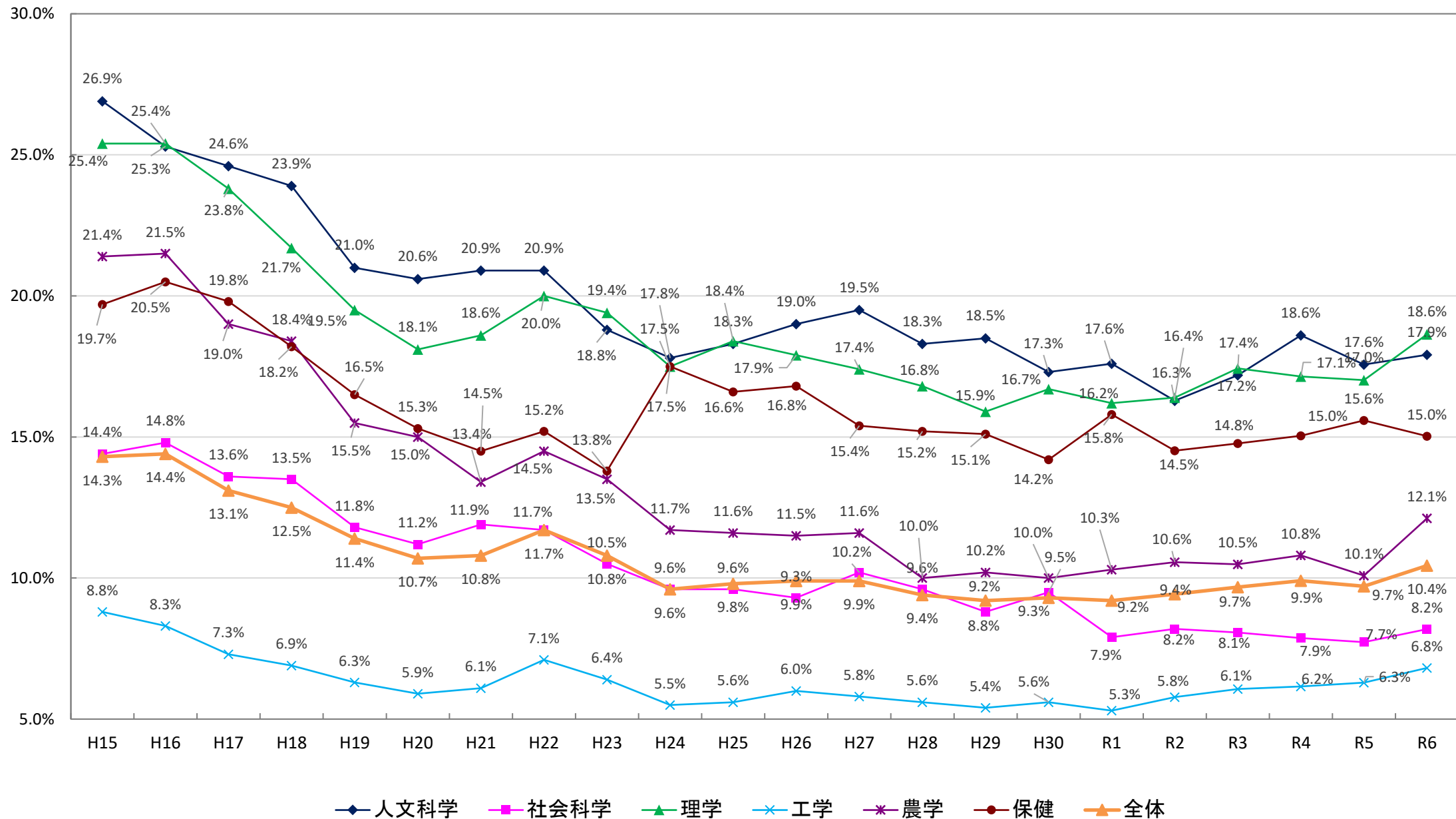
※「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略

出典：学校基本統計



# 分野別修士課程修了者の進学率の推移

修士課程修了者の博士課程等への進学率は、各分野を通じて減少傾向であったが、近年は横ばい。



※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しかつ就職した者を含む。

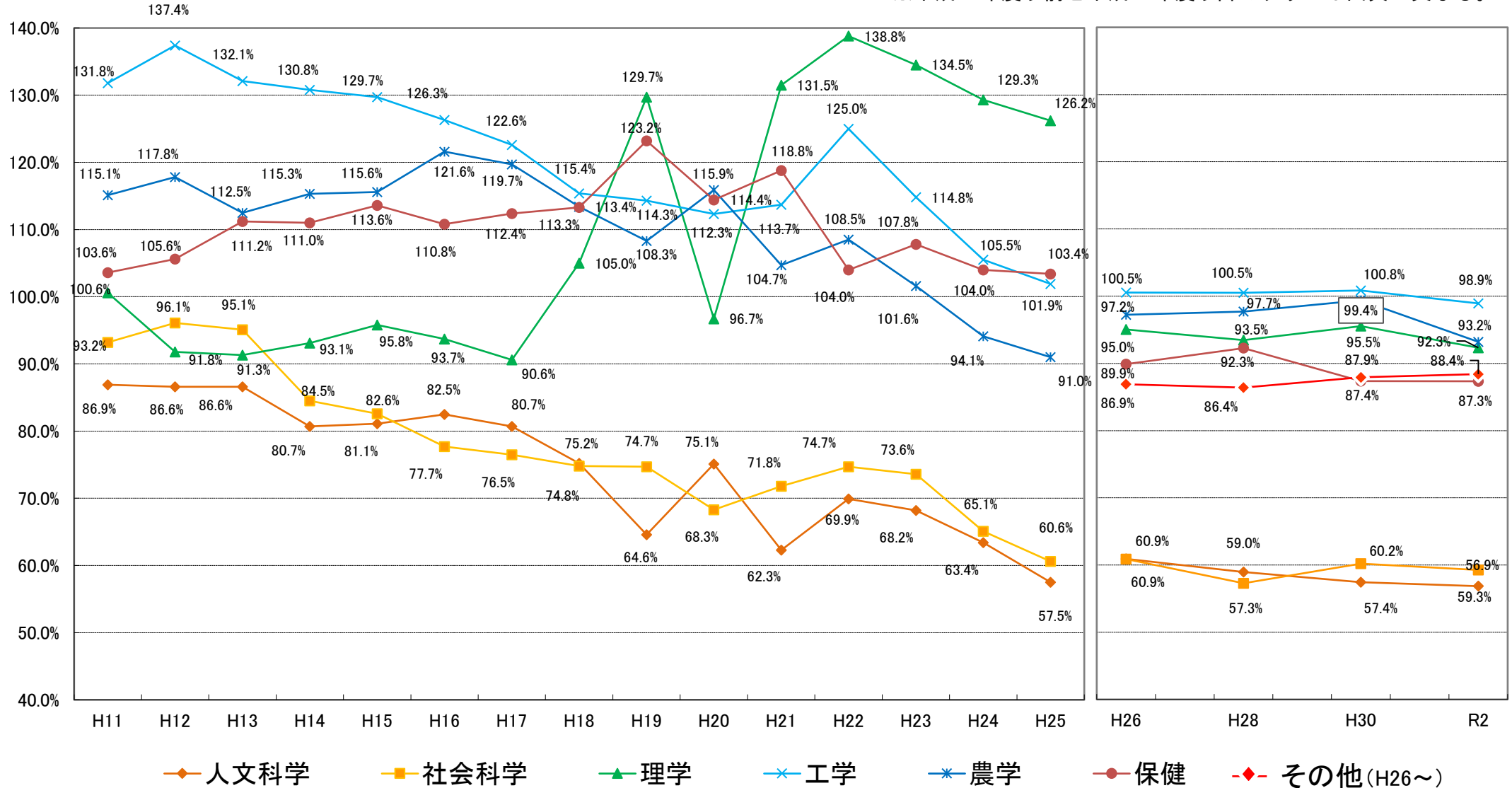
※「教育」「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的小さいことから省略

出典：学校基本統計

# 分野別修士課程入学者充足率の推移

「人文・社会」分野修士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は6割前後で推移。

※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。



出典：（平成25年まで）学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成

（平成26年）「大学院における「第2次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成28年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的の大学改革推進委託事業＞

（平成28年）「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成30年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的の大学改革推進委託事業＞

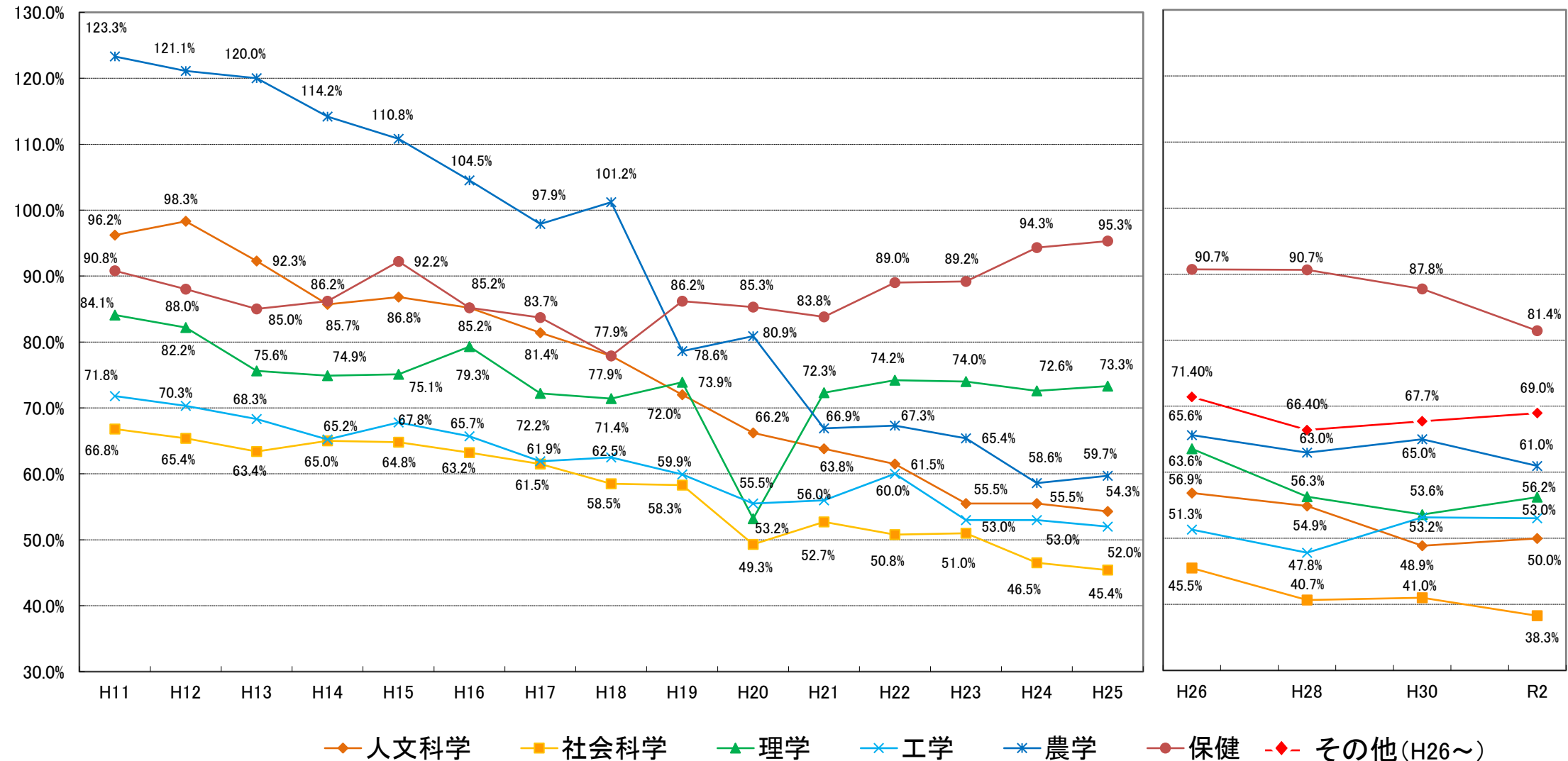
（平成30年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和2年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的の大学改革推進委託事業＞

（令和2年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和4年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的の大学改革推進委託事業＞

# 分野別博士課程入学者充足率の推移

博士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は全体的に低下傾向。

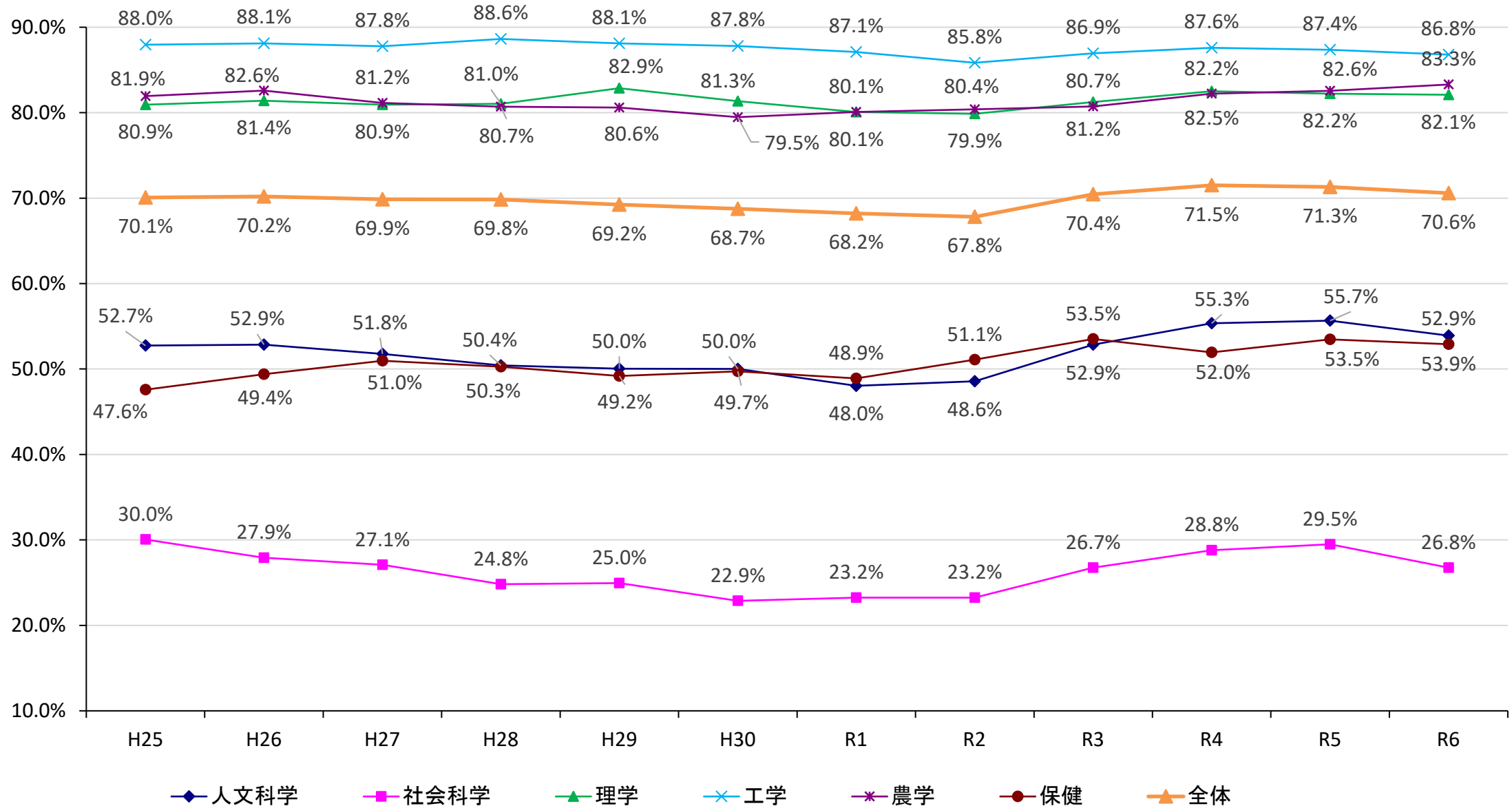
※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。



出典：（平成25年まで）学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成  
 （平成26年）「大学院における「第2次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成28年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的・大学改革推進委託事業＞  
 （平成28年）「大学院における「第3次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成30年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的・大学改革推進委託事業＞  
 （平成30年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和2年3月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的・大学改革推進委託事業＞  
 （令和2年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和4年2月 株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的・大学改革推進委託事業＞

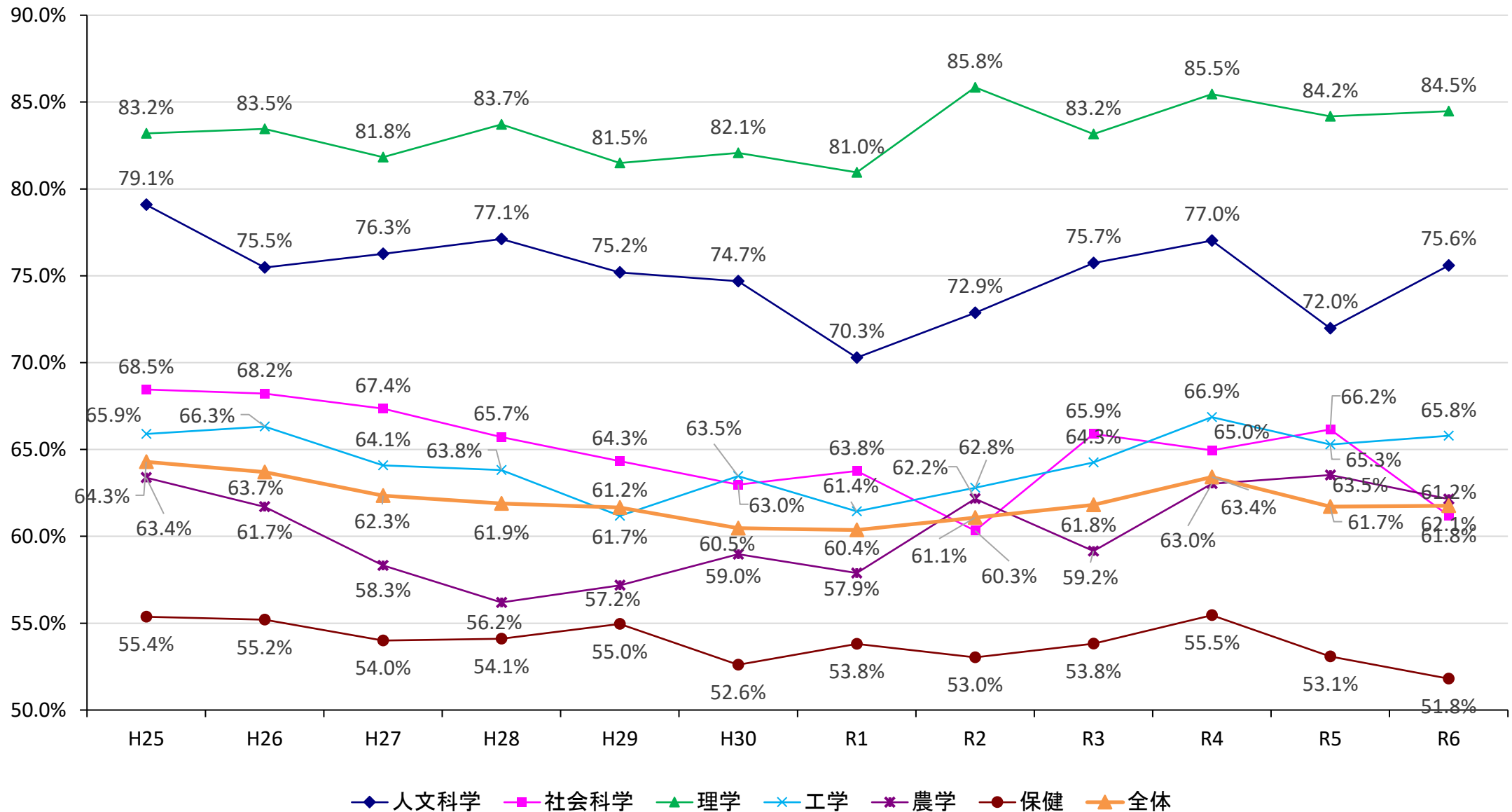
# 入学者数に占める自大学出身者割合(修士)

理学、工学、農学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、8～9割で推移している。  
社会科学系の自大学出身者割合は低く、2～3割程度で推移している。



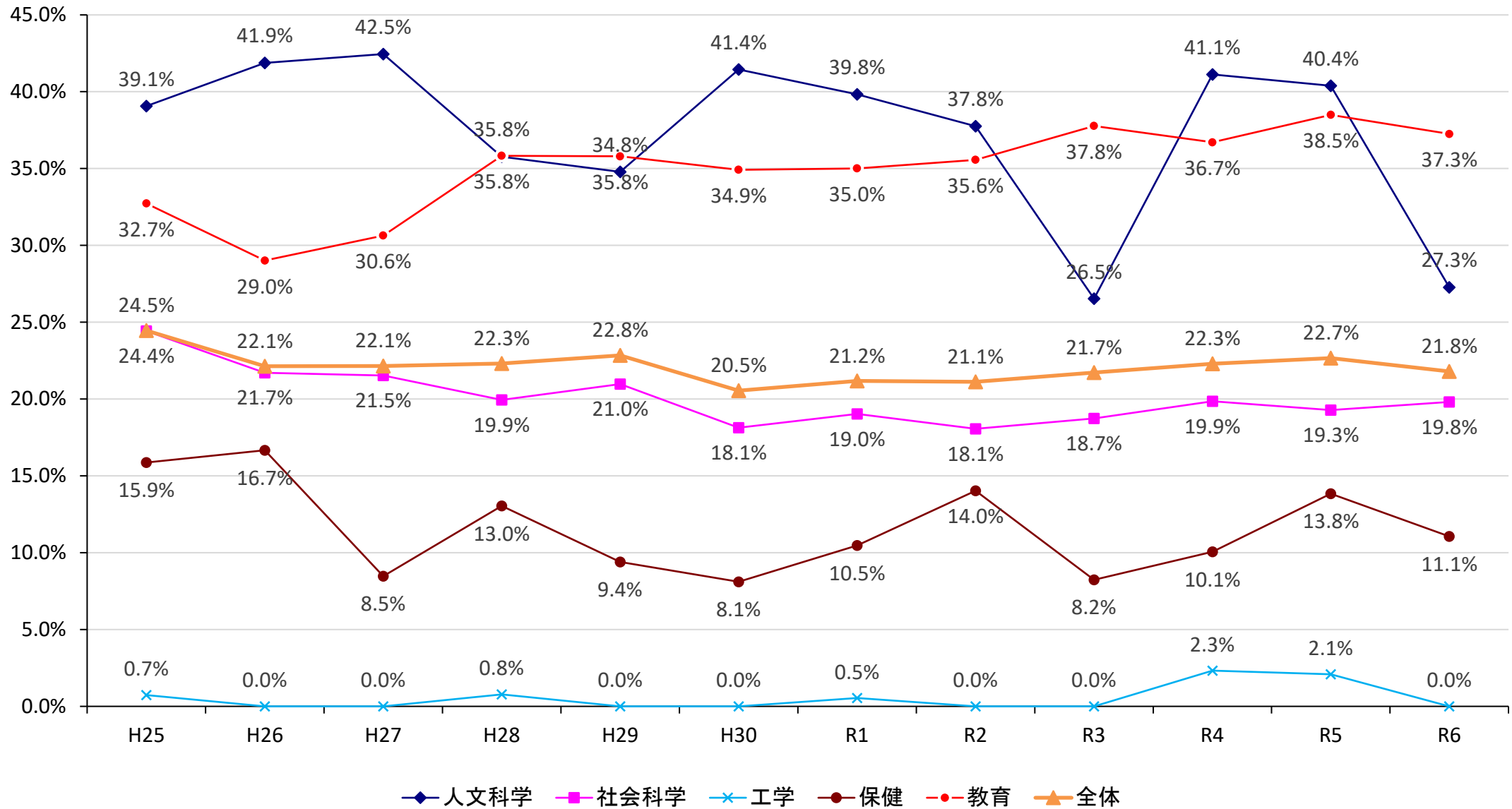
# 入学者数に占める自大学出身者割合(博士)

理学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、8割以上で推移している。



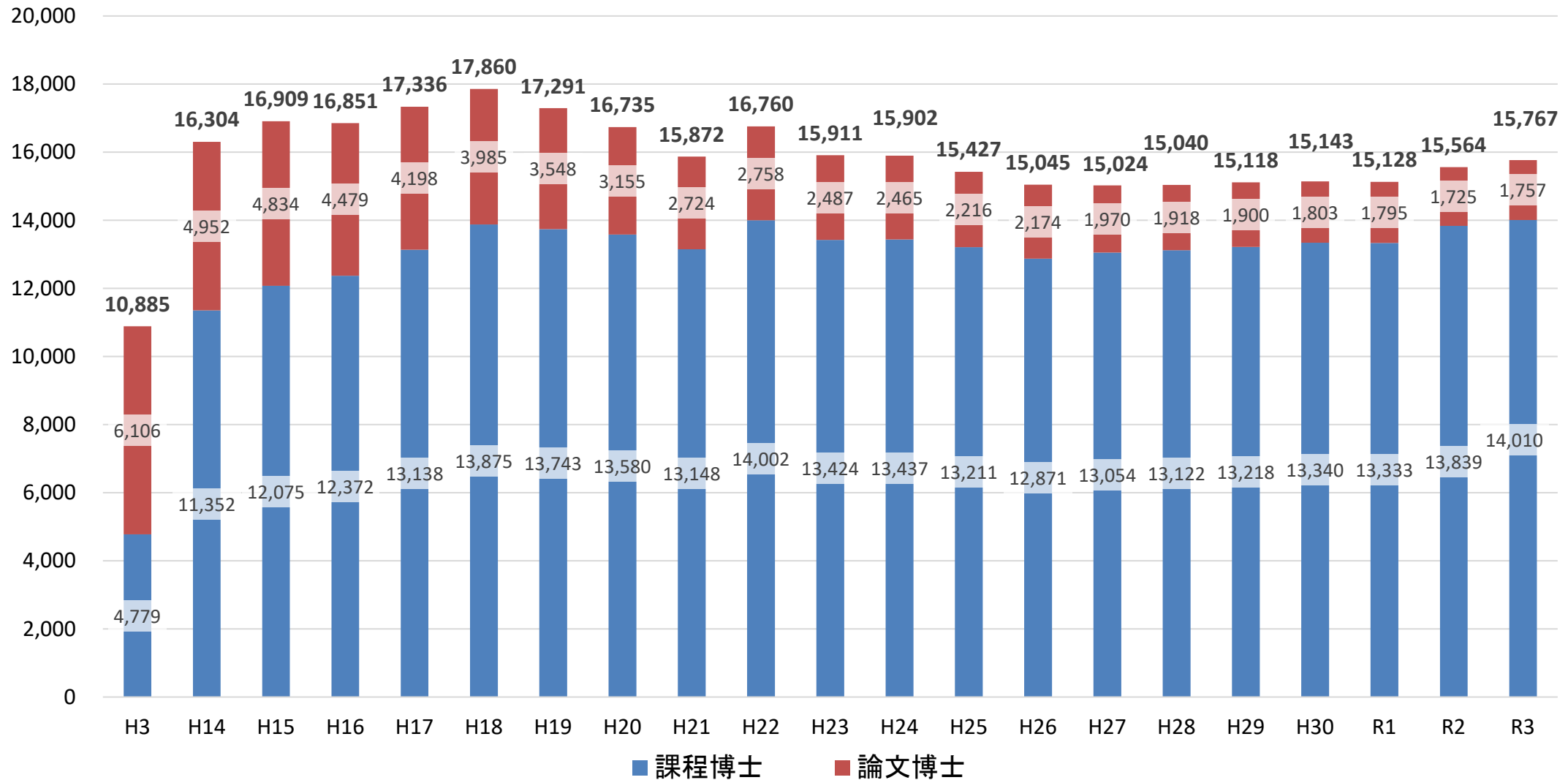
# 入学者数に占める自大学出身者割合(専門職学位)

人文科学、教育系の自大学出身者割合が相対的に高く、「工学」分野の自大学出身者の割合は非常に低い。



# 博士の学位授与者数の推移

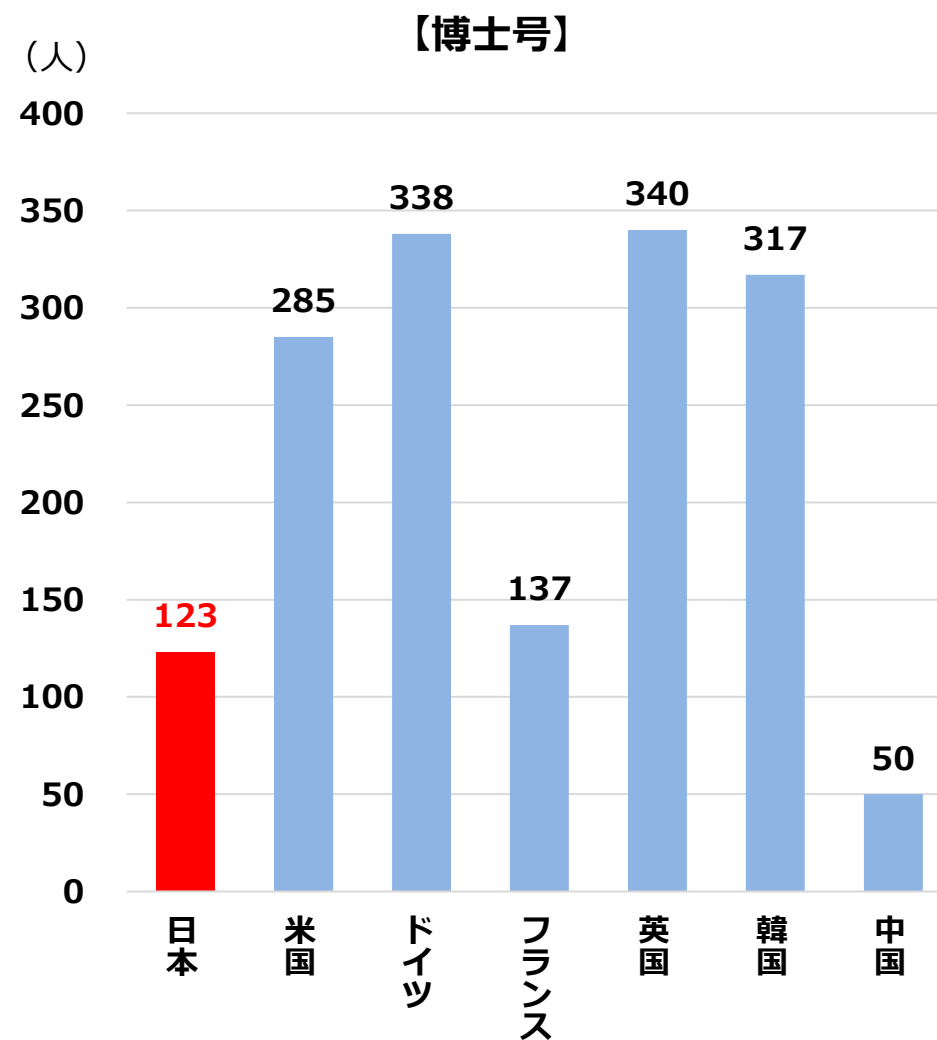
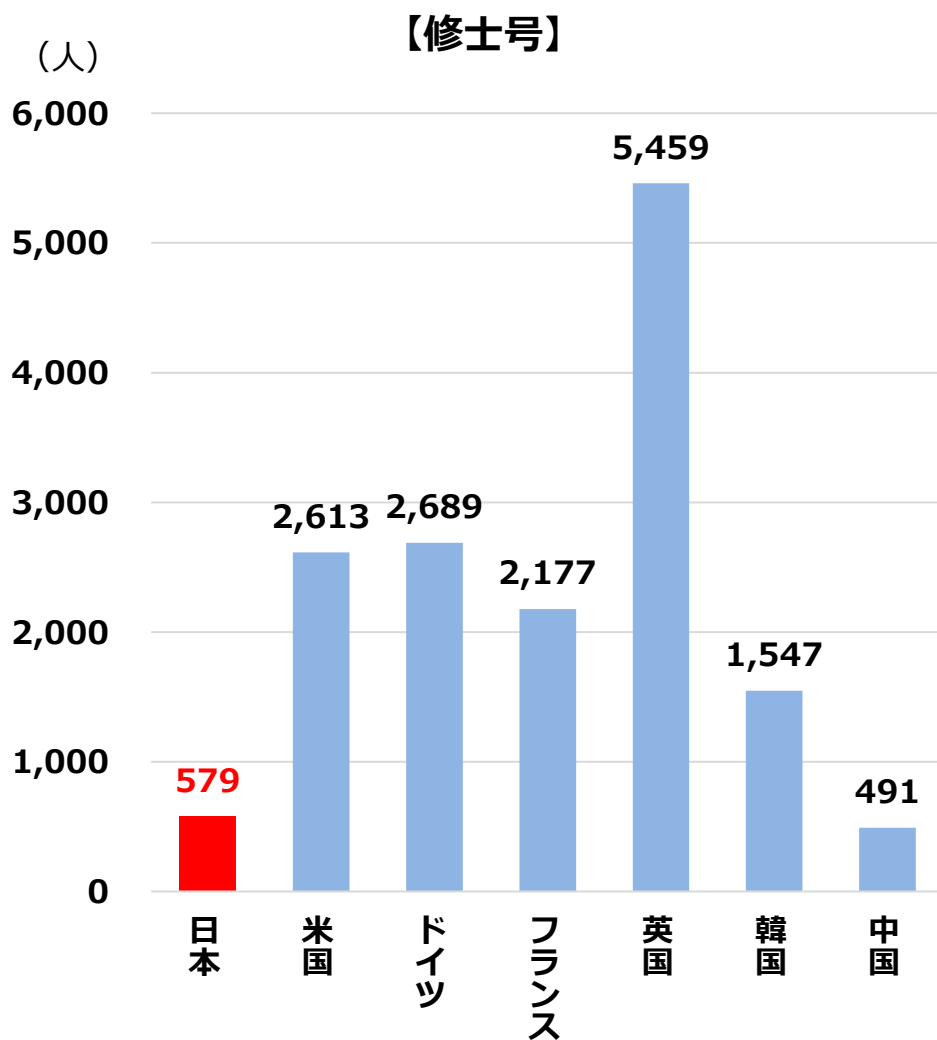
- 学位授与者数は、課程博士はほぼ横ばいだが、平成27年度以降増加傾向。
- 論文博士は、減少傾向。



出典：文部科学省「学位授与状況調査」

# 諸外国における人口100万人当たりの修士号・博士号の取得者数

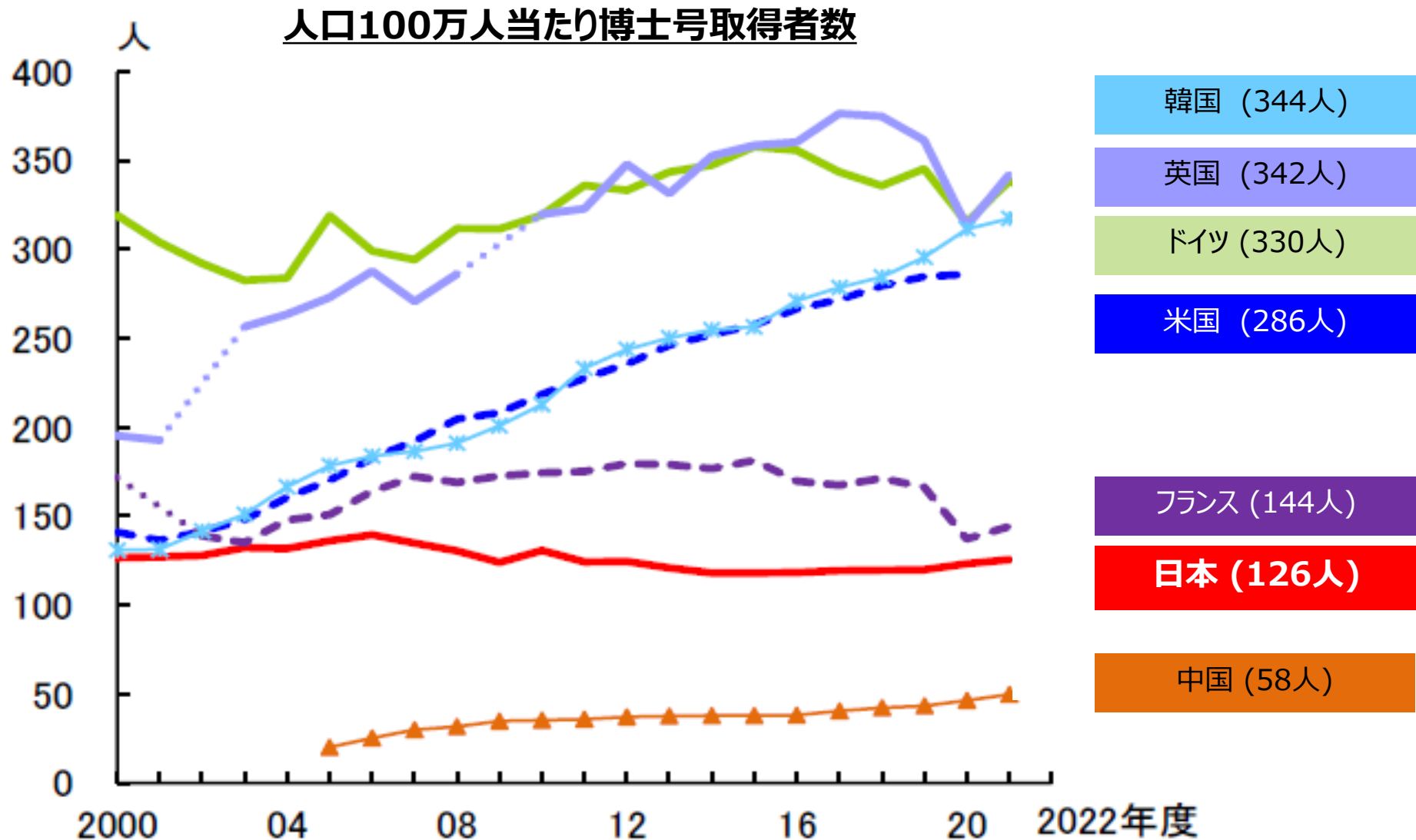
人口100万人当たりの修士号、博士号を取得している者の数は、諸外国と比較して低水準。





# 諸外国における人口100万人当たりの博士号取得者数の推移

- 諸外国と比較して、日本では人口100万人当たりの博士号取得者数が少ない。
- 日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、2014年度以降ほぼ横ばいに推移していたが、近年微増している。

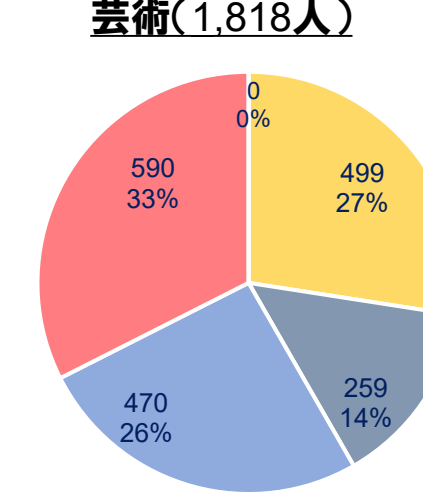
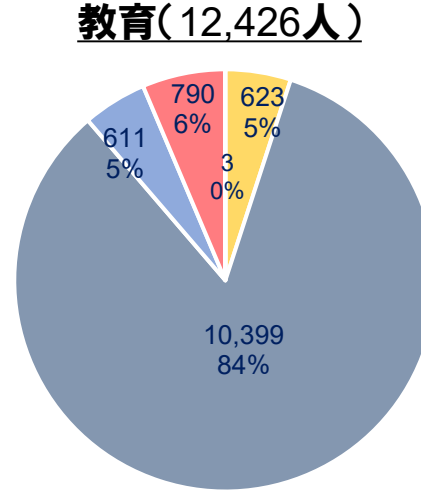
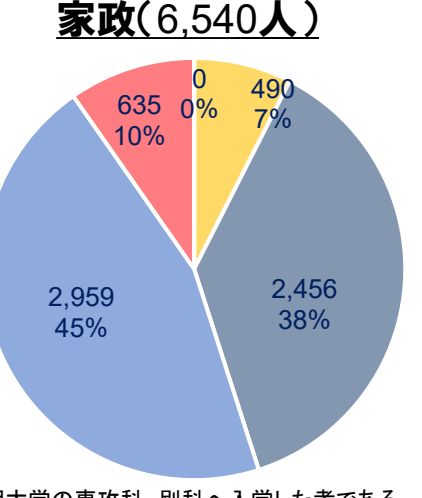
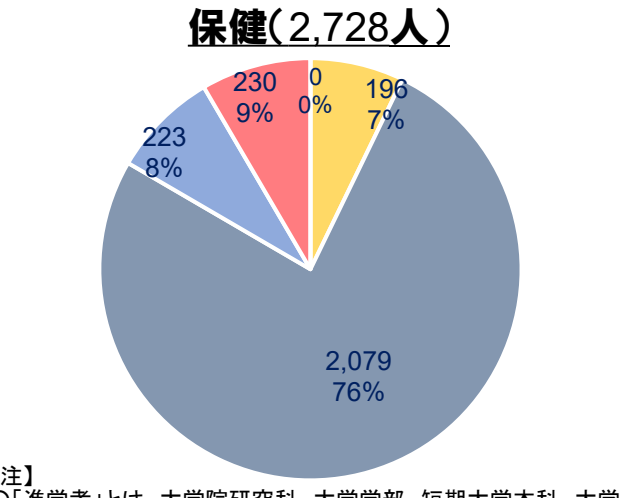
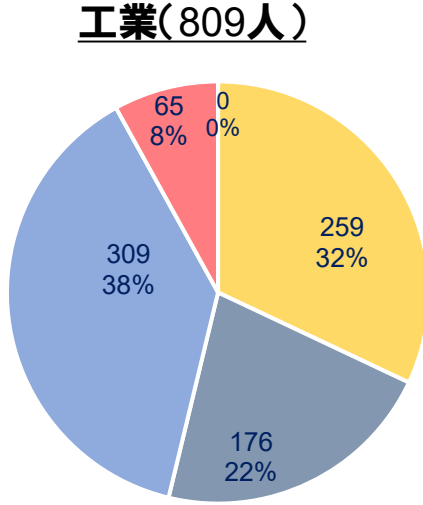
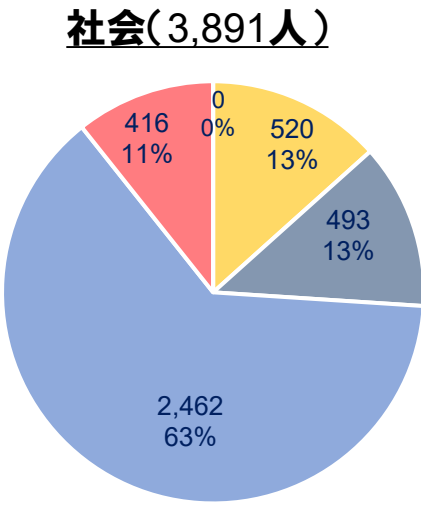
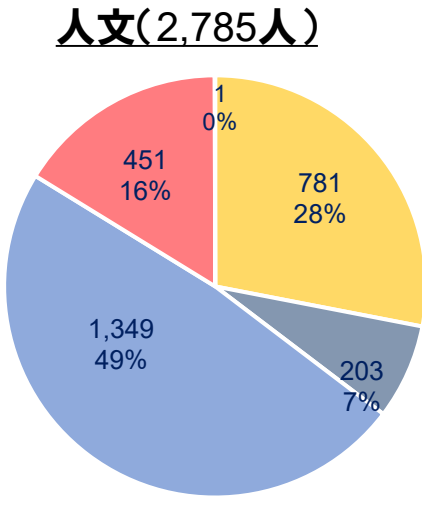
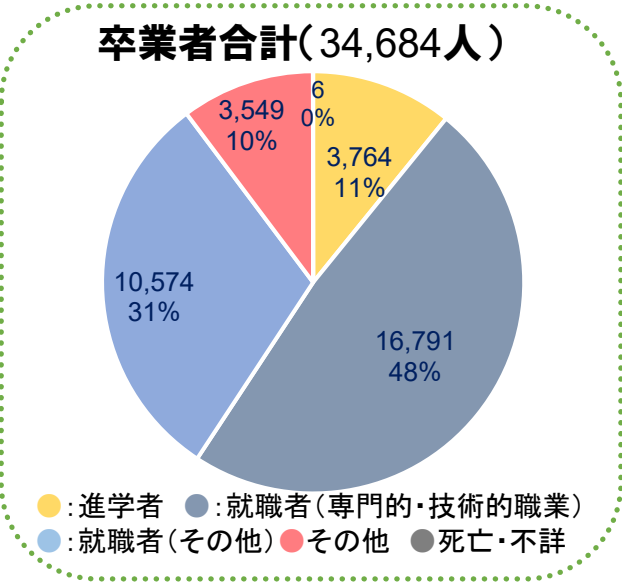


(注) 米国は2020年度、フランス・日本は2021年度、英国・ドイツ・韓国・中国は2022年度のデータ

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」

# 短期大学士課程修了後の分野別進路

- 人文、社会、工業、芸術は他の分野に比べて進学者の割合が高い傾向。
- 保健、教育は就職者のうち専門的・技術的職業の割合が高く、人文、社会、家政ではその他の職業の割合が高い傾向。

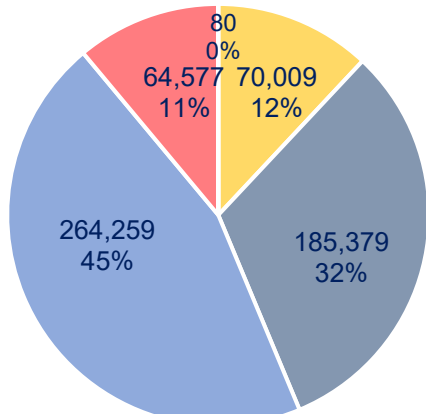


【注】  
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。  
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。  
○「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。  
○「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。  
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時的な収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。  
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

# 学士課程修了後の分野別進路

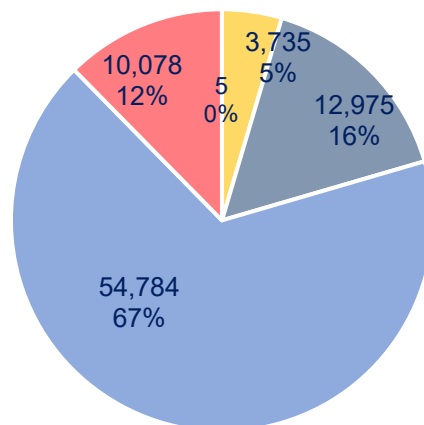
- 人文科学・社会科学は進学者と就職者（専門的・技術的職業）の割合が低く、就職者（その他）の割合が高い傾向。
- 理学・工学・農学は進学者の割合が他の分野に比べて高く、保健・教育は、就職者（専門的・技術的職業）の割合が他の分野に比べて高い傾向。

卒業生合計(584,304人)

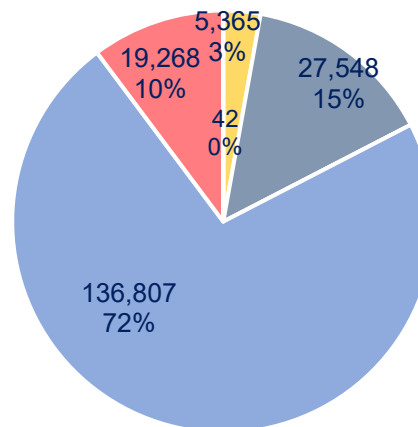


● : 進学者 ● : 就職者(専門的・技術的職業)  
● : 就職者(その他) ● その他 ● 死亡・不詳

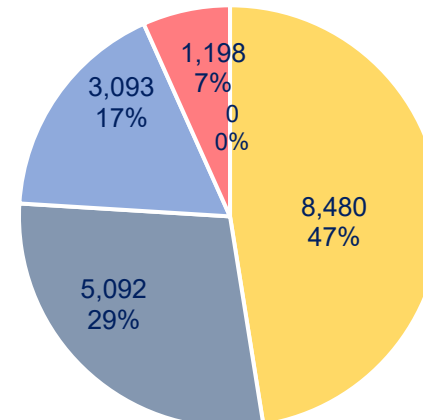
人文科学(81,577人)



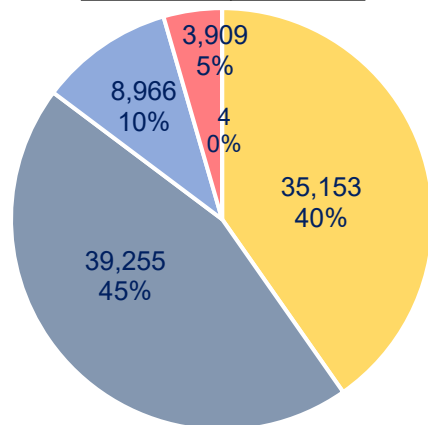
社会科学(189,030人)



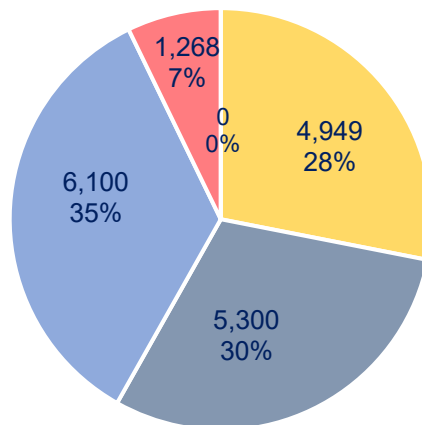
理学(17,863人)



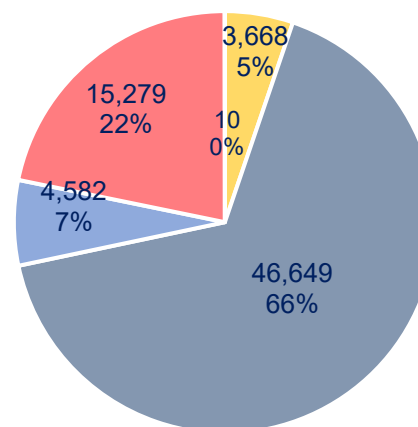
工学(87,287人)



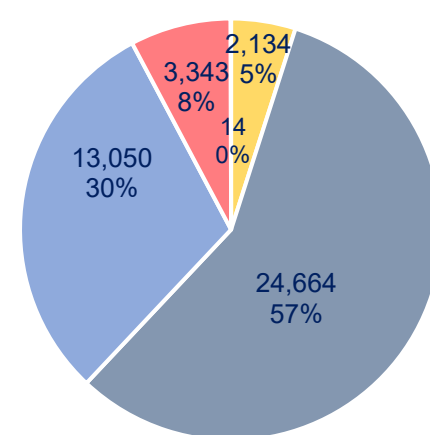
農学(17,617人)



保健(70,188人)



教育(43,205人)



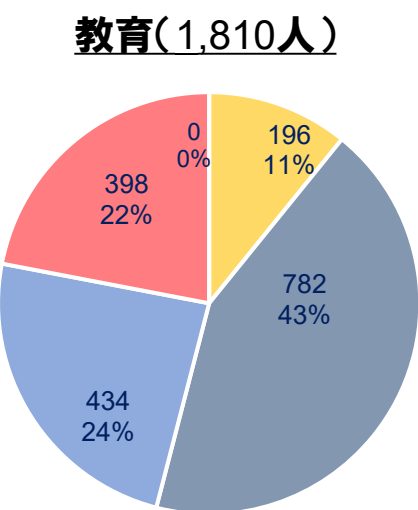
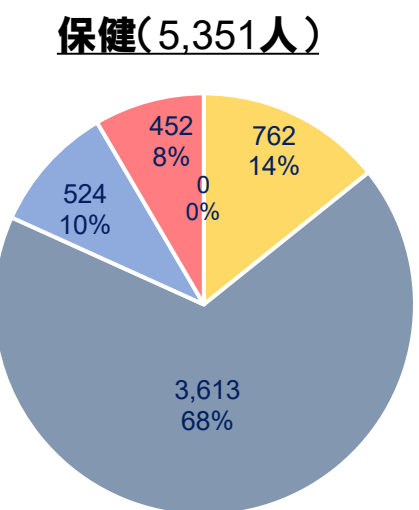
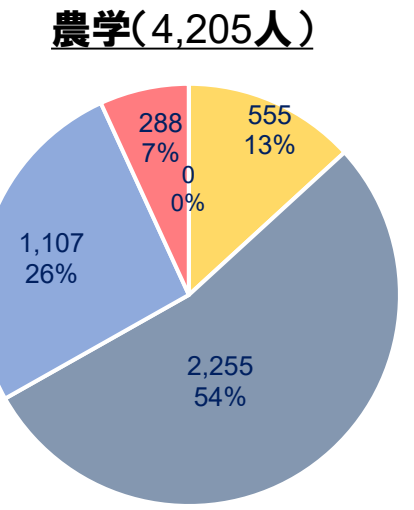
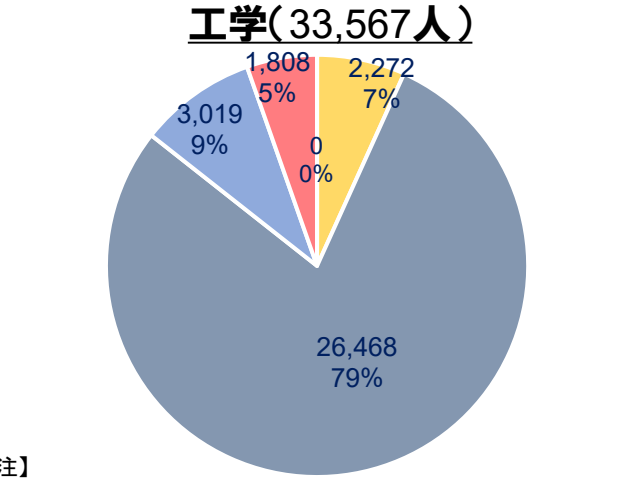
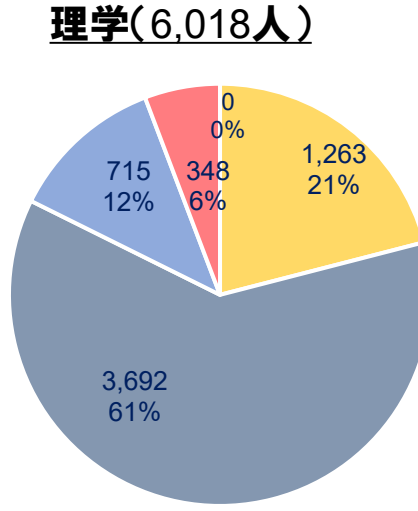
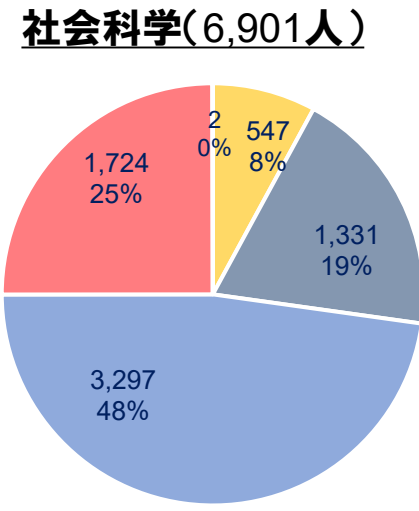
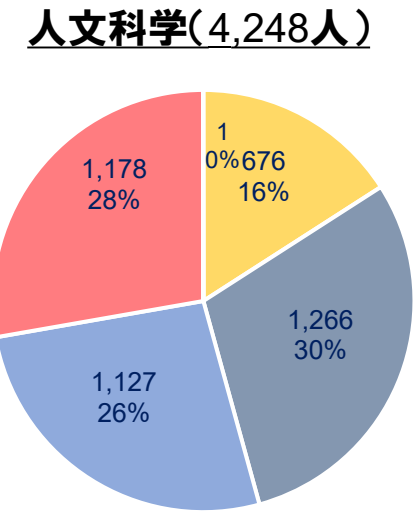
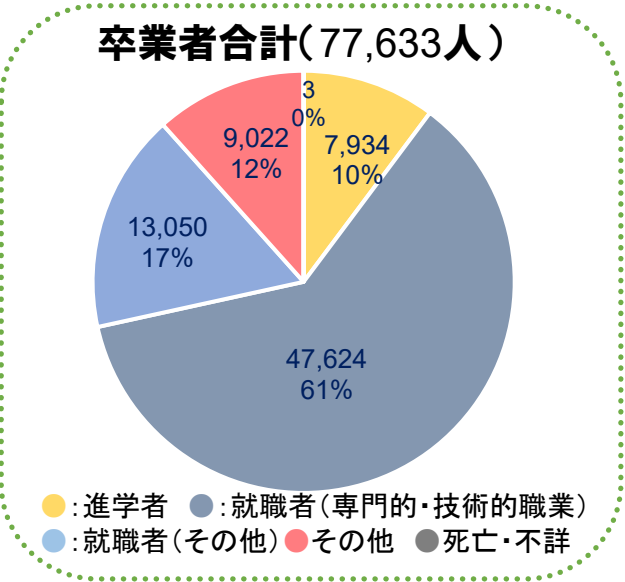
## 【注】

- 「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
- 「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
- 「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
- 「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
- 「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時的な収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。
- 進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計(令和7年度)」を元に作成

# 修士課程修了後の分野別進路

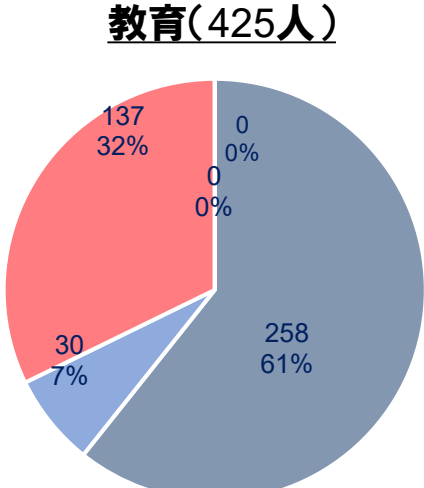
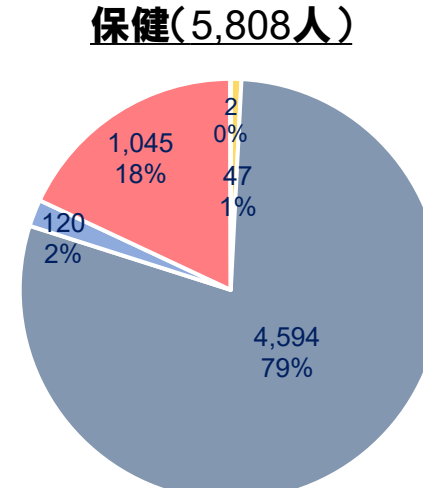
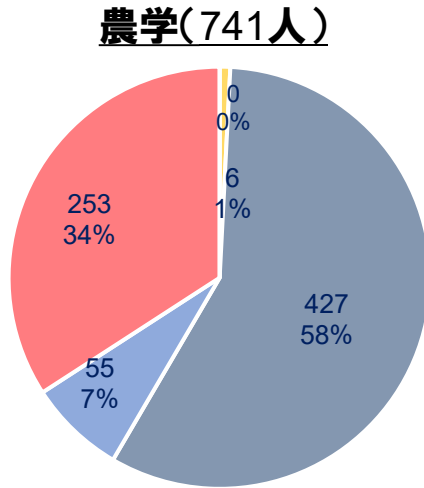
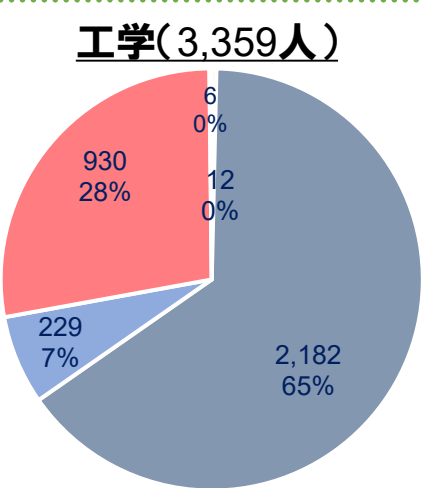
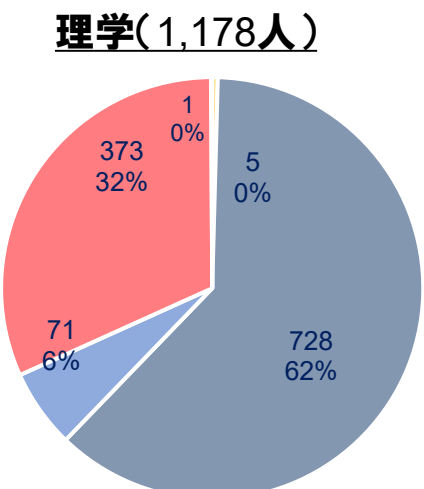
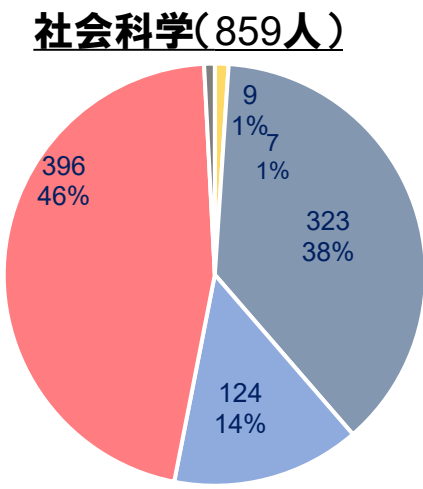
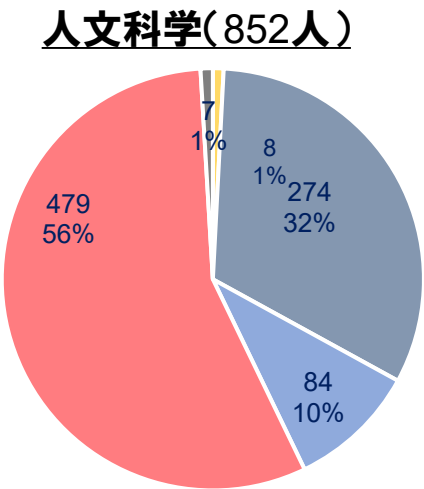
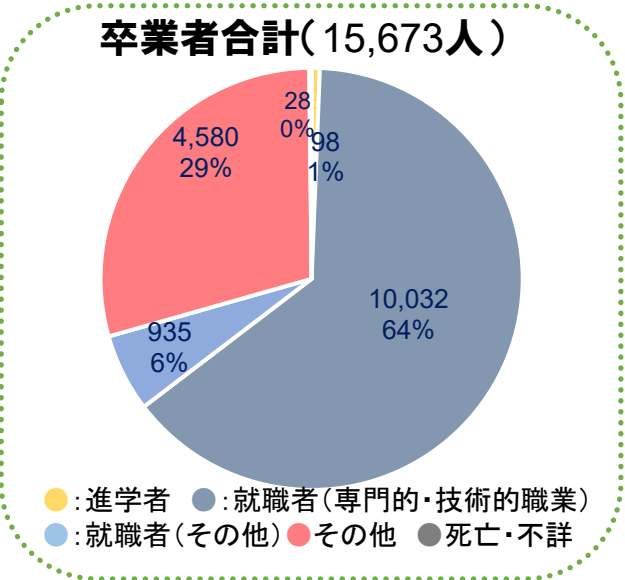
- 人文科学・社会科学、教育では「その他」の割合が高く、社会科学は「就職者（その他）」の割合が他の分野に比べて高い傾向。
- 理学、工学、農学、保健、教育は就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。



【注】  
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。  
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。  
○「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。  
○「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。  
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時的な収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。  
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

# 博士課程修了後の分野別進路

- 他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合はどの分野においても高い傾向。
- 全体として、「その他」の割合が他の課程と比較して高い傾向。



【注】

- 「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
- 「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
- 「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
- 「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
- 「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時的な収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。
- 進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

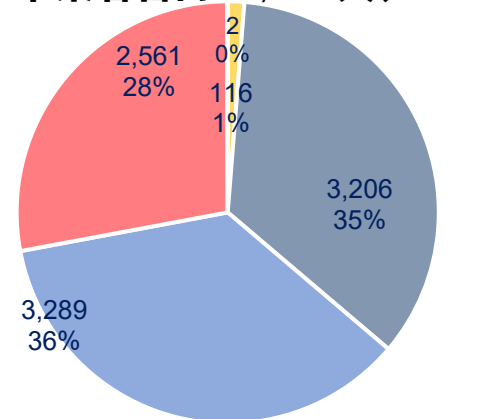
【出典】文部科学省「学校基本統計(令和6年度)」を元に作成



# 専門職学位課程修了後の分野別進路

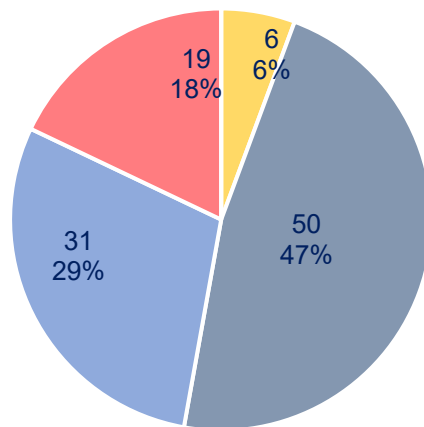
他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。（※社会科学は、「その他」（司法修習等を含む）が9割以上を占める法科大学院を含むため、他の分野に比べて「その他」の割合が高い。）

卒業者合計(9,174人)

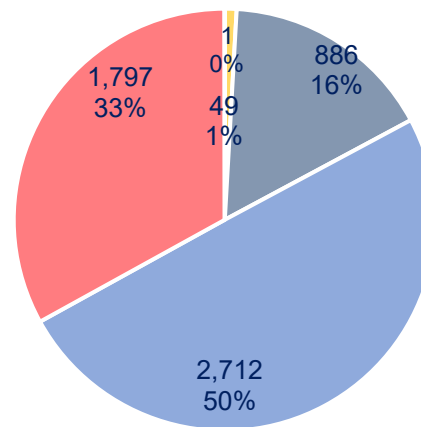


●: 進学者 ●: 就職者(専門的・技術的職業)  
●: 就職者(その他) ●: その他 ●: 死亡・不詳

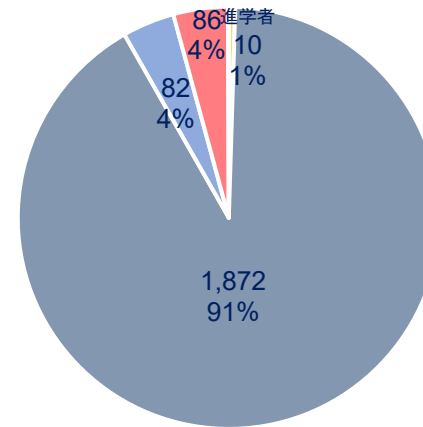
人文科学(106人)



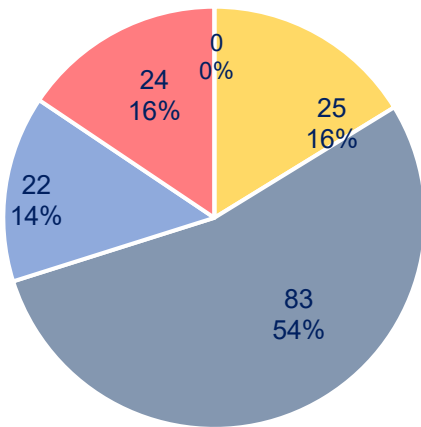
社会科学(5,445人)



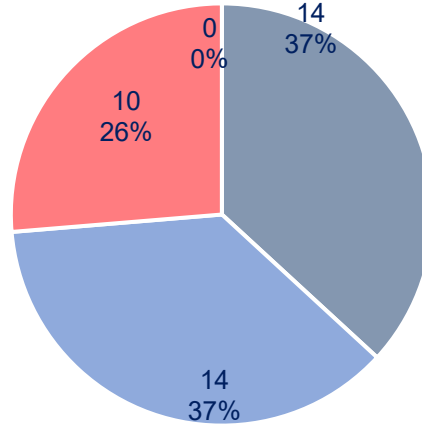
教育(2,051人)



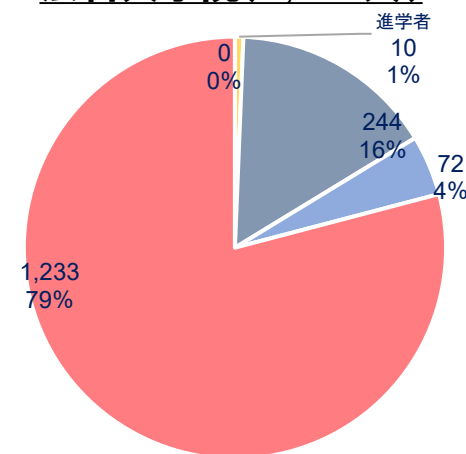
保健(154人)



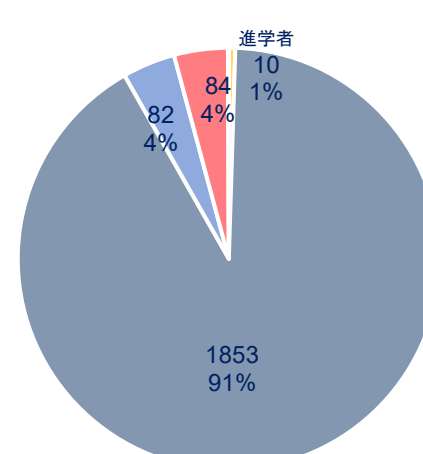
工学(38人)



うち、  
法科大学院(1,559人)



うち、  
教職大学院(2,030人)



## 【注】

○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。

○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。

○「就職者(専門的・技術的職業)」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。

○「就職者(その他)」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。

○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者(臨時的な収入を得る仕事に就いた者)、臨床研修医(予定者を含む)、進学でも就職でもないことが明らかな者(進学準備中の者、就職準備中の者(求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む)等)である。

○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計(令和6年度)」を元に作成

# 大学入学者数及び社会人・留学生数

2040年には約17万人入学者が減少すると推計されるが、学部入学者に占める留学生・社会人の割合は3.3%しかない。

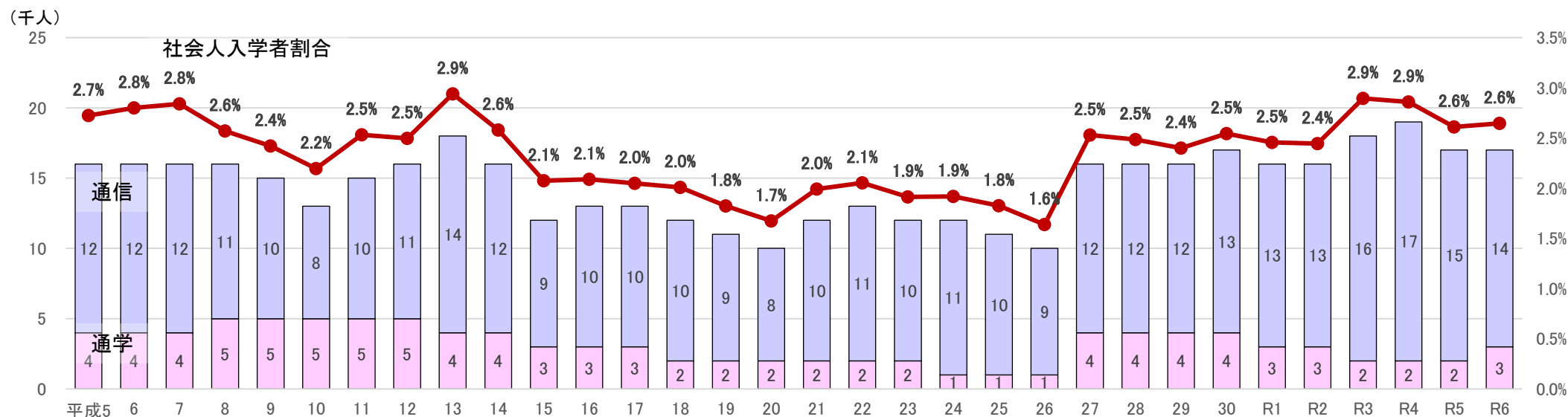
| 2024年入学者数 | 学部                        | 大学院              |
|-----------|---------------------------|------------------|
| 通学        | 62.9万人<br>→ 46.0万人(2040年) | 10.4万人           |
| うち留学生     | 1.8万人<br>(2.8%)           | 1.5万人<br>(14.4%) |
| うち社会人     | 0.3万人<br>(0.5%)           | 1.8万人<br>(17.3%) |
| 通信制       | 1.9万人                     | 0.1万人            |

出典：学校基本統計。  
※留学生数については在留資格「留学」を有する者をカウントしている。  
※学部入学者のうち、社会人入学者については25歳以上の入学者数をカウントしている。  
※2040年の推計値は中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会（第12回）の進学率・進学者数推計結果（出生低位・死亡低位）より作成。

# 社会人入学者の動向

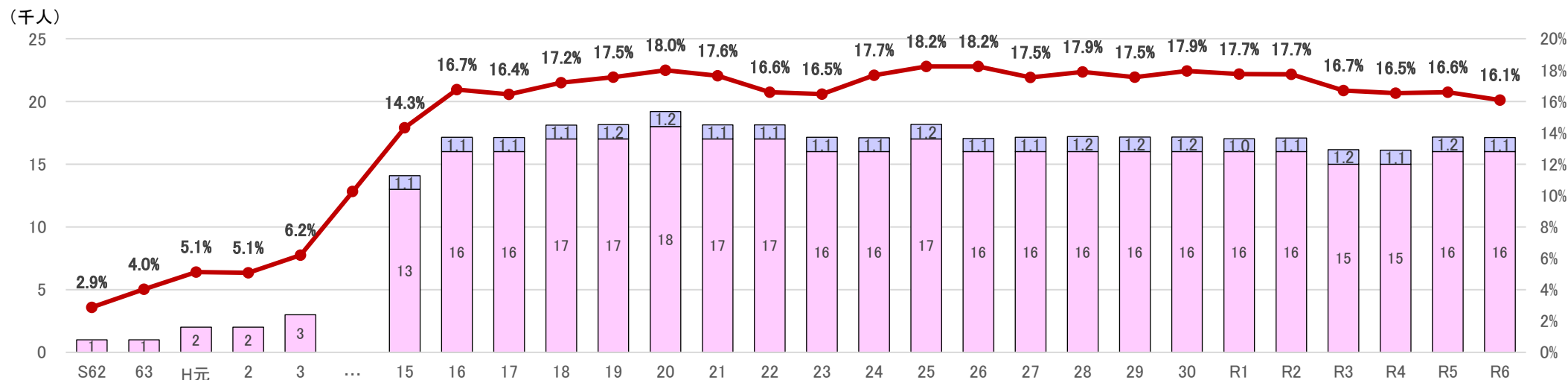
## (1) 学部

社会人入学者数（推計）は、平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成27年度に増加以降、近年は通信課程のみ増加。



## (2) 大学院

社会人入学者数は、近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.1%(令和6年度)。



※ 出典: 学校基本統計

※ 社会人入学者は、大学(学部)は25歳以上の入学者、大学院は30歳以上の入学者をカウントしている。

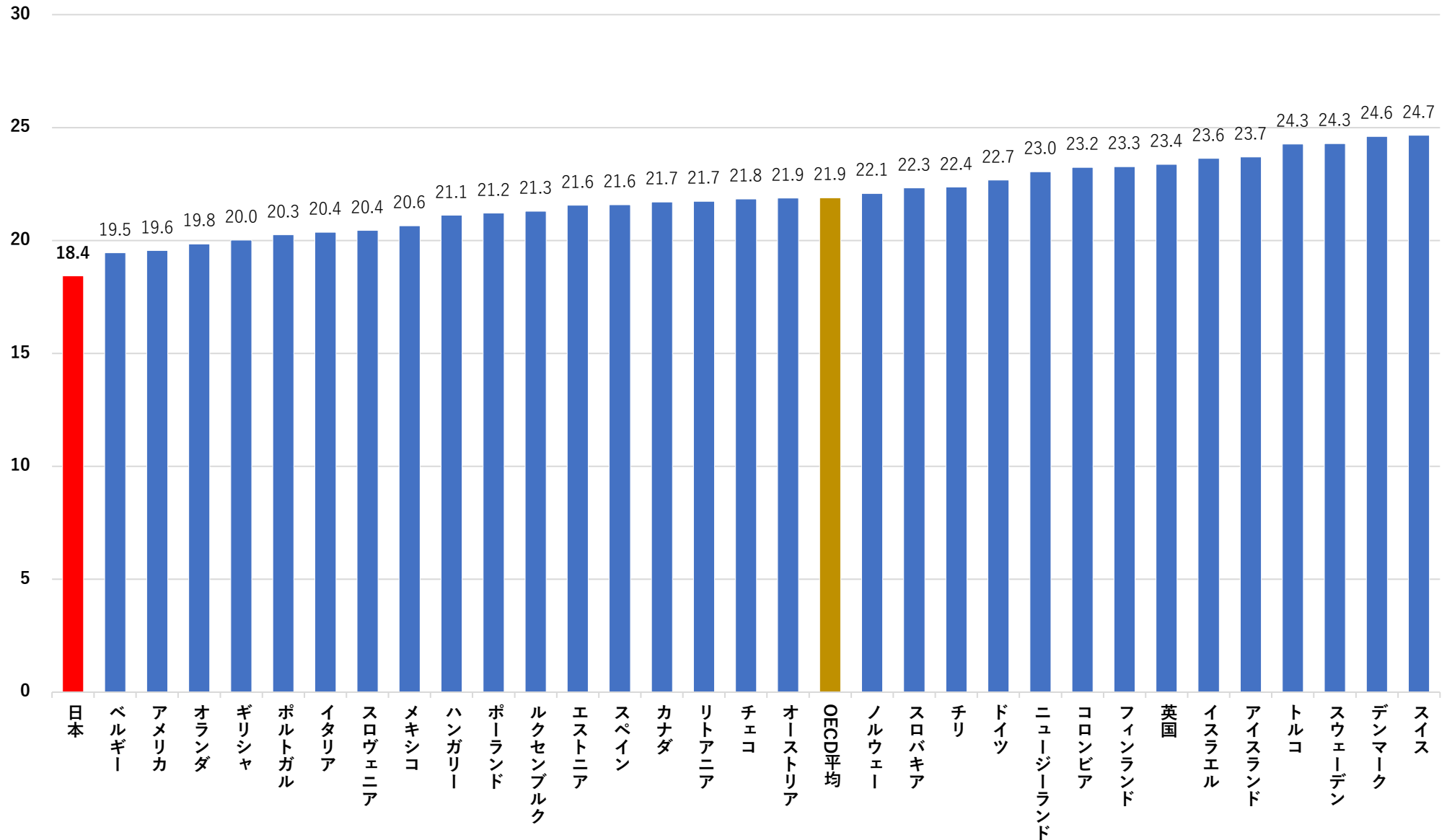
※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本統計」をもとに、通信制学生のうち大学は25歳以上、大学院は30歳以上の学生の割合から按分)。



# 高等教育機関入学者の平均年齢

我が国の高等教育機関への入学者の平均年齢は18.4歳であり、OECD諸国の中で最も低い。

(歳)



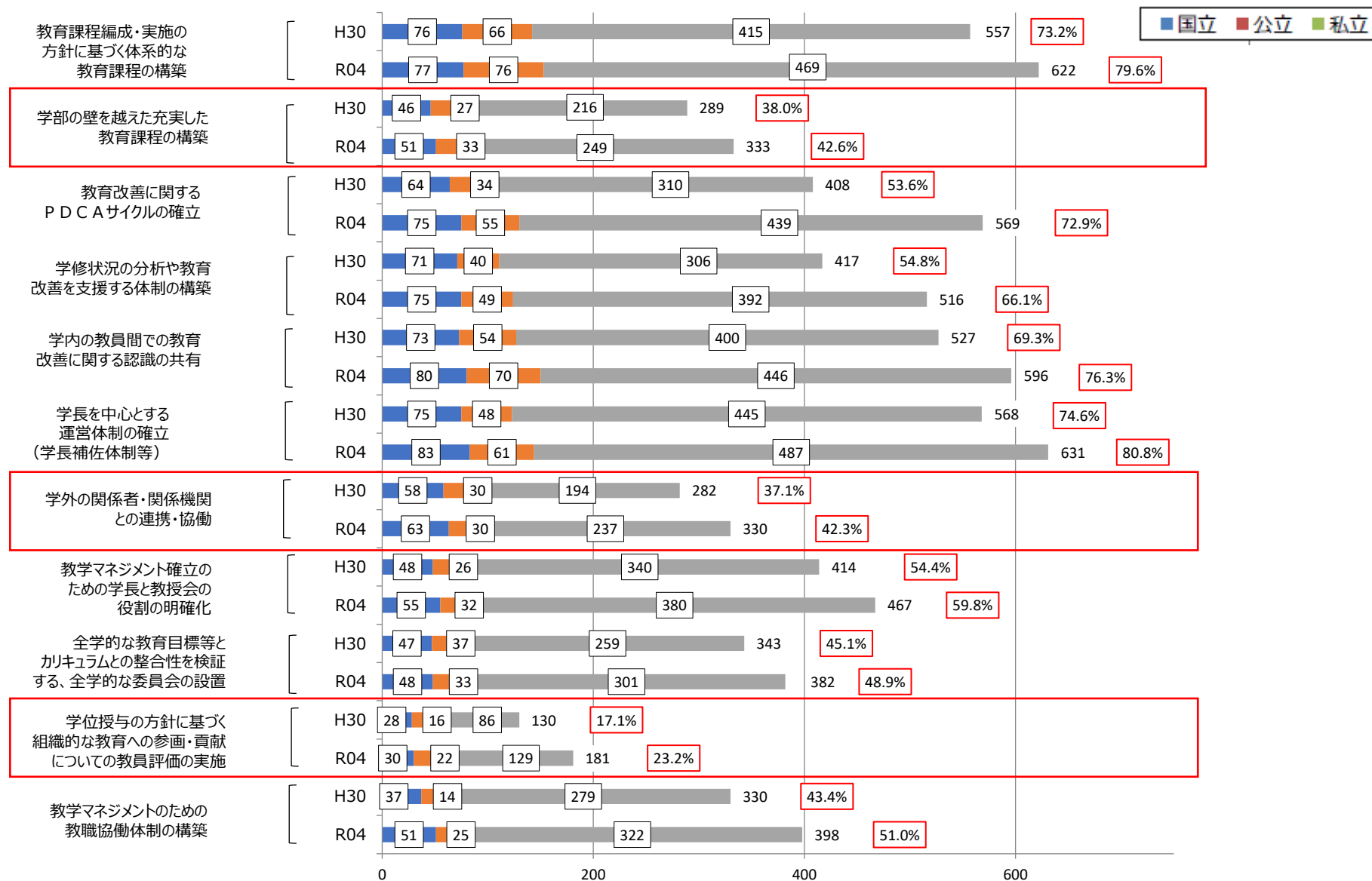
(備考) データは2021年時点の集計可能な国のみ。

(出典) OECD「Education at a Glance2023(図表でみる教育2023)」TableB4.1 (<https://stat.link/b3lxch>)

# 

教学マネジメントに関する取組は、グランドデザイン答申（H30）前と比べると、全体として進捗している。一方で、「学部の壁を越えた充実した教育課程の構築」「学外関係者・関係機関との連携・協働」「学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施」などに関する取組を実施している大学の割合は、依然として低い状況。

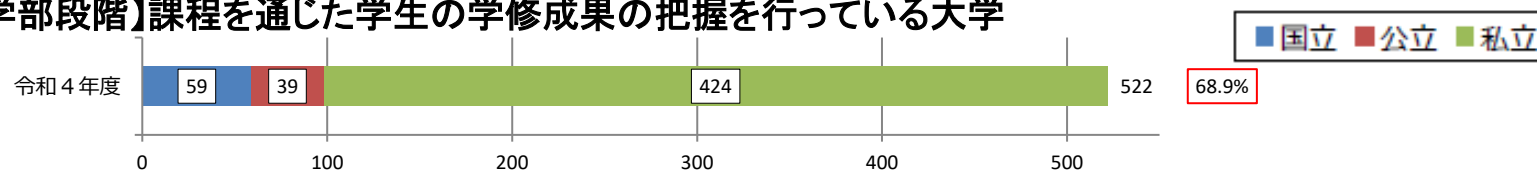
## 教学マネジメントとして実施している取組



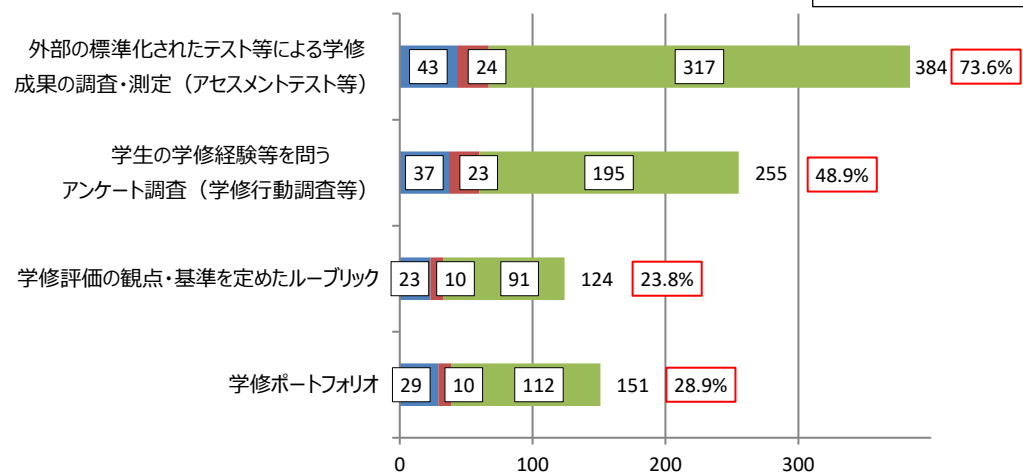
# 学生の学修成果の把握状況

課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学は522校（全体の68.9%）であり、把握方法としては「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）」が最も多い。学修成果として調査・測定を行っている事項としては、「汎用的能力」「態度・志向性」「知識・理解」の順に多くなっている。学修成果に関する情報の活用方法としては、「教育課程や教育方法の改善」が最も多い。

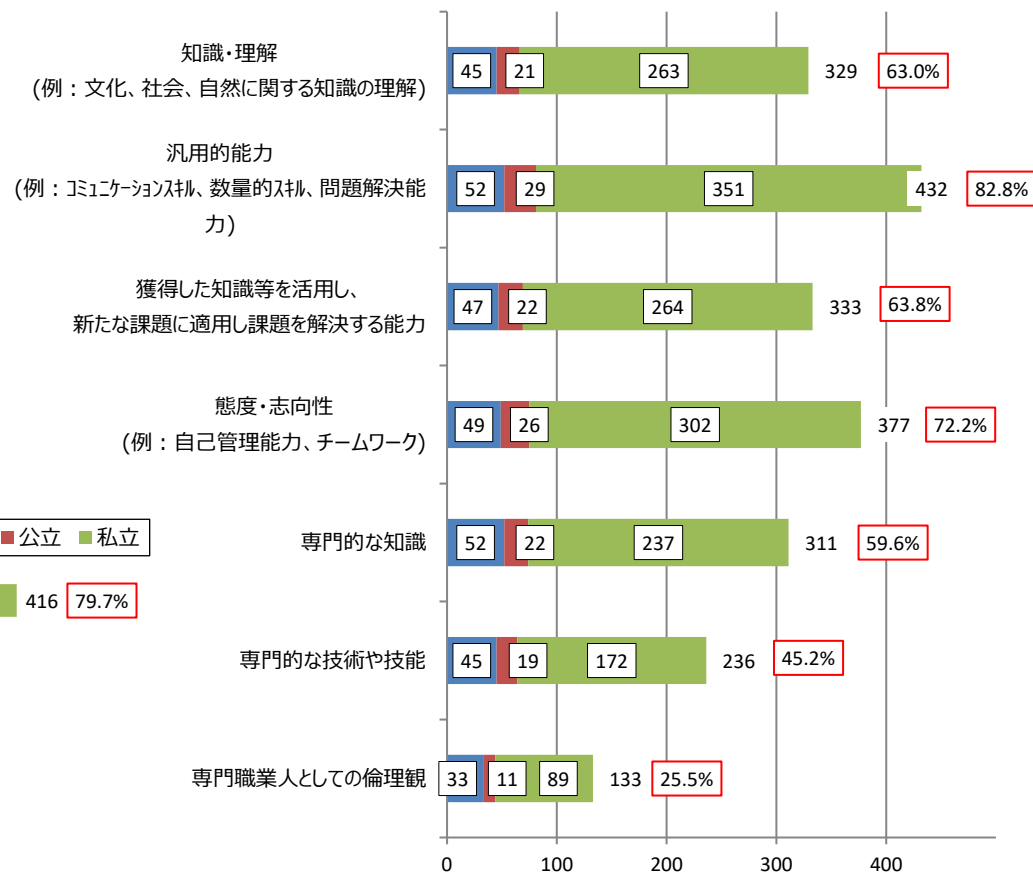
## 【学部段階】課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学



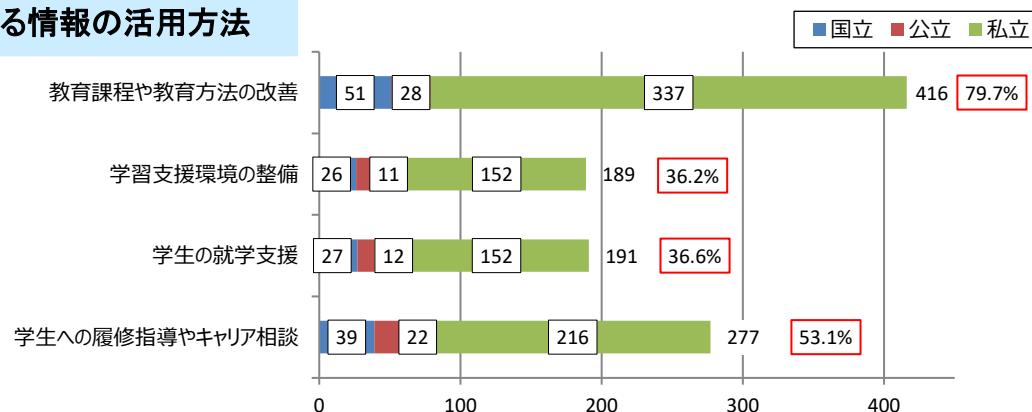
## 学修成果の把握方法



## 学修成果として調査・測定を行っている事項

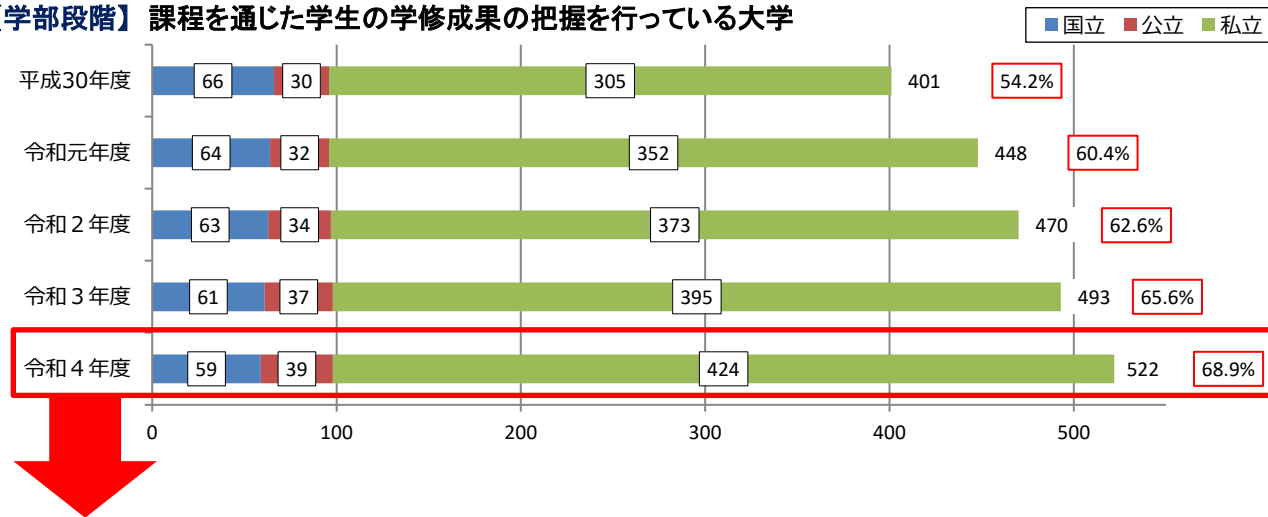


## 学修成果に関する情報の活用方法

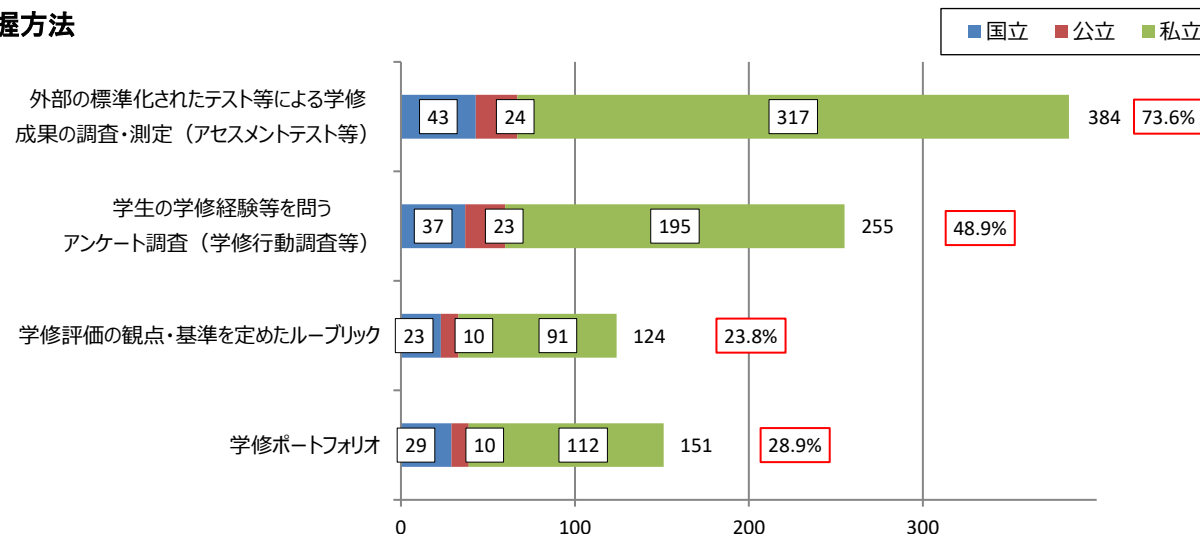


# 課程を通じた学生の学修成果の把握方法

【学部段階】 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学



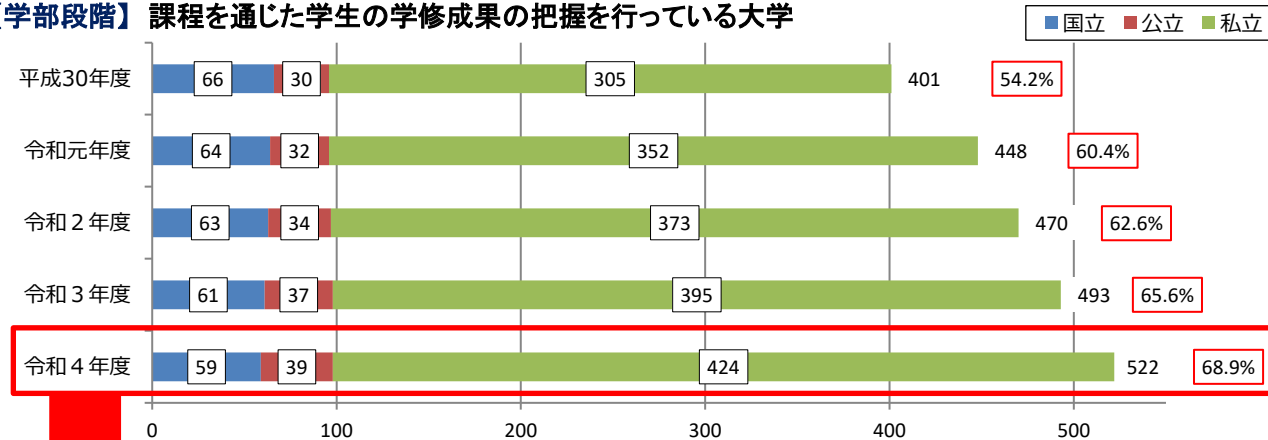
○学修成果の把握方法



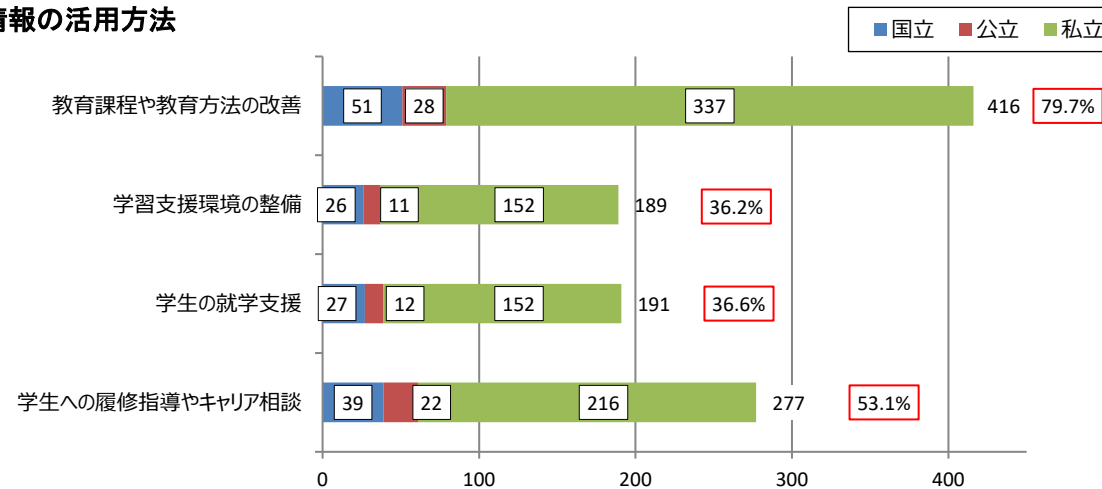
（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

# 課程を通じた学生の学修成果に関する情報の活用方法

【学部段階】 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学



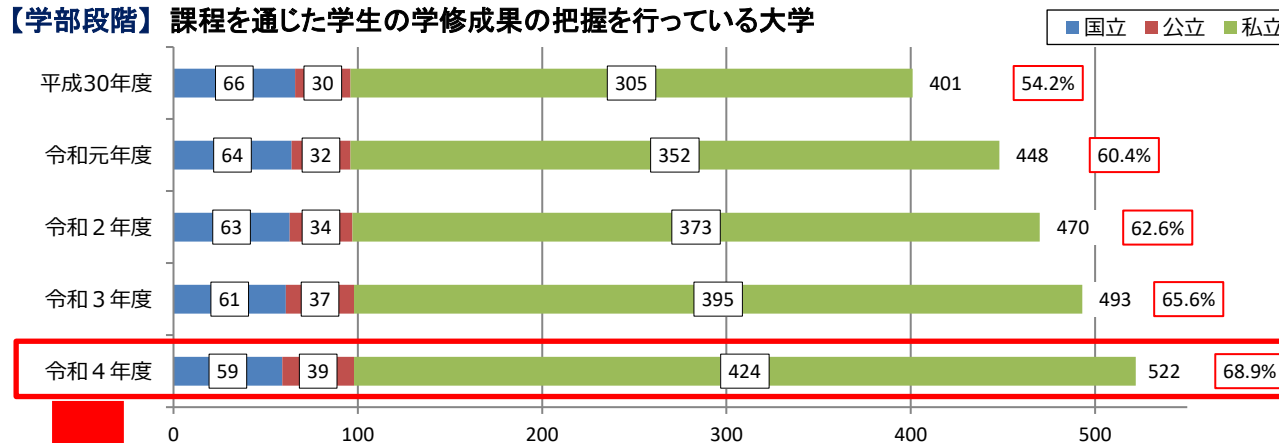
○学修成果に関する情報の活用方法



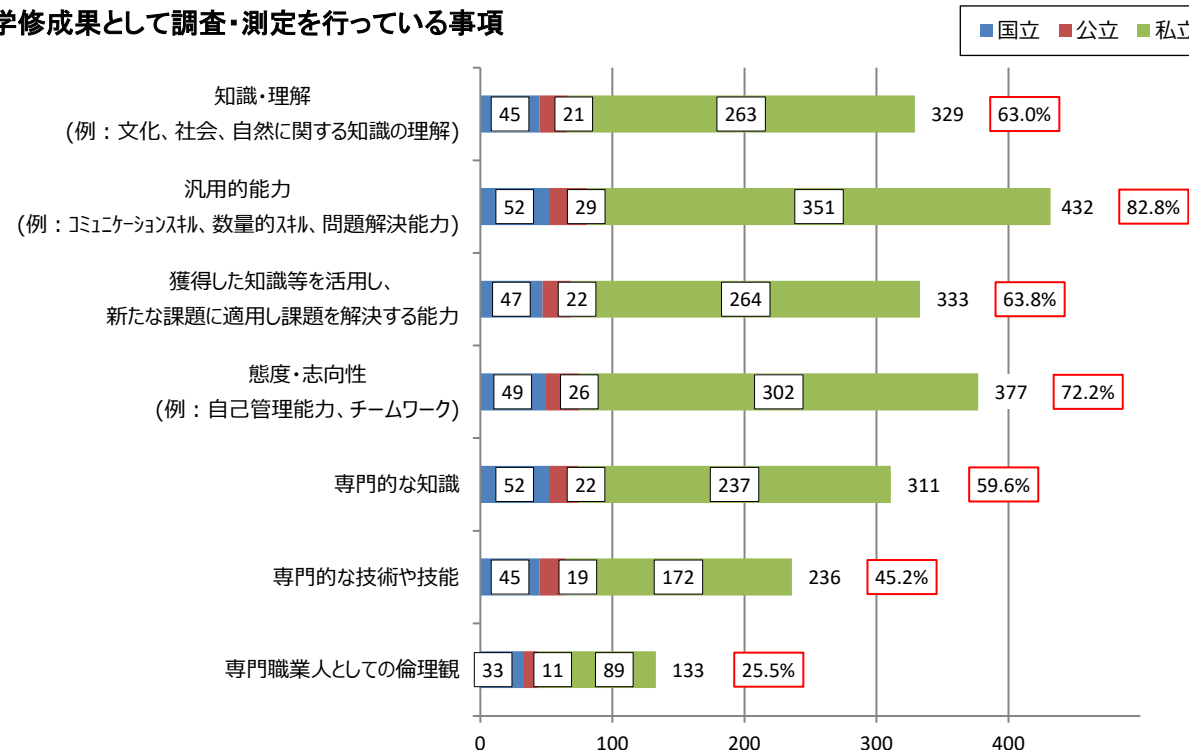
(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

# 課程を通じた学生の学修成果として調査・測定を行っている事項

【学部段階】 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学



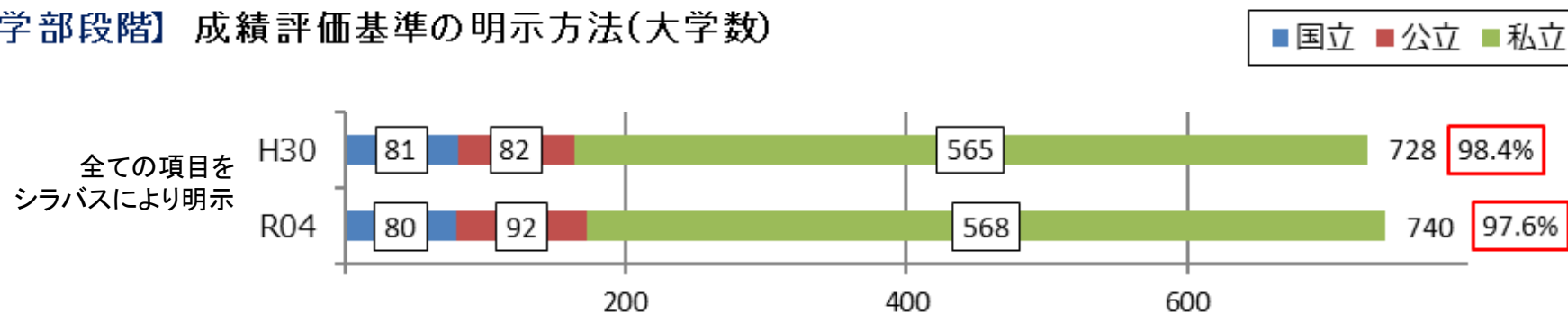
○学修成果として調査・測定を行っている事項



(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

# 成績評価基準の明示

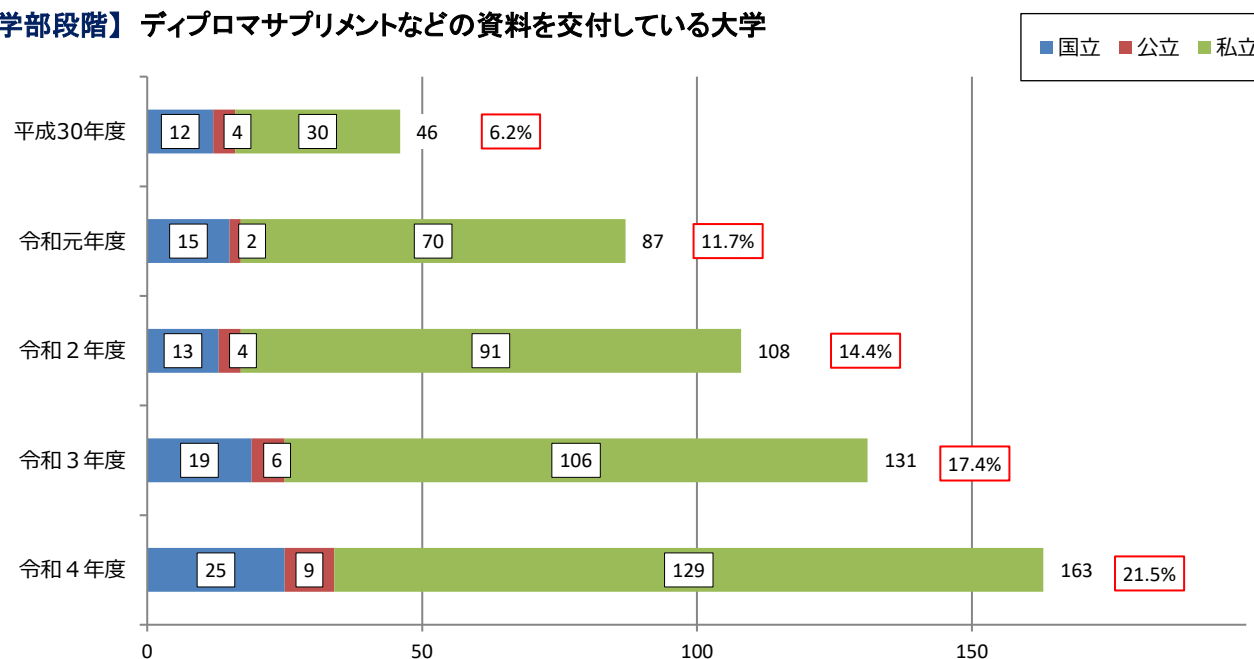
【学部段階】 成績評価基準の明示方法(大学数)



(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

# 学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料交付状況

【学部段階】 ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学



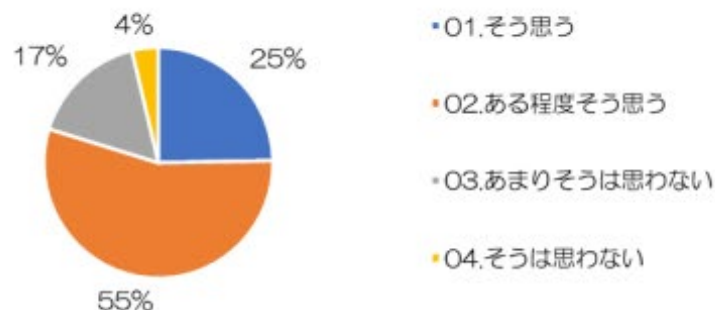
(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」



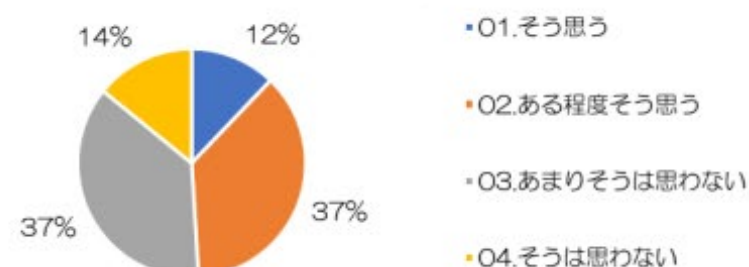
# 学生自身による学修成果の実感（全国学生調査第3回試行実施より）

○大学が学生に卒業時まで身に付けることを求めている知識や能力を理解している（80%）、大学での学びによって自身の成長を実感している（82%）等について、「そう思う」「ある程度そう思う」という割合が高かったが、授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育がよくなっている（49%）は半数程度となった。

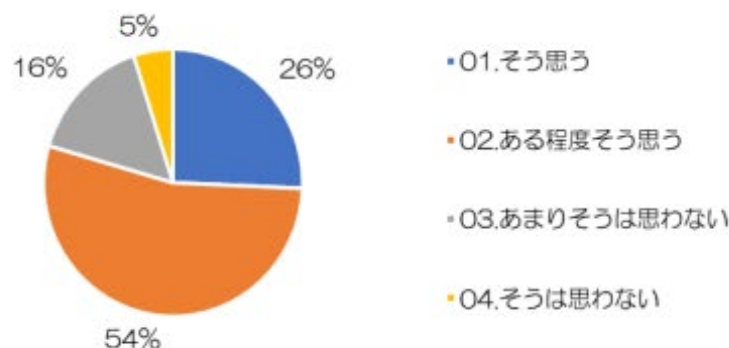
Q35 大学が学生に卒業時まで身に付けることを求めている知識や能力を理解している。



Q36 授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育がよくなっている。



Q37 教職員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。



Q38 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。

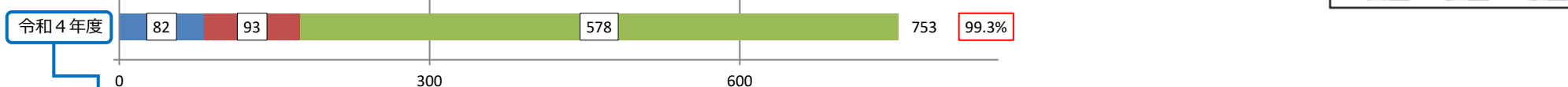


「全国学生調査（第3回試行実施）」の結果について（令和5年7月12日公表）より

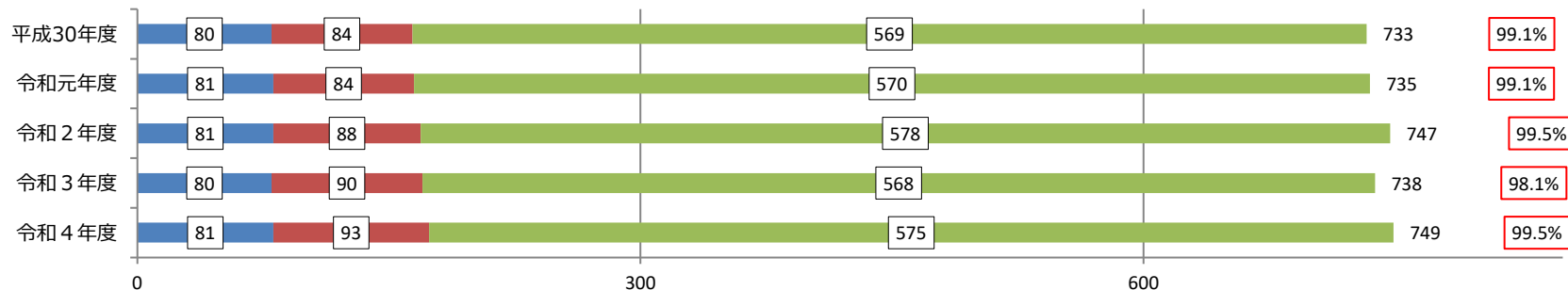
# シラバスの作成状況

ほとんどの大学でシラバスを作成し、記載項目も統一されているが、記載項目の状況を見ると、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%に留まっている。

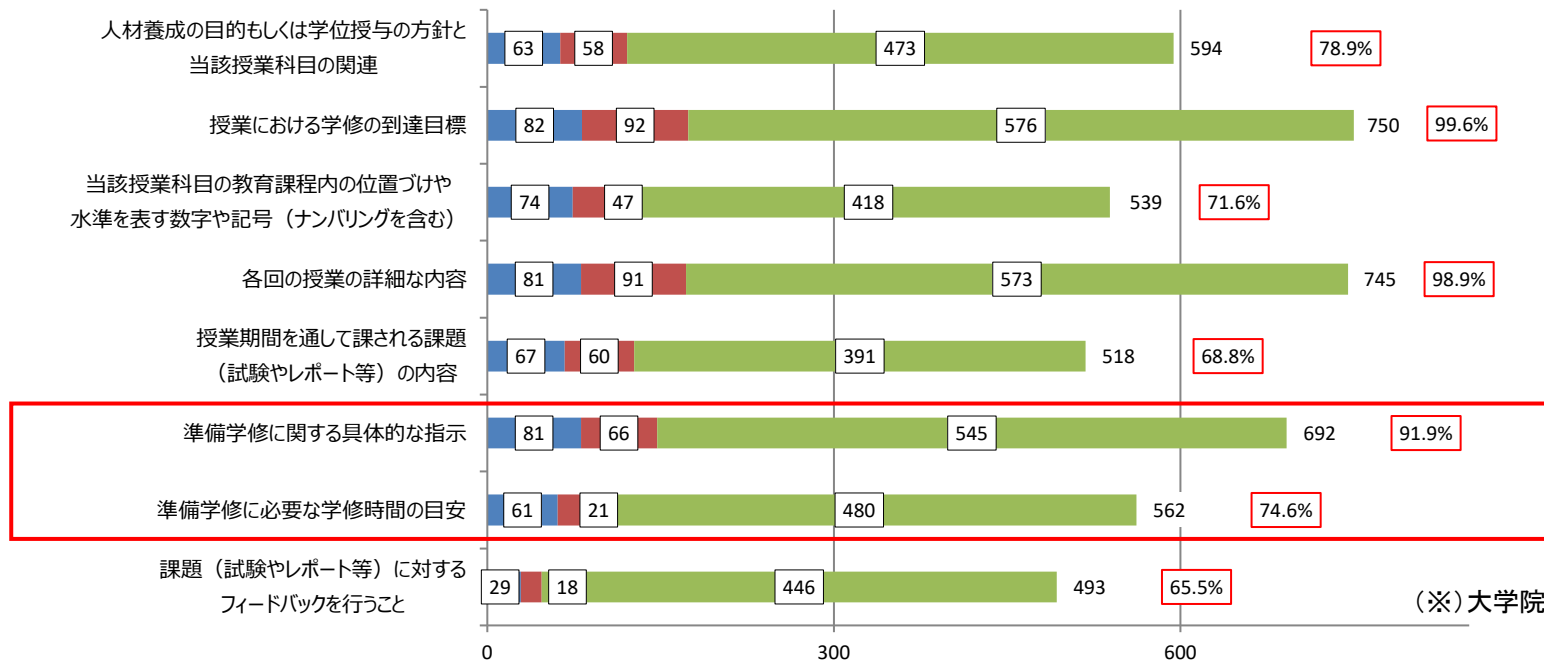
## 全ての授業科目でシラバスを作成している学部を持つ大学



## 全ての授業科目でシラバスを作成し、記載項目を統一している学部を持つ大学



## シラバスの記載項目の状況(大学数)



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

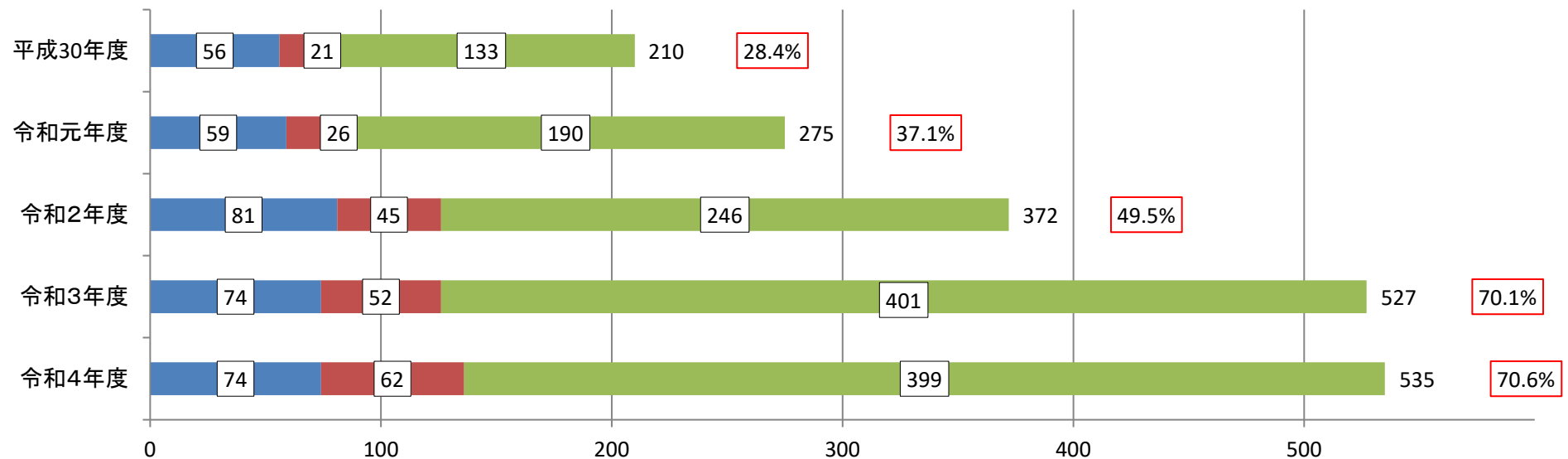
出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

# 多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況

多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学は令和3年度までに増加し、令和4年度は535大学（70.6%）となっている。

## 多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学

■国立 ■公立 ■私立



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

多様なメディアを利用した遠隔授業：

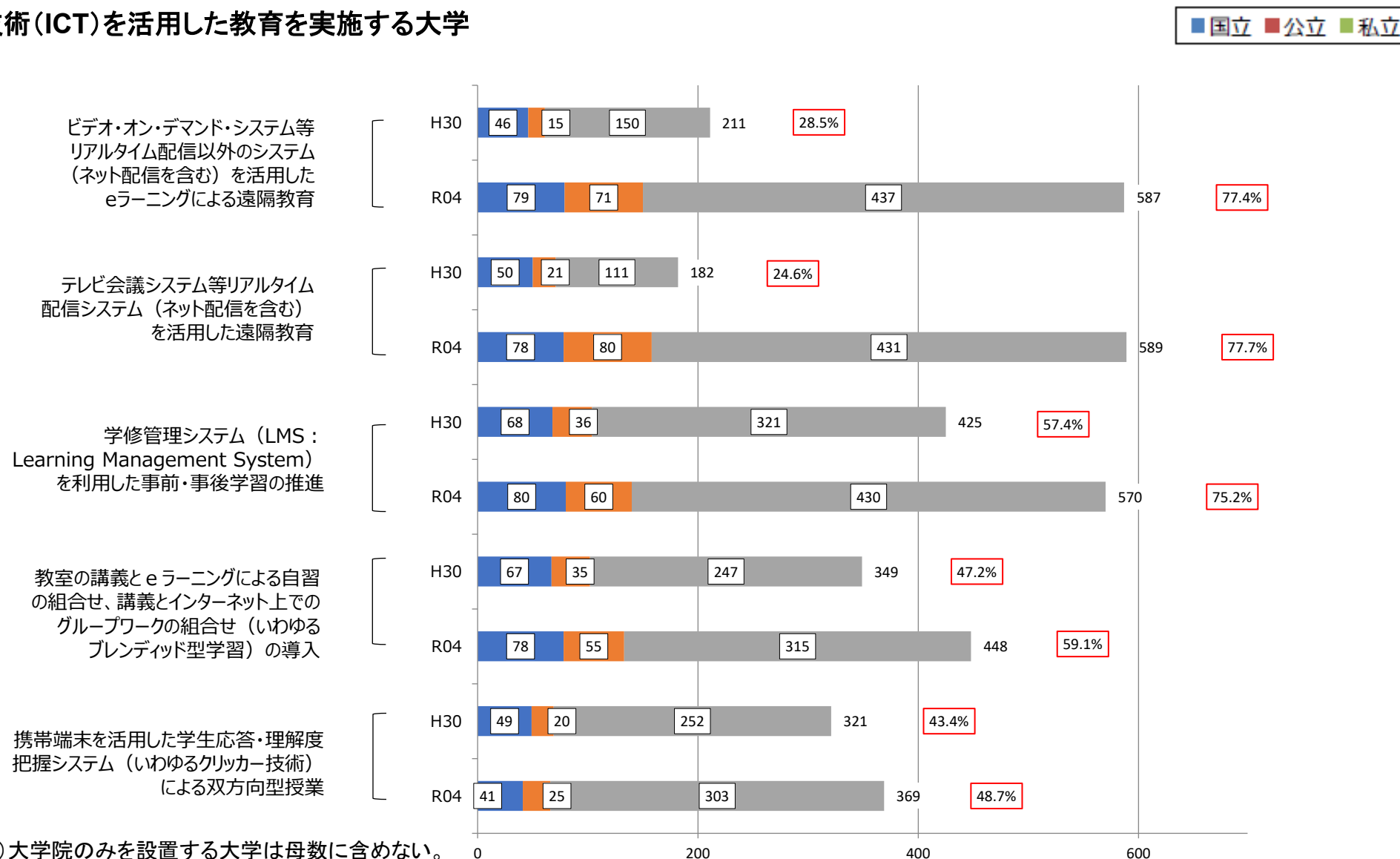
ここでは、大学設置基準第25条第2項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目を指す。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

# 情報通信技術(ICT)を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

## 情報通信技術(ICT)を活用した教育を実施する大学



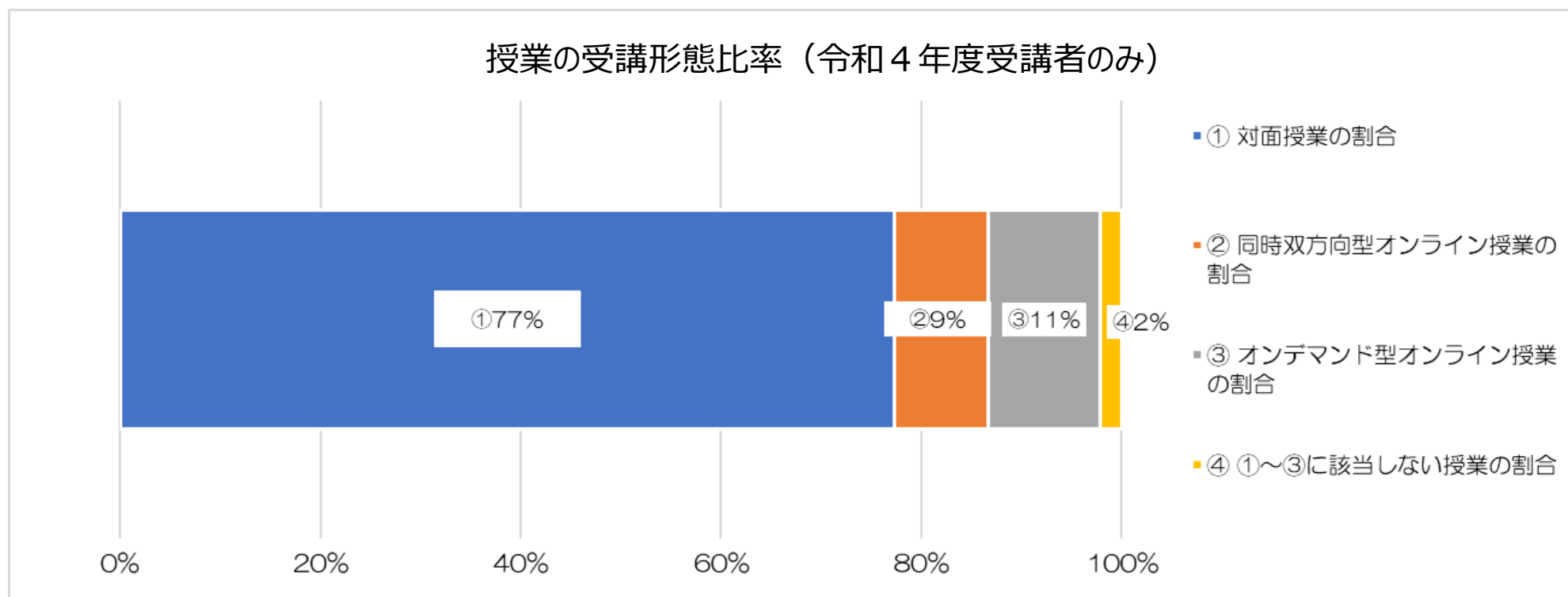
学修管理システム(LMS: Learning Management System) :

eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

## 授業の受講形態の割合(令和4年度)

大学の授業の受講形態について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度においては同時双方向型オンライン授業やオンデマンド型オンライン授業を受けている学生が多くいたことが明らかになっていたが、令和4年度は、対面授業が77%を占めるなど、対面授業中心で大学の授業が行われた。



※上記受講比率は、学生に各授業形態の割合について0～10割で回答を求め、その平均値を集計したもの。

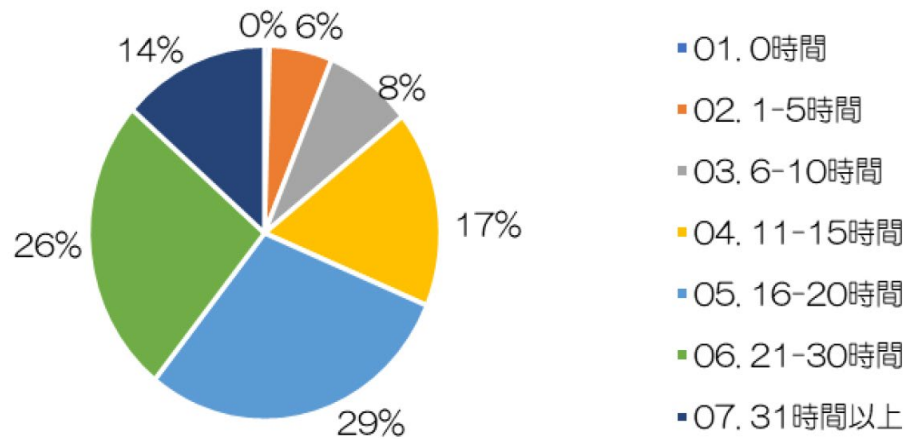
※対面授業の割合が10割と回答した学生は、対面授業の割合に回答した者のうち36%であった。

出典：文部科学省 「令和4年度全国学生調査（第3回試行実施）」

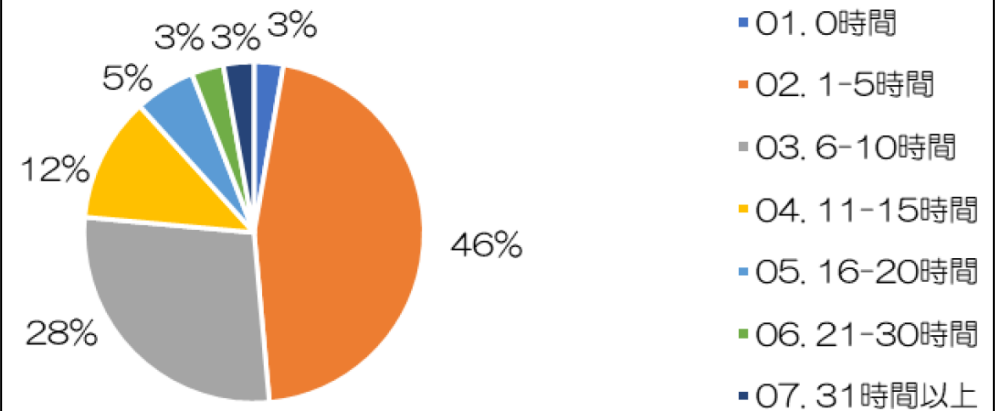
# 大学の2年次学生の学習時間

- 授業への出席時間について、週16時間以上が69%、週21時間以上が40%であるなど、授業への出席時間が長い。
- 一方で、予習・復習・課題など授業に関する学習については、週5時間以下の学生が49%を占めている。
- 分野別の状況では、5時間以下の割合で見ると社会（60%）等が高い水準。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間が週5時間以下の学生も82%を占める。

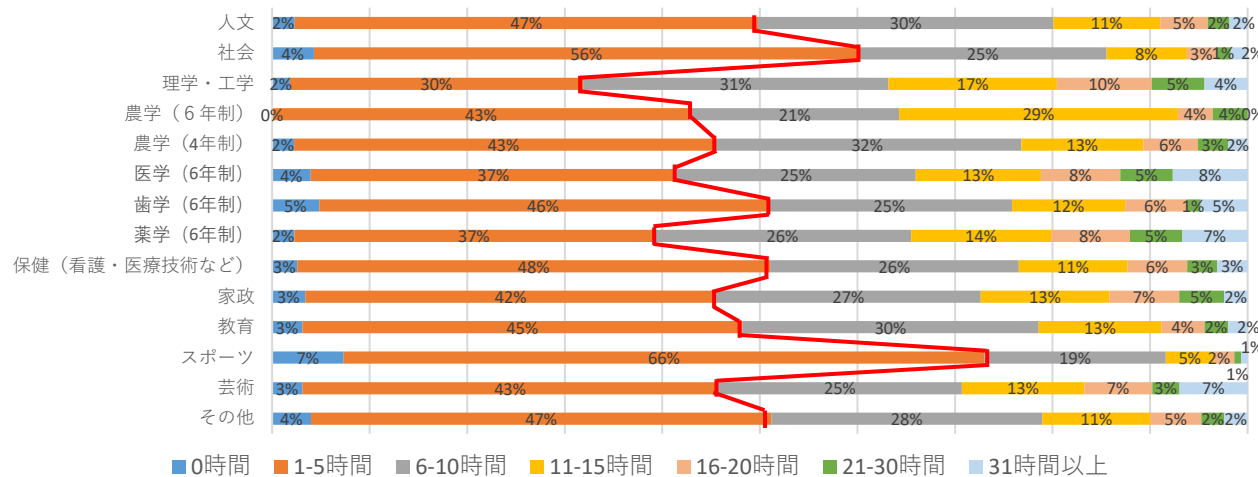
授業への出席（実験・実習、オンライン授業を含む）



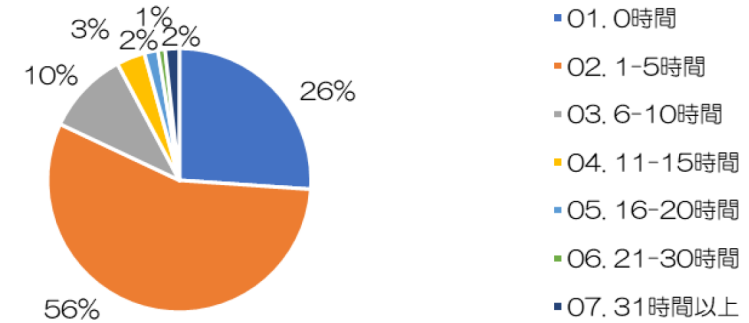
予習・復習・課題など授業に関する学習（卒業論文等は除く）



予習・復習・課題など授業に関する学習（2年生）



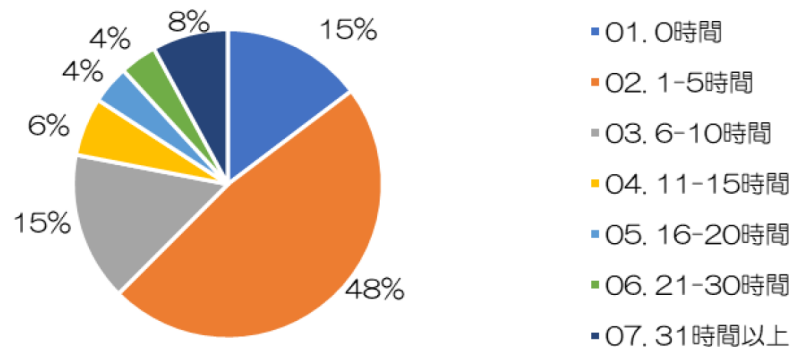
授業と直接関係しない自主的な学習（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）



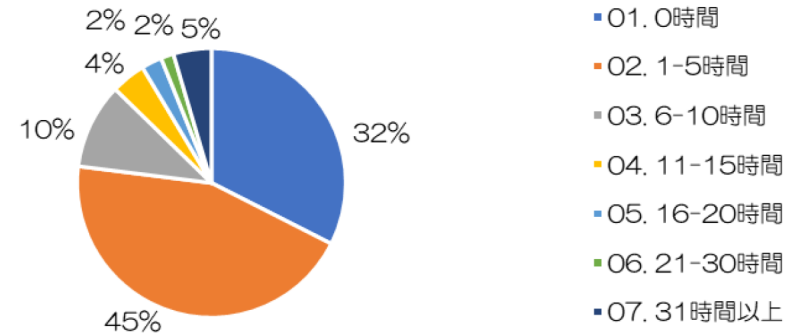
# 大学の最終学年の学生の学習時間

- 授業への出席時間について、週5時間以下の学生が63%を占めている。また、授業に関する学習も週5時間以下の学生が77%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週21時間以上の学生が28%、週31時間以上の学生が20%と多くの時間を費やしている。
- 一方、最終学年の学生であっても、卒業論文等に費やす時間が5時間以下の学生も38%存在する。
- 卒業論文等に16時間以上を費やす割合は農学（6年制）（79%）、農学（65%）、理学・工学（64%）が高く、5時間以下となる割合は医学（6年制）（91%）、歯学（6年制）（91%）で非常に高いほか、社会（53%）、薬学（6年制）（51%）も相当程度の割合に上る。

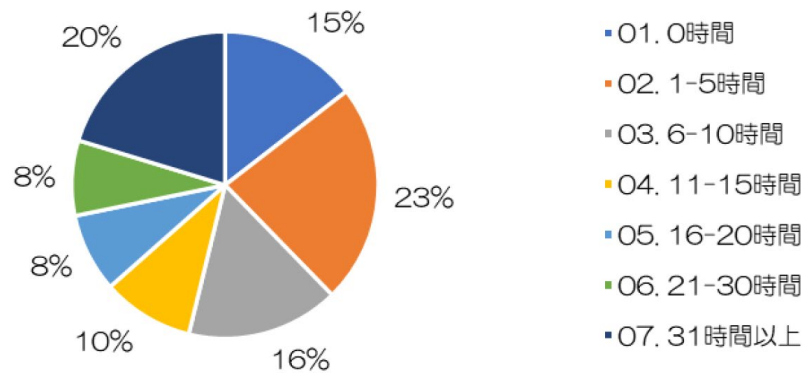
授業への出席（実験・実習、オンライン授業を含む）



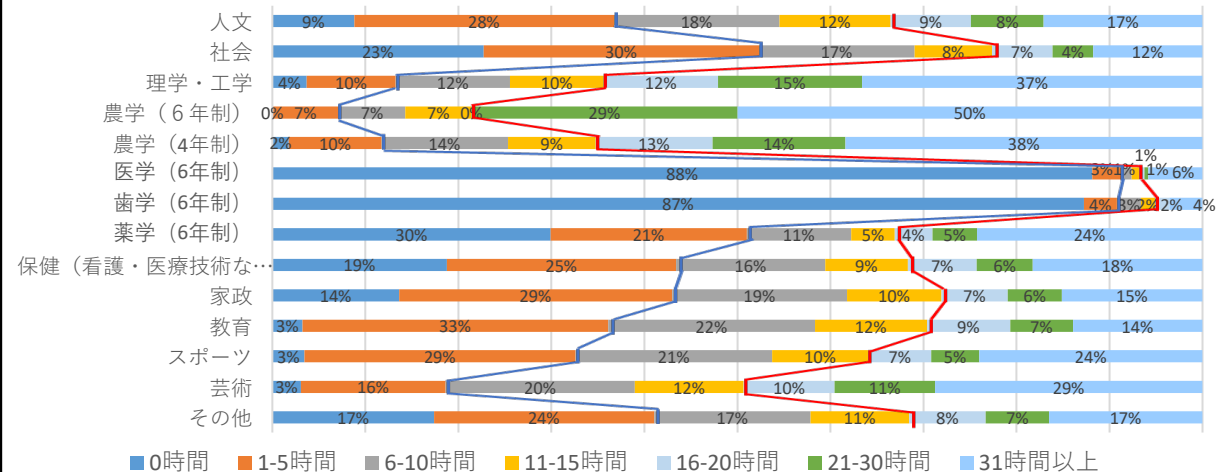
予習・復習・課題など授業に関する学習（卒業論文等は除く）



卒業論文・卒業研究・卒業制作（最終学年生のみ）



卒業論文・卒業研究・卒業制作

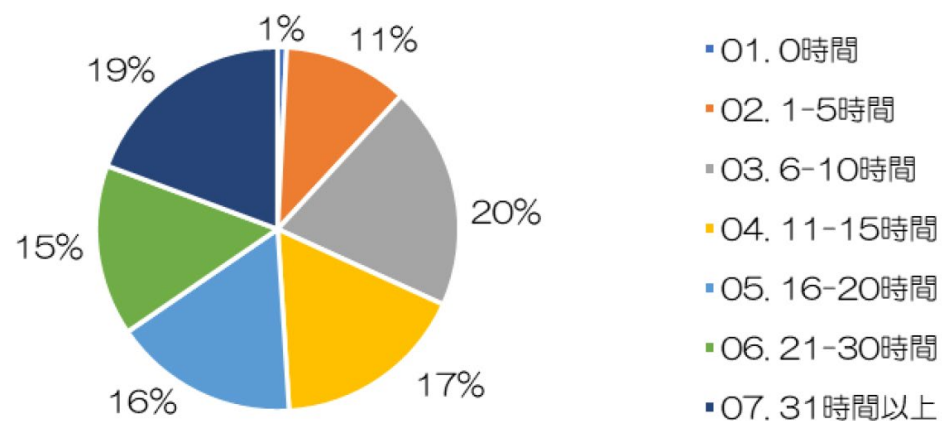




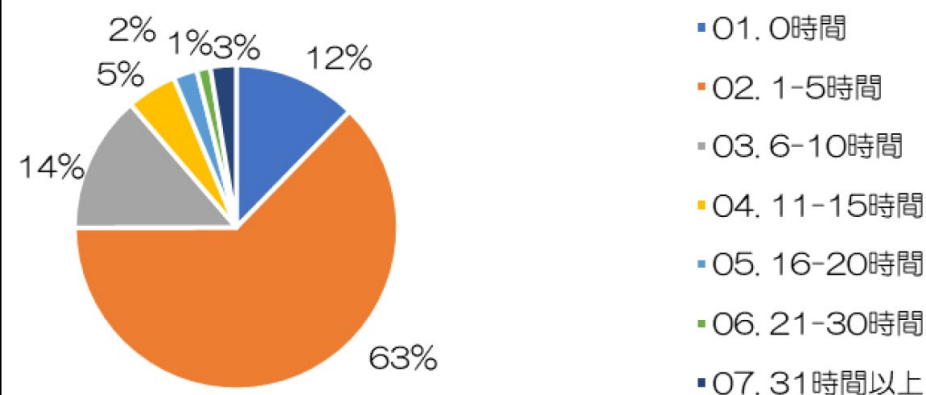
# 短期大学の最終学年の学生の学習時間

- 授業への出席時間については、週16時間以上の学生が50%、週5時間以下の学生は12%となっている。
- 予習・復習・課題など授業に関する学習については、週5時間以下の学生が75%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週16時間以上の学生が15%となっている。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間については、週5時間以下の学生が81%を占めている。

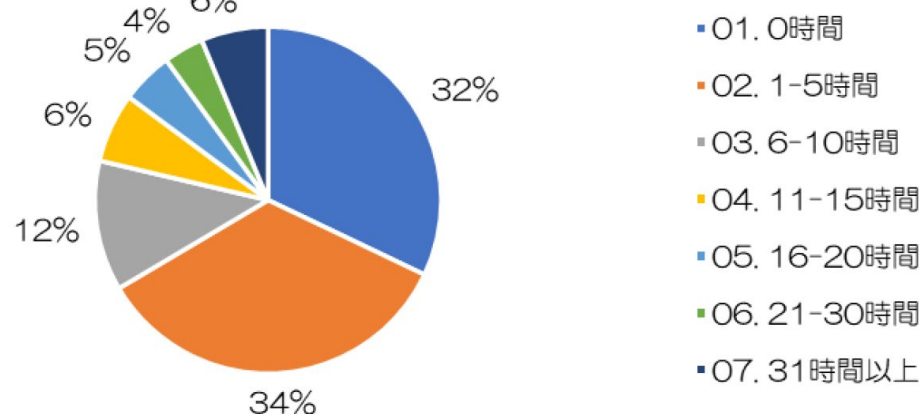
授業への出席（実験・実習、オンライン授業を含む）



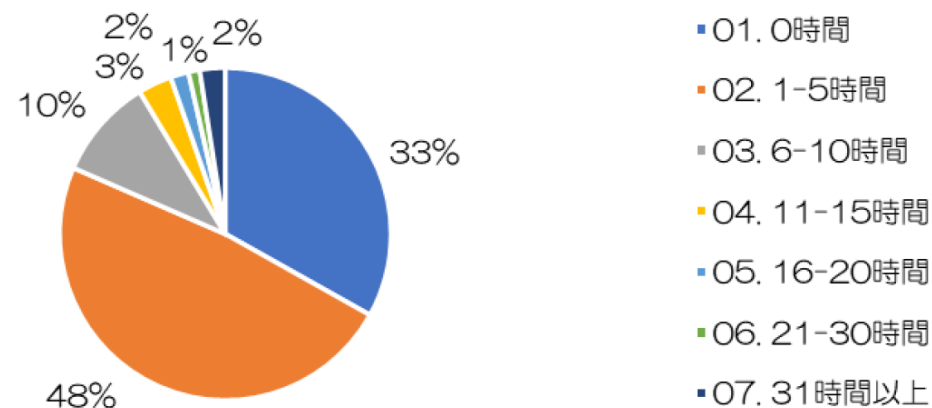
予習・復習・課題など授業に関する学習（卒業論文等は除く）



卒業論文・卒業研究・卒業制作



授業と直接関係しない自主的な学習（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）

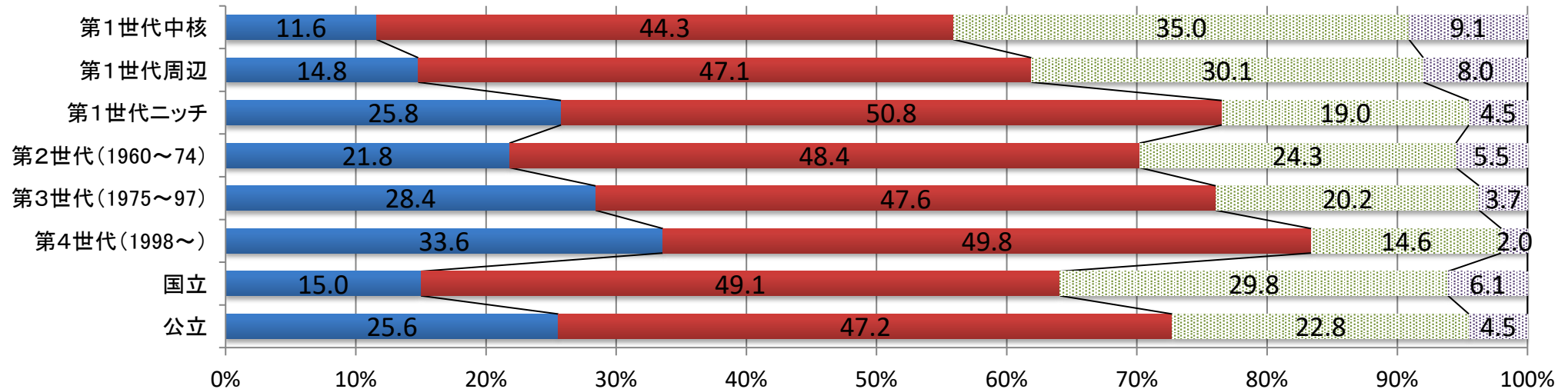




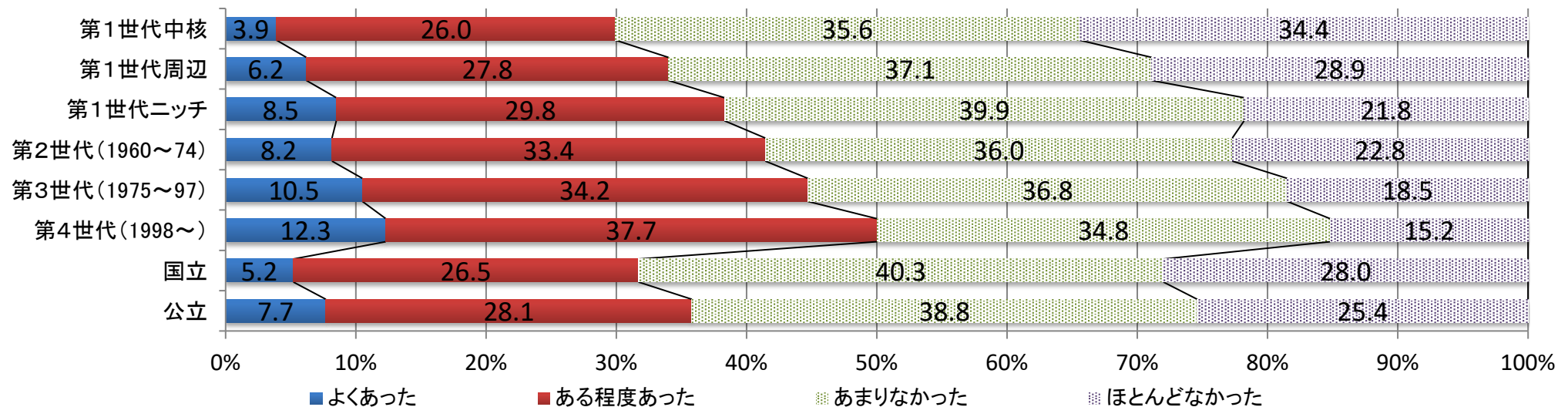
# 設置年代別・設置者別の授業改善状況

アクティブラーニング、学生・教員間の双方向的コミュニケーションなどの授業改善は、新設大学（私立）の方が進んでいる。

「グループワークなど学生が参加する機会がある」



「適切なコメントが付されて課題などが返却される」



■ よくあった ■ ある程度あった ■ あまりなかった ■ ほとんどなかった

※上記の第1～第4世代の私立大学の分類は、金子元久(1996)「高等教育大衆化の担い手」、『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』、放送教育開発センター研究報告91, pp.37-59による。

第1世代: 高等教育の大拡張期までに設立された大学(大学設置年～1959年)。中核大学は大規模で私立大学の中では中核的存在である大学10校。周辺大学は中核大学に含まれない規模が中～大の大学(1992年時点の在学者が4000人以上の大学)。ニッチ大学は特定の需要に対応しながら発展してきた小規模大学(女子大学、医歯薬系・宗教系・芸術系の単科大学)

第2世代: 高等教育大拡張期(1960～74年)に設立された大学。

第3世代: 大拡張期以降(1975年～)に設立された大学。

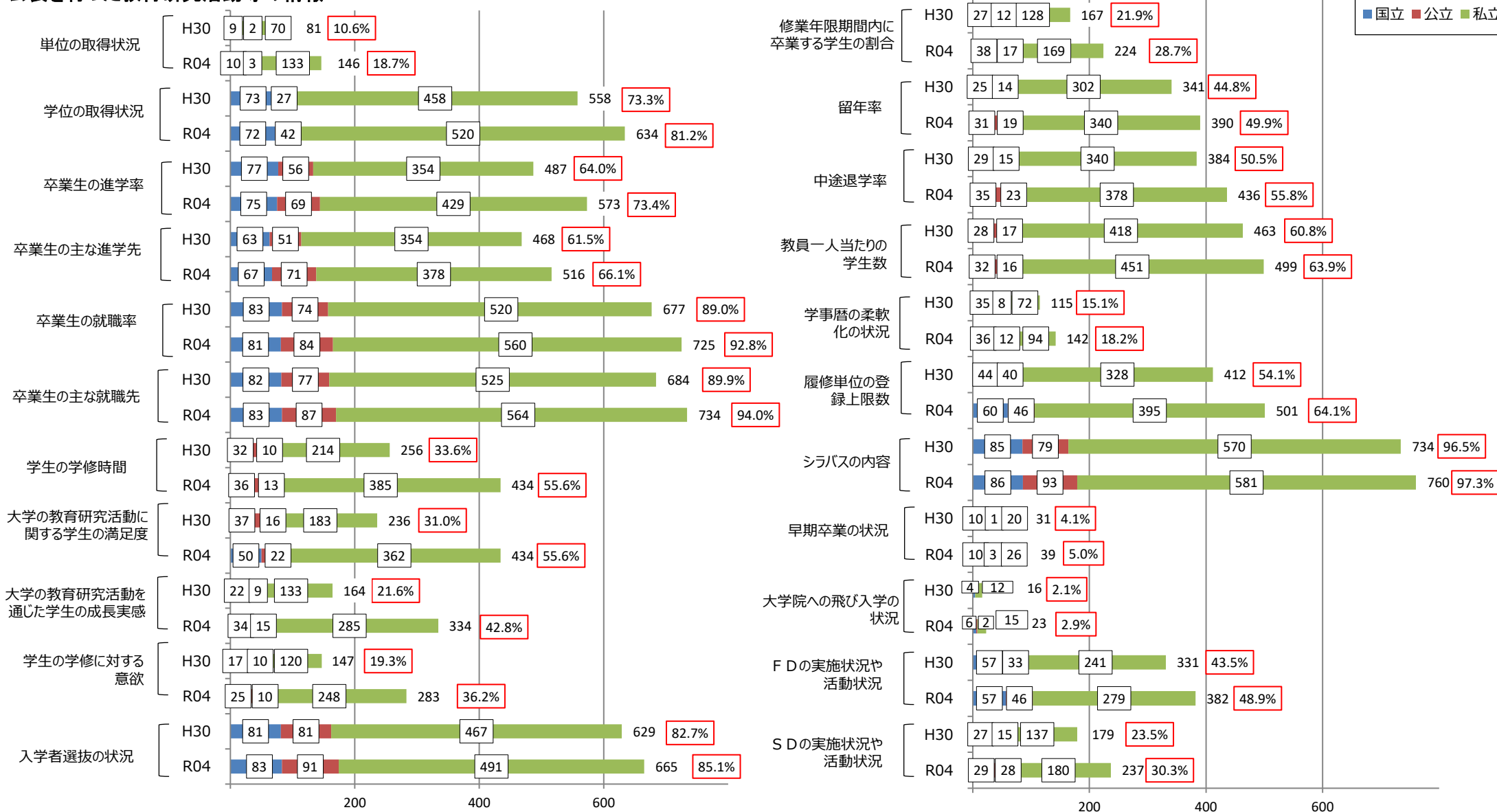
第4世代: 1998年以降に設立された大学。

出典: 国立教育政策研究所 平成30年度「大学生等の学習状況に関する調査」より濱中義隆氏作成

# 情報公表に関する取組状況

全ての大学において一定の情報公表が行われているが、法令において公表が義務付けられている項目以外、特に、「教学マネジメント指針」において社会から公表が強く求められると整理された情報項目（学生の学修時間、満足度、成長実感、学修に対する意欲、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化状況など）は、十分ではない状況。

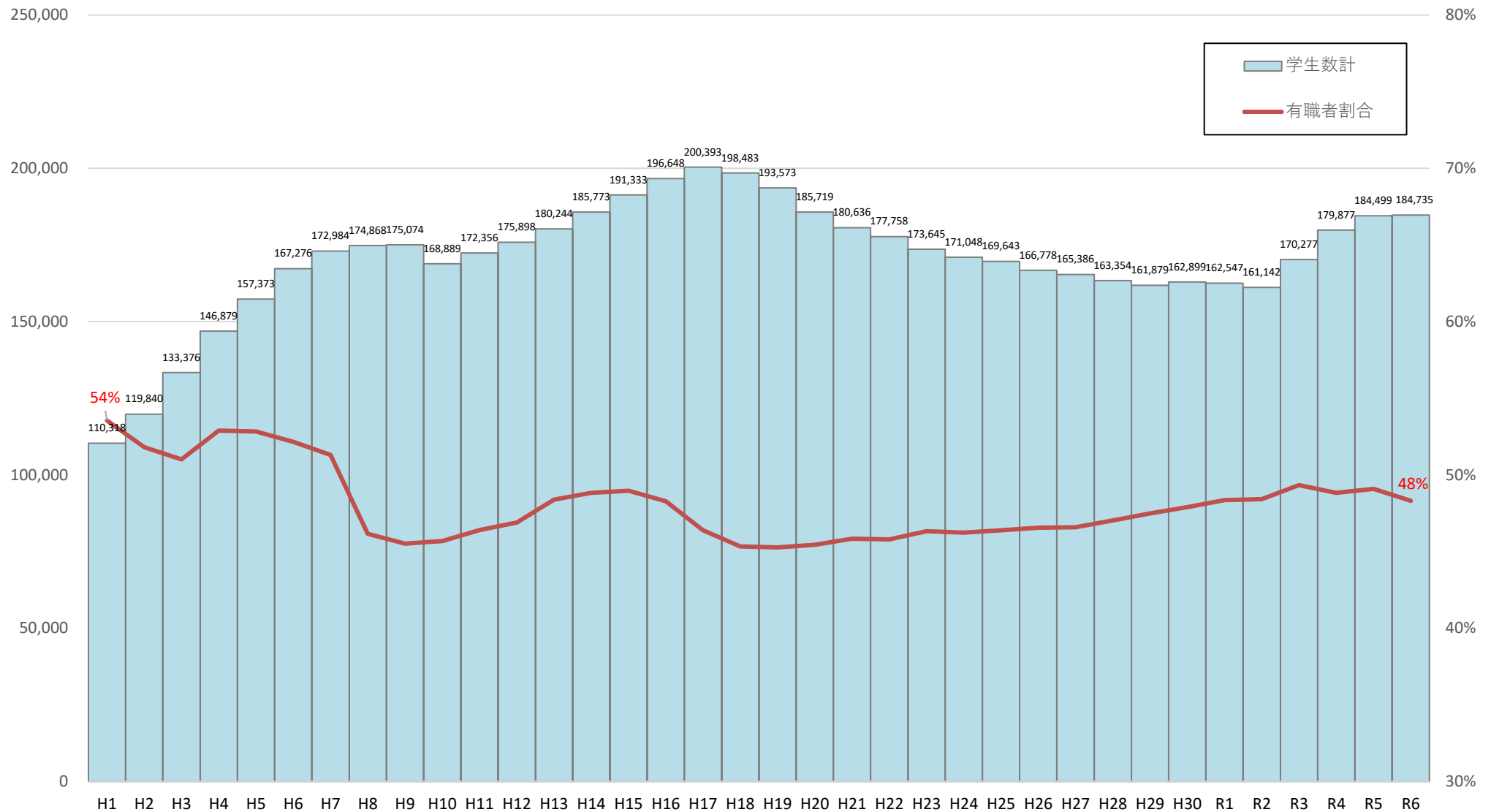
## 公表を行った教育研究活動等の情報



【出典】: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について(令和4年度)」

# 通信制大学(学部)の学生数及び有職者割合の推移

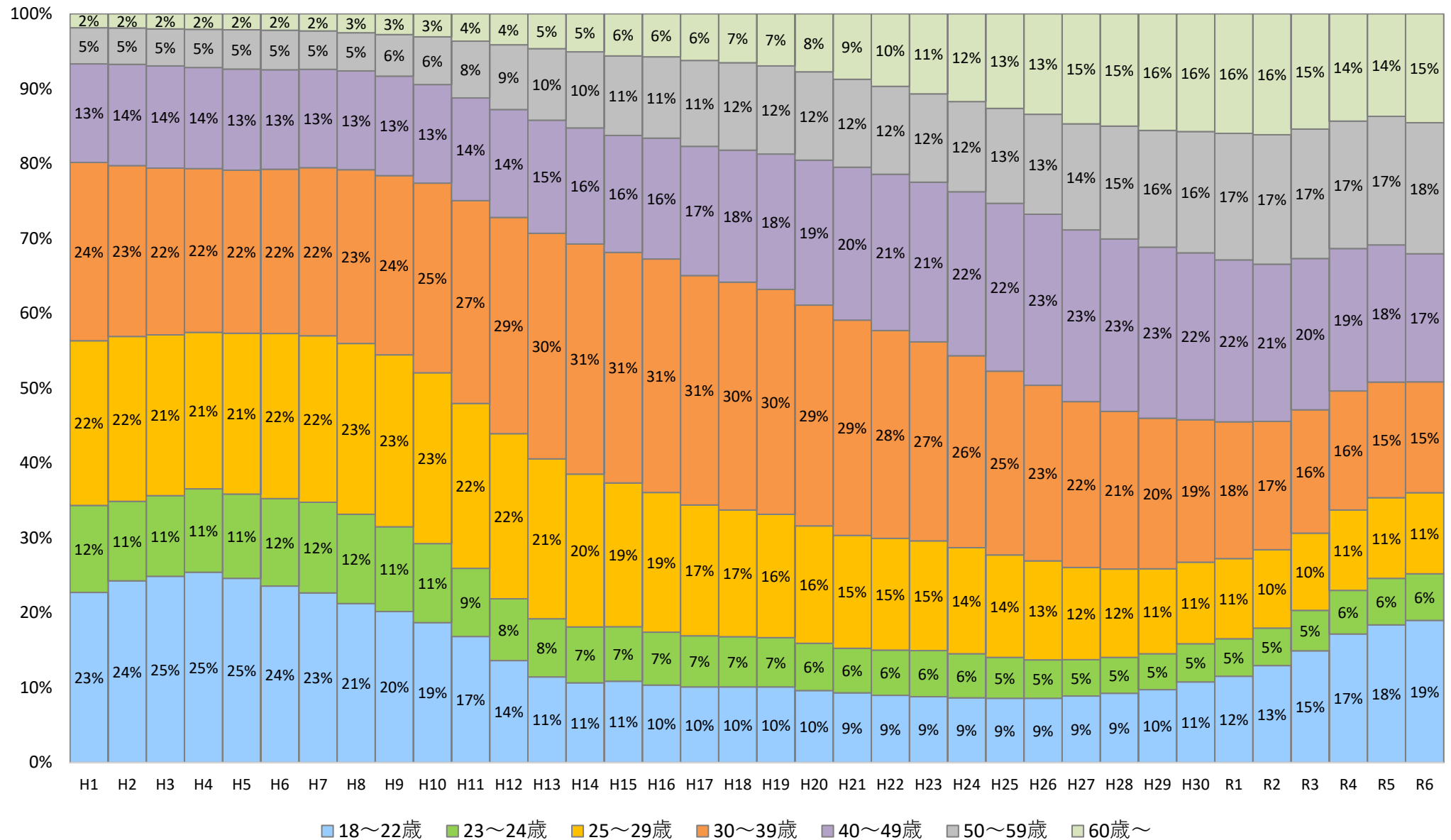
- 通信制大学（学部）の学生数は、平成17年をピークに減少していたが、近年は増加傾向となっている。
- 有職者の割合は、概ね50%程度で推移している。



(出典)文部科学省「学校基本統計」を基に作成

# 通信制大学(学部)の年齢別学生数の推移

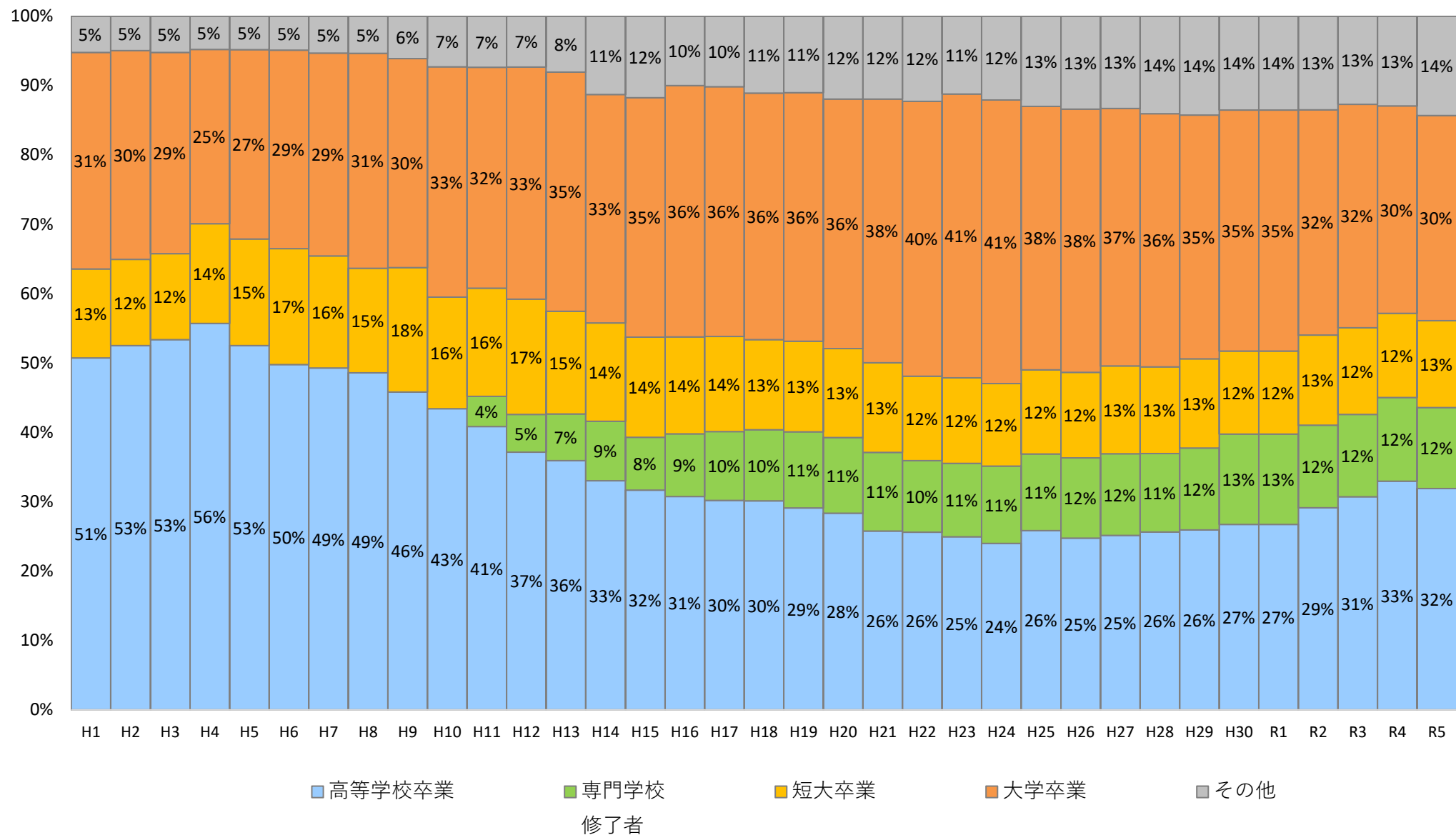
- 通信制大学（学部）の学生の年齢層について、平成初期と比べ、23歳～39歳の学生の割合が減少する一方で、50歳以上の学生の割合が増加した。
- 近年では、18～22歳の年齢層の割合が増加傾向。



(出典) 文部科学省「学校基本統計」を基に作成

# 通信制大学(学部)入学者の最終学歴の変遷

- 通信制大学（学部）入学者の最終学歴は、平成4年以降「高等学校卒業」の割合が減少し、「大学卒業」や「専門学校修了者」の割合が増加してきた。
- 近年では、「高等学校卒業」の割合が増加に転じている。

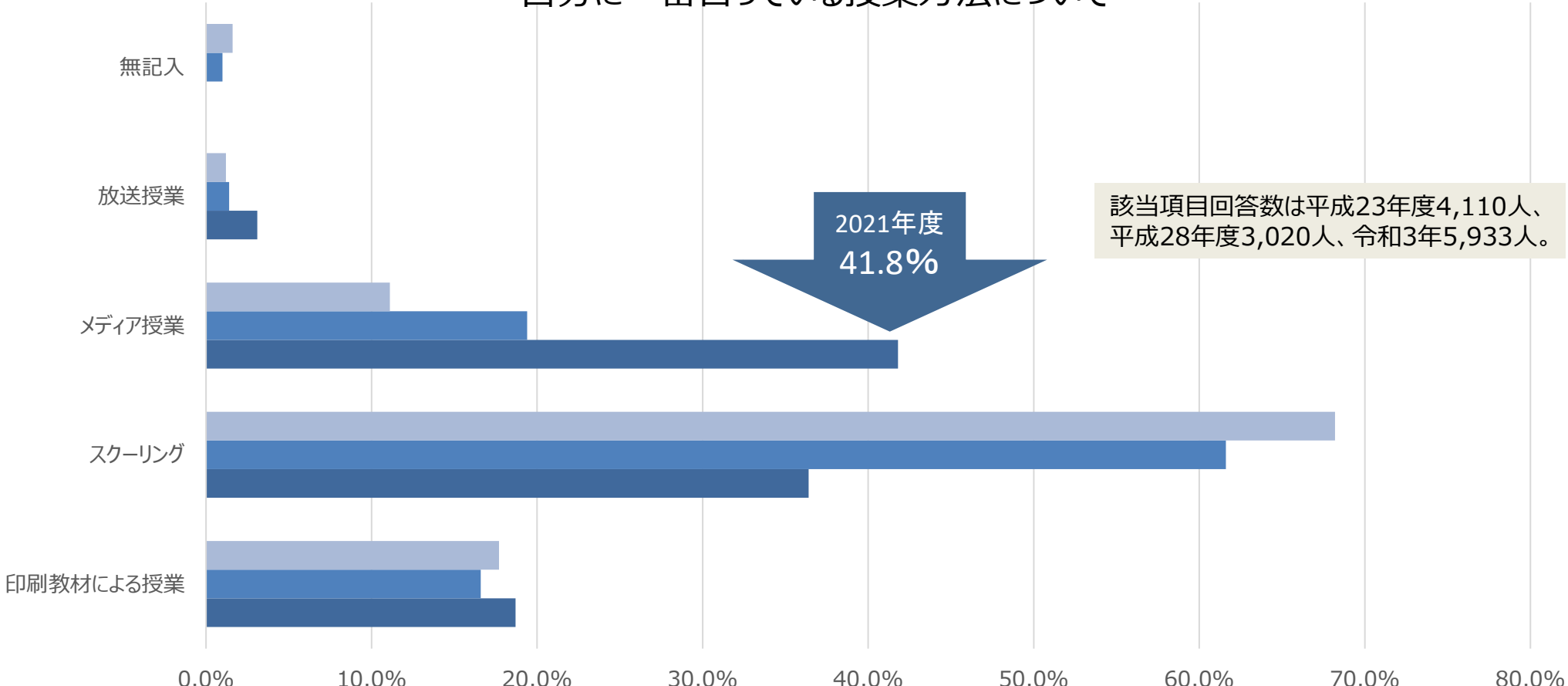


(出典)私立大学通信教育協会「入学調査」(正規の課程のみ)を基に作成

# 大学通信教育における授業方式

大学通信教育の4つの授業方式のうち、学生から評価の高いものは、面接授業（スクーリング）であったが、コロナ禍を経て、2021(令和3)年度調査では、遠隔授業（メディア授業）が最上位となった。

自分に一番合っている授業方法について



該当項目回答数は平成23年度4,110人、平成28年度3,020人、令和3年5,933人。

2021年度  
41.8%

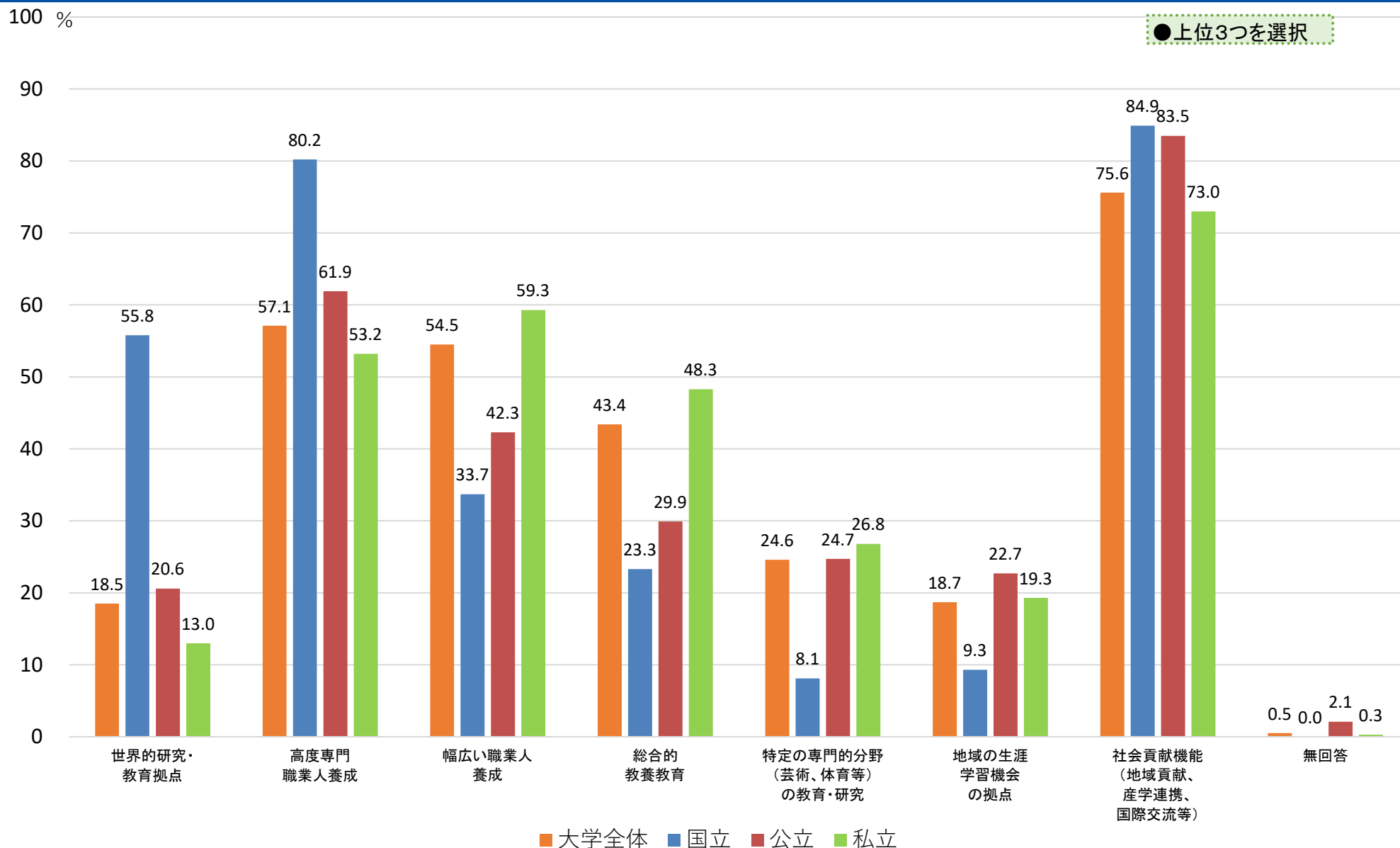
|        | 印刷教材による授業 | スクーリング | メディア授業 | 放送授業 | 無記入  |
|--------|-----------|--------|--------|------|------|
| 平成23年度 | 17.7%     | 68.2%  | 11.1%  | 1.2% | 1.6% |
| 平成28年度 | 16.6%     | 61.6%  | 19.4%  | 1.4% | 1.0% |
| 令和3年度  | 18.7%     | 36.4%  | 41.8%  | 3.1% | 0.0% |

平成23年度 平成28年度 令和3年度

私立大学通信教育協会「学生生活実態調査」

# 学長等が認識する「重視している大学等としての機能」

- 「世界的研究・教育拠点」と「高度専門職業人養成」は国立大学で高い割合となっている一方、「幅広い職業人養成」と「総合的教養教育」は私立大学で高い割合となっている。
- 「社会貢献機能（地域貢献、産学連携、国際交流等）」は、全ての設置者において高い割合であった。



出典：独立行政法人日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和3年度（2021年度））結果報告」を元に、文部科学省において作成  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_torikumi/\\_icsFiles/afieldfile/2022/12/20/1\\_kekka\\_1.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_torikumi/_icsFiles/afieldfile/2022/12/20/1_kekka_1.pdf)

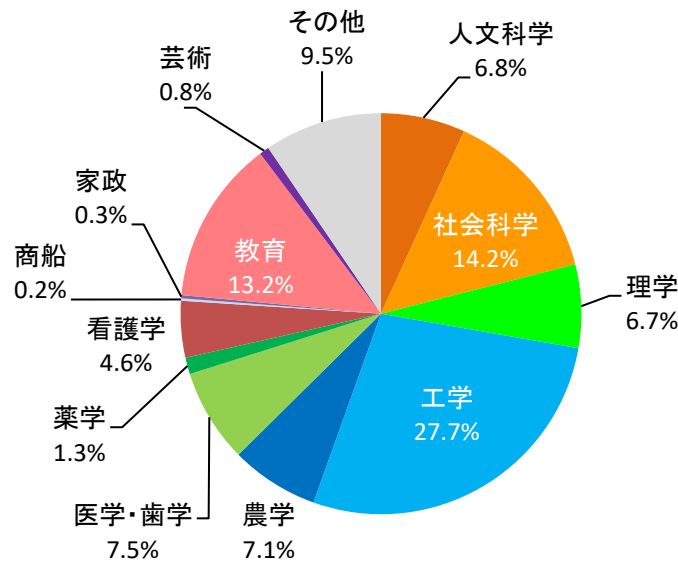
# 国公私別 学生数・構成比率(令和6年度)

大学数は国公私が約 1 : 1 : 7 だが、学生数は約 1 : 0.3 : 5。国立は自然科学系や教育系が多く、公立は看護学、私立は人文社会系が多い。

## 国立大学(86大学)

|         |          |
|---------|----------|
| 人 文 科 学 | 29,464人  |
| 社 会 科 学 | 61,726人  |
| 理 学     | 29,119人  |
| 工 学     | 120,087人 |
| 農 学     | 30,875人  |
| 医 学・歯学  | 32,699人  |
| 薬 学     | 5,767人   |
| 看 護 学   | 19,788人  |
| 商 船     | 849人     |
| 家 政     | 1,095人   |
| 教 育     | 57,309人  |
| 芸 術     | 3,419人   |
| そ の 他   | 41,190人  |

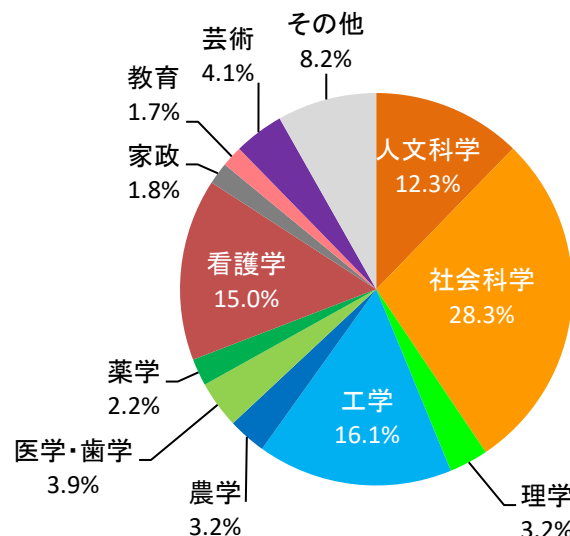
合計 433,387人



## 公立大学(103大学)

|         |         |
|---------|---------|
| 人 文 科 学 | 18,118人 |
| 社 会 科 学 | 41,791人 |
| 理 学     | 4,745人  |
| 工 学     | 23,769人 |
| 農 学     | 4,652人  |
| 医 学・歯学  | 5,743人  |
| 薬 学     | 3,300人  |
| 看 護 学   | 22,136人 |
| 家 政     | 2,675人  |
| 教 育     | 2,561人  |
| 芸 術     | 6,067人  |
| そ の 他   | 12,097人 |

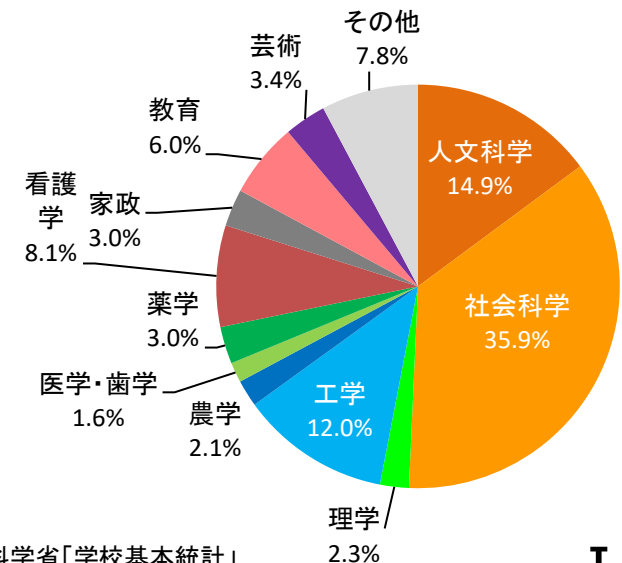
合計 147,654人



## 私立大学(624大学)

|         |          |
|---------|----------|
| 人 文 科 学 | 304,190人 |
| 社 会 科 学 | 734,112人 |
| 理 学     | 47,358人  |
| 工 学     | 245,800人 |
| 農 学     | 43,988人  |
| 医 学・歯学  | 32,909人  |
| 薬 学     | 60,813人  |
| 看 護 学   | 166,378人 |
| 家 政     | 61,007人  |
| 教 育     | 122,847人 |
| 芸 術     | 68,584人  |
| そ の 他   | 159,283人 |

合計 2,047,269人

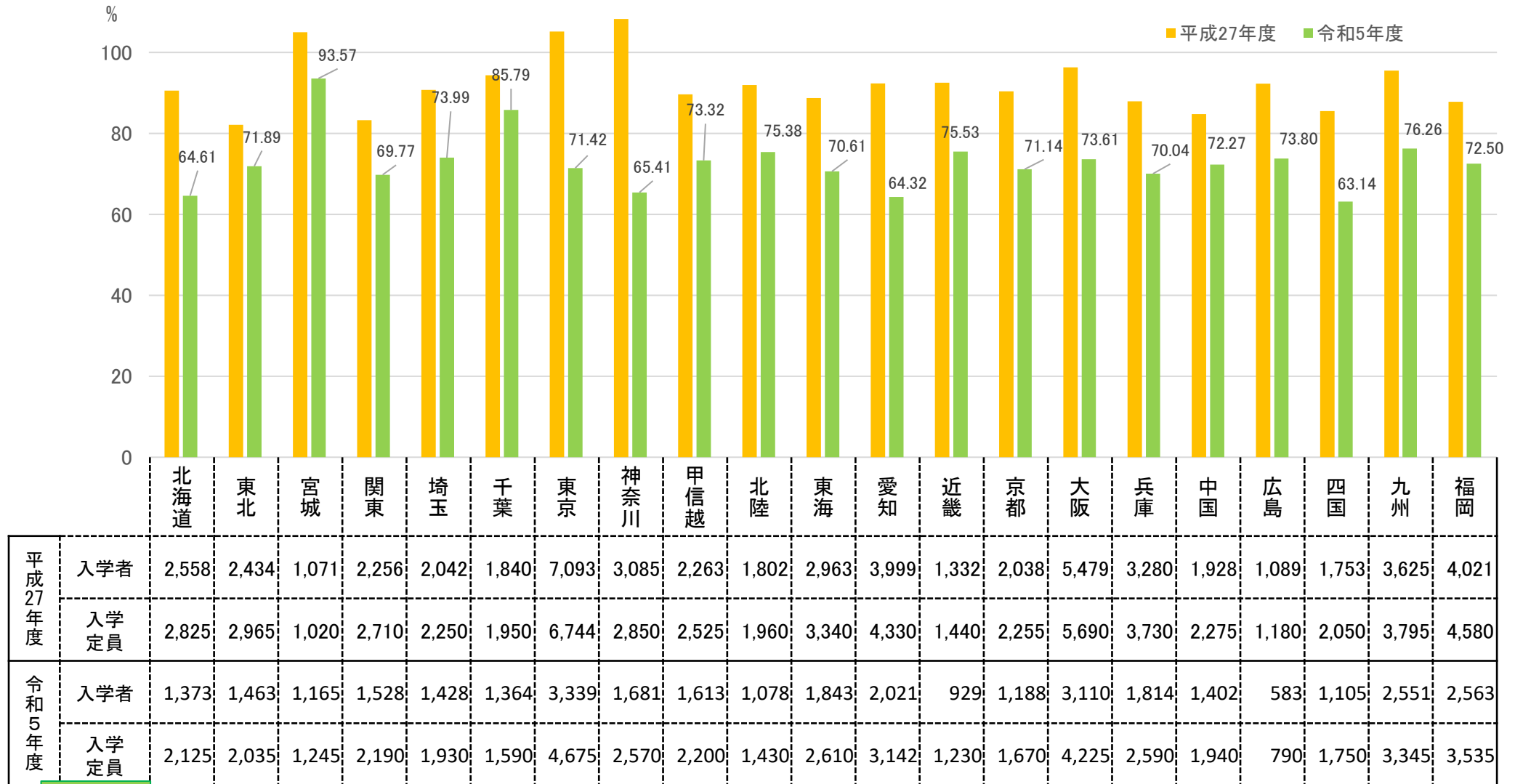


出典: 文部科学省「学校基本統計」



# 私立短期大学における地域別の入学定員充足率

令和5年度における私立短大の入学定員充足率は、平成27年度と比較して、全地域で減少している。



## 地域区分

北海道(北海道)  
東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)  
宮城(宮城)  
関東(茨城・栃木・群馬)

埼玉(埼玉)  
千葉(千葉)  
東京(東京)  
神奈川(神奈川)

甲信越(新潟・山梨・長野)  
北陸(富山・石川・福井)  
東海(岐阜・静岡・三重)  
愛知(愛知)

近畿(滋賀・奈良・和歌山)  
京都(京都)  
大阪(大阪)  
兵庫(兵庫)

中国(鳥取・島根・岡山・山口)  
広島(広島)  
四国(徳島・香川・愛媛・高知)  
九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)  
福岡(福岡)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

## 短期大学の廃止（募集停止を含む）

| 廃止年度<br>(募集停止年度) | 短期大学名             | 入学定員 | 所在地      |
|------------------|-------------------|------|----------|
| 令和元年度            | 高知短期大学（公立）        | 120名 | 高知県高知市   |
| 〃                | 奈良学園大学奈良文化女子短期大学部 | 100名 | 奈良県奈良市   |
| 令和２年度            | 関東短期大学            | 150名 | 群馬県館林市   |
| 〃                | 立教女学院短期大学         | 300名 | 東京都杉並区   |
| 令和３年度            | 大阪青山大学短期大学        | 60名  | 大阪府箕面市   |
| 〃                | 神戸山手短期大学          | 100名 | 兵庫県神戸市   |
| 〃                | 聖セシリア女子短期大学       | 100名 | 神奈川県大和市  |
| 〃                | 東海大学短期大学部         | 200名 | 静岡県静岡市   |
| 〃                | ブール学院短期大学         | 170名 | 大阪府堺市    |
| 令和４年度            | 青山学院女子短期大学        | 580名 | 東京都渋谷区   |
| 〃                | 浦和大学短期大学部         | 60名  | 埼玉県さいたま市 |
| 〃                | 東海大学医療技術短期大学      | 80名  | 神奈川県平塚市  |
| 〃                | 文化学園大学短期大学部       | 50名  | 東京都渋谷区   |
| 〃                | 北海道科学大学短期大学部      | 100名 | 北海道札幌市   |
| 令和５年度            | 愛知江南短期大学          | 150名 | 愛知県江南市   |
| 〃                | 宇都宮文星短期大学         | 70名  | 栃木県宇都宮市  |
| 〃                | 久留米信愛短期大学         | 135名 | 福岡県久留米市  |
| 〃                | 札幌大学女子短期大学部       | 80名  | 北海道札幌市   |
| 〃                | 杉野服飾大学短期大学部       | 50名  | 東京都品川区   |
| 令和６年度            | 環太平洋大学短期大学部       | 100名 | 愛媛県宇和島市  |
| (令和５年度から募集停止)    | 淑徳大学短期大学部         | 340名 | 東京都板橋区   |
| 〃                | 北陸学院大学短期大学部       | 100名 | 石川県金沢市   |

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。

※令和元年度以降に廃止(募集停止を含む)した短期大学を記載。

## 短期大学の廃止（募集停止を含む）

| 廃止年度<br>(募集停止年度) | 短期大学名         | 入学定員 | 所在地     |
|------------------|---------------|------|---------|
| (令和6年度から募集停止)    | 植草学園短期大学      | 100名 | 千葉県千葉市  |
| 〃                | 東京福祉大学短期大学部   | 75名  | 群馬県伊勢崎市 |
| (令和7年度から募集停止)    | 足利短期大学        | 50名  | 栃木県足利市  |
| 〃                | 池坊短期大学        | 250名 | 京都府京都市  |
| 〃                | 上智大学短期大学部     | 250名 | 神奈川県秦野市 |
| 〃                | 九州龍谷短期大学      | 100名 | 佐賀県鳥栖市  |
| 〃                | 就実短期大学        | 180名 | 岡山県岡山市  |
| 〃                | 純真短期大学        | 180名 | 福岡県福岡市  |
| 〃                | 城西短期大学        | 120名 | 埼玉県坂戸市  |
| 〃                | 鈴鹿大学短期大学部     | 90名  | 三重県鈴鹿市  |
| 〃                | 星美学園短期大学      | 100名 | 東京都北区   |
| 〃                | 西南女学院大学短期大学部  | 100名 | 福岡県北九州市 |
| 〃                | 園田学園女子大学短期大学部 | 145名 | 兵庫県尼崎市  |
| 〃                | 中九州短期大学       | 100名 | 熊本県八代市  |
| 〃                | 名古屋女子大学短期大学部  | 280名 | 愛知県名古屋市 |
| 〃                | 奈良佐保短期大学      | 180名 | 奈良県奈良市  |
| 〃                | 姫路日ノ本短期大学     | 50名  | 兵庫県姫路市  |
| 〃                | 福岡女学院大学短期大学部  | 100名 | 福岡県福岡市  |
| 〃                | 北星学園大学短期大学部   | 200名 | 北海道札幌市  |
| 〃                | 美作大学短期大学部     | 110名 | 岡山県津山市  |
| 〃                | 武庫川女子大学短期大学部  | 520名 | 兵庫県西宮市  |
| 〃                | 龍谷大学短期大学部     | 220名 | 京都府京都市  |

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。

※令和元年度以降に廃止（募集停止を含む）した短期大学を記載。

※令和7年度募集停止の短期大学については、令和5年4月時点の入学定員数を記載。

【出典】文部科学省作成